

令和4年度 第1回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和4年7月5日
と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

次 第

1 開 会

2 局長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 会長代理の選出について
- (2) 運営小委員会の委員の指名について
- (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (6) 山梨地方最低賃金審議会運営小委員会規程の改正について
- (7) 労使からの意見聴取について
- (8) 今後の審議日程について
- (9) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (10) その他

5 閉 会

第1回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和4年7月5日(火)

午後2:00~

場所: ニュー芙蓉 アメジストの間

伊藤委員
今井委員
反田委員
岡松委員
石垣委員

公益委員

小林委員
櫻井委員
佐々木委員
白倉委員
田草川委員

労側委員

一之瀬委員
川島委員
長谷川委員
山岸委員
依田委員

使側委員

事務局

賃金室長
労働局長
基準部長
室長補佐

出入口

山梨地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年5月4日任命

委員 定数 15人	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任期	2年
-----------------	--	----	----

会長: 会長代理:

氏名 職名等

【公益を代表する委員】

いしがき ちあき 石垣 千秋	山梨県立大学人間福祉学部 准教授	
いとう かずほ 伊藤 一帆	山梨大学生命環境学部 教授	
いまい こういち 今井 幸一	山梨県納税貯蓄組合総連合会 専務理事	* 2
おかまつ めぐみ 岡松 恵	山梨大学大学院総合研究部教育学域 准教授	
そつ た かず とみ 反田 一富	弁護士	

【労働者を代表する委員】

こばやし さかし 小林 賢	電機連合山梨地方協議会 事務局長	
さくらい すみと 櫻井 澄人	キトー労働組合 執行委員長	
ささき たくろう 佐々木 琢郎	UAゼンセン山梨県支部 支部長	
しらくら のりひと 白倉 範人	連合山梨 副事務局長	
たくさがわ あつひこ 田草川 厚彦	運輸労連山梨県連合会 執行委員長	

【使用者を代表する委員】

いちのせ しげき 一之瀬 滋輝	山梨県経営者協会 専務理事	
かわしま えい いち 川島 英一	(株)山梨オーバル 代表取締役	
はせがわ しょういちろう 長谷川 正一郎	長谷川醸造(株) 代表取締役社長	
やまぎし まさよし 山岸 正宜	山梨県中小企業団体中央会 参与	* 2
よだ く に ひこ 依田 訓彦	(株)少国民社 代表取締役社長	* 1

50音順・敬称略

* 1 令和4年1月24日任命

* 2 令和4年4月20日任命

山梨地方最低賃金審議会
運営小委員会名簿

令和3年7月1日任命

委員長： 委員長代理：

氏 名 職 名 等

【公益を代表する委員】

そつ た かず とみ
反田 一富 弁護士

○ たかの まさのり
鷹野 正則 山梨県納税貯蓄組合総連合会 専務理事

【労働者を代表する委員】

まくらい すみと
櫻井 澄人 キト一労働組合 執行委員長

たくさがわ あつひこ
田草川 厚彦 運輸労連山梨県連合会 委員長

【使用者を代表する委員】

いちのせ しげき
一之瀬 滋輝 山梨県経営者協会 専務理事

かわしま えい いち
川島 英一 (株)山梨オーバル 代表取締役

50音順・敬称略

令和4年度 地域別最低賃金審議日程表(案)

発効想定日:10/1

月	日	曜	審議会内容	対象	場所
7	5	火	第1回本審(地賃改正諮問) 午後2:00~	全員	ニュー芙蓉
	22	金	第1回専門部会 午後2:00~	部会委員	山梨労働局
	28	木	第2回本審(特定最賃必要性諮問) 午後2:00~	全員	ニュー芙蓉
			第2回専門部会(基本的見解) 午後3:00(本審終了後)~	部会委員	ニュー芙蓉
8	1	月	第3回専門部会(金額審議) 午後2:00~	部会委員	山梨労働局
	4	木	第4回専門部会(金額審議、結審予定) 午後2:00~	部会委員	山梨労働局
	5	金	第5回専門部会(予備日) 午後1:30~	部会委員	ニュー芙蓉
			第3回本審(地賃改正答申) 午後3:30~	全員	ニュー芙蓉
	22	月	特定最賃検討委員会 午後2:00~	検討委員会 委員	山梨労働局
	23	火	第4回本審(異議審) 午前10:00~	全員	ニュー芙蓉

- 1 目安答申の動向によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。
- 2 金額審議の状況によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

写

山梨労発基 0705 第 1 号
令和 4 年 7 月 5 日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨労働局長
生 方 勝

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和 55 年山梨労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第1回本審議会)

令和4年7月5日

令和4年度 第1回審議会 (7/5)

配付資料目次

1	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移	1
2	令和4年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金）	3
3	令和3年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況	5
4	令和3年度 地域別最低賃金の改定状況	7
5	最低賃金の履行確保に関する監督指導結果（県内）	9
6	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（全国）	11
7	業種別法違反の状況（全国）	12
8	経済指標等の結果一覧	13
9	最近の山梨県の経済情勢（令和4年4月27日、甲府財務事務所）	15
10	法人企業景気予測調査（令和4年6月13日、甲府財務事務所）	29
11	地域経済報告－さくらレポート－（抄）（2022年4月11日、日本銀行）	43
12	企業短期経済観測調査（2022年4月1日、日本銀行甲府支店）	55
13	山梨中央銀行調査月報（令和4年6月版）	67
14	山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き（令和4年3月分）（山梨県県民生活部統計調査課 毎月勤労統計調査地方調査結果）	83
15	新規学卒者の初任給の状況（山梨県）（令和3年賃金構造基本統計調査、甲府商工会議所「新卒者初任給調査」、山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」）	101
16	新規学卒者の初任給額の推移（令和3年賃金構造基本統計調査）	103
17	甲府市消費者物価指数（令和4年4月分）（令和4年6月9日、山梨県県民生活部統計調査課）	105
18	山梨県の労働市場の動き（令和4年5月分）	119
19	山梨地方最低賃金審議会運営小委員会規程（改正案）	123

20	労使からの意見聴取について（案）	125
21	山梨県労働組合総連合要請書（写）	149
22	令和4年度業務改善助成金 関係リーフレット	151

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

産業	項目	年度																			令和3年
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
1	金額(円)	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866
	引上額(円)	0	0	1	3	4	10	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28
	引上率(%)	0.00	0.00	0.15	0.46	0.61	1.53	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34
2	金額(円)	752	753	754	757	761	770	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934
	引上額(円)	1	1	1	3	4	9	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20
	引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.40	0.53	1.18	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19
3	金額(円)	758	759	760	764	768	778	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938
	引上額(円)	1	1	1	4	4	10	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19
	引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.53	0.52	1.30	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07

2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」であったが、産業分類の変更により平成20年度から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)

令和3年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況

会議名称等	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
山梨地方最低賃金審議会	7月1日 ○会長及び会長代理の選出 ○運営小委員会の委員の指名 ○山梨県最低賃金の改正決定の諮問 ○山梨県最低賃金専門部会の設置 ○特定最低賃金検討委員会委員の選出 ○今後の審議日程について 【諮問】 ・地賃：7/1 ・必要性：7/29 ・電気：8/23 ・自動車：8/23 【答申】 ・地賃：8/5 ・必要性：8/23 ・電気：10/14 ・自動車：10/12	7月29日 ○令和3年度目安について(伝達) ○賞金実態調査結果について ○労使からの意見聴取結果について ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の諮問 ○今後の審議日程について	8月5日 ○山梨県最低賃金の改正決定の答申 ○今後の審議日程について	8月23日 ○審議会の意見(県最賃答申)に関する異議申出について(諮問・答申) ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の必要性有無の答申 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正決定の諮問 ○特定最低賃金(電気、自動車)専門部会の設置 ○特定最低賃金専門部会専決の決議	9月29日 ○最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて ○今年度の地域別最低賃金の審議への影響について	3月8日 ○令和4年度最低賃金改正等の推進について ○特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について
	山梨県最低賃金専門部会	7月16日 ○部長、部会長代理選出 ○山梨県最低賃金改正の審議日程について ○最低賃金等の状況等について(資料説明) ○労使からの意見聴取結果について ○今後の審議の進め方について	7月29日 ○山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について(資料説明) ○各側の基本的見解	8月2日 ○改正審議	8月4日 ○改正審議(結審) ※多数決	
特定最低賃金検討委員会	8月17日 ○特定最低賃金(電気、自動車)改正の必要性の審議					
特定最低賃金	9月29日 (合同専門部会) ○部長、部会長代理選出 ○特定最低賃金改正の審議日程について ○特定最低賃金の状況等について(資料説明) ○各側の基本的見解	10月7日 ○改正審議	10月14日 ○改正審議(結審) ※全会一致 ○特定最低賃金(山梨県電気機械器具等製造業最低賃金)の改正決定の答申			
	自動車・同附属品製造業	10月5日 ○改正審議	10月12日 ○改正審議(結審) ※全会一致 ○特定最低賃金(山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金)の改正決定の答申			
運営小委員会						3月8日 ○令和4年度最低賃金改正等の推進について

令和3年度 地域別最低賃金の改定状況

ランク	都道府県	発効日	最低賃金額	引上げ額	格差 (東京=100)	引上率
A	東京	2021年10月1日	1041	28	100.0	2.76%
A	神奈川	2021年10月1日	1040	28	99.9	2.77%
A	大阪	2021年10月1日	992	28	95.3	2.90%
A	愛知	2021年10月1日	955	28	91.7	3.02%
A	埼玉	2021年10月1日	956	28	91.8	3.02%
A	千葉	2021年10月1日	953	28	91.5	3.03%
B	京都	2021年10月1日	937	28	90.0	3.08%
B	兵庫	2021年10月1日	928	28	89.1	3.11%
B	静岡	2021年10月2日	913	28	87.7	3.16%
B	滋賀	2021年10月1日	896	28	86.1	3.23%
B	茨城	2021年10月1日	879	28	84.4	3.29%
B	栃木	2021年10月1日	882	28	84.7	3.28%
B	広島	2021年10月1日	899	28	86.4	3.21%
B	長野	2021年10月1日	877	28	84.2	3.30%
B	富山	2021年10月1日	877	28	84.2	3.30%
B	三重	2021年10月1日	902	28	86.6	3.20%
B	山梨	2021年10月1日	866	28	83.2	3.34%
C	群馬	2021年10月2日	865	28	83.1	3.35%
C	岡山	2021年10月2日	862	28	82.8	3.36%
C	石川	2021年10月7日	861	28	82.7	3.36%
C	香川	2021年10月1日	848	28	81.5	3.41%
C	奈良	2021年10月1日	866	28	83.2	3.34%
C	宮城	2021年10月1日	853	28	81.9	3.39%
C	福岡	2021年10月1日	870	28	83.6	3.33%
C	山口	2021年10月1日	857	28	82.3	3.38%
C	岐阜	2021年10月1日	880	28	84.5	3.29%
C	福井	2021年10月1日	858	28	82.4	3.37%
C	和歌山	2021年10月1日	859	28	82.5	3.37%
C	北海道	2021年10月1日	889	28	85.4	3.25%
C	新潟	2021年10月1日	859	28	82.5	3.37%
C	徳島	2021年10月1日	824	28	79.2	3.52%
D	福島	2021年10月1日	828	28	79.5	3.50%
D	大分	2021年10月6日	822	30	79.0	3.79%
D	山形	2021年10月2日	822	29	79.0	3.66%
D	愛媛	2021年10月1日	821	28	78.9	3.53%
D	島根	2021年10月2日	824	32	79.2	4.04%
D	鳥取	2021年10月6日	821	29	78.9	3.66%
D	熊本	2021年10月1日	821	28	78.9	3.53%
D	長崎	2021年10月2日	821	28	78.9	3.53%
D	高知	2021年10月2日	820	28	78.8	3.54%
D	岩手	2021年10月2日	821	28	78.9	3.53%
D	鹿児島	2021年10月2日	821	28	78.9	3.53%
D	佐賀	2021年10月6日	821	29	78.9	3.66%
D	青森	2021年10月6日	822	29	79.0	3.66%
D	秋田	2021年10月1日	822	30	79.0	3.79%
D	宮崎	2021年10月6日	821	28	78.9	3.53%
D	沖縄	2021年10月8日	820	28	78.8	3.54%
全国加重平均		-	930	28	-	3.10%

最低賃金の履行確保に関する監督指導結果 (平成29年～令和4年)

1 監督指導実施状況

山梨労働局

	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年
監督実施事業場数	133	141	127	146	146	132
違反事業場数	19	10	18	27	10	17
違反率	14.3%	7.1%	14.2%	18.5%	6.8%	12.9%
監督対象労働者数	1,387	1,701	1,168	2,321	2,415	2,289
最低賃金額未 労働者数	58	40	68	93	22	48
比率	4.2%	2.4%	5.8%	4.0%	0.9%	2.1%

2 違反事業場の最低賃金認識状況

	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年
違反事業場数	19	10	18	27	10	17
適用される最低賃金を 知っている	8	2	10	12	2	5
割合	42.1%	20.0%	55.6%	44.4%	20.0%	29.4%
金額は知らないが適用 されるのを知っている	9	6	7	13	7	11
割合	47.4%	60.0%	38.9%	48.1%	70.0%	64.7%
最低賃金が適用される のを知らなかった。	2	2	1	2	1	1
割合	10.5%	20.0%	5.6%	7.4%	10.0%	5.9%

3 監督実施事業場の最低賃金認識状況

	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年
適用される最低賃金を 知っている	68.4%	65.2%	69.3%	69.9%	70.5%	54.5%
金額は知らないが適用 されるのを知っている	30.1%	33.3%	29.1%	28.1%	28.1%	44.7%
最低賃金が適用される のを知らなかった。	1.5%	1.4%	1.6%	2.1%	1.4%	0.8%

(参考)最低賃金額

(円)

最低賃金件名	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年
地 賃	866	838	837	810	784	759
電 気	934	914	913	890	869	851
自 動 車	938	919	918	896	875	857

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づき事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和4年1月～3月、全国計）

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01 食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02 繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	-
08 化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10 鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12 金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14 電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15 輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	-
01 土木木工事業	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	-
02 建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	-
03 その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	-
04 運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	-
02 道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
03 道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	-
05 貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	-
1号～5号 計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06 農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	-
01 農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	-
02 林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	-
01 畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	-
02 水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	-
08 商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01 卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	-
02 小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03 理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	-
04 その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	-
09 金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	-
01 金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	-
02 広告・あわせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	-
10 映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	-
11 通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	-
13 保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	-
01 医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	-
02 社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	-
01 旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	-
02 飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	-
15 清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	-
16 官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
17 その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	-
01 派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	-
02 その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	-
6号～17号 計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

経済指標等の結果一覧

資料名	発表元	ページ	主なポイント
最近の山梨県の経済情勢 (4/27発表、四半期ごと)	甲府財務事務所	P 15	<p>【総括判断】「県内経済は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」(→)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人消費—一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直し(→) ・生産活動—緩やかに持ち直し(→) ・雇用情勢—緩やかに持ち直しつつある(↗) ・設備投資—3年度は減少見込み(→) ・企業収益—3年度は増益見込み(→) ・企業の景況感—「下降」超幅が拡大(→) ・住宅建設—前年を上回る(→) <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">※矢印は前回との比較</p>
法人企業景気予測調査 (6/13発表、四半期ごと)	甲府財務事務所	P 29	<p>4年4～6月期(現状判断)の景況判断BSI(「上昇」と回答した法人の構成比)は、前回1～3月期の現状判断と比較して、全産業で「上昇」超に転換(▲27.1→6.7)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業—「上昇」超に転換(▲37.5→33.3) ・中堅企業—「上昇」超に転換(▲14.3→17.9) ・中小企業—「下降」超幅が縮小(▲31.7→▲11.6) ・製造業—「上昇」超に転換(▲10.5→15.4) ・非製造業—「下降」超から均衡(▲40.4→0.0)
地域経済報告 —さくらしレポート— (4/11発表、四半期ごと) ※関東甲信越地域が対象	日本銀行	P 43	<p>「感染症の影響などから弱い動きがみられるものの、基調としては持ち直している。」(関東甲信越地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共投資—弱い動き ・設備投資—全体として持ち直し ・個人消費—感染症が拡大した時期を中心に弱い動きがみられる ・住宅投資—持ち直しつつある ・雇用・所得動向—弱い動き続く ・物価—消費者物価の前年比は0%台半ば ・輸出—基調としては増加が続く
企業短期経済観測調査 (4/1発表、四半期ごと)	日本銀行甲府支店	P 55	<p>業況判断DI(「良い」と回答した企業の構成比—「悪い」と回答した企業の構成比)は全産業で▲5(前回調査比9ポイント悪化)</p> <p>製造業は15(2ポイント悪化) 非製造業は▲21(15ポイント悪化)</p>

資料名	発表元	ページ	主なポイント
山梨中央銀行調査月報 (6/10 発表、毎月)	山梨中央銀行	P 67	<p>(概況)「最近の県内景気(4月～5月)は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している。生産面においては、機械工業が、一部に弱い動きがみられるものの、全体としては増勢を維持している。蓋要面においては、設備投資が回復傾向にあるほか、個人消費も持ち直している。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人消費—経済活動が正常化しつつあるなか、持ち直しの動きが続く。 ・設備投資—製造業を中心に回復傾向。 ・機械工業—全体としては増勢を維持しているが、一部に弱い動きもみられる。 ・地場産業—国内需要の縮小、原材料価格の上昇、感染症の影響など厳しい局面が続くが、一部に回復の動き。
山梨の賃金・労働時間 及び雇用の動き (5/30発表、毎月)	山梨県県民生活部 統計調査課	P 83	<p>令和4年3月分(速報)前年同月比で、 現金給与総額は3.2%の減少(4か月ぶりの減少) 所定外労働時間は4.6%の増加(2か月連続の増加) 常用労働者は1.7%の減少(9か月連続の減少)</p>
新規学卒者の初任給の状況 (令和3年度分調査、毎年)	①厚生労働省 ②甲府商工会議所 ③山梨県中小企業 団体中央会	P 101	<p>①上昇・低下、まちまち(規模10人以上が対象) ②いずれの学歴でも上昇 ③一部の区分を除いて上昇</p>
甲府市消費者物価指数 (6/9発表、毎月)	山梨県県民生活部 統計調査課	P 105	<p>総合指数は、100.7(2020年を100とする)で、前年同月比1.3%となり、2か月連続のプラス。 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、98.7で、前年同月比-0.7%となり、14か月連続のマイナス。前月比は、0.7%で2か月連続のプラス。</p>



最近の山梨県の経済情勢

令和4年4月27日

財務省関東財務局

甲府財務事務所

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」

項目	前回（4年1月判断）	今回（4年4月判断）	前回比較
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられるものの、緩やかに持ち直している	新型コロナウイルス感染症等の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している	→

（注）4年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。生産活動は緩やかに持ち直している。雇用情勢は感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある。

【各項目の判断】

項目	前回（4年1月判断）	今回（4年4月判断）	前回比較
個人消費	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している	→
生産活動	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
雇用情勢	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、横ばいの状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	↗
設備投資	3年度は減少見込みとなっている	3年度は減少見込みとなっている	→
企業収益	3年度は増益見込みとなっている	3年度は増益見込みとなっている	→
企業の景況感	「下降」超幅が縮小している	「下降」超幅が拡大している	→
住宅建設	前年を上回っている	前年を上回っている	→

【先行き】

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響を注視する必要があるほか、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。

2. 各論

- **個人消費** 「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」

百貨店・スーパー販売額、乗用車の新車登録届出台数は前年を下回っているものの、家電大型専門店販売額やコンビニエンスストア販売額などは前年を上回っている。また、観光・宿泊は足下で持ち直しつつある。これらのことから、個人消費は感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 以前までのコロナ特需による売上伸長のような特徴的な動きは見られず、コロナ禍前の状況に戻りつつある。(百貨店・スーパー、中小企業)
- 受注数では前年並みだが、納車遅れにより売上につながっていない。昨今の原油高によるガソリン価格高騰の影響で、営業車や試乗車のガソリン代が利益を圧迫している。(自動車販売、中小企業)
- 新生活需要という時期的なものもあるが、PCの売れ行きが良い。新社会人の需要があるほか、児童・生徒が学校の授業でPCを使うようになったことを背景に家庭でも一人一台買うという傾向が強い。(家電量販店、中小企業)
- 3月中旬時点では観光地域の売上が落ちていた。一方で、外食機会の減少によって住宅地域の売上が伸びている。(コンビニエンスストア、大企業)
- オミクロン株の感染拡大の影響により、1月に10日間程度、2月に半月程度休館した。昨年の同時期はほぼ全日休館していたため、昨年と比べると売上は増加しているものの、全体的にあまり業況は良くない。ただ、4月に入り足下では収容制限をしている中で、週末は満館に近い状況になるなど、客足が回復基調にある。今年のGWは日の並びが良く、現時点で既に予約で満館になる日もあり、さらなる客足回復に期待している。(宿泊、中小企業)

■ 生産活動 「緩やかに持ち直している」

汎用・業務用機械などは減少しているものの、電子部品・デバイス、生産用機械などは増加している。これらのことから、生産活動は全体として緩やかに持ち直している。

- 一部の医療機器の受注減により生産数が減少。電気料金の値上げや石油価格の高騰による影響が昨年末頃から出てきており負担になっている。(業務用機械、中堅企業)
- IoT関連需要の高まりにより主力製品の受注・生産が好調であり、需要に対して生産が追い付いていないことから生産設備を増強している。(情報通信機械、大企業)
- 市場の成長を見据えた調達や生産により需要の増加に対応している。ただし、足下では半導体のみならず様々な部材調達の厳しさや原材料価格の高騰もみられることから、代替部品の選定や部材の共通化のほか、定期的に仕入先に対して需要の見通しを共有することにより対処している。(生産用機械、大企業)

■ 雇用情勢 「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある」

感染症の影響がみられるものの、有効求人倍率は上昇し、雇用情勢は緩やかに持ち直しつつある。

- 令和4年度の新卒採用者は昨年度よりも10名以上増員となった。職員の年齢層が高く、定年退職者の将来増を見越して採用数を増やしている。(小売業、中小企業)
- 令和4年度はエンジニアの中途採用を対前年比3倍に増やしたが、それでも人手不足は完全には解消されていない。(製造業、大企業)
- 昨年比で採用数を増やしたものの、施設の整備を行う技術職はまだ不足している。(娯楽、中小企業)
- 感染拡大の影響による従業員の過剰感があり、雇用調整助成金を活用して対応している。(宿泊、中小企業)

■ 設備投資 「3年度は減少見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」4年1-3月期

○ 3年度の設備投資計画をみると、製造業では前年比▲19.1%の減少見込み、非製造業では同▲31.7%の減少見込みとなっており、全産業では同▲22.3%の減少見込みとなっている。

■ 企業収益 「3年度は増益見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」4年1-3月期

○ 3年度の経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)をみると、製造業では前年比87.5%の増益見込み、非製造業では同0.3%の増益見込みとなっており、全産業では同85.1%の増益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超幅が拡大している」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」4年1-3月期

○ 景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が拡大している。先行きについては、全規模・全産業ベースでみると、4年4-6月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

■ 住宅建設 「前年を上回っている」

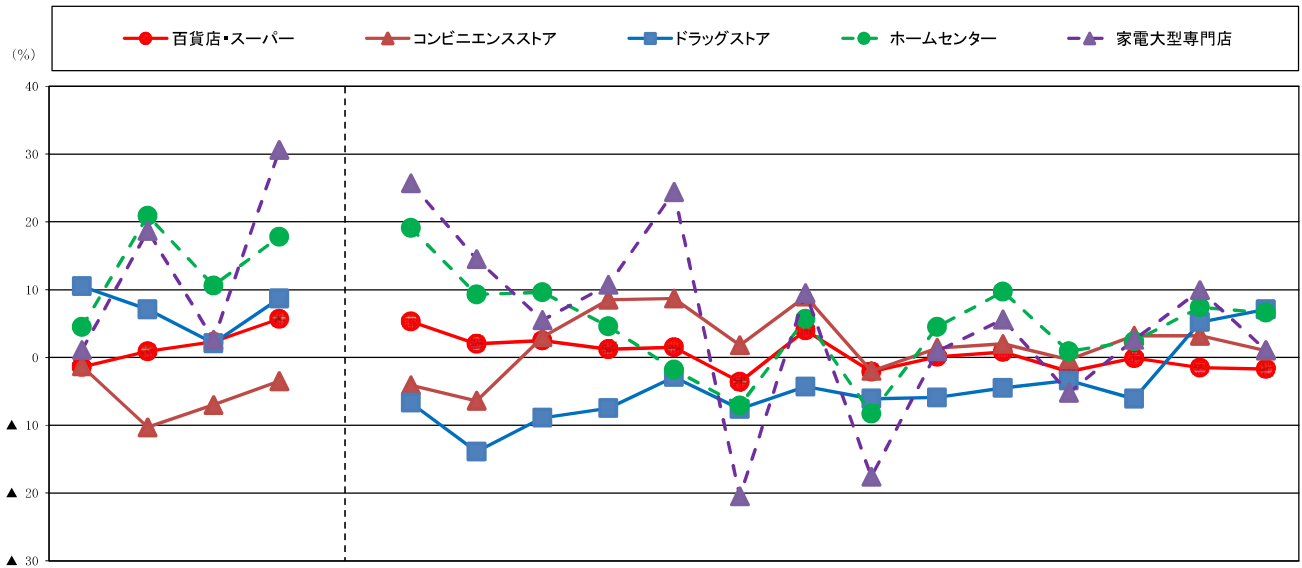
○ 新設住宅着工戸数をみると、持家は前年を下回っているものの、貸家、分譲住宅は前年を上回っており、全体として前年を上回っている。

- 以前は注文住宅の販売に特化していたが、近年は建売住宅の販売も開始。建売住宅の販売比率は年々高まっている。(不動産、中小企業)

1. 個人消費

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している

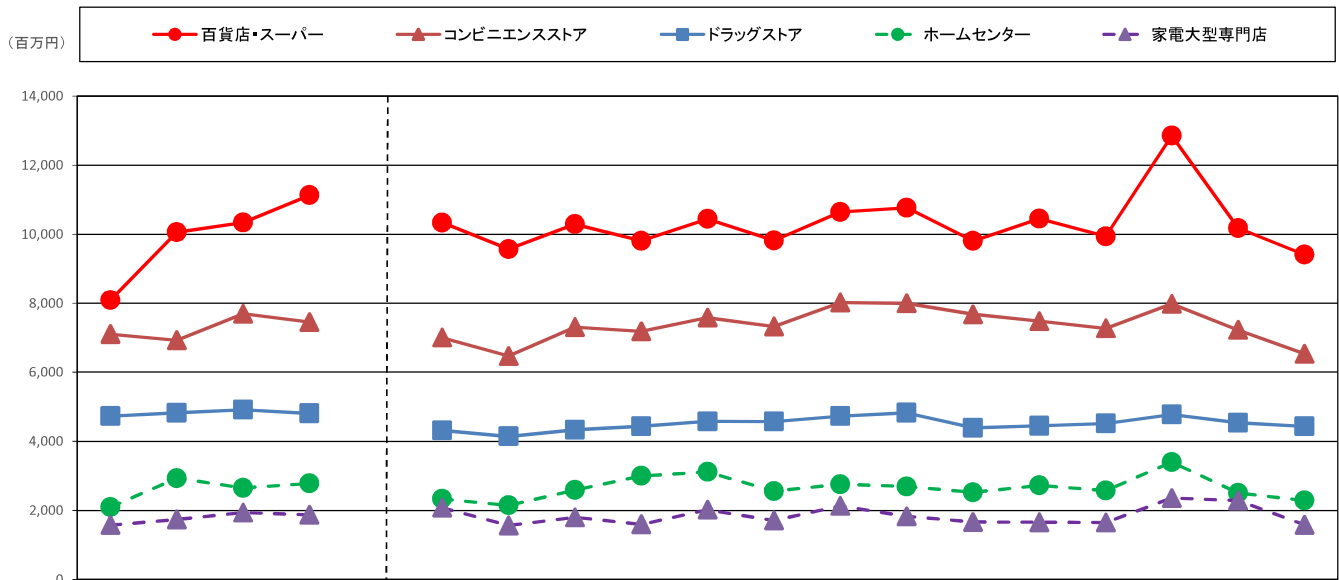
業態別販売額(県内・前年同月比)



	【四半期平均】				【単月】																
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月			
百貨店・スーパー	▲ 1.4	0.9	2.3	5.7	5.3	2.0	2.5	1.2	1.5	▲ 3.6	4.0	▲ 2.1	0.1	0.8	▲ 2.1	▲ 0.1	▲ 1.5	▲ 1.7			
コンビニエンスストア	▲ 1.3	▲ 10.3	▲ 7.0	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 6.4	3.0	8.5	8.7	1.8	9.0	▲ 2.0	1.4	2.0	▲ 0.3	3.2	3.2	1.0			
ドラッグストア	10.5	7.1	2.1	8.7	▲ 6.7	▲ 13.9	▲ 8.9	▲ 7.5	▲ 2.9	▲ 7.6	▲ 4.3	▲ 6.1	▲ 5.9	▲ 4.5	▲ 3.4	▲ 6.1	5.2	7.1			
ホームセンター	4.5	20.9	10.6	17.8	19.1	9.3	9.6	4.6	▲ 1.8	▲ 7.1	5.7	▲ 8.3	4.5	9.7	0.9	2.4	7.4	6.6			
家電大型専門店	1.1	18.7	2.6	30.6	25.7	14.5	5.5	10.7	24.4	▲ 20.5	9.5	▲ 17.6	0.9	5.6	▲ 5.2	2.6	9.9	1.1			

(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。 「経済産業省」

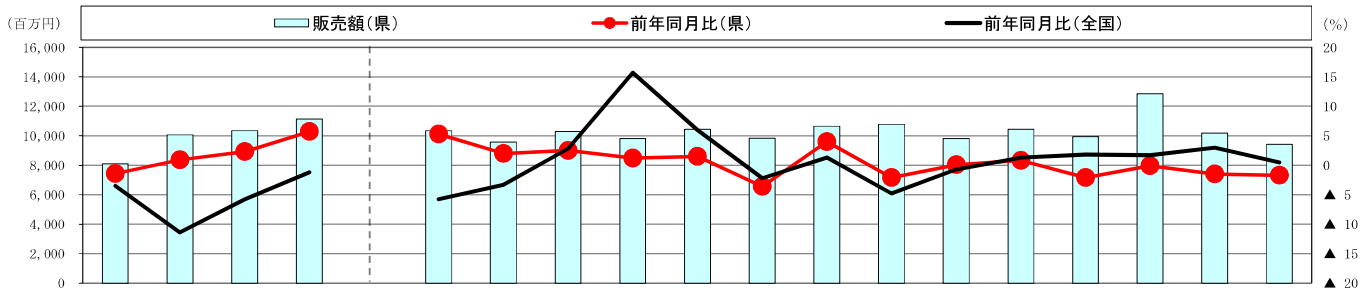
業態別販売額(県内)



	【四半期平均】				【単月】																
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月			
百貨店・スーパー	8,088	10,059	10,343	11,133	10,337	9,574	10,293	9,811	10,445	9,821	10,647	10,769	9,809	10,451	9,942	12,857	10,179	9,412			
コンビニエンスストア	7,100	6,927	7,694	7,451	7,001	6,469	7,305	7,183	7,579	7,322	8,017	7,994	7,675	7,477	7,270	7,979	7,223	6,531			
ドラッグストア	4,730	4,821	4,916	4,807	4,313	4,141	4,332	4,438	4,576	4,575	4,728	4,824	4,390	4,450	4,516	4,776	4,537	4,434			
ホームセンター	2,095	2,930	2,652	2,784	2,334	2,146	2,590	2,997	3,114	2,557	2,755	2,692	2,522	2,725	2,574	3,396	2,506	2,287			
家電大型専門店	1,575	1,738	1,939	1,871	2,077	1,566	1,798	1,598	2,019	1,707	2,132	1,828	1,666	1,660	1,649	2,360	2,283	1,583			

(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。 「経済産業省」

百貨店・スーパー販売額

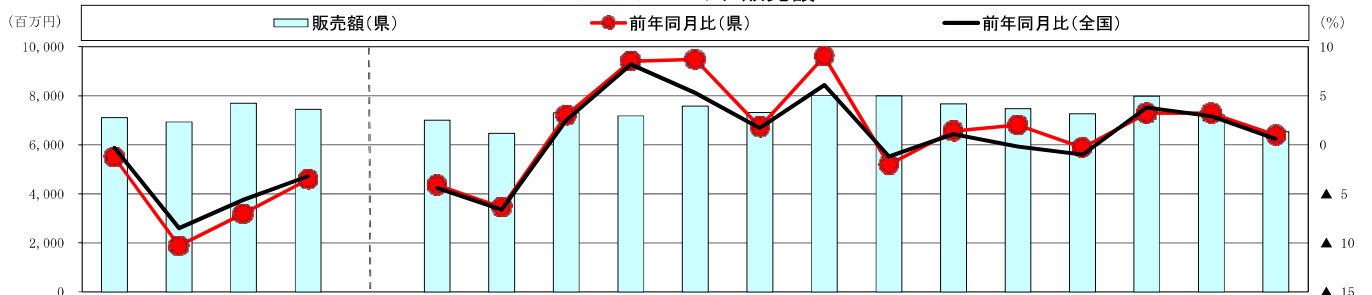


	【四半期平均】				【単月】													
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月
販売額(県)	8,088	10,059	10,343	11,133	10,337	9,574	10,293	9,811	10,445	9,821	10,647	10,769	9,809	10,451	9,942	12,857	10,179	9,412
前年同月比(県)	▲1.4	0.9	2.3	5.7	5.3	2.0	2.5	1.2	1.5	▲3.6	4.0	▲2.1	0.1	0.8	▲2.1	▲0.1	▲1.5	▲1.7
前年同月比(全国)	▲3.5	▲11.4	▲5.8	▲1.2	▲5.8	▲3.3	2.8	15.7	6.0	▲2.2	1.3	▲4.8	▲0.7	1.3	1.8	1.7	3.0	0.5

(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「経済産業省」

コンビニエンスストア販売額

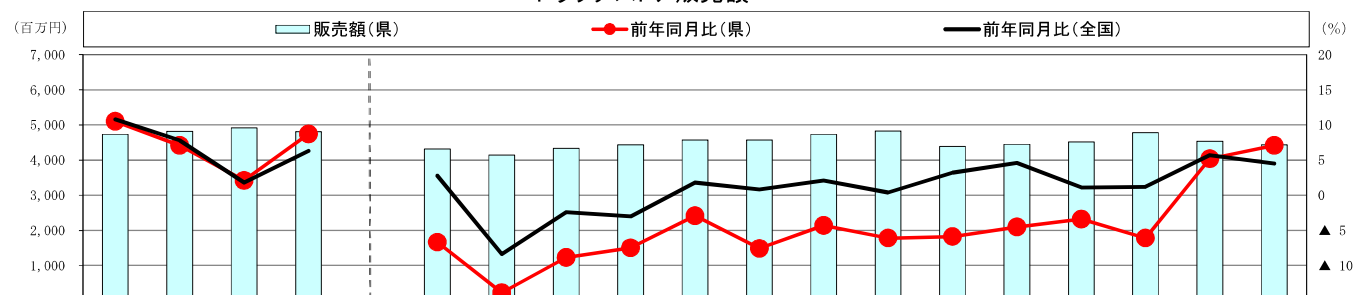


	【四半期平均】				【単月】													
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月
販売額(県)	7,100	6,927	7,694	7,451	7,001	6,469	7,305	7,183	7,579	7,322	8,017	7,994	7,675	7,477	7,270	7,979	7,223	6,531
前年同月比(県)	▲1.3	▲10.3	▲7.0	▲3.5	▲4.1	▲6.4	3.0	8.5	8.7	1.8	9.0	▲2.0	1.4	2.0	▲0.3	3.2	3.2	1.0
前年同月比(全国)	▲0.3	▲8.5	▲5.6	▲3.2	▲4.4	▲6.6	2.5	8.2	5.3	1.7	6.1	▲1.2	1.1	▲0.2	▲1.0	3.8	2.9	0.6

(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「経済産業省」

ドラッグストア販売額

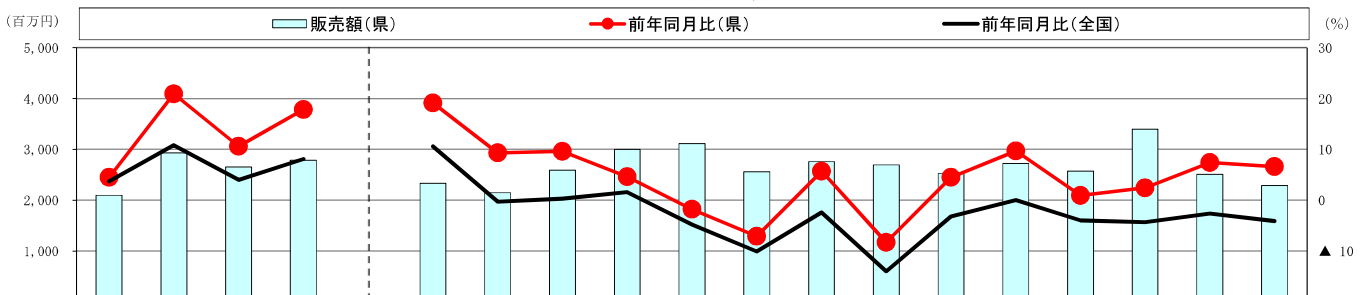


	【四半期平均】				【単月】													
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月
販売額(県)	4,730	4,821	4,916	4,807	4,313	4,141	4,332	4,438	4,576	4,575	4,728	4,824	4,390	4,450	4,516	4,776	4,537	4,434
前年同月比(県)	10.5	7.1	2.1	8.7	▲6.7	▲13.9	▲8.9	▲7.5	▲2.9	▲7.6	▲4.3	▲6.1	▲5.9	▲4.5	▲3.4	▲6.1	5.2	7.1
前年同月比(全国)	10.8	7.8	1.8	6.3	2.8	▲8.4	▲2.4	▲3.0	1.8	0.8	2.1	0.4	3.2	4.6	1.1	1.2	5.7	4.5

(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「経済産業省」

ホームセンター販売額

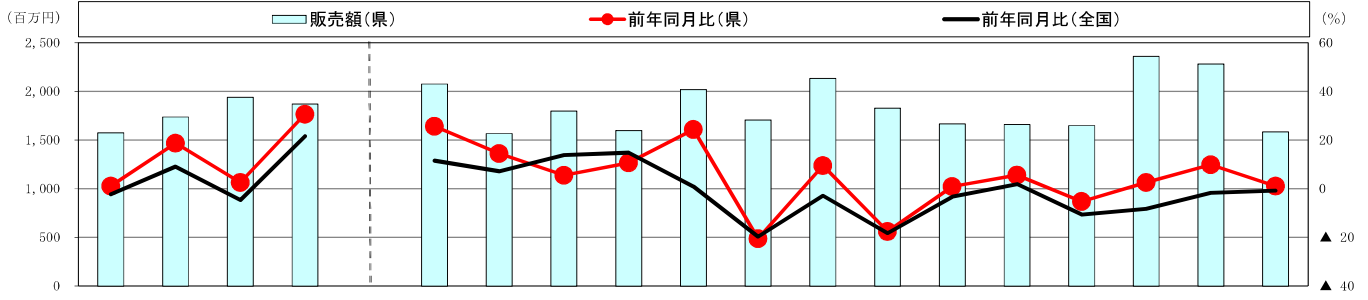


	【四半期平均】				【単月】													
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月
販売額(県)	2,095	2,930	2,652	2,784	2,334	2,146	2,590	2,997	3,114	2,557	2,755	2,692	2,522	2,725	2,574	3,396	2,506	2,287
前年同月比(県)	4.5	20.9	10.6	17.8	19.1	9.3	9.6	4.6	▲1.8	▲7.1	5.7	▲8.3	4.5	9.7	0.9	2.4	7.4	6.6
前年同月比(全国)	3.7	10.8	4.0	8.1	10.6	▲0.3	0.3	1.6	▲4.8	▲10.1	▲2.4	▲14.0	▲3.2	0.0	▲4.0	▲4.3	▲2.6	▲4.1

(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「経済産業省」

家電大型専門店販売額

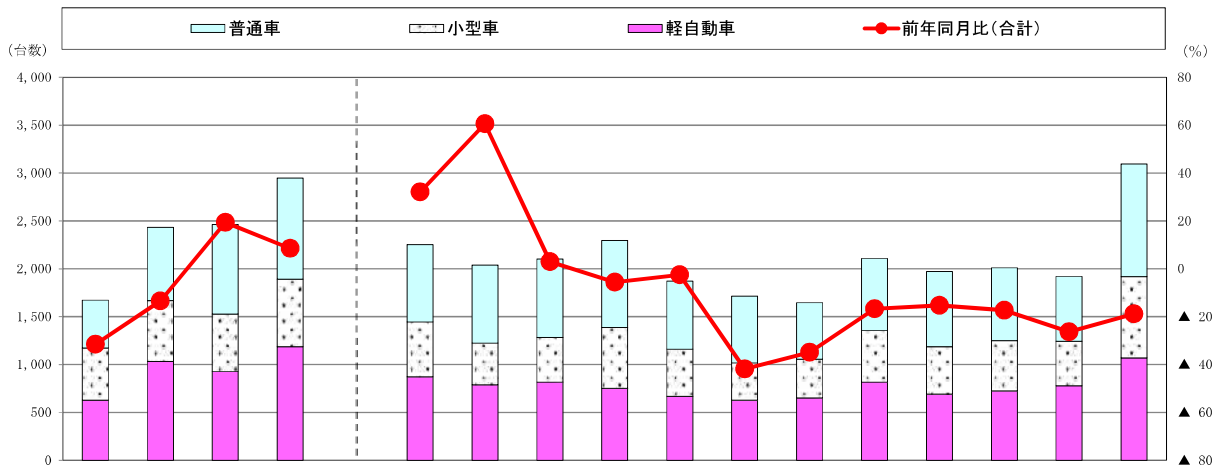


	【四半期平均】				【単月】													
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月
販売額(県)	1,575	1,738	1,939	1,871	2,077	1,566	1,798	1,598	2,019	1,707	2,132	1,828	1,666	1,660	1,649	2,360	2,283	1,583
前年同月比(県)	1.1	18.7	2.6	30.6	25.7	14.5	5.5	10.7	24.4	▲20.5	9.5	▲17.6	0.9	5.6	▲5.2	2.6	9.9	1.1
前年同月比(全国)	▲2.3	9.1	▲4.6	21.6	11.5	7.2	13.9	14.8	0.9	▲19.7	▲2.9	▲18.3	▲3.3	1.9	▲10.6	▲8.3	▲1.7	▲0.8

(注)四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「経済産業省」

乗用車新車登録届出台数(県内)



	【四半期平均】				【単月】												
	2/4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1-3月期	3/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	
普通車	台数	500	765	934	1,058	808	815	820	908	709	697	592	751	784	761	677	1,178
	前年同月比	▲41.2	▲23.6	32.9	21.8	69.4	99.3	33.6	29.2	25.7	▲32.2	▲30.9	▲23.1	▲19.1	▲16.5	▲25.6	▲12.9
小型車	台数	542	636	602	703	575	435	467	637	493	391	403	540	496	525	463	847
	前年同月比	▲16.8	▲12.4	6.6	▲8.9	▲0.5	▲7.1	▲19.6	▲6.9	▲3.1	▲45.4	▲41.8	▲4.3	▲9.5	▲8.9	▲22.7	▲9.4
軽自動車	台数	630	1,033	926	1,187	871	789	816	750	669	627	651	816	691	724	780	1,070
	前年同月比	▲32.9	▲4.6	16.5	10.1	33.8	100.8	▲3.7	▲28.2	▲20.8	▲48.2	▲33.6	▲17.5	▲14.6	▲23.2	▲28.8	▲29.7
合計	台数	1,673	2,434	2,462	2,949	2,254	2,039	2,103	2,295	1,871	1,715	1,646	2,107	1,971	2,010	1,920	3,095
	前年同月比	▲31.5	▲13.4	19.4	8.5	32.1	60.6	3.0	▲5.6	▲2.5	▲41.9	▲34.9	▲16.7	▲15.3	▲17.3	▲26.3	▲18.8

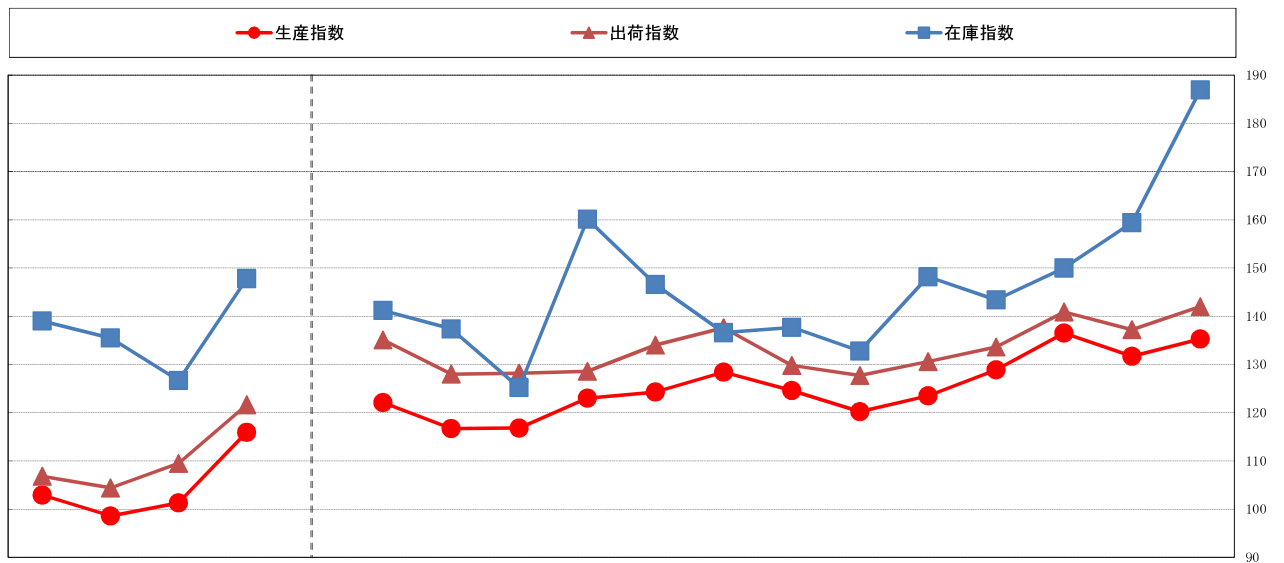
(注)四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「(社)日本自動車販売協会連合会・山梨県軽自動車協会」

2. 生産活動

緩やかに持ち直している

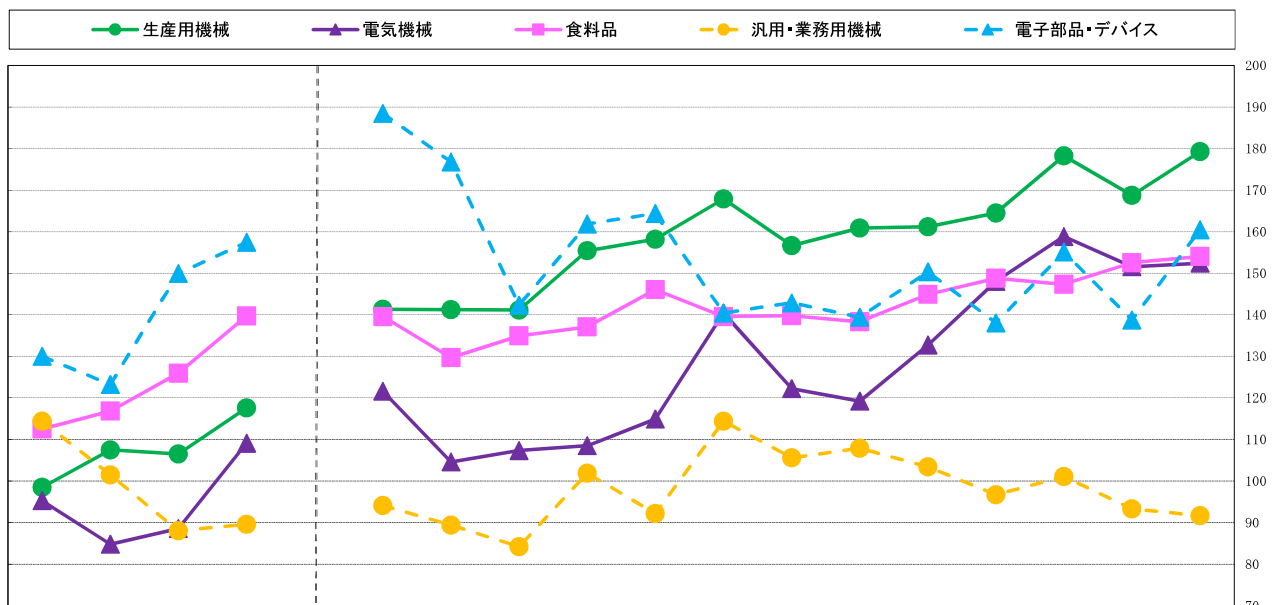
鉱工業指数(県内・季節調整済 H27=100)



	【四半期平均】				【単月】												
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月
生産指数	102.9	98.6	101.3	115.9	122.1	116.7	116.8	123.0	124.3	128.4	124.6	120.2	123.5	128.9	136.5	131.7	135.3
出荷指数	106.8	104.4	109.5	121.7	135.1	128.0	128.2	128.6	134.0	137.6	129.8	127.7	130.6	133.6	140.9	137.2	142.0
在庫指数	139.0	135.5	126.7	147.8	141.2	137.4	125.2	160.1	146.6	136.6	137.7	132.8	148.2	143.4	150.0	159.4	186.9

「山梨県」

鉱工業生産指数(業種別)(県内・季節調整済 H27=100)



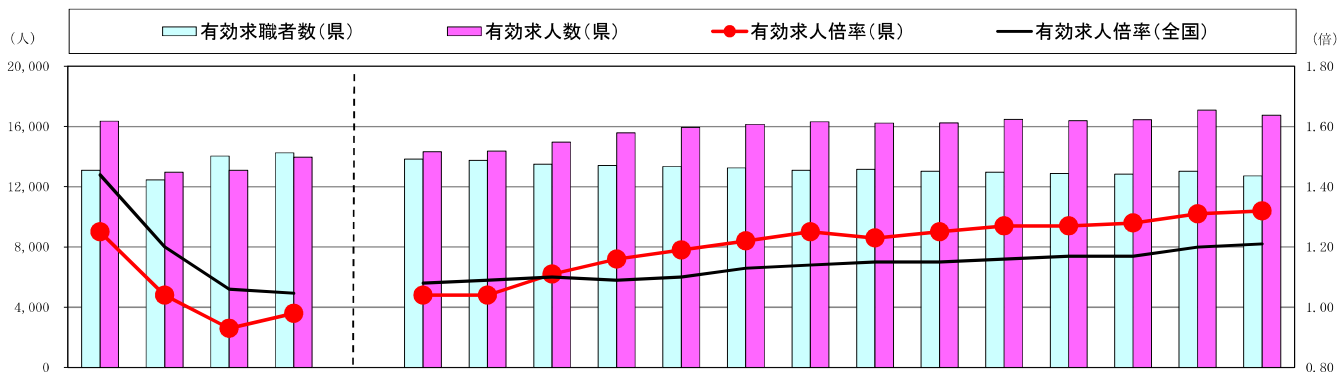
	【四半期平均】				【単月】												
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月
生産用機械	98.5	107.5	106.5	117.6	141.3	141.2	141.1	155.5	158.2	167.9	156.7	160.9	161.2	164.5	178.3	168.8	179.3
電気機械	95.3	84.8	88.6	109.1	121.6	104.6	107.3	108.5	114.9	140.4	122.2	119.2	132.7	148.1	158.9	151.6	152.5
食料品	112.5	116.8	125.9	139.7	139.6	129.7	134.9	137.1	146.1	139.6	139.8	138.3	144.9	148.8	147.4	152.6	154.1
汎用・業務用機械	114.4	101.5	88.0	89.6	94.1	89.4	84.2	101.9	92.2	114.4	105.6	107.9	103.4	96.7	101.1	93.3	91.7
電子部品・デバイス	130.0	123.2	150.0	157.5	188.5	176.8	142.3	161.9	164.4	140.4	142.9	139.4	150.4	138.0	155.2	138.7	160.5

「山梨県」

3. 雇用情勢

新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある

有効求人倍率および有効求人・求職者数(季節調整済)

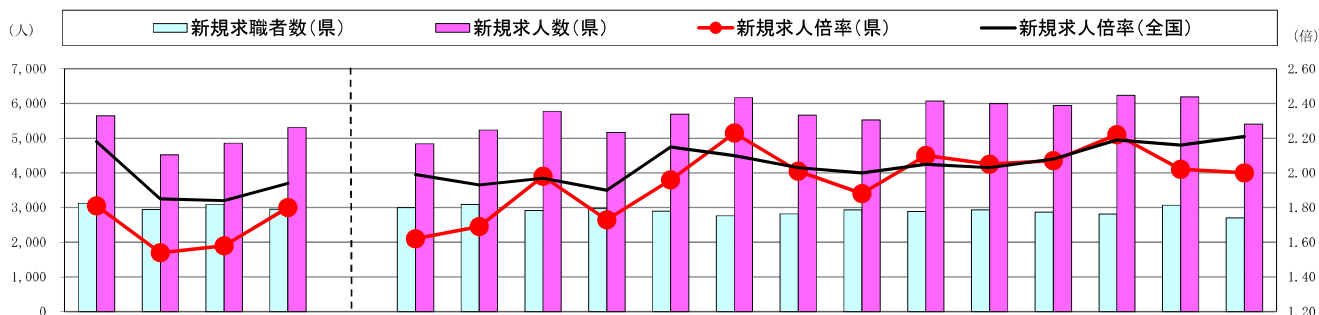


	【四半期平均】				【単月】																
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月			
有効求職者数(県)	13,090	12,455	14,036	14,250	13,832	13,752	13,497	13,406	13,341	13,248	13,092	13,151	13,030	12,980	12,881	12,828	13,028	12,728			
有効求人人数(県)	16,359	12,964	13,081	13,971	14,322	14,358	14,965	15,576	15,939	16,146	16,305	16,222	16,235	16,461	16,377	16,455	17,080	16,747			
有効求人倍率(県)	1.25	1.04	0.93	0.98	1.04	1.04	1.11	1.16	1.19	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28	1.31	1.32			
有効求人倍率(全国)	1.44	1.20	1.06	1.05	1.08	1.09	1.10	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21			

(注)四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「山梨労働局」「厚生労働省」

新規求人倍率および新規求人・求職者数(季節調整済)



	【四半期平均】				【単月】																
	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月			
新規求職者数(県)	3,122	2,946	3,086	2,954	2,995	3,094	2,916	2,982	2,897	2,761	2,819	2,935	2,884	2,933	2,869	2,814	3,065	2,702			
新規求人人数(県)	5,641	4,520	4,858	5,309	4,841	5,237	5,770	5,169	5,692	6,166	5,659	5,527	6,068	5,999	5,941	6,235	6,192	5,406			
新規求人倍率(県)	1.81	1.54	1.58	1.80	1.62	1.69	1.98	1.73	1.96	2.23	2.01	1.88	2.10	2.05	2.07	2.22	2.02	2.00			
新規求人倍率(全国)	2.18	1.85	1.84	1.94	1.99	1.93	1.97	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21			

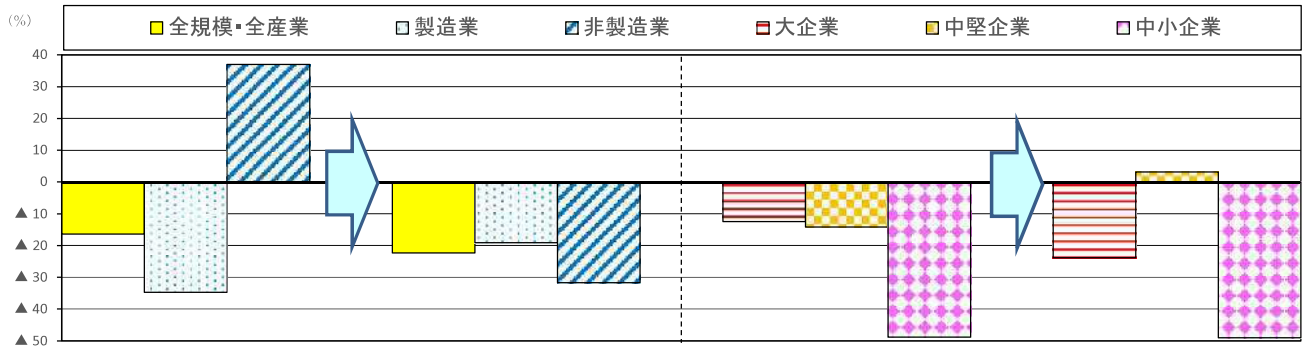
(注)四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「山梨労働局」「厚生労働省」

4. 設備投資

3年度は減少見込みとなっている

山梨県内所在企業の設備投資計画(除く土地購入額 含むソフトウェア投資額、前年比増減率：%)



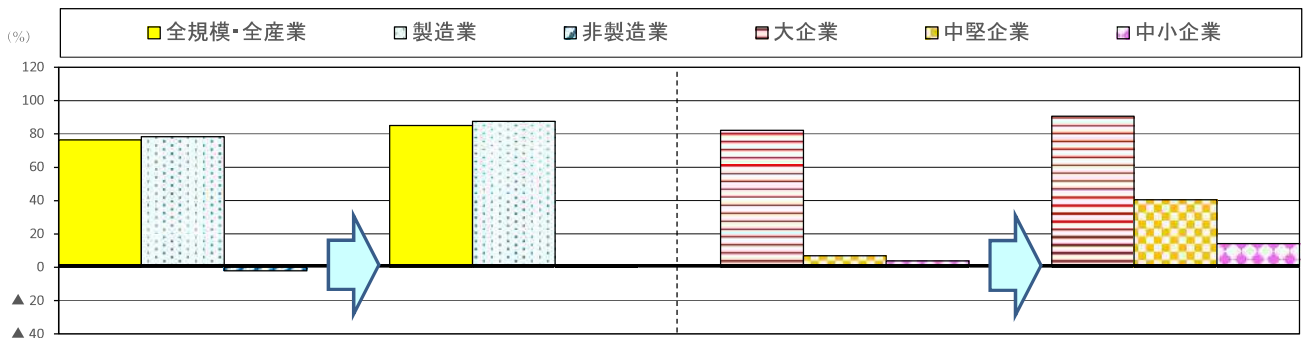
前年比増減率(%)	3年10～12月期調査			→	4年1～3月期調査			→	3年10～12月期調査			→	4年1～3月期調査		
	全規模・全産業	製造業	非製造業		全規模・全産業	製造業	非製造業		大企業	中堅企業	中小企業		大企業	中堅企業	中小企業
	▲ 16.4	▲ 34.7	37.0		▲ 22.3	▲ 19.1	▲ 31.7		▲ 12.5	▲ 14.2	▲ 48.8		▲ 23.8	3.2	▲ 49.0

「法人企業景気予測調査(4年1～3月期調査)」

5. 企業収益

3年度は増益見込みとなっている

山梨県内所在企業の経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」、前年比増減率：%)



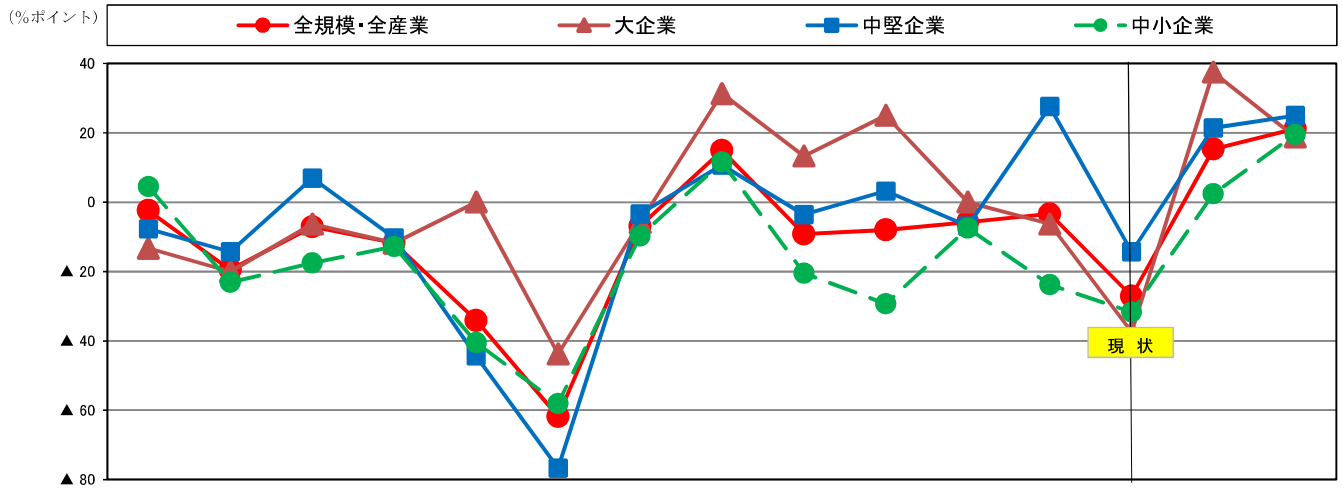
前年比増減率(%)	3年10～12月期調査			→	4年1～3月期調査			→	3年10～12月期調査			→	4年1～3月期調査		
	全規模・全産業	製造業	非製造業		全規模・全産業	製造業	非製造業		大企業	中堅企業	中小企業		大企業	中堅企業	中小企業
	76.5	78.3	▲ 2.2		85.1	87.5	0.3		82.1	6.8	3.8		90.6	40.4	14.1

「法人企業景気予測調査(4年1～3月期調査)」

6. 企業の景況感

「下降」超幅が拡大している

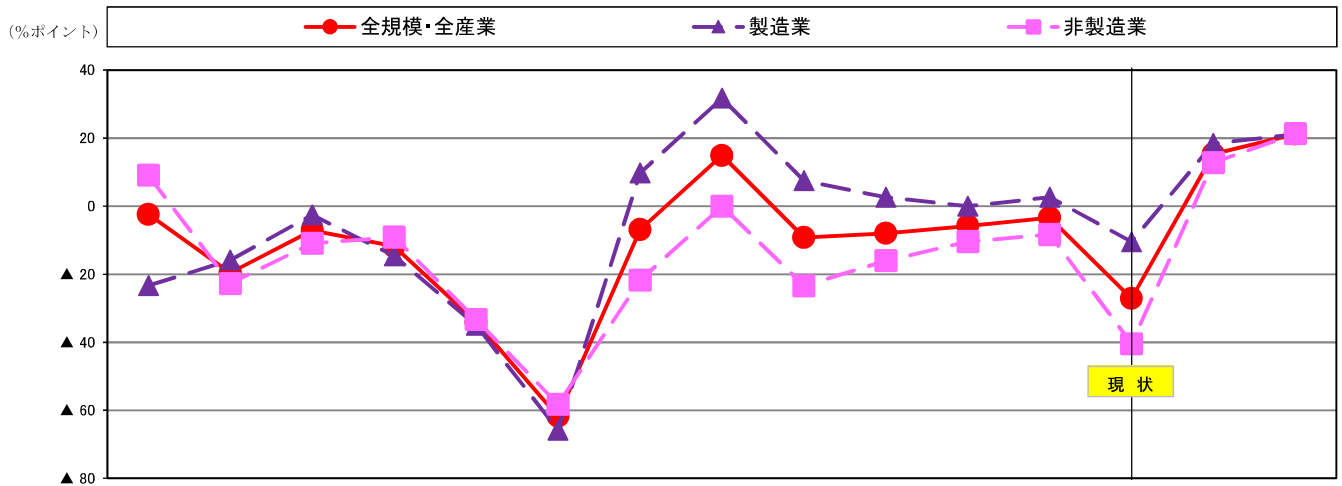
山梨県内所在企業の景況判断BSIの推移(規模別)



	31/1-3	4-6	元/7-9	10-12	2/1-3	4-6	7-9	10-12	3/1-3	4-6	7-9	10-12	4/1-3	4-6	7-9
全規模・全産業	▲ 2.4	▲ 19.5	▲ 7.1	▲ 11.8	▲ 34.1	▲ 61.8	▲ 6.9	14.9	▲ 9.2	▲ 8.0	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 27.1	15.3	21.2
大企業	▲ 13.3	▲ 20.0	▲ 6.3	▲ 11.8	0.0	▲ 43.8	▲ 5.9	31.3	13.3	25.0	0.0	▲ 6.3	▲ 37.5	37.5	18.8
中堅企業	▲ 7.7	▲ 14.3	6.9	▲ 10.3	▲ 44.4	▲ 76.7	▲ 3.4	10.7	▲ 3.6	3.2	▲ 6.9	27.6	▲ 14.3	21.4	25.0
中小企業	4.5	▲ 23.1	▲ 17.5	▲ 12.8	▲ 40.5	▲ 58.1	▲ 9.8	11.6	▲ 20.5	▲ 29.3	▲ 7.5	▲ 23.8	▲ 31.7	2.4	19.5

「法人企業景気予測調査(4年1~3月期調査)」

山梨県内所在企業の景況判断BSIの推移(業種別)



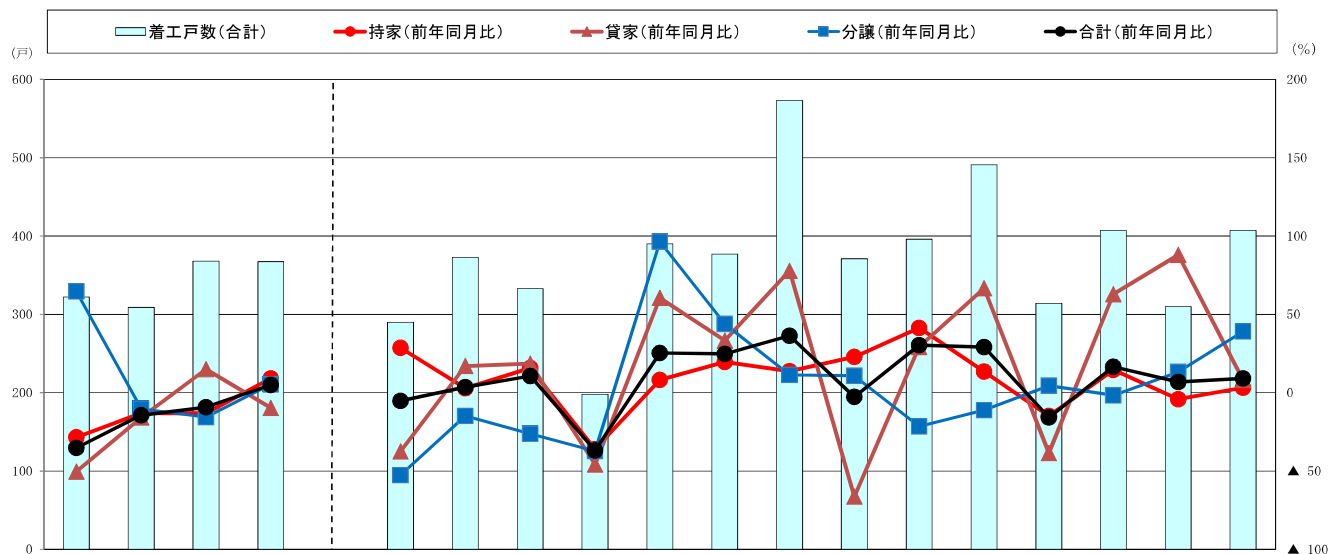
	31/1-3	4-6	元/7-9	10-12	2/1-3	4-6	7-9	10-12	3/1-3	4-6	7-9	10-12	4/1-3	4-6	7-9
全規模・全産業	▲ 2.4	▲ 19.5	▲ 7.1	▲ 11.8	▲ 34.1	▲ 61.8	▲ 6.9	14.9	▲ 9.2	▲ 8.0	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 27.1	15.3	21.2
製造業	▲ 23.3	▲ 15.8	▲ 2.6	▲ 14.6	▲ 35.0	▲ 65.9	9.8	31.7	7.5	2.6	0.0	2.6	▲ 10.5	18.4	21.1
非製造業	9.1	▲ 22.7	▲ 10.9	▲ 9.1	▲ 33.3	▲ 58.3	▲ 21.7	0.0	▲ 23.4	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 8.3	▲ 40.4	12.8	21.3

「法人企業景気予測調査(4年1~3月期調査)」

7. 住宅建設

前年を上回っている

新設住宅着工戸数(県内)



【四半期平均】

【単月】

	2/1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期		3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月
持家	▲ 28.5	▲ 13.1	▲ 13.2	9.1		28.7	2.8	15.7	▲ 36.0	8.2	19.7	13.7	22.9	41.4	13.5	▲ 14.8	14.6	▲ 4.1	3.2
貸家	▲ 50.4	▲ 15.8	15.0	▲ 9.7		▲ 37.5	17.0	18.6	▲ 45.8	60.5	33.3	77.9	▲ 66.3	29.3	66.7	▲ 38.5	62.9	88.0	8.2
分譲	64.7	▲ 10.3	▲ 15.7	5.3		▲ 52.6	▲ 14.8	▲ 26.2	▲ 37.2	96.4	44.0	11.4	10.8	▲ 21.6	▲ 11.1	4.5	▲ 1.7	13.3	39.1
合計	▲ 35.1	▲ 14.4	▲ 9.2	5.0		▲ 5.2	3.6	10.6	▲ 36.9	25.4	24.8	36.4	▲ 2.6	30.3	29.2	▲ 15.8	16.6	6.9	9.1
着工戸数(合計)	322	309	368	367		290	373	333	198	390	377	573	371	396	491	314	407	310	407

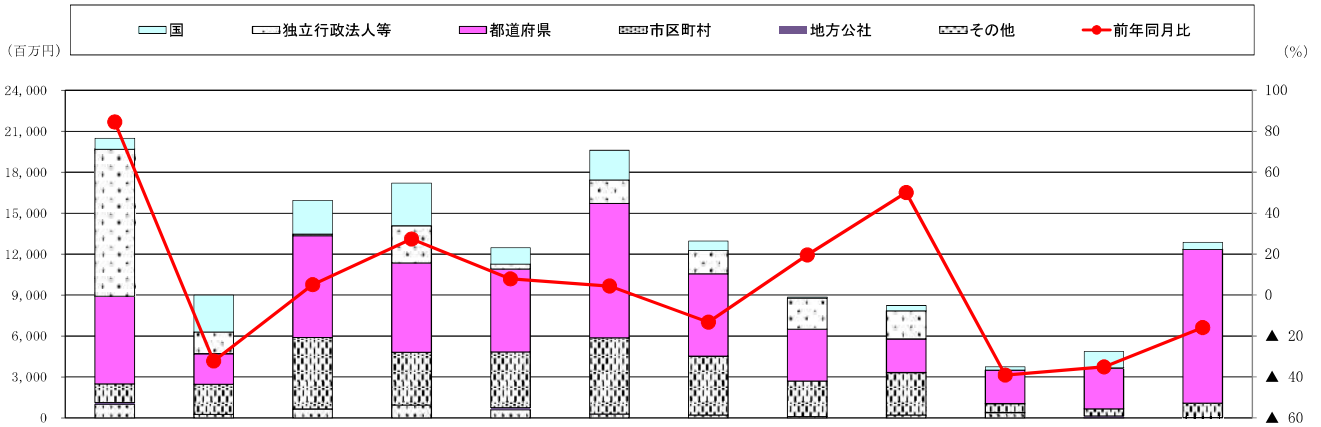
(注) 四半期平均は、公表データを基に当事務所にて算出。

「国土交通省」

8. 公共事業

前年を下回っている

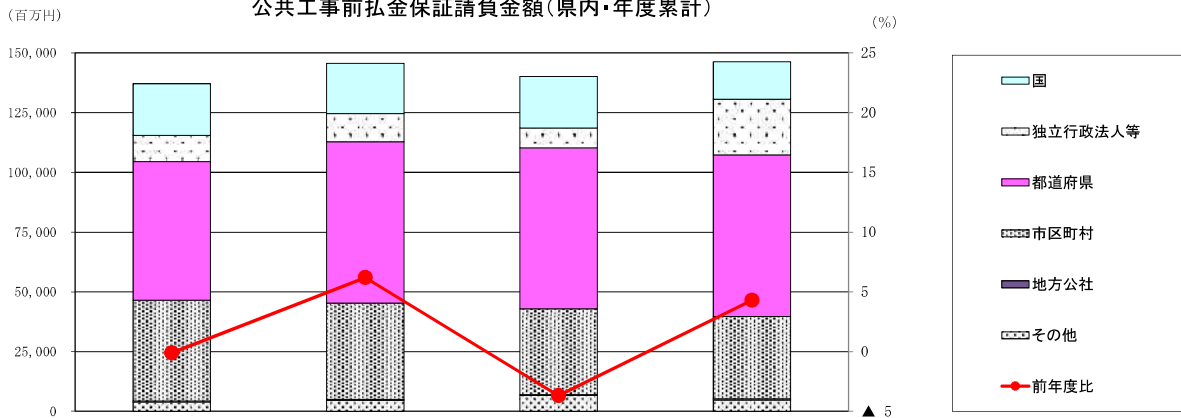
公共工事前払金保証請負金額(県内・単月)



	3/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月
国	803	2,699	2,465	3,132	1,181	2,170	687	81	384	245	1,201	522
独立行政法人等	10,762	1,589	110	2,727	379	1,712	1,712	2,286	2,057	0	2	7
都道府県	6,431	2,244	7,466	6,534	6,074	9,842	6,028	3,781	2,459	2,450	2,997	11,246
市区町村	1,371	2,199	5,230	3,882	4,069	5,585	4,300	2,618	3,105	654	514	1,075
地方公社	118	0	22	0	150	14	3	0	0	19	97	16
その他	1,003	265	641	936	608	277	222	92	224	378	50	▲ 4
合計	20,491	8,998	15,936	17,213	12,464	19,603	12,954	8,860	8,231	3,748	4,864	12,863
合計(前年同月)	11,104	13,280	15,156	13,516	11,550	18,784	14,929	7,410	5,485	6,159	7,496	15,292
前年同月比	84.5	▲ 32.2	5.1	27.4	7.9	4.4	▲ 13.2	19.6	50.1	▲ 39.1	▲ 35.1	▲ 15.9

「東日本建設業保証(株)ほか」

公共工事前払金保証請負金額(県内・年度累計)



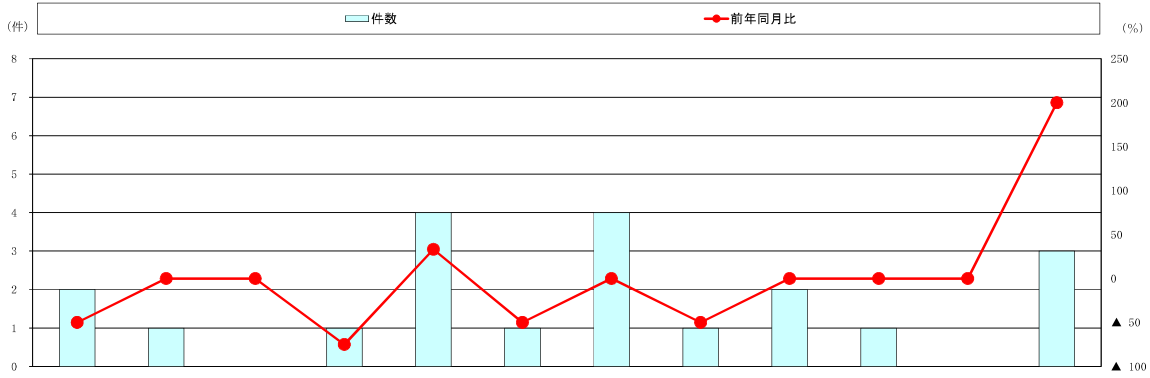
	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度
国	21,580	21,078	21,607	15,576
独立行政法人等	11,023	11,655	8,313	23,347
都道府県	57,942	67,486	67,237	67,558
市区町村	42,318	40,401	36,051	34,609
地方公社	387	434	198	442
その他	3,826	4,558	6,759	4,696
合計	137,078	145,615	140,168	146,230
前年度比	▲ 0.1	6.2	▲ 3.7	4.3

「東日本建設業保証(株)ほか」

9. 企業倒産

件数、負債総額ともに前年を上回っている

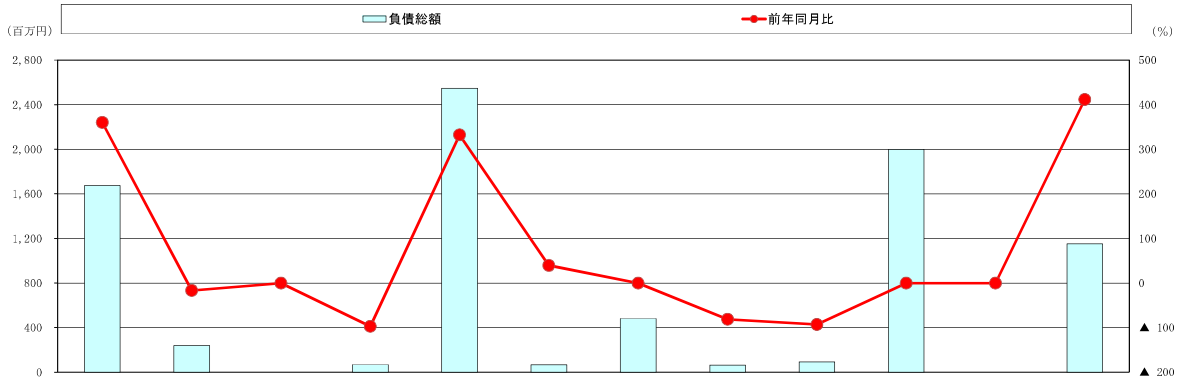
倒産件数(県内・単月)



	3/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月
件数	2	1	0	1	4	1	4	1	2	1	0	3
件数(前年同月)	4	1	2	4	3	2	0	2	2	0	2	1
前年同月比	▲ 50.0	0.0	-	▲ 75.0	33.3	▲ 50.0	-	▲ 50.0	0.0	-	-	200.0

〔株〕東京商工リサーチ 甲府支店

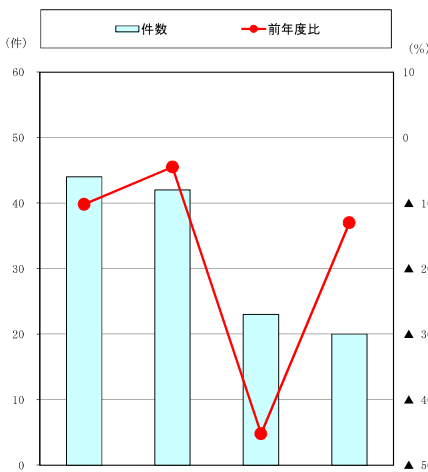
負債総額(県内・単月)



	3/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月
負債総額	1,675	240	0	68	2,547	67	482	65	93	2,000	0	1,151
負債総額(前年同月)	364	288	295	2,253	589	48	0	345	1,300	0	219	225
前年同月比	360.2	▲ 16.7	-	▲ 97.0	332.4	39.6	-	▲ 81.2	▲ 92.8	-	-	411.6

〔株〕東京商工リサーチ 甲府支店

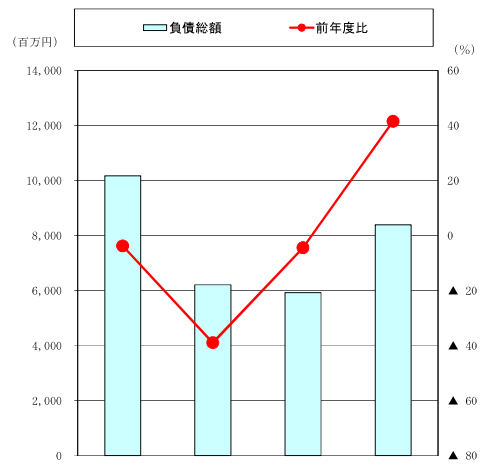
倒産件数(県内・年度累計)



	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度
件数	44	42	23	20
前年度比	▲ 10.2	▲ 4.5	▲ 45.2	▲ 13.0

〔株〕東京商工リサーチ 甲府支店

負債総額(県内・年度累計)



	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度
負債総額	10,169	6,206	5,926	8,388
前年度比	▲ 3.8	▲ 39.0	▲ 4.5	41.5

〔株〕東京商工リサーチ 甲府支店



法人企業景気予測調査

(令和4年4～6月期調査)

山梨県分

令和4年6月13日

**財務省関東財務局
甲府財務事務所**

《お問合せ先》

甲府財務事務所財務課

T E L : 055-206-0194 (直通)

F A X : 055-253-3310

ホームページ : <http://kantou.mof.go.jp/kofu/>

<http://kantou.mof.go.jp/> (関東財務局)

<https://www.mof.go.jp/> (財務省)

目 次

調査要領等	1
概 況	2
1. 企業の景況	3
2. 企業収益・設備投資	6
3. 雇 用	7
4. 国内の景況	8
5. 設 備 判 断	9
6. 設備投資のスタンス	10
7. 資金調達方法	11
<参考資料>企業収益の全業種集計	12

《調査要領等》

1. 調査時点	令和4年5月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和4年4～6月（又は6月末）は現状判断 令和4年7～9月（又は9月末）、 令和4年10～12月（又は12月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和4年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	
	山梨県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

《調査対象法人・回収率》

	規模別			業種別		合計
	大企業	中堅企業	中小企業	製造業	非製造業	
対象法人数	19	32	54	44	61	105
回答法人数	18	28	43	39	50	89
ウェイト(%)	20.2	31.5	48.3	43.8	56.2	100.0
回収率(%)	94.7	87.5	79.6	88.6	82.0	84.8

(注) 1. 大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

(参考)

<p>B S I（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方 (例) 「企業の景況」の場合 前期と比べて 「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0% 「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0% 「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0% 「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%</p> <p>B S I = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%) - (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント</p>

概 況

(1) 企業の景況

現状判断は、「上昇」超に転じる

(2) 売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

4年度は、増収見込み

(3) 経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

4年度は、増益見込み

(4) 設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

4年度は、減少見込み

(5) 雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が拡大

(6) 国内の景況

現状判断は、「上昇」超に転じる

(7) 設備判断

現状判断は、「不足」超幅が拡大

※いずれも全規模・全産業ベース

1. 企業の景況

－ 現状判断は、「上昇」超に転じる －

4年4～6月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「上昇」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「上昇」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「上昇」超に転じ、非製造業は「下降」超から均衡となっている。

先行きについては、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は7～9月期に均衡となり、10～12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断BSI

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

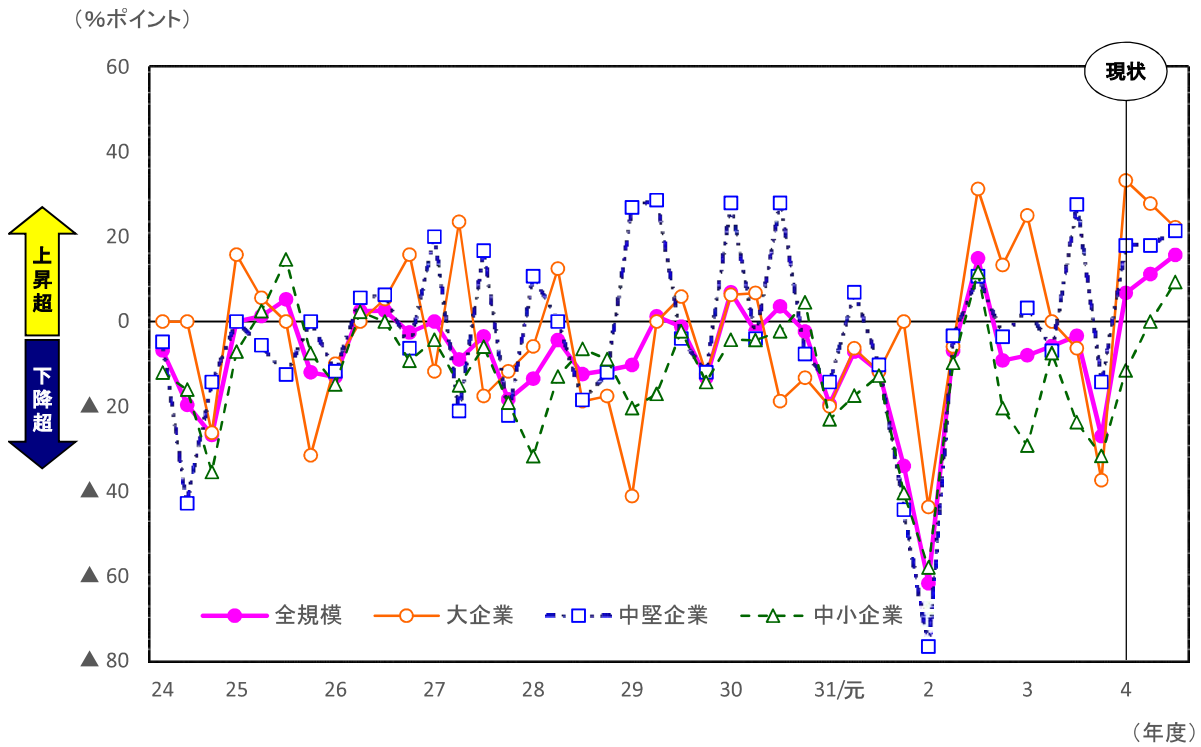
	4年1～3月	4年4～6月	4年7～9月	4年10～12月
全規模・全産業	(▲27.1)	6.7 (15.3)	11.2 (21.2)	15.7
大企業	(▲37.5)	33.3 (37.5)	27.8 (18.8)	22.2
中堅企業	(▲14.3)	17.9 (21.4)	17.9 (25.0)	21.4
中小企業	(▲31.7)	▲11.6 (2.4)	0.0 (19.5)	9.3
製造業	(▲10.5)	15.4 (18.4)	15.4 (21.1)	15.4
非製造業	(▲40.4)	0.0 (12.8)	8.0 (21.3)	16.0

(注) () 書は前回(4年1～3月期)調査結果。

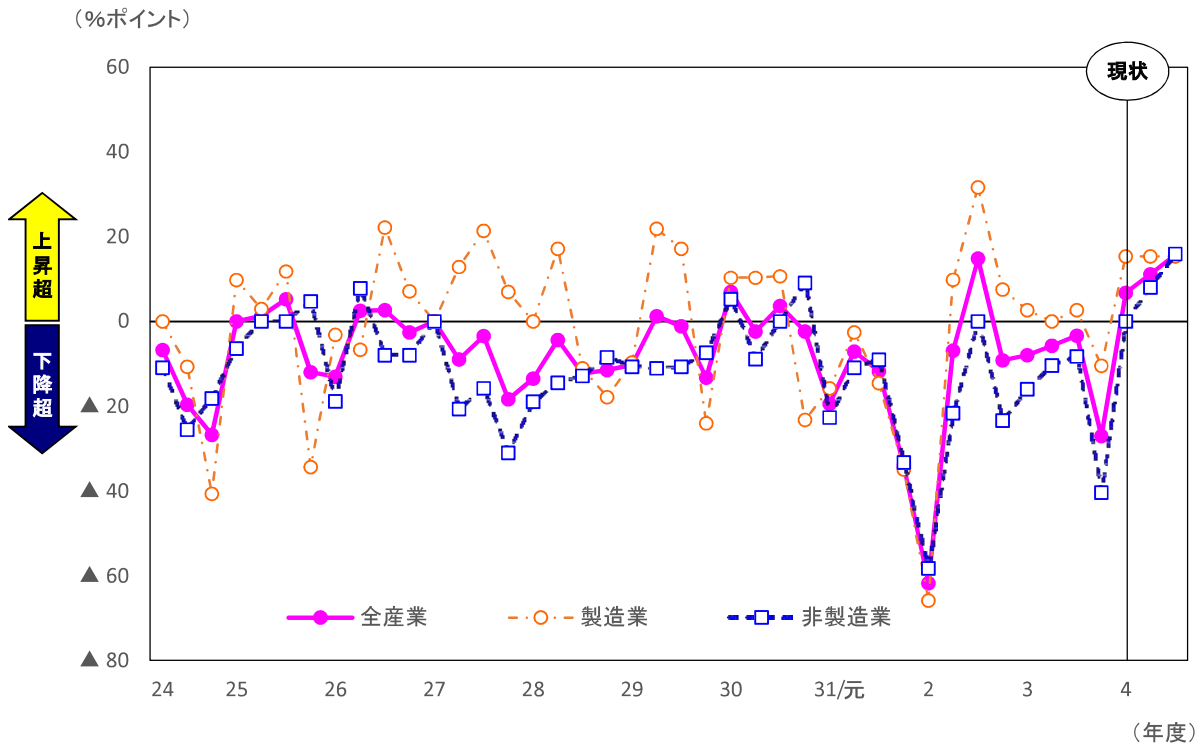
(参考) 寄与の大きい業種

		業 種 名
製 造 業	上 昇	電気機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業 情報通信機械器具製造業、食料品製造業
	下 降	その他製造業、金属製品製造業 業務用機械器具製造業、木材・木製品製造業
非 製 造 業	上 昇	金融業、保険業 卸売業、娯楽業
	下 降	その他のサービス業、情報通信業 建設業、小売業

【図1】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図2】業種別企業の景況判断BSIの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	90.9	95.5	90.5	100.0	100.0	100.0	77.8	87.5	81.8
	②海外需要(売上)	36.4	36.4	33.3	61.5	50.0	50.0	0.0	12.5	18.2
	③販売価格	31.8	36.4	23.8	46.2	57.1	40.0	11.1	0.0	9.1
	④仕入価格	13.6	13.6	19.0	23.1	21.4	30.0	0.0	0.0	9.1
	⑤仕入以外のコスト	4.5	9.1	9.5	0.0	7.1	10.0	11.1	12.5	9.1
	⑥資金繰り・資金調達	9.1	9.1	14.3	0.0	0.0	10.0	22.2	25.0	18.2
	⑦株式・不動産等の資産価格	4.5	4.5	4.8	0.0	0.0	0.0	11.1	12.5	9.1
	⑧為替レート	4.5	4.5	0.0	7.7	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	13.6	9.1	14.3	0.0	0.0	0.0	33.3	25.0	27.3
昇	①国内需要(売上)	88.2	66.7	83.3	71.4	62.5	75.0	100.0	75.0	100.0
	②海外需要(売上)	11.8	16.7	0.0	28.6	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	41.2	33.3	16.7	42.9	25.0	25.0	40.0	50.0	0.0
	④仕入価格	58.8	58.3	66.7	85.7	62.5	100.0	40.0	50.0	0.0
	⑤仕入以外のコスト	29.4	25.0	0.0	28.6	37.5	0.0	30.0	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	11.8	8.3	0.0	0.0	12.5	0.0	20.0	0.0	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	17.6	25.0	16.7	28.6	25.0	25.0	10.0	25.0	0.0
下	①国内需要(売上)	88.2	66.7	83.3	71.4	62.5	75.0	100.0	75.0	100.0
	②海外需要(売上)	11.8	16.7	0.0	28.6	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	41.2	33.3	16.7	42.9	25.0	25.0	40.0	50.0	0.0
	④仕入価格	58.8	58.3	66.7	85.7	62.5	100.0	40.0	50.0	0.0
	⑤仕入以外のコスト	29.4	25.0	0.0	28.6	37.5	0.0	30.0	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	11.8	8.3	0.0	0.0	12.5	0.0	20.0	0.0	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	17.6	25.0	16.7	28.6	25.0	25.0	10.0	25.0	0.0
降	①国内需要(売上)	88.2	66.7	83.3	71.4	62.5	75.0	100.0	75.0	100.0
	②海外需要(売上)	11.8	16.7	0.0	28.6	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	41.2	33.3	16.7	42.9	25.0	25.0	40.0	50.0	0.0
	④仕入価格	58.8	58.3	66.7	85.7	62.5	100.0	40.0	50.0	0.0
	⑤仕入以外のコスト	29.4	25.0	0.0	28.6	37.5	0.0	30.0	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	11.8	8.3	0.0	0.0	12.5	0.0	20.0	0.0	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	17.6	25.0	16.7	28.6	25.0	25.0	10.0	25.0	0.0
		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	100.0	100.0	100.0	77.8	100.0	100.0	100.0	85.7	77.8
	②海外需要(売上)	85.7	100.0	80.0	22.2	12.5	42.9	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	28.6	57.1	60.0	33.3	25.0	14.3	33.3	28.6	11.1
	④仕入価格	28.6	14.3	20.0	0.0	12.5	14.3	16.7	14.3	22.2
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	14.3	16.7	0.0	11.1
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	14.3	33.3	14.3	22.2
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	14.3	11.1
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	11.1	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	14.3	14.3	20.0	11.1	0.0	0.0	16.7	14.3	22.2
昇	①国内需要(売上)	100.0	100.0	0.0	75.0	33.3	100.0	90.9	71.4	80.0
	②海外需要(売上)	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
	③販売価格	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	42.9	20.0
	④仕入価格	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	54.5	57.1	60.0
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	75.0	66.7	0.0	18.2	14.3	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	14.3	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	50.0	50.0	0.0	25.0	33.3	0.0	9.1	14.3	20.0
下	①国内需要(売上)	100.0	100.0	0.0	75.0	33.3	100.0	90.9	71.4	80.0
	②海外需要(売上)	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
	③販売価格	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	42.9	20.0
	④仕入価格	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	54.5	57.1	60.0
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	75.0	66.7	0.0	18.2	14.3	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	14.3	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	50.0	50.0	0.0	25.0	33.3	0.0	9.1	14.3	20.0
降	①国内需要(売上)	100.0	100.0	0.0	75.0	33.3	100.0	90.9	71.4	80.0
	②海外需要(売上)	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
	③販売価格	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	42.9	20.0
	④仕入価格	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	54.5	57.1	60.0
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	75.0	66.7	0.0	18.2	14.3	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	14.3	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	50.0	50.0	0.0	25.0	33.3	0.0	9.1	14.3	20.0

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。
 2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

2. 企業収益・設備投資

(1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

－ 4年度は、増収増益見込み －

4年度の「売上高」は、全規模・全産業ベースで前年比11.3%の増収見込み、「経常利益」は、同1.7%の増益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同11.5%、中堅企業は同10.0%、中小企業は同3.8%の増収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同11.4%、非製造業は同8.4%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同2.6%、中小企業は同8.0%の増益見込み、中堅企業は同39.3%の減益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同1.7%、非製造業は同4.5%の増益見込みとなっている。

(2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

－ 4年度は、減少見込み －

4年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比0.2%の減少見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同2.2%の減少見込み、中堅企業は同7.9%、中小企業は同148.8%の増加見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同17.0%の減少見込み、非製造業は同54.3%の増加見込みとなっている。

《表3》企業収益・設備投資（4年度）

（前年比増減率：%）

	売上高	経常利益		設備投資
			(受取配当金を除く)	
全規模・全産業	11.3 (6.8)	1.7 (▲ 3.0)	▲ 3.8 (▲ 2.8)	▲ 0.2 (24.9)
大企業	11.5 (11.4)	2.6 (▲ 4.6)	▲ 2.8 (▲ 4.4)	▲ 2.2 (17.6)
中堅企業	10.0 (▲ 3.0)	▲ 39.3 (7.5)	▲ 43.6 (7.7)	7.9 (39.4)
中小企業	3.8 (▲ 0.5)	8.0 (▲ 1.7)	5.5 (▲ 1.7)	148.8 (50.8)
製造業	11.4 (8.0)	1.7 (▲ 4.0)	▲ 3.9 (▲ 3.8)	▲ 17.0 (24.8)
非製造業	8.4 (0.4)	4.5 (15.0)	3.0 (15.2)	54.3 (25.6)

- (注) 1. () 書は前回(4年1~3月期)調査結果。
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

3. 雇 用

－ 現状判断は、「不足気味」超幅が拡大 －

4年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業、中小企業は「不足気味」超幅が拡大し、中堅企業は「不足気味」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が縮小し、非製造業は「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

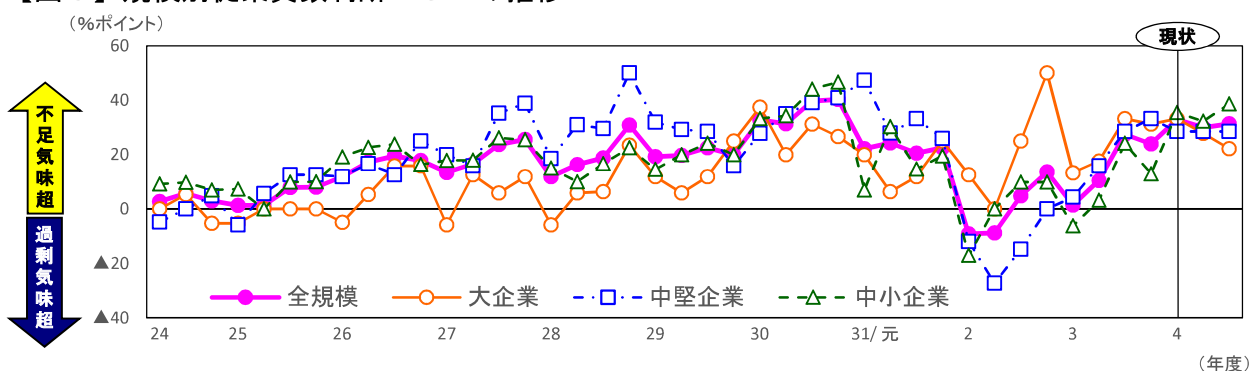
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

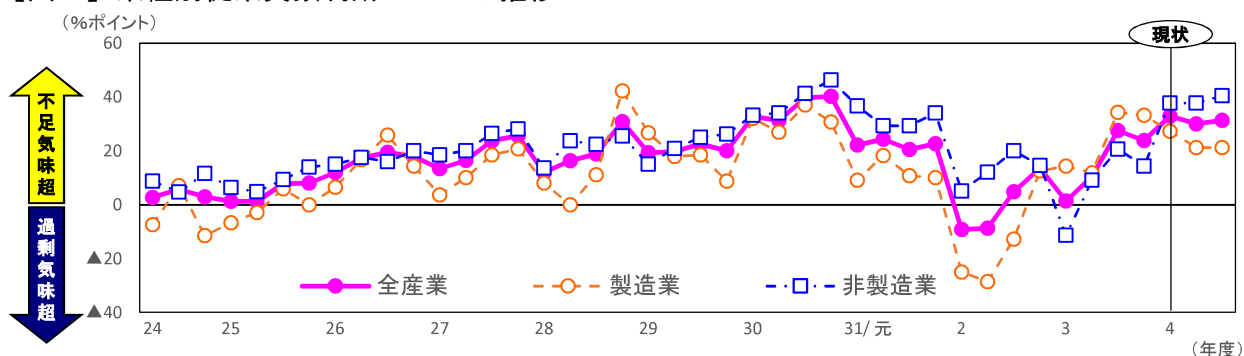
	4年3月末	4年6月末	4年9月末	4年12月末
全規模・全産業	(23.9)	32.9 (18.3)	30.0 (18.3)	31.4
大企業	(31.3)	33.3 (12.5)	27.8 (6.3)	22.2
中堅企業	(33.3)	28.6 (20.8)	28.6 (20.8)	28.6
中小企業	(12.9)	35.5 (19.4)	32.3 (22.6)	38.7
製造業	(33.3)	27.3 (19.4)	21.2 (13.9)	21.2
非製造業	(14.3)	37.8 (17.1)	37.8 (22.9)	40.5

(注) () 書は前回(4年1~3月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



4. 国内の景況

－ 現状判断は、「上昇」超に転じる －

4年4～6月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「上昇」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業は「上昇」超に転じ、中堅企業は「上昇」超幅が拡大し、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「上昇」超幅が拡大し、非製造業は「下降」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中堅企業は7～9月期に「下降」超に転じるものの、10～12月期に再び「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表5》国内の景況判断BSI

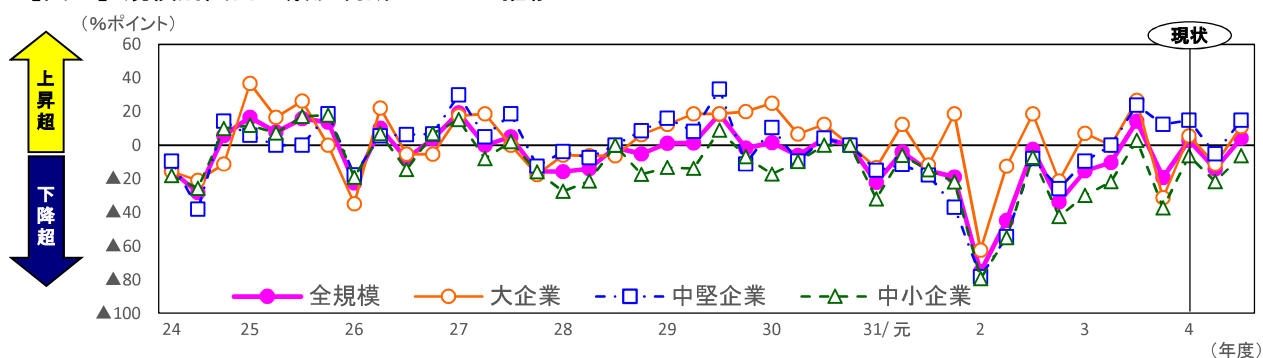
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

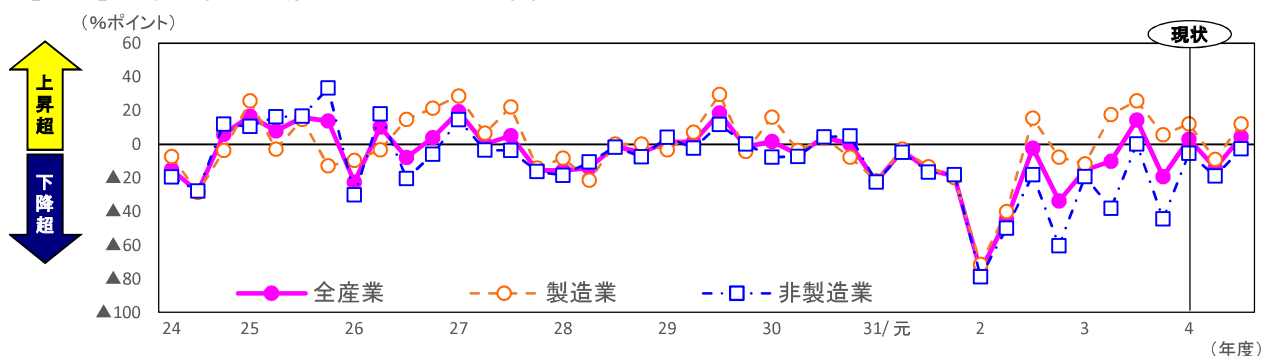
	4年1～3月	4年4～6月	4年7～9月	4年10～12月
全規模・全産業	(▲ 19.4)	2.9 (1.4)	▲ 14.3 (8.3)	4.3
大企業	(▲ 31.3)	5.6 (37.5)	▲ 11.1 (6.3)	11.1
中堅企業	(12.5)	15.0 (▲ 4.2)	▲ 5.0 (12.5)	15.0
中小企業	(▲ 37.5)	▲ 6.3 (▲ 12.5)	▲ 21.9 (6.3)	▲ 6.3
製造業	(5.6)	12.1 (8.3)	▲ 9.1 (11.1)	12.1
非製造業	(▲ 44.4)	▲ 5.4 (▲ 5.6)	▲ 18.9 (5.6)	▲ 2.7

(注) () 書は前回(4年1～3月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移



5. 設備判断

－ 現状判断は、「不足」超幅が拡大 －

4年6月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「不足」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足」超で推移する見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

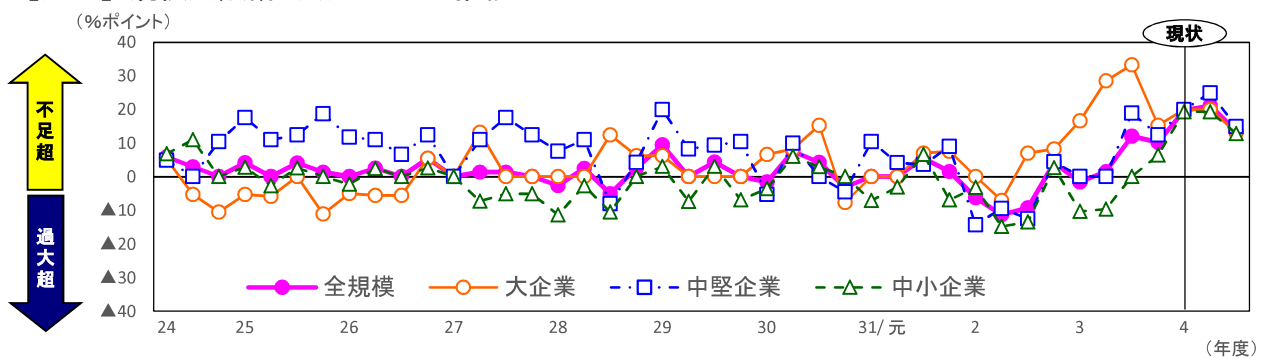
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

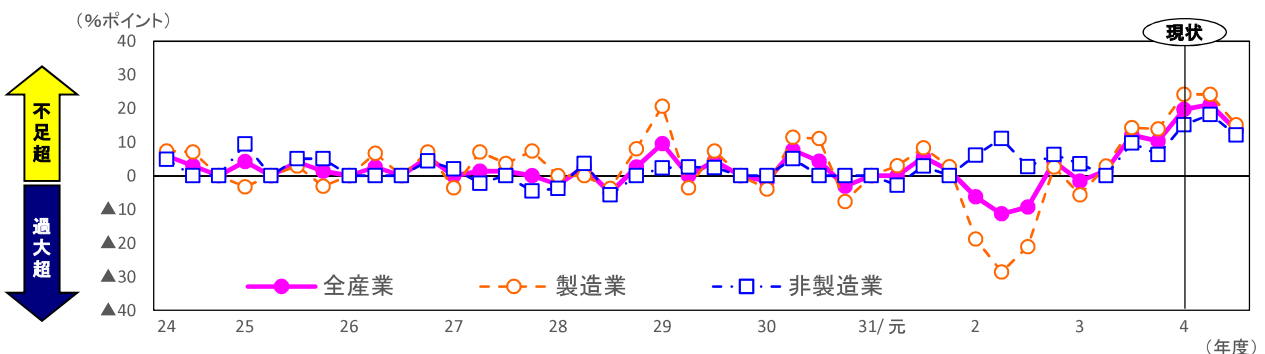
	4年3月末	4年6月末	4年9月末	4年12月末
全規模・全産業	(10.3)	19.7 (11.8)	21.2 (5.9)	13.6
大企業	(15.4)	20.0 (30.8)	20.0 (7.7)	13.3
中堅企業	(12.5)	20.0 (12.5)	25.0 (4.2)	15.0
中小企業	(6.5)	19.4 (3.2)	19.4 (6.5)	12.9
製造業	(13.9)	24.2 (16.7)	24.2 (2.8)	15.2
非製造業	(6.3)	15.2 (6.3)	18.2 (9.4)	12.1

(注) () 書は前回(4年1~3月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「維持更新」、「生産（販売）能力の拡大」、「省力化合理化」となっている。

これを規模別にみると、大企業は「省力化合理化」、中堅企業は「生産（販売）能力の拡大」、「維持更新」、中小企業は「生産（販売）能力の拡大」をあげる企業が最も多い。

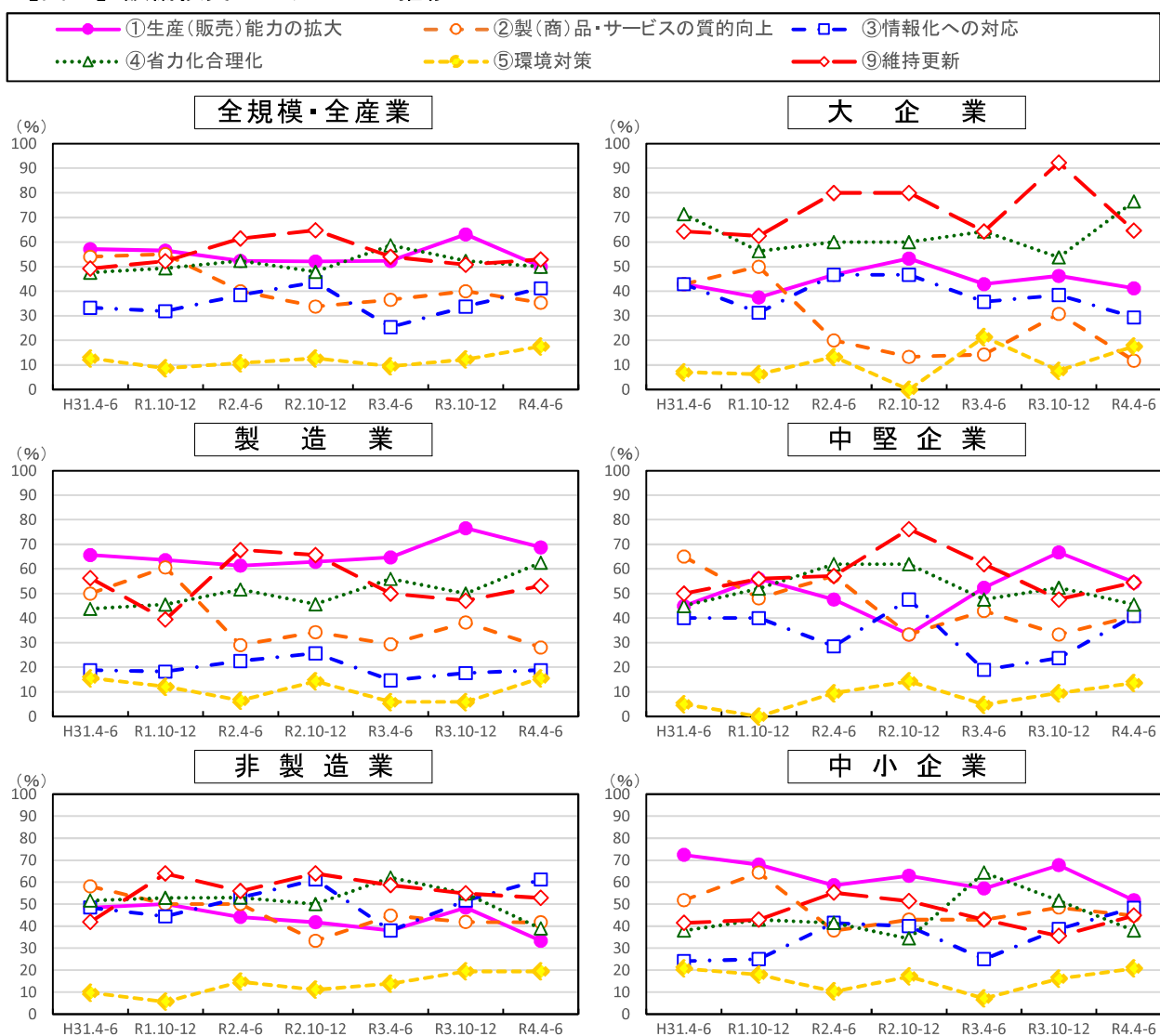
また、業種別にみると、製造業は「生産（販売）能力の拡大」、非製造業は「情報化への対応」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 生産(販売)能力の拡大	② 製(商)品・サービスの質的向上	③ 情報化への対応	④ 省力化合理化	⑤ 環境対策	⑥ 海外投資	⑦ 研究開発	⑧ 新事業への進出	⑨ 維持更新	⑩ その他
全規模・全産業	50.0	35.3	41.2	50.0	17.6	1.5	11.8	13.2	52.9	1.5
大企業	41.2	11.8	29.4	76.5	17.6	5.9	29.4	17.6	64.7	0.0
中堅企業	54.5	40.9	40.9	45.5	13.6	0.0	9.1	9.1	54.5	4.5
中小企業	51.7	44.8	48.3	37.9	20.7	0.0	3.4	13.8	44.8	0.0
製造業	68.8	28.1	18.8	62.5	15.6	3.1	18.8	9.4	53.1	3.1
非製造業	33.3	41.7	61.1	38.9	19.4	0.0	5.6	16.7	52.8	0.0

【図9】設備投資のスタンスの推移



7. 資金調達方法（除く「金融業、保険業」）

今年度における「資金調達方法」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「民間金融機関」、「内部資金」、「公的機関」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「内部資金」、中小企業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

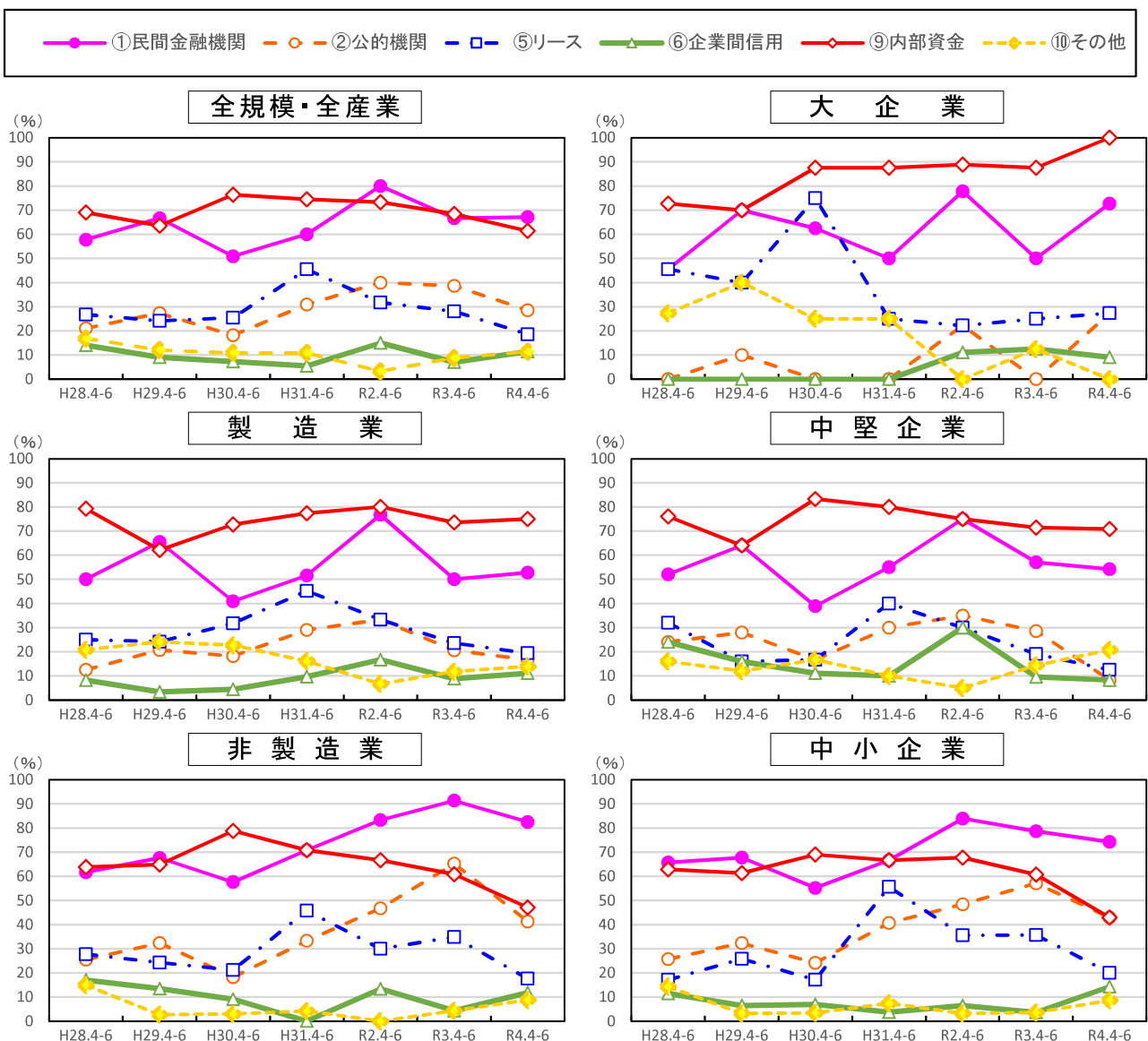
また、業種別にみると、製造業は「内部資金」、非製造業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

＜表8＞資金調達方法（1社3項目以内の複数回答）

(回答社数構成比:%)

	① 民間金融機関	② 公的機関	③ 株式の発行	④ 社債の発行	⑤ リース	⑥ 企業間信用	⑦ 資産の売却	⑧ 資産の流動化・証券化	⑨ 内部資金	⑩ その他
全規模・全産業	67.1	28.6	0.0	1.4	18.6	11.4	1.4	1.4	61.4	11.4
大企業	72.7	27.3	0.0	0.0	27.3	9.1	0.0	0.0	100.0	0.0
中堅企業	54.2	8.3	0.0	0.0	12.5	8.3	0.0	4.2	70.8	20.8
中小企業	74.3	42.9	0.0	2.9	20.0	14.3	2.9	0.0	42.9	8.6
製造業	52.8	16.7	0.0	2.8	19.4	11.1	2.8	2.8	75.0	13.9
非製造業	82.4	41.2	0.0	0.0	17.6	11.8	0.0	0.0	47.1	8.8

【図10】資金調達方法の推移



(注) 「金融業、保険業」は調査対象外。

<参考資料> 企業収益の全業種集計

《表9》 企業収益（全業種、4年度）

売上高:含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益:含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率:%)

	売上高	経常利益	
		(受取配当金を除く)	
全規模・全産業	11.3 (6.8)	1.5 (▲ 3.1)	0.5 (▲ 3.0)
大企業	11.5 (11.4)	2.4 (▲ 4.7)	1.6 (▲ 4.6)
中堅企業	9.8 (▲ 3.0)	▲ 39.2 (7.5)	▲ 43.1 (7.7)
中小企業	3.8 (▲ 0.5)	8.0 (▲ 1.7)	5.5 (▲ 1.7)
製造業	11.4 (8.0)	1.7 (▲ 4.0)	▲ 3.9 (▲ 3.8)
非製造業	8.4 (0.4)	▲ 2.3 (5.0)	414.0 (5.5)

- (注) 1. () 書は前回(4年1~3月期)調査結果。
2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

公表時間
4月11日(月) 14時00分



BOJ
Reports & Research Papers

2022年4月11日
日 本 銀 行

地域経済報告(抄)

— さくらレポート —

(2022年4月)

本報告は、本日開催の支店長会議に向けて収集された情報をもとに、支店等地域経済担当部署からの報告を集約したものである。

地 域 経 済 報 告

(2022 年 4 月)

目 次

I. 各地域の景気判断の概要	… 1
II. 地域別金融経済概況	… 6
• 北海道	… 7
• 東北	… 11
• 北陸	… 15
• 関東甲信越	… 19
• 東海	… 23
• 近畿	… 27
• 中国	… 31
• 四国	… 35
• 九州・沖縄	… 39

参考計表

日本銀行各支店等のホームページアドレス …最終頁

<地域区分>

地域名	都道府県	取りまとめ店
北海道	北海道	札幌支店
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	仙台支店
北陸	富山県、石川県、福井県	金沢支店
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	調査統計局 (本店)
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	名古屋支店
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	大阪支店
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	広島支店
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	高松支店
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	福岡支店

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行調査統計局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。








【照会先】 調査統計局 地域経済調査課 足立(Tel. 03-3277-1357)

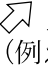
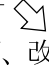
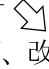
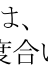
I. 各地域の景気判断の概要

(1) 各地域の景気の総括判断

各地域の景気の総括判断をみると、多くの地域で引き続き持ち直し方向の判断となっているが、前回と比較すると、感染症の再拡大のほか、一部の供給制約の影響もあって、8地域で判断を引き下げている。

▽各地域の景気の総括判断と前回との比較

	【22/1月判断】	前回との比較	【22/4月判断】
北海道	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直しの動きがみられている		新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している
東北	新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が落ち着く中、一部に持ち直しの動きがみられている		持ち直しの動きが一服している
北陸	持ち直している		持ち直しの動きが一服している
関東甲信越	サービス消費を中心に感染症の影響が幾分和らぐもとので、持ち直している		感染症の影響などから弱い動きがみられるものの、基調としては持ち直している
東海	持ち直している		持ち直しの動きが一服している
近畿	消費への新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとので、全体として持ち直している		消費への新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、全体として持ち直し基調にある
中国	持ち直しの動きがみられている		サービス消費を中心に下押し圧力が続いているものの、緩やかな持ち直し基調にある
四国	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとので、緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直しているものの、一部に新型コロナウイルス感染症等による下押しの影響がみられる
九州・沖縄	新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直している		持ち直しのペースが鈍化している

(注) 前回との比較の「」、「」は、前回判断に比較して景気の改善度合いまたは悪化度合いが変化したことを示す（例えば、改善度合いの強まりまたは悪化度合いの弱まりは、「」）。
なお、前回に比較し景気の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「」となる。

(2) 各地域の需要項目等別の判断

	公共投資	設備投資	個人消費
北海道	高水準ながら弱めの動きとなっている	緩やかに持ち直している	サービス消費を中心に下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している
東北	震災復興関連工事の一巡などから、減少している	振れを均してみれば増加している	新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから、弱含んでいる
北陸	弱めの動きとなっている	持ち直している	持ち直しの動きに一服感がみられている
関東 甲信越	弱い動きとなっている	全体として持ち直している	感染症が拡大した時期を中心に弱い動きがみられている
東海	高めの水準で推移している	横ばい圏内となっている	飲食・宿泊サービス等で下押し圧力の強い状態にある中、持ち直しの動きが一服している
近畿	高水準で推移している	増加している	まん延防止等重点措置が解除されるもとで、持ち直しの動きがみられている
中国	高水準で推移している	緩やかに持ち直している	持ち直しの動きはみられるが、サービス消費を中心に下押し圧力が強い状態にある
四国	減少している	堅調に推移している	サービス消費を中心に弱含んでいる
九州・ 沖縄	高水準で推移している	全体として増加している	持ち直しのペースが鈍化している

住宅投資	生産	雇用・所得	
横ばい圏内の動きとなっている	横ばい圏内の動きとなっている	雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている	北海道
持ち直している	供給制約の影響から、持ち直しの動きに足踏みがみられる	雇用・所得環境は、改善の動きがみられる	東北
持ち直しの動きがみられている	持ち直しの動きが一服している	雇用・所得環境は、緩やかに持ち直している	北陸
持ち直しつつある	一部に供給制約に伴う減産の動きがみられているものの、基調としては増加を続けている	雇用・所得情勢は、弱い動きが続いている	関東 甲信越
横ばい圏内となっている	足踏み状態となっている	雇用・所得情勢には、弱い動きがみられている	東海
弱い動きとなっている	海外における感染拡大や供給制約の影響が一部にみられるものの、基調としては緩やかな増加を続けている	雇用・所得環境をみると、弱い動きが続いている	近畿
持ち直しつつある	持ち直している	雇用・所得環境をみると、一部に改善の動きがみられるものの、全体としてはなお弱い動きが続いている	中国
横ばい圏内の動きとなっている	基調としては持ち直しているものの、一部に供給制約の影響がみられる	雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善に向かいつつある	四国
持ち直している	持ち直しの動きが一服している	雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに弱い動きとなっている	九州・ 沖縄

(3) 企業等の主な声（トピック別）※

①新型コロナウイルス感染症のサービス消費への影響

- ・ 昨年末には売上がコロナ禍前比▲2割まで持ち直したが、まん延防止等重点措置期間中は、オミクロン株の感染拡大や同措置による営業制約から、ビジネスパーソンを中心に客数が減少し、売上は同▲5割まで落ち込んだ（横浜[飲食]）。
- ・ 感染者数が高止まりする中、1～2月の客室稼働率は低調となった（那覇[宿泊]）。
- ・ 感染の急拡大でシニアやファミリー層の客足は一時的に遠のいたが、2月後半以降は郊外店を中心に持ち直している（大阪[飲食]）。
- ・ 3月入り後、まん延防止等重点措置解除を見越してか新規予約が増加している。春休み中の学生の合宿予約も数件入り、今後の需要回復を期待している（函館[宿泊]）。
- ・ まん延防止等重点措置が解除されて以降、地元客に持ち直しの動きもみられるものの、感染症再拡大への警戒感が続く中、依然として本格的な回復には至っていない（松江[宿泊・飲食]）。
- ・ 2022年度は、感染症がある程度収束するという見通しのもと、観光需要の持ち直しを期待して、数年振りに大型観光バスの追加導入を決定した（新潟[運輸]）。

②供給制約の影響

- ・ 半導体不足等の影響が緩和していた昨秋以降、自動車メーカーからの受注は回復傾向にあったが、オミクロン株の感染拡大等に伴う減産が相次いだ1月中旬以降は、受注が減少し、生産計画を大きく下回っている（秋田[輸送用機械]）。
- ・ 半導体不足等の影響からスマホ向けの受注はわずかに前年を下回っているが、生産は受注残を多く抱える中、高水準横ばいを維持している（金沢[電子部品・デバイス]）。
- ・ 旺盛な半導体需要に対応すべく能力増強投資を進めているが、部材調達難による機械メーカーの生産遅れから投資計画に遅延が生じている（大分[はん用機械]）。
- ・ 完成車メーカーの減産に伴い車載向けの受注が弱含んでいるものの、供給制約の影響は緩和に向かっており、最悪期は脱した。先行きの挽回生産を見据えた在庫積み増しもあり、生産は増加を続けている（京都[電子部品・デバイス]）。
- ・ 自動車の挽回生産に向けた鋼材需要の高まりが見込まれるほか、造船向けの需要も荷動きの活発化を背景に持ち直している。こうしたもと、足もと生産水準を引き上げている（岡山[鉄鋼]）。
- ・ 自動車需要は堅調ながら、半導体等の部品供給制約が依然としてみられており、生産は当初計画を下回っている。当面、同制約の解消は見込み難いほか、仮に解消しても、サプライチェーン内の人手不足により、思うように挽回生産ができないことを懸念している（名古屋[輸送用機械]<静岡>）。

③原材料コスト上昇の影響、価格設定スタンス

【企業間取引における価格設定】

- ・ 鋼材や樹脂等の仕入価格が上昇しているが、産業用ロボットや半導体製造装置向け部品への旺盛な需要を背景に、販売価格への転嫁は順調に進んでおり、収益への影響は然程大きくない（甲府[生産用機械]）。
- ・ 市場シェアが高く需要旺盛な製品は仕入価格やコストの上昇分を販売価格に転嫁できるが、競合相手の多い汎用品は価格転嫁が難しい（京都[電子部品・デバイス]）。

※ 日本銀行の本支店・事務所による企業等へのヒアリングの際に聞かれた声をトピック単位でまとめたもの（各地域の「企業等の主な声」は「Ⅱ. 地域別金融経済概況」を参照）。（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

- ・小麦などの原材料価格やエネルギー価格の上昇を受け、1月に一部製品の販売価格を引き上げた。もっとも、原材料価格や製造コストは、過去にない勢いで上昇しており、採算は全く改善していない（秋田[食料品]）。

【消費者向けの価格設定】

- ・従来は値上げに消極的だったが、食料品の仕入コストが自社努力で吸収できない水準まで上昇しているため、値上げを進める方針に切り替えた。今のところ顧客にも受け入れられており、消費者マインドに変化はみられない（福岡[スーパー]）。
- ・原油価格上昇を受けた洗剤や燃料費の上昇を受け、昨年12月にクリーニング価格を3%引き上げた。目立った顧客離れは発生しなかったが、足もとの更なるコスト上昇に鑑みると4月にも再度値上げに踏み切らざるを得ない（岡山[対個人サービス]）。
- ・原価上昇からやむなく弁当の一部で価格を上げたところ、在宅勤務定着によるオフィスでのランチ需要減の中、販売が大きく減少した（本店[食料品]）。
- ・原材料や燃料価格の高騰により、衣料品の仕入価格は上昇しているが、セールスの抑制などで一定の利益を確保できていることから、顧客離れを避けるために値上げは行わない方針（福島[小売]）。
- ・仕入価格は上昇しているが、感染症の再拡大で来客が減少する中での値上げは困難であるため、提供メニューを変更することで対応している（札幌[飲食]）。
- ・仕入価格が全般的に上昇しているが、消費者の生活防衛意識も強まってきているため、消費者マインドを更に冷え込ませる事態は避けたいと考え、当面は営業努力を通じて値上げは見送る方針（水戸[小売]）。
- ・従来、食材価格や光熱費等のコストアップは企業努力で吸収してきたが、ウクライナ情勢の影響により一段とコストアップが進めば、値上げを回避できない事態もあり得る（本店[飲食]）。

【収益等への影響】

- ・燃料価格高騰により収益環境が悪化しているため、2021年度に予定していた車両更新の一部を2022年度に先送りした（松山[運輸]）。
- ・顧客離れを懸念して、仕入価格上昇分を販売価格に十分に転嫁できず、採算が悪化しているため、賃金の引き上げには慎重なスタンス（鹿児島[スーパー]）。
- ・半導体業界では積極的な投資スタンスが続いているが、それ以外では資材価格の高騰により予算を超過し、投資を先送りする企業もみられている（甲府[建設]）。

④ウクライナ情勢が貿易活動等に与える影響

- ・ウクライナ情勢の影響から、シベリア鉄道経由の輸出が困難となり、海上輸送へ切り替えたため、欧州向け輸出が遅延（熊本[輸送用機械]）。
- ・ウクライナ情勢の影響で、ロシア産パラジウムの調達滞りが予想されるが、先んじて代替調達の目途を付けたため、現時点では生産への影響は軽微にとどまる見通し（松本[電子部品・デバイス]）。
- ・今のところ商品の供給に影響は無いが、ロシアへの経済制裁が長引くことで同国産の海産物等が品切れとなることを懸念している（釧路[スーパー]）。
- ・現時点でウクライナ情勢の直接的な影響はない。もっとも、当社取引先の金属加工メーカーには、ロシア企業との取引が多い先もあり、今後の情勢次第では、こうした先からの受注が弱まることを懸念（名古屋[生産用機械]）。
- ・ロシアからの木材供給が滞り国内材の需要が一段と高まる可能性もあるため、既に進めている工場新設に加えて、既存設備を最新の高速加工機へ更新する（函館[木材・木製品]）。

II. 地域別金融経済概況

関東甲信越地域の金融経済概況

【全体感】

関東甲信越地域の景気は、感染症の影響などから弱い動きがみられるものの、基調としては持ち直している。

輸出・生産は、一部に供給制約に伴う減産の動きがみられているものの、基調としては増加を続けている。また、設備投資は全体として持ち直している。住宅投資は持ち直しつつある。個人消費は、感染症が拡大した時期を中心に弱い動きがみられている。公共投資は弱い動きとなっている。この間、企業の業況感は幾分悪化している。雇用・所得情勢は、弱い動きが続いている。

【各 論】

1. 需要項目別動向

公共投資は、弱い動きとなっている。

輸出は、一部に供給制約に伴う減産の影響がみられているものの、基調としては増加を続けている。

設備投資は、全体として持ち直している。

個人消費は、感染症が拡大した時期を中心に弱い動きがみられている。

スーパーの売上高は、食料品や日用品を中心に堅調に推移している。百貨店の売上高は、感染症の影響により持ち直しが一服している。コンビニエンスストアの売上高は、横ばい圏内で推移している。家電販売は、横ばい圏内となっている。乗用車新車登録台数は、完成車の供給制約の影響から水準を切り下げて推移している。この間、外食や旅行関連など対面型サービスは、感染症が拡大した時期を中心に弱い動きがみられている。

住宅投資は、持ち直しつつある。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、一部に供給制約に伴う減産の動きがみられているものの、基調としては増加を続けている。

業種別にみると、汎用・生産用・業務用機械、電気機械などが高水準で推移している。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得情勢は、弱い動きが続いている。

有効求人倍率は、下げ止まっている。雇用者所得は、横ばい圏内の動きとなっている。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台半ばとなっている。

5. 企業倒産

企業倒産をみると、件数、負債総額ともに低水準で推移している。

6. 金融情勢

預金動向をみると、残高は個人・法人預金とも高水準で推移している。前年比プラス幅は、概ね横ばいとなっている。

貸出動向をみると、残高は法人向けを中心に高水準で推移している。前年比プラス幅は、概ね横ばいとなっている。

関東甲信越地域の金融経済概況（続）

【企業等の主な声】

一（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

項目名	企業等から聞かれた主な声
公共投資	<ul style="list-style-type: none"> ・足もとの工事受注は地方公共団体の予算減少を受けて低調である（新潟）。 ・手持ちの公共工事は高水準ながら減少傾向にある。このため、先行き、2021年度補正予算や2022年度当初予算の執行によって国土強靱化関連の発注が出てくることに期待している（松本）。
輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホやIoTデバイス向けの受注が堅調に推移しており、ほぼフル操業での生産が継続している。輸出も中国の春節の影響等による振れはみられるものの、高水準で推移している（横浜[電気機械]）。 ・欧州や東南アジアなど海外における製造業の工場稼働率の上昇に伴い、作業工具の輸出は既往ピークを超えつつある。先行きについても、受注残を多く抱えていることから、高水準の輸出が続く見通し（新潟[金属製品]）。 ・北米向けの産業用機械の需要は強いものの、海上輸送の混乱や部品不足により、生産・出荷が追い付いていない（甲府[はん用・業務用機械]）。 ・ウクライナ情勢の悪化から欧州向けの貨物航空便で迂回や減便がみられており、半導体関連部品の出荷が遅延している（前橋[電子部品・デバイス]）。
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体製造装置向け部品の受注が活況を呈しており、生産が追い付かない状況となっていることに加え、少なくとも今後2～3年は右肩上がりで需要が増加を続ける見込みであることから、生産棟を新設する方針（甲府[生産用機械]）。 ・中国向け自動車関連の需要が旺盛であることに加え、先行きは自動車の生産工程における自動化の進展などを背景に、電線・ケーブルの更なる需要増加が見込めることから、生産ラインの増設を予定（横浜[非鉄金属]）。 ・2022年度は、感染症がある程度収束するという見通しのもと、観光需要の持ち直しを期待して、数年振りに大型観光バスの追加導入を決定した（新潟[運輸]）。 ・海外を中心にデータセンター向け受注が堅調に推移しているため、能力増強投資を進めているが、半導体不足の影響で生産設備の調達が遅延しており、投資の進捗が計画比遅れている（横浜[電気機械]）。 ・半導体業界では積極的な投資スタンスが続いているが、それ以外では資材価格の高騰により予算を超過し、投資を先送りする企業もみられている（甲府[建設]）。
個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年末には売上がコロナ禍前比▲2割まで持ち直したが、まん延防止等重点措置期間中は、オミクロン株の感染拡大や同措置による営業制約から、ビジネスパーソンを中心に客数が減少し、売上は同▲5割まで落ち込んだ（横浜[飲食]）。 ・オミクロン株の感染拡大により団体客が大きく減少したが、個人客はワクチン接種の進展やそのもとでの感染症への警戒感の低下などから、過去の感染拡大局面に比べて外出自粛の動きは小さく、減少幅は抑えられている（松本[宿泊]）。 ・まん延防止等重点措置の解除後も新規感染者数が高水準で推移する中、団体予約はほとんどみられないが、少人数客の予約は多少入ってきている（松本[飲食]）。 ・百貨店の売上は、新規感染者数が減少に転じる中、3月入り後の気温上昇もあり徐々に持ち直している。特に、不芳だった衣料品で回復が目立つ（本店[百貨店]）。 ・家電販売は、高機能型の冷蔵庫や洗濯機を中心に底堅く推移している。半導体不

個人消費等	<p>足の影響で一部メーカーの商品に品薄感はあるが、他メーカーの商品を用意して取りこぼしを防いでおり、販売への影響は限定的（横浜[家電販売]）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要は堅調なもの、一時期解消に向かっていた供給制約は、感染クラスターの発生に伴う工場停止などから再び強まっており、新車登録が遅れているうえ、先行きの解消時期も見通し難い（前橋[自動車販売]）。 ・食料品の仕入価格上昇分を自社で吸収しきれず、順次販売価格に転嫁しているが、消費者も一定の理解を示し、買い控えなどはみられていない（甲府[小売]）。 ・原価上昇からやむなく弁当の一部で価格を上げたところ、在宅勤務定着によるオフィスでのランチ需要減の中、販売が大きく減少した（本店[食料品]）。 ・仕入価格が全般的に上昇しているが、消費者の生活防衛意識も強まってきているため、消費者マインドを更に冷え込ませる事態は避けたいと考え、当面は営業努力を通じて値上げは見送る方針（水戸[小売]）。 ・従来、食材価格や光熱費等のコストアップは企業努力で吸収してきたが、ウクライナ情勢の影響により一段とコストアップが進めば、値上げを回避できない事態もあり得る（本店[飲食]）。
住宅投資	<ul style="list-style-type: none"> ・資材価格上昇分の一部を販売価格に転嫁しているが、コロナ禍での居住ニーズの多様化等に対応して需要を取り込めており、持家の販売は底堅い動きが継続（横浜）。 ・貸家の着工は、高齢化の進展を背景に相続税対策の需要が根強い中、金融機関の貸出スタンスが幾分緩和していることもあり、下げ止まり感がみられる（松本）。
生産	<ul style="list-style-type: none"> ・世界的なデジタル需要の拡大のもと、自動車・家電・産業機械等の電子部品向けの受注が非常に好調で、高水準の生産が続いている（前橋[電子部品・デバイス]）。 ・本年入り後、感染再拡大の影響等による完成車メーカーの減産の影響を受け、自動車部品の生産が下振れたが、3月以降は、完成車メーカーの挽回生産を背景に生産水準を徐々に引き上げていく計画（横浜[輸送用機械]）。 ・半導体製造装置向け部品の需要が旺盛で、フル生産を続けてきたが、供給制約の影響が長期化する中、代替品の調達だけでは部材を賄うことが困難となり、高水準ながらもこのところ操業度を引き下げている（水戸[電気機械]）。 ・鋼材や樹脂等の仕入価格が上昇しているが、産業用ロボットや半導体製造装置向け部品への旺盛な需要を背景に、販売価格への転嫁は順調に進んでおり、収益への影響は然程大きくない（甲府[生産用機械]）。 ・ウクライナ情勢の影響で、ロシア産パラジウムの調達が滞ることが予想されるが、先んじて代替調達の目途を付けたため、現時点では生産への影響は軽微にとどまる見通し（松本[電子部品・デバイス]）。
雇用・所得	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置により営業時間が短縮されたもとでも人手不足感が強い。昨年末から時給を引き上げてアルバイトの獲得に注力しているが、コロナ禍で飲食業離れが起きており、採用が難航している（横浜[飲食]）。 ・コロナ禍での厳しい事業環境のもとで、タクシー運転手の収入が減少しており、人材流出に歯止めをかけられずにいる（本店[運輸]）。 ・生産能力の拡張にあたり追加の人員を募集しているが、製造業における人材獲得競争の激化から、時給を2割引き上げても応募が来ない（松本[生産用機械]）。 ・半導体・医療関連の受注増加で収益が拡大傾向にある中、賞与支給額を過去最高水準としたほか、ベアの水準を引き上げる予定（新潟[はん用機械]）。 ・コロナ禍による外食需要の減少から、既存人員の雇用維持で精一杯な状況であり、税制優遇制度が拡充されるもとでも賃上げの実施は難しい（松本[飲食]）。

企業短期経済観測調査(山梨県)

2022年3月

業況判断DI(全産業): ▲ 5 (前回調査比 9ポイント悪化)

目次

業況判断	2ページ	製商品・サービス需給、在庫、価格	7ページ
売上高	3 "	雇用	8 "
経常利益	4 "	企業金融	9 "
設備投資(1)	5 "	業況判断 長期時系列データ	10 "
設備投資(2)	6 "	参考データ(1)(2)	11-12 "

(注)調査対象企業の定例見直しに伴い、今回から新ベースの調査対象企業での調査となっております。

回答期間 22年2月24日～3月31日

対象企業 製造業 52社 非製造業 66社 計 118社

有効回答率 100.0 %

「良い」-「悪い」、社数構成比：%ポイント

業況判断DI	21年9月	12月				22年3月（今回調査）	
		<旧>		<新>		最近	先行き
		最近	先行き	最近	先行き		
県内計	▲ 7	5	7	4	8	▲ 5	0
製造業	13	17	19	17	19	15	25
非製造業	▲ 24	▲ 6	▲ 3	▲ 6	▲ 2	▲ 21	▲ 19

全国計	▲ 2	2	0	2	0	0	▲ 3
製造業	5	6	4	6	4	2	0
非製造業	▲ 7	0	▲ 2	0	▲ 2	▲ 2	▲ 5

売上高



前年度(前年同期)比：%

売上高	20年度 実績	21年度見込み		前回比修正率	
		上期	下期	上期	下期
県内計	▲ 1.2	15.4	18.5	12.8	▲ 0.4
製造業	2.6	23.9	24.9	23.1	0.4
非製造業	▲ 8.0	▲ 1.5	5.1	▲ 6.8	▲ 2.3

22年度計画		
	上期	下期
県内計	7.6	12.4
製造業	10.1	16.8
非製造業	1.4	1.6

全国計	▲ 7.8
製造業	▲ 7.6
非製造業	▲ 7.9

4.3	6.5	2.3	0.4	0.7
9.4	14.6	5.0	0.0	0.1
1.7	2.6	0.9	0.6	1.1

2.1	2.7	1.5
3.0	3.5	2.5
1.6	2.2	0.9

県内は社数調整後単純集計(次測値補完ベース)、全国は母集団推計(次測値補完ベース)

経常利益



経常利益	20年度実績	21年度見込み		前回比修正率		前年度(前年同期)比:%	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期
県内計	12.0	89.9	109.4	75.4	▲ 1.0	▲ 5.3	▲ 15.4
製造業	36.1	101.7	103.4	100.2	▲ 0.1	▲ 8.4	▲ 19.2
非製造業	▲ 43.5	25.9	179.9	▲ 16.5	▲ 8.3	21.3	18.8
全国計	▲ 20.1	32.0	69.8	6.6	4.0	▲ 0.9	0.9
製造業	▲ 3.8	39.7	107.8	▲ 0.4	4.8	▲ 2.8	1.2
非製造業	▲ 30.4	25.3	41.3	13.3	3.3	1.0	0.7

県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)

設備投資(1)

設備投資	20年度実績		21年度見込み		前年度比修正率		前年度比: %	
	県内計	▲ 18.1	13.8	6.6	22年度計画	12.2		
製造業	▲ 23.8	13.5	7.9		18.4			
非製造業	18.7	15.2	1.2		▲ 13.4			
全国計	▲ 8.5	4.6	▲ 3.2		0.8			
製造業	▲ 10.0	7.6	▲ 3.6		9.0			
非製造業	▲ 7.5	2.9	▲ 2.9		▲ 4.0			

生産・営業用設備 判断DI	21年9月		12月		22年3月 (今回調査)	
	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き
県内計	5	3	2	2	0	▲ 3
製造業	12	11	8	8	5	0
非製造業	0	▲ 5	▲ 3	▲ 3	▲ 4	▲ 5
全国計	1	0	▲ 2	▲ 2	0	▲ 2

「過剰」-「不足」、社数構成比: %ポイント

設備投資: 県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)

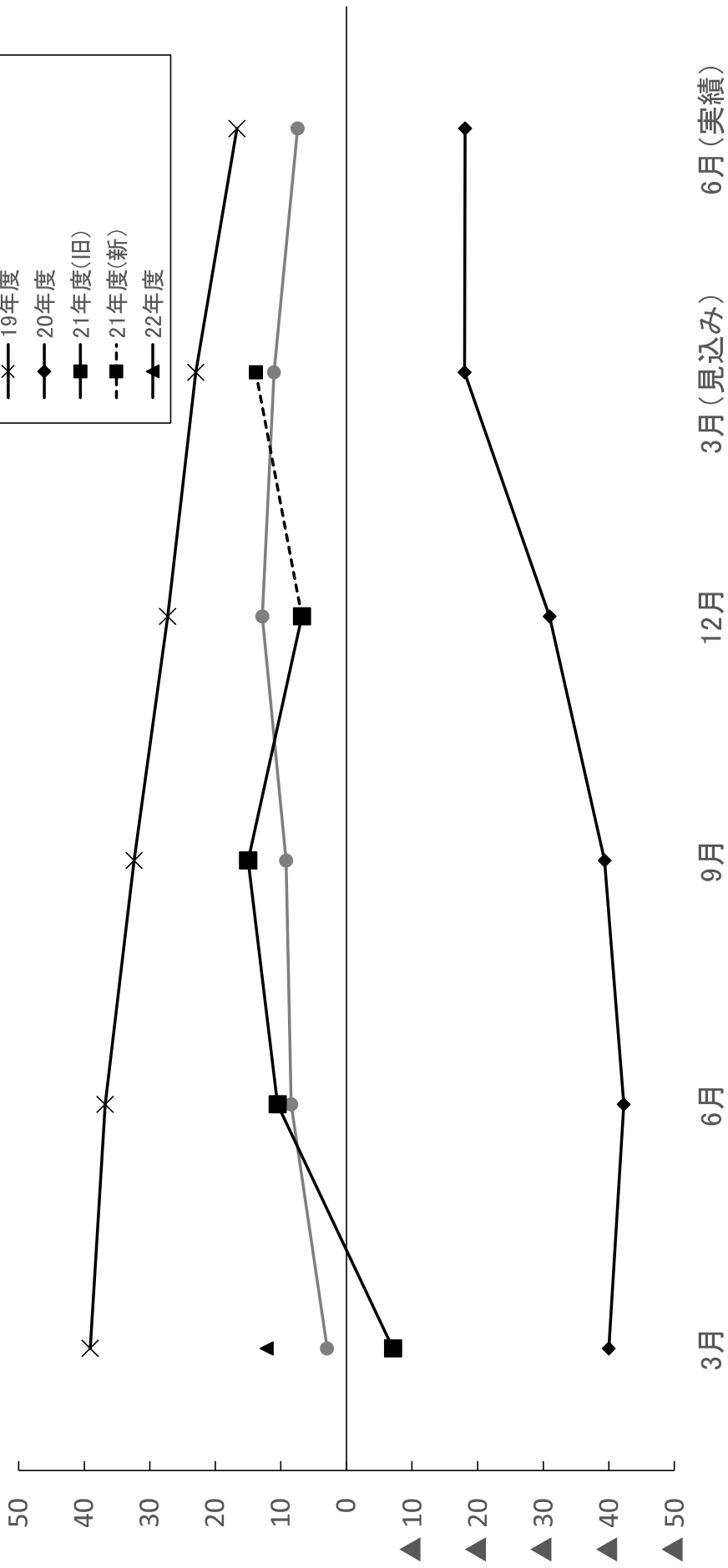
設備投資(2)



設備投資計画の修正状況(全産業)

- 過去平均(00年度-20年度)
- ✕ 19年度
- ◆ 20年度
- 21年度(旧)
- 21年度(新)
- ▲ 22年度

(前年度比、%)



製商品・サービス需給、在庫、価格



社数構成比：%ポイント

	21年9月	12月				22年3月（今回調査）	
		<旧>		<新>		最近	先行き
		最近	先行き	最近	先行き		
製商品・サービス需給判断DI 「需要超過」-「供給超過」	▲ 15	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 8	2	▲ 2
	▲ 21	▲ 12	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 8	▲ 2

製商品在庫水準判断DI 「過大」-「不足」	8	4	-	4	4	4	-
--------------------------	---	---	---	---	---	---	---

販売価格判断DI 「上昇」-「下落」	4	9	2	9	2	19	19
	3	12	22	12	21	22	33

仕入価格判断DI 「上昇」-「下落」	40	48	44	48	44	65	69
	30	46	43	48	45	51	59

「過剰」-「不足」、社数構成比:%ポイント

雇用人員判断DI	21年9月		12月				22年3月 (今回調査)	
	<旧>		<新>		最近	先行き	最近	先行き
	最近	先行き	最近	先行き				
県内計	▲ 10	▲ 19	▲ 25	▲ 20	▲ 25	▲ 17	▲ 19	
製造業	▲ 10	▲ 17	▲ 25	▲ 17	▲ 25	▲ 21	▲ 27	
非製造業	▲ 9	▲ 20	▲ 25	▲ 21	▲ 26	▲ 14	▲ 13	
全国計	▲ 17	▲ 21	▲ 24	▲ 22	▲ 26	▲ 24	▲ 26	
製造業	▲ 10	▲ 14	▲ 17	▲ 14	▲ 17	▲ 17	▲ 19	
非製造業	▲ 21	▲ 26	▲ 31	▲ 26	▲ 31	▲ 28	▲ 32	

「楽である」-「苦しい」、社数構成比：%ポイント

資金繰り判断DI	21年9月	12月		22年3月 (今回調査)
		<旧>	<新>	
県内計	6	8	9	7
製造業	8	12	12	14
非製造業	5	6	7	1
全国計	11	12	12	10

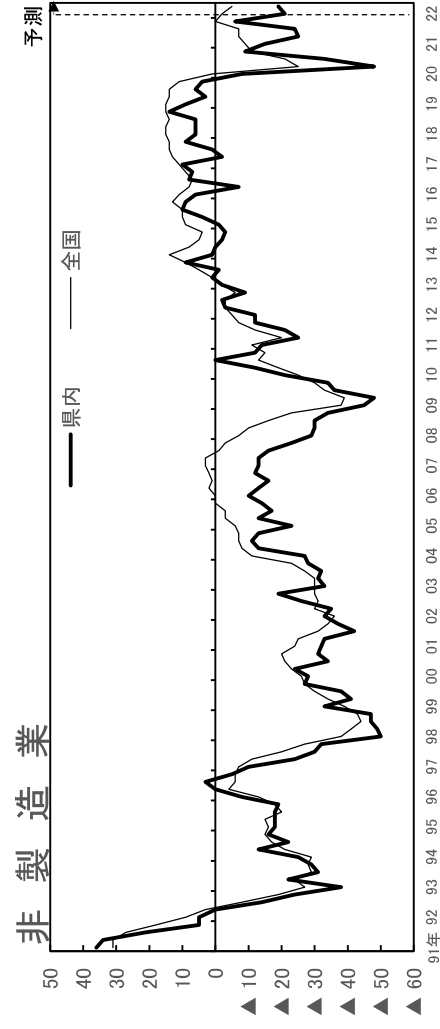
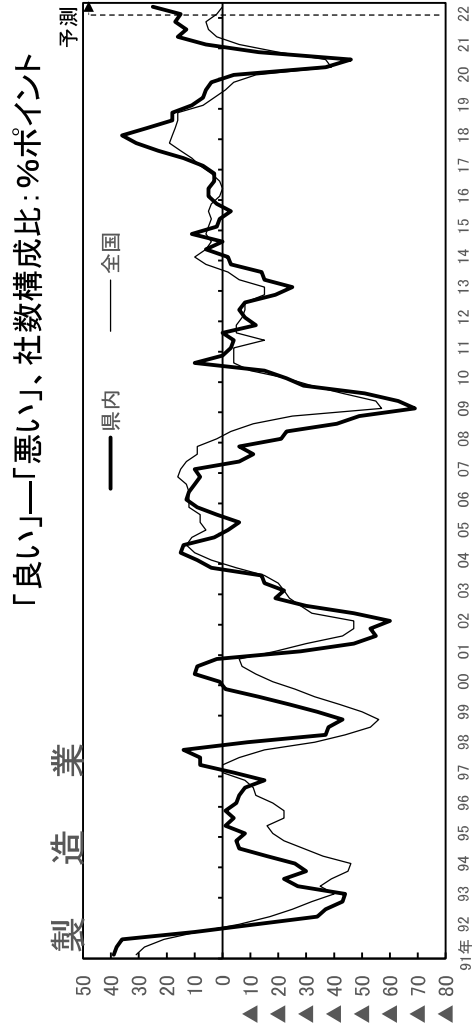
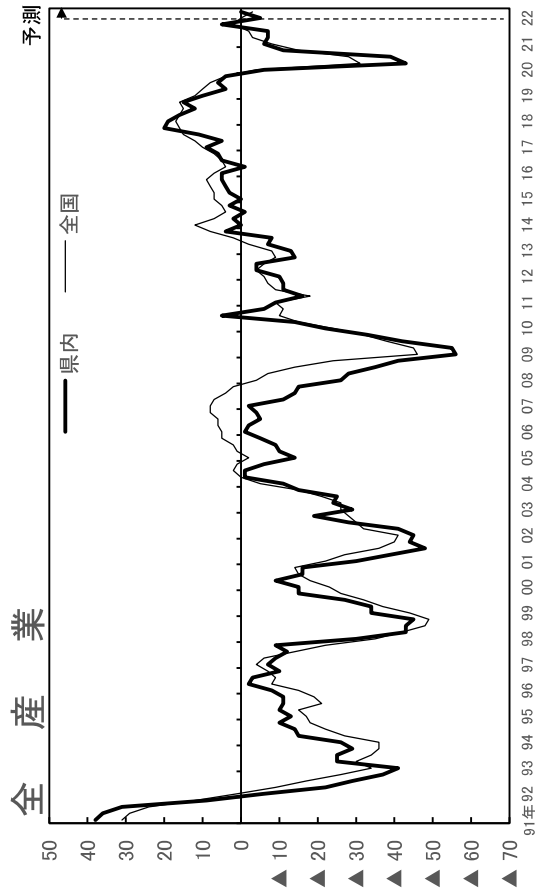
「緩い」-「厳しい」、社数構成比：%ポイント

金融機関の 貸出態度判断DI	21年9月	12月		22年3月 (今回調査)
		<旧>	<新>	
県内計	17	17	17	18
製造業	18	21	21	25
非製造業	16	15	14	13
全国計	18	18	19	17

「上昇」-「低下」、社数構成比：%ポイント

借入金利水準判断 DI	21年9月	12月				22年3月 (今回調査)	
		<旧>		<新>		最近	先行き
		最近	先行き	最近	先行き		
県内	▲3	▲1	1	▲1	1	0	6
全国	0	0	5	0	5	3	11

業況判断 長期時系列データ

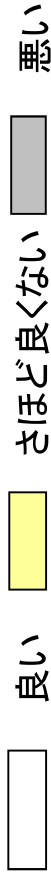


(注) 22/3月調査以降は調査対象企業見直し後の新ベースのデータを利用。

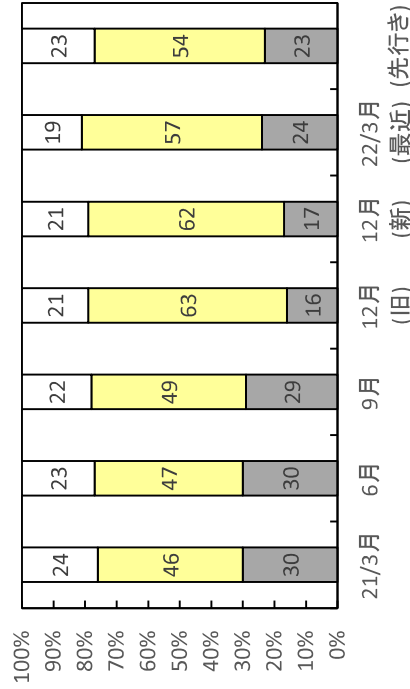
参考データ(1)



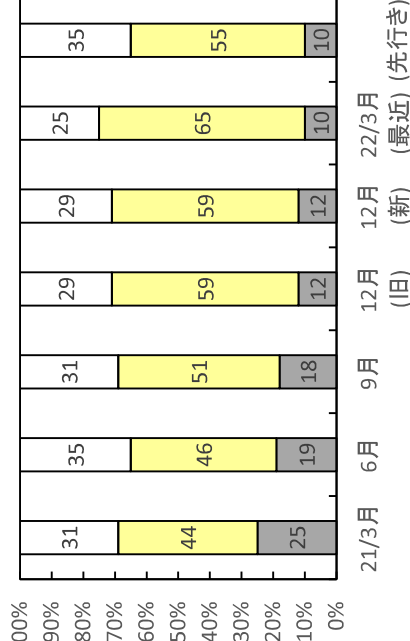
(参考) 県内業況判断DIの選択肢別構成比(%)



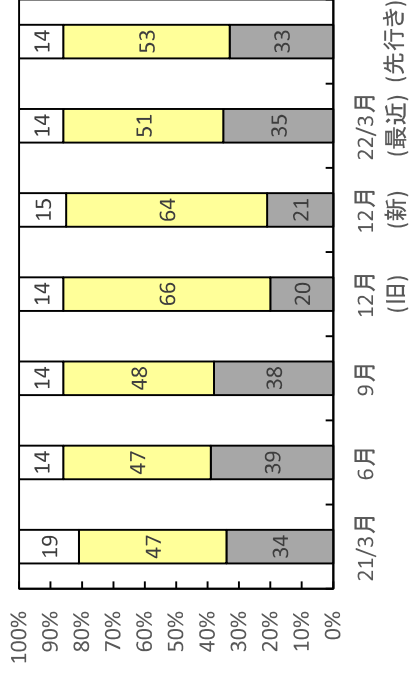
県内計



製造業



非製造業



*判断項目の集計方法

各項目毎に3つの選択肢のそれぞれに対する回答社数を単純集計し、
 全社数に対する百分比(回答社数構成比)を算出。
 上記計数をもとに、DI(ディフュージョン・インデックス)を、以下により算出。

(例) 業況判断DI = 「良い」と回答した企業の構成比(%) - 「悪い」と回答した企業の構成比(%)

(参考) 主要項目の新旧ベース比較(2021年12月調査)

前年度(前年同期)比:%

		21年度計画							
		旧		新		上期		下期	
		旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
売上高	県内計	15.6	15.6	18.4	18.4	13.2	13.2	13.2	13.2
	製造業	23.7	23.7	24.9	24.9	22.6	22.6	22.6	22.6
	非製造業	▲ 0.3	▲ 0.3	5.1	5.1	▲ 4.6	▲ 4.6	▲ 4.7	▲ 4.7
経常利益	県内計	91.8	91.8	108.7	108.8	79.3	79.3	79.3	79.3
	製造業	101.9	101.9	103.2	103.2	100.8	100.8	100.8	100.8
	非製造業	36.9	37.1	173.1	173.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4
設備投資	県内計	6.8	6.8						
	製造業	5.1	5.1						
	非製造業	13.8	13.8						

2022.6
No. 533

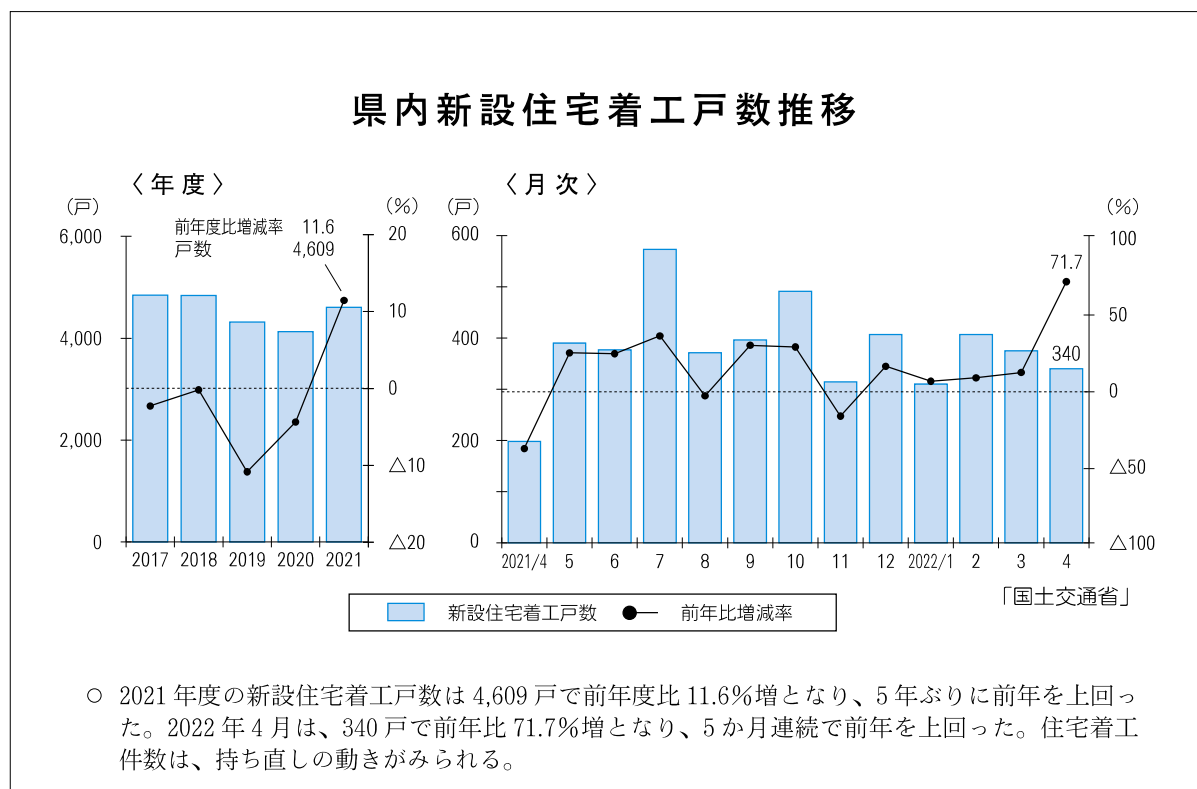
調査月報

県内経済の動向	1
県内主要業界の動向	4
県内経済トピックス	10
主要経済指標	11
最近の話題	15

Ⓜ 山梨中央銀行

県内経済の動向

グラフでみる県内景気



概況

最近の県内景気（4月～5月）は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している。生産面においては、機械工業が、一部に弱い動きがみられるものの、全体としては増勢を維持している。需要面においては、設備投資が回復傾向にあるほか、個人消費も持ち直している。

需要：個人消費は、経済活動が正常化しつつあるなか、外出機会が増加し衣料品が伸長したほか、飲食などサービス消費も活発化するなど、持ち直しの動きが続いている。設備投資は、製造業を中心に回復傾向にある。

生産：機械工業は、半導体製造装置や工作機械、各種電子部品で好調が続くなど全体としては増勢を維持しているが、供給制約の影響が広がりつつあるなかで一部に弱い動きもみられる。地場産業関連は、国内需要の縮小や原材料価格の上昇、新型コロナウイルス感染症の影響など厳しい局面が続いているが、一部に回復の動きもみられる。

消費動向

4月～5月の商況をみると、経済活動が正常化しつつあるなか、外出機会が増加し衣料品が伸長したほか、飲食などサービス消費も活発化するなど、持ち直しの動きが継続。

4月の乗用車販売は、前年同月比26.3%減（普通車20.3%減、小型車34.8%減）と、8か月連続の前年比減少。

4月の県内観光は、新型コロナウイルス感染症の市中感染が落ち着いていたことから、週末を中心に入込みが増加するなど、持ち直しの動き。

建設動向

住宅建設：新設住宅着工戸数（4月）は、前年同月比71.7%増と5か月連続の増加。利用関係別でみると、持家（前年同月比25.4%増）が2か月ぶりの増加、貸家（同80.8%増）が5か月連続の増加、分譲住宅（同325.9%増）が4か月連続の増加。

公共工事：公共工事保証請負額（4月：東日本建設業保証㈱）は155億40百万円で、前年同月比24.1%の減少。発注者別にみると、国が前年同月比10.0%減少、県が同0.9%増加、市町村が同91.3%増加。

雇用情勢

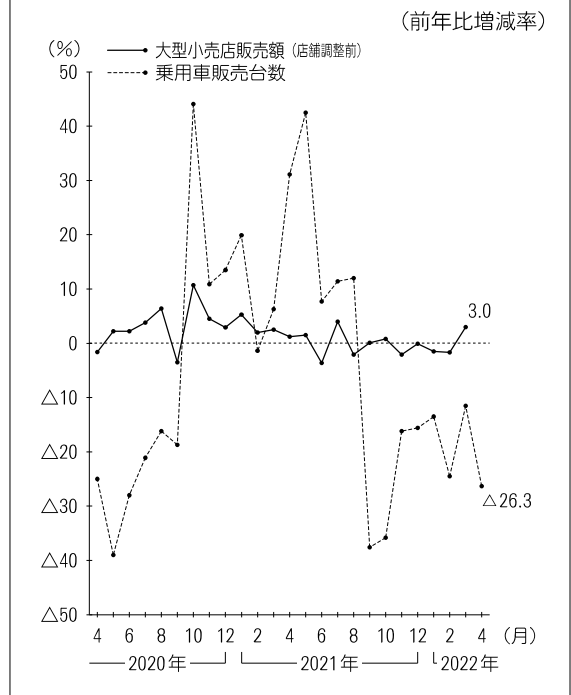
4月の有効求人倍率は1.38倍で、前月と比べて0.05ポイント上昇。

新規求人数は、前年同月比15.8%増と14か月連続の増加。産業別では、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業等は増加、建設業等は減少。

企業倒産

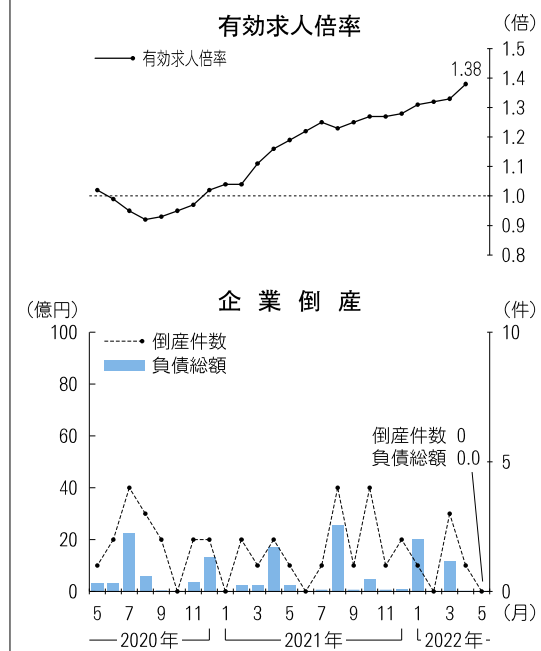
5月の企業倒産（負債総額1千万円以上）は0件（東京商工リサーチ調べ）。前月と比べて件数は1件減少、負債総額も20百万円減少。

大型小売店販売額・乗用車販売台数推移



「経済産業省・山梨県自動車販売店協会」

雇用情勢・企業倒産の推移



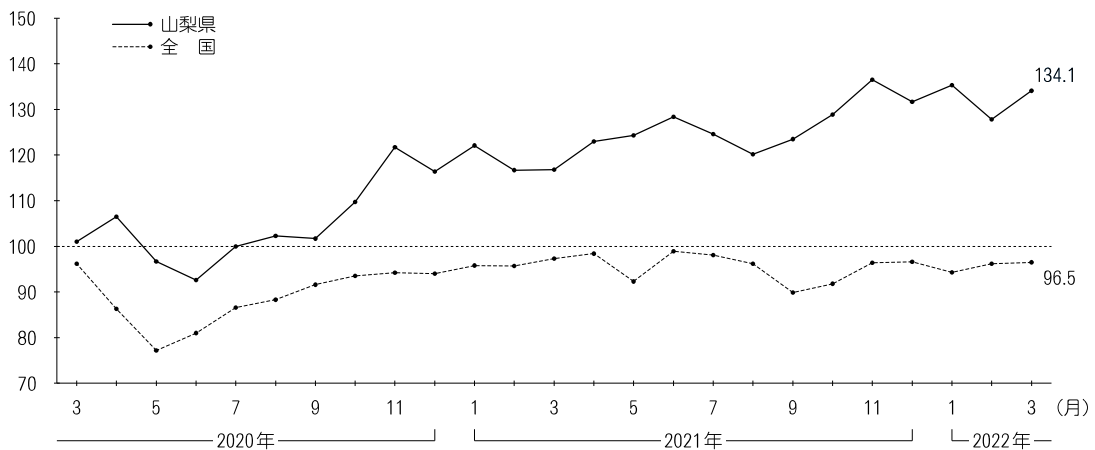
「山梨労働局職業安定部・東京商工リサーチ甲府支店」

生産・出荷動向

- 食品**：ミネラルウォーターは、好調な出荷を維持。健康志向の高まりを背景に家庭向けが堅調なほか、飲食店向けにも回復の動き。冷菓類は、出荷が堅調。ワインは、飲食店向けやイベント向けが伸長し、出荷が前年を上回る状況。
- ニット**：受注面をみると、全体として持ち直し。外出機会の増加や消費マインドの高まりから春夏物の店頭販売が好調で、シーズン終盤を迎えても受注量が増加。生産面をみると、春夏物の追加対応や納期の前倒しで、稼働率は例年超え。
- 織物**：ネクタイ地は、カジュアル化の進展が下押し圧力となり、全体として受注・生産が軟調。婦人服地は、アウター衣料の需要増加を背景に、受注・生産に上向きの兆し。洋傘地は、需要期を迎えやや繁忙。先行きに明るさも。
- 宝飾**：店頭在庫が品薄で、展示会等でも品揃えの充実を図る動きがみられることから、受注・生産は上向き。採算面をみると、円安などの影響から地金・原石価格が高騰。納入価格への即時転嫁は難しく、一時的に利幅が縮小する先も。
- 電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス**：コンピュータ数値制御装置関連は、国内外における工作機械需要の拡大を受け受注・生産が好調。水晶振動子は、受注・生産が高水準を維持。「5G」関連需要が底堅いなか、主力のスマートフォン向けが好調。
- 生産用機械**：半導体製造装置は、受注・生産が高水準で推移。幅広い用途での半導体需要が拡大していることから、半導体メーカーの旺盛な投資意欲が続く。産業用ロボット及び工作機械は、受注・生産が好調に推移。
- 輸送機械**：自動車部品は、受注・生産が減少傾向で推移。半導体不足や中国上海市のロックダウン（都市封鎖）により部品・部材の調達に影響が出ており、完成車メーカーが工場の稼働を停止していることが要因。
- 汎用・業務用機械**：デジタルカメラ部品は、高級カメラ部品など一部に増産の動きがみられるなか、全体としては受注・生産が持ち直し。プリンタ関連部品は、受注・生産が弱含み。バルブ関連部品は、受注・生産が前年を下回る水準で推移。

山梨県鉱工業生産指数推移

(2015年 = 100、季節調整済)

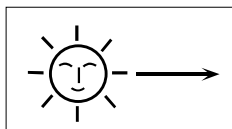


「経済産業省・県統計調査課」

- 3月の鉱工業生産指数は134.1で前月比4.9%の上昇。
- 前年比（原数値）では13.4%の上昇となり、18か月連続の上昇。
- 業種別にみると、電気機械工業、金属製品工業、輸送機械工業等の9業種が上昇、食料品工業、生産用機械工業、電子部品・デバイス工業等の6業種が低下。

県内主要業界の動向

食品



ミネラルウォーターは好調な出荷を維持

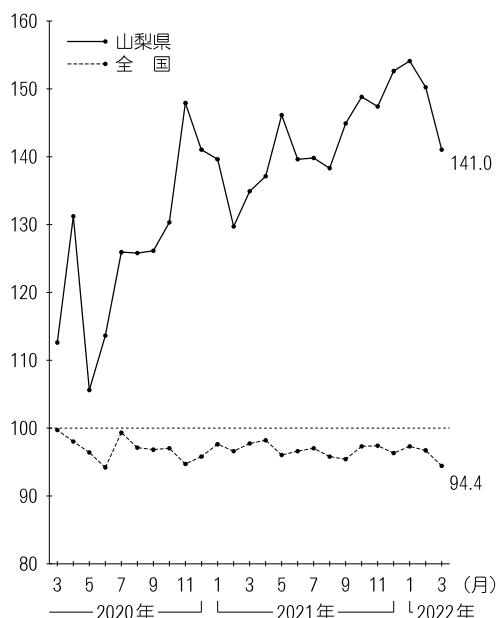
ミネラルウォーターは、好調な出荷を維持している。健康志向の高まりから、ゼロカロリーであるミネラルウォーターの人気の高まっており、家庭向けが堅調に推移している。また、飲食店向けにも回復の動きがみられる。

冷菓類は、出荷が堅調に推移している。家庭向けの需要が旺盛で、なかでも高価格帯の製品は引き合いが増加している模様。

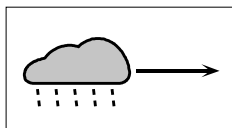
ワインは、出荷が前年を上回っている。各種の規制緩和から、飲食店向けやイベント向けが伸長している。ただし、消費者側の外出自粛やイベント開催側の提供自粛など、一部に慎重姿勢が窺われ、その伸びは緩やかとなっている。

食料品工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



ニット



受注は全体として持ち直し

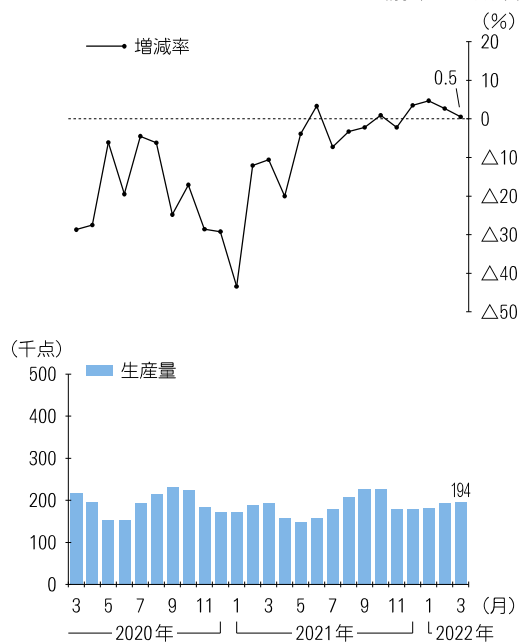
春夏物の生産・出荷が終盤を迎えるなか、秋冬物の取扱いも始まっている。

受注面をみると、前年を上回る先が増加し、全体として持ち直している。新規感染者数に落ち着きが見られるなか、外出機会の増加や消費マインドの高まりから、春夏物の店頭販売に好調さが窺われる。そのため、最終納入先であるアパレルや小売店の発注姿勢に積極性がみられ、シーズン終盤を迎えても受注量が増加している模様。

生産面をみると、需要の拡大に伴う春夏物の追加対応に加え、納期の前倒し要請もあり、稼働率は例年より高めで推移している。

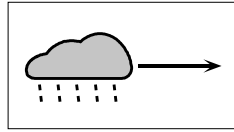
全国ニット製セーター・カーディガン・ベスト類生産推移

(前年比増減率)



「繊維統計月報」

■ 織物



洋傘地は需要期を迎えやや繁忙

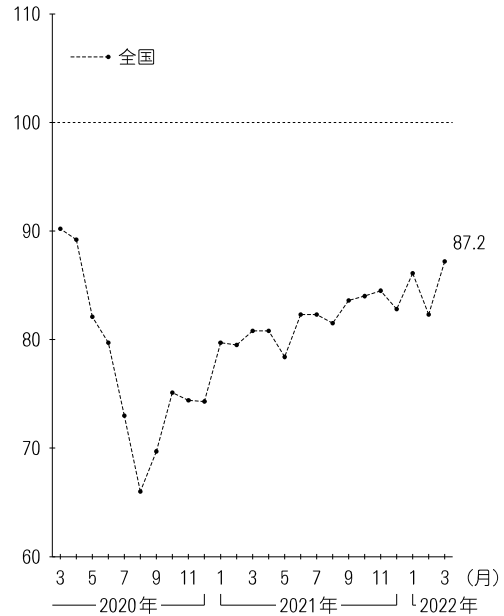
ネクタイ地は、秋冬物の生産が本格化している。カジュアル化の進展が下押し圧力となり、全体としては受注・生産が軟調に推移している。ただし、足元ではビジネスシーンでの外出や出張の制限に緩和がみられ、需要が持ち直している模様。

婦人服地は、受注・生産に上向きの兆しが窺われる。経済活動が正常化しつつあるなか、外出機会の増加により、アウター衣料の需要が高まっていることが背景にある。

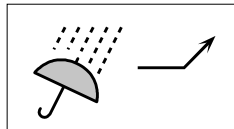
洋傘地は、需要期を迎え、やや繁忙している。高額品向けの引き合いも増え始めており、先行きに明るさが窺われるとの声も。

織物工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



■ 宝飾



受注・生産は上向き

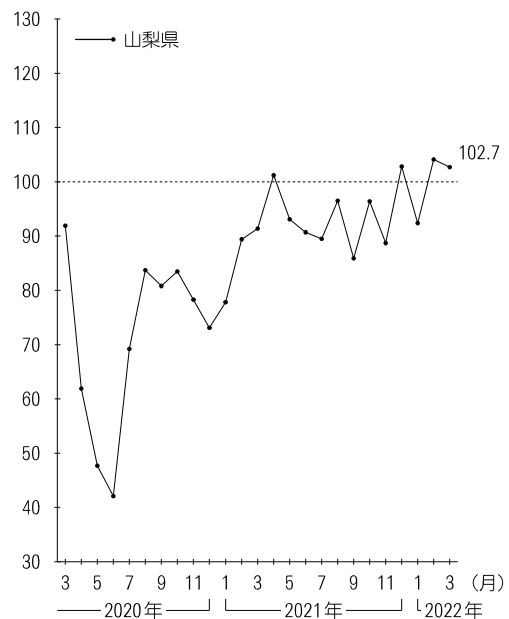
受注・生産は、上向いている。百貨店などの店頭販売の復調により在庫が品薄となっているほか、展示会や催事が活発に展開され、品揃えの充実を図る動きがみられることが背景にある。

採算面をみると、ウクライナ情勢や円安を背景とした地金価格の高騰に加え、ダイヤモンドや色石、真珠などの価格も上昇している。納入価格への転嫁も進みつつあるが、即時の転嫁は難しいため、一時的に利幅が縮小しているとの声も。

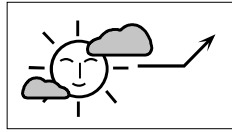
なお、5月26日から28日に神戸国際宝飾展が開催された。来場者数は増加したものの、商談数は少なく、やや精彩を欠いた模様。

貴金属製品工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



**電気機械
情報通信機械
電子部品・デバイス**



水晶振動子は、受注・生産が高水準

コンピュータ数値制御装置関連は、国内外における工作機械需要の拡大を受け、受注・生産が好調に推移している。

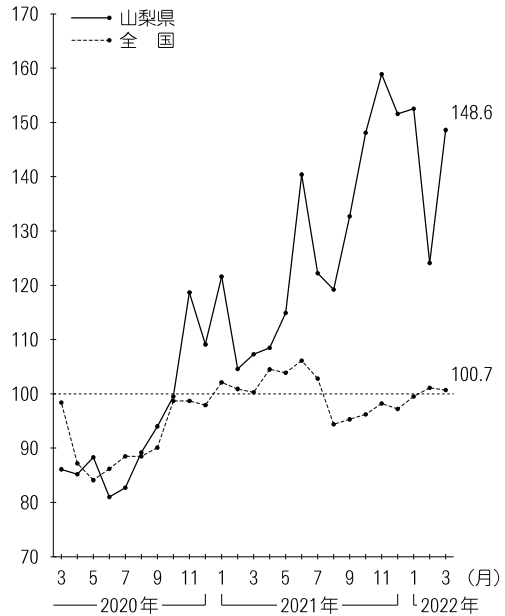
水晶振動子は、受注・生産が高水準を維持している。「5G」関連需要が底堅いなか、主力のスマートフォン向けが好調なほか、IoT（モノのインターネット）関連機器向けも伸長している。

リードフレームは、受注・生産が好調に推移している。車載向け、基地局向けなどパワー半導体向けが拡大しているほか、LED 関連向けも堅調に推移している。

電源装置関連は、国内インフラ向けや半導体製造装置向けで、堅調な受注を確保している。

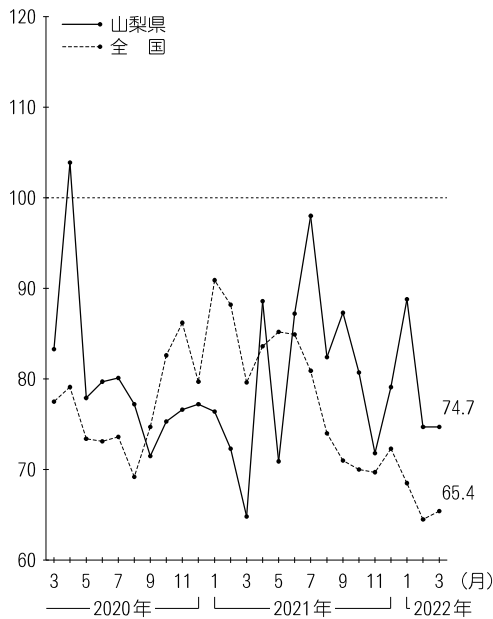
電気機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



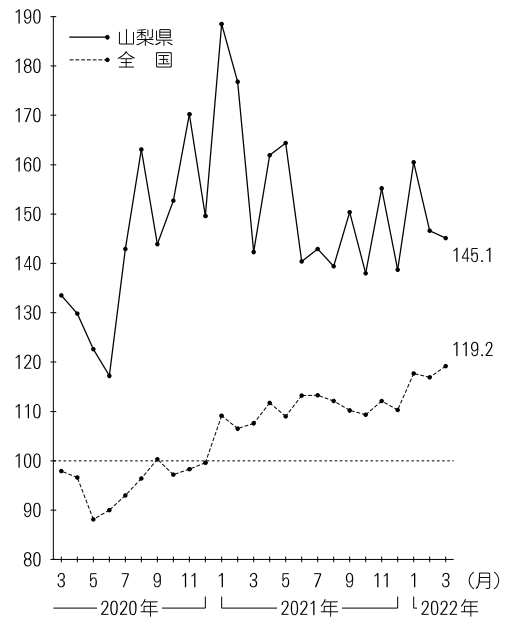
情報通信機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)

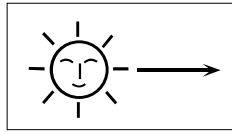


電子部品・デバイス工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



生産用機械



半導体製造装置の受注・生産は高水準

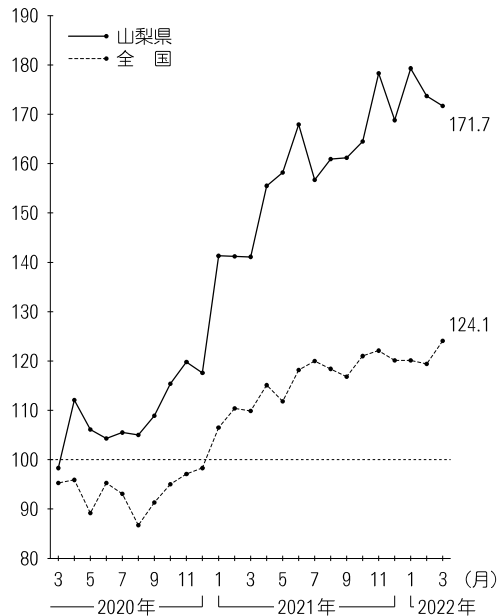
半導体製造装置は、受注・生産が高水準で推移している。幅広い用途で半導体需要が拡大していることから、半導体メーカーの旺盛な投資意欲が続いている。県内部品メーカーにおいてはフル稼働となっている先も散見されるが、設備や人員不足により生産が追い付かず、多くの受注残を抱える先も。

産業用ロボット及び工作機械は、受注・生産が好調に推移している。先行きについても、当面は増勢が続くとみられる。

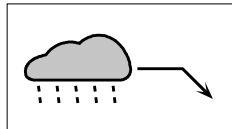
なお、半導体などの部品・部材不足の影響により生産の停滞がみられ、納期も長期化している模様。

生産用機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



輸送機械



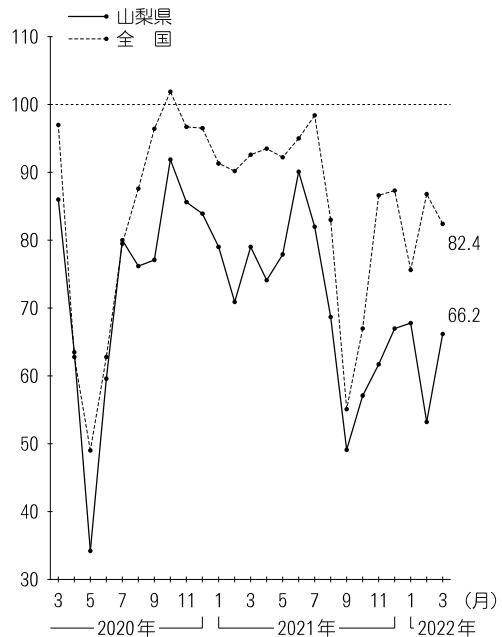
自動車部品の受注・生産は減少傾向

3月の全国の四輪車生産台数は、前年同月比17.3%減と8か月連続で前年を下回り、車種別では、乗用車が18.6%減、トラックが10.5%減、バスが3.3%増となった。二輪車生産台数は9.1%減となり、3か月連続で前年を下回った。

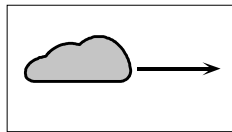
自動車部品は、受注・生産が減少傾向で推移している。半導体不足や中国上海市のロックダウン（都市封鎖）により部品・部材の調達に影響が出ており、完成車メーカーが工場の稼働を停止していることが背景にある。先行きについて、供給制約の解消時期が不透明ななか、エネルギーや原材料などの価格上昇が収益圧迫要因となっており、厳しい状況が続くとの声も。

輸送機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



汎用・業務用機械



デジタルカメラ部品の受注・生産は持ち直し

デジタルカメラ部品は、高級カメラ部品など一部に増産の動きがみられるなか、全体としては受注・生産が持ち直している。

プリンタ関連部品は、受注・生産が弱含んでいる。業務用で改善の動きがみられる一方、オフィス向けは前年を下回る水準で推移している。

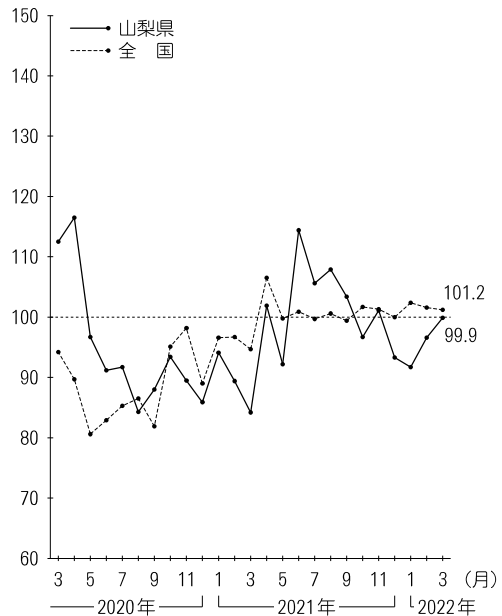
医療機器は、総じて受注・生産が安定的に推移している。

バルブ関連部品は、受注・生産が前年を下回る水準で推移している。

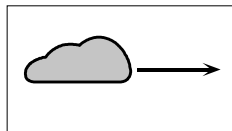
なお、中国上海市のロックダウン（都市封鎖）により部品・部材の調達に影響が出ており、生産のボトルネックとなっているとの声も。

汎用・業務用機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



建設



ロシア産の木材調達が困難に

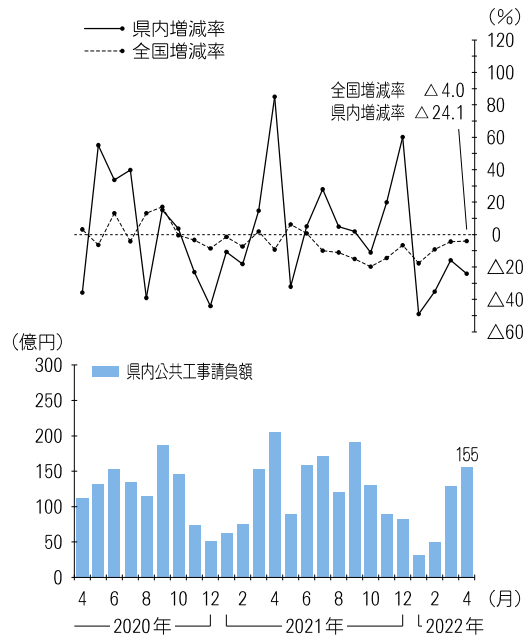
4月の公共工事保証請負額（東日本建設業保証㈱）は155億40百万円、前年同月比24.1%減と、4か月連続の減少。発注者別では県（前年同月比0.9%増）、市町村（同91.3%増）が増加した一方、国（同10.0%減）は減少した。土木部門では、前年度の工事が繰り越しとなり、案件を複数抱えている事業者もみられる。

民間工事は、工場の新設や増設の動きがみられるほか、住宅着工戸数も前年を上回るなど、堅調に推移している。

なお、ロシアのウクライナ侵攻の影響で、ロシア産の木材調達が困難となっており、木材全般の仕入価格が上昇しているとの声も。

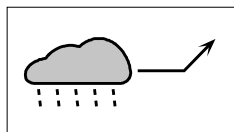
公共工事保証請負額推移

(前年比増減率)



「東日本建設業保証㈱」

■ 商業



外出機会増加により衣料品が伸長

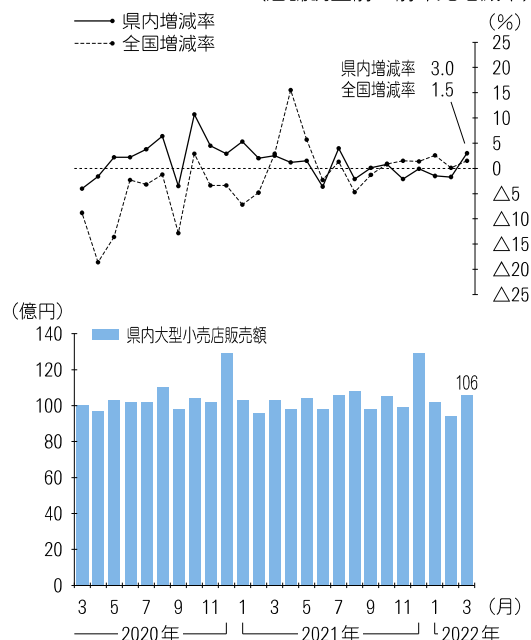
4月～5月の商況をみると、経済活動が正常化しつつあるなか、外出機会が増加し衣料品が伸長したほか、飲食などサービス消費も活発化するなど、持ち直しの動きが続いている。

品目別にみると、食料品は、前年並みの水準で推移。衣料品は、外出機会の増加により婦人服、紳士服ともに伸長。家電品は、総じて堅調に推移しているものの、中国上海市でのロックダウン（都市封鎖）の影響により一部製品で欠品が発生。乗用車は、半導体不足の影響で納期が長期化しており、新車販売台数が前年割れ。

なお、飲食サービス業は、人流が回復するなか、持ち直している。

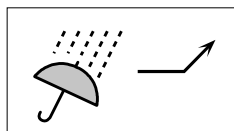
大型小売店販売額推移

(店舗調整前・前年比増減率)



「経済産業省」

■ 観光



大型連休前半は満室となる施設も

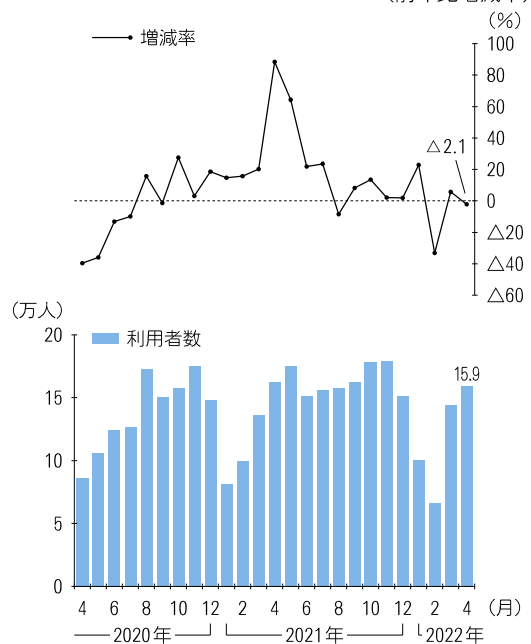
4月の県内観光は、新型コロナウイルス感染症の市中感染が落ち着いていたことから、週末を中心に入込みが増加するなど、持ち直しの動きがみられた。

地域別にみると、石和、湯村、下部の各温泉地は、県民割の利用対象県からの宿泊客が増加。富士北麓では、学生サークルの利用が上向きつつあるほか、ファミリー層の入込みも堅調に推移。ハヶ岳南麓は、道の駅などの観光施設が活況。

なお、大型連休前半は満室となる宿泊施設がみられ、連休後半の予約も好調な施設が多かった模様。

県内ゴルフ場利用者数推移

(前年比増減率)



「県税務課」

県内経済トピックス

(5月を中心として)

■ GW期間の特急・高速道路利用者は増加

JR東日本は、9日、ゴールデンウィーク期間中の中央線の特急利用状況を発表した。

これによると、4月28日から5月8日までの利用者数は、3年ぶりに行動制限がなかったことなどから、前年に比べて115%増加の25万3,000人となった。

一方、中日本高速道路の調べによると、中央自動車道（相模湖IC～上野原IC間）の交通量（1日あたり平均断面交通量）も、前年に比べて20%増加の6万5,100台となった。

■ 太陽光発電設備等共同購入者の募集開始

山梨県は、11日、太陽光発電パネル及び蓄電池システム等の普及を図るため、太陽光発電設備等の共同購入希望者の募集を開始した。

これによると、本事業は、広く県民から設備等の購入希望者を募り、一括して発注することでスケールメリットを働かせ、通常より安い価格で購入できる仕組みとなっている。これにより普及のネックとなっている初期費用を抑えることができる。施工は、県と協定を締結したアイチューザー社が実施するとしている。

■ 県産果実輸出額、1.6倍の17億円

山梨県は、17日、2021年の県産果実輸出額が17億5,600万円となり、令和4年の輸出目標額である13億円を1年前倒しで達成したと公表した。

県によると、令和2年度以降、香港や台湾などのアジア諸国を中心に、リアルとデジタルを組み合わせた効果的なプロモーションを継続的に実施したことに加え、高品質・高付加価値商品として積極的に情報発信に取り組んだ成果が現れたとしている。

■ GW観光客数は昨年比5割増加に

山梨県は、17日、ゴールデンウィーク期間中（4月29日～5月8日）に県内の主な観光施設等を訪れた観光客の状況を公表した。

これによると、期間中の調査地点（69地点）における観光客数は延べ103万4千人で、昨年と比較して50.4%増加した。3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークとなり、観光需要が高まったことが影響した模様。

なお、コロナ禍前の2019年比では43.0%減少している。

■ ルネサス 甲府工場を再開

半導体製造のルネサスエレクトロニクスは、17日、2014年10月に閉鎖した甲府工場の稼働再開を予定していると発表した。

同社によると、パワー半導体の需要が高まるなか、特に電気自動車向けの需要が急拡大することを見据え甲府工場を稼働する。本格的な量産が開始となれば同社のパワー半導体の生産能力は2倍となるとしている。なお、同工場は、2024年の稼働再開を目指しており、900億円規模の設備投資を予定している。

■ 走行中の給電実用化に向け実証実験へ

山梨県などは、25日、ワイヤレス給電技術の活用を進めるための実証実験を行うと公表した。

山梨県、甲斐市、日本航空学園、富士山の銘水、富士ウェーブの5者は、協定に基づき日本航空学園の敷地内にコースを設け、世界初の電界結合方式によるワイヤレス走行中給電の本格的な実証実験を行う。この技術は、道路の下に金属板を埋設し、電気自動車の底面に設置した金属板に電力を送ることで、走行中の給電が可能となっている。

山梨県の主要経済指標①

摘要	県人口 (注1)		県税収入済額 (注2)		鉱工業生産指数		鉱工業出荷指数		鉱工業在庫指数 (注3)		景気動向指数 (CI) (注4)			消費者物価指数 (甲府市)	
	人口	前年比	金額	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	先行指数	一致指数	運行指数	指数	前年比
	人	%	億円	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100			2020年=100	%
	年月														
2019年	812,056	△ 0.8	936	△ 3.5	109.2	△ 12.1	112.6	△ 11.4	122.3	△ 6.0	105.6	100.6	95.7	100.5	0.7
2020年	809,974	△ 0.3	922	△ 1.5	104.9	△ 3.9	110.9	△ 1.5	143.4	17.3	105.3	101.4	83.5	100.0	△ 0.5
2021年	805,338	△ 0.6									125.2	112.1	99.1	99.3	△ 0.7
2021.4	805,756	△ 0.1	56	10.6	123.0	15.4	128.6	19.8	160.1	18.1	119.7	103.7	89.3	99.4	△ 0.9
5	806,537	△ 0.1	134	10.6	124.3	28.6	134.0	28.9	146.6	10.3	126.1	107.7	91.1	99.7	△ 0.6
6	806,290	△ 0.1	167	16.2	128.4	38.6	137.6	35.2	136.6	0.8	129.3	109.4	92.3	98.6	△ 1.5
7	805,993	△ 0.1	89	△ 7.3	124.6	22.4	129.8	17.5	137.7	10.5	127.6	110.8	94.3	98.8	△ 1.2
8	805,751	△ 0.1	61	△ 1.8	120.2	19.5	127.7	17.9	132.8	9.0	122.5	102.7	91.9	99.0	△ 1.0
9	805,663	△ 0.1	51	△ 4.2	123.5	21.4	130.6	19.0	148.2	17.0	121.0	108.5	93.1	99.2	△ 0.7
10	805,338	△ 0.6	67	14.1	128.9	15.5	133.6	13.9	143.4	1.5	127.6	115.0	96.8	98.8	△ 0.8
11	805,118	△ 0.6	74	4.3	136.5	14.1	140.9	13.4	150.0	1.3	126.0	117.2	98.6	99.2	△ 0.1
12	804,749	△ 0.6	105	3.7	131.7	13.1	137.2	11.3	159.4	7.9	125.2	112.1	99.1	99.2	0.1
2022.1	804,245	△ 0.6	77	14.2	135.3	12.1	142.0	6.5	186.9	32.4	127.1	114.2	99.9	99.5	△ 0.4
2	803,297	△ 0.6	38	△ 7.7	127.8	9.5	135.7	6.0	185.1	34.7	120.3	108.6	109.4	99.8	0.0
3	802,500	△ 0.6	57	11.5	134.1	13.4	140.8	8.3	221.8	77.2	133.5	114.6	106.3	100.3	0.3
4	800,598	△ 0.6	59	4.5											
出所	県統計調査課		県税務課		県統計調査課						県統計調査課			県統計調査課	

全国の主要経済指標①

摘要	人口 (注1)		租税収入 (注2)		鉱工業生産指数		鉱工業出荷指数		鉱工業在庫指数 (注3)		景気動向指数 (CI) (注4)			消費者物価指数	
	人口	前年比	金額	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	先行指数	一致指数	運行指数	指数	前年比
	千人	%	億円	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100			2020年=100	%
	年月														
2019年	126,167	△ 0.2	584,415	△ 3.2	101.1	△ 3.0	100.2	△ 2.7	101.7	1.2	91.2	95.5	102.5	100.0	0.5
2020年	125,708	△ 0.4	608,216	4.1	90.6	△ 10.4	89.6	△ 10.6	93.2	△ 8.4	96.5	90.0	90.9	100.0	0.0
2021年	125,502	△ 0.2			95.9	5.8	93.9	4.8	97.9	5.0	102.9	96.9	94.9	99.8	△ 0.2
2021.4	125,417	△ 0.4	44,503	8.7	100.0	15.8	97.7	16.2	94.7	△ 9.8	102.9	95.6	93.7	99.1	△ 1.1
5	125,339	△ 0.4	12,074	23.8	93.5	21.1	92.3	21.5	93.7	△ 8.7	102.5	93.9	93.8	99.4	△ 0.8
6	125,285	△ 0.5	26,229	15.5	99.6	23.0	96.7	19.2	95.7	△ 5.0	103.5	95.3	94.8	99.5	△ 0.5
7	125,682	△ 0.1	62,626	△ 5.1	98.1	11.6	96.4	11.2	95.0	△ 4.5	103.4	94.7	95.1	99.7	△ 0.3
8	125,633	△ 0.1	54,350	32.6	94.6	8.8	92.2	7.2	94.9	△ 3.7	101.6	92.8	94.2	99.7	△ 0.4
9	125,559	△ 0.2	35,474	16.1	89.5	△ 2.3	86.6	△ 4.5	98.1	0.5	99.9	90.9	93.8	100.1	0.2
10	125,502	△ 0.2	42,654	11.6	91.1	△ 4.1	88.7	△ 5.6	98.7	2.2	100.6	92.8	93.8	99.9	0.1
11	125,443	△ 0.2	81,937	8.8	97.5	5.1	95.3	3.5	100.7	5.6	102.0	96.3	94.2	100.1	0.6
12	125,380	△ 0.2	38,702	8.3	96.5	2.7	95.4	2.8	100.8	5.0	102.9	96.9	94.9	100.1	0.8
2022.1	p125,440	△ 0.2	64,406	17.9	95.7	△ 0.5	93.9	△ 0.9	99.4	4.6	101.3	96.3	94.6	100.3	0.5
2	p125,340	△ 0.2	56,467	9.9	96.2	0.5	92.7	△ 1.5	101.3	7.1	100.1	96.8	95.2	100.7	0.9
3	p125,260	△ 0.2	35,292	27.9	96.5	△ 1.7	93.3	△ 2.4	100.9	6.8	100.8	97.5	95.4	101.1	1.2
4	p125,190	△ 0.2			p95.2	△ 4.8	p93.3	△ 4.3	p98.4	3.9				101.5	2.5
出所	総務省		財務省		経済産業省						内閣府			総務省	

(注1) 年数値は10月1日現在 (注2) 年数値は年度計 (注3) 年数値は年平均 (注4) 年数値は12月現在 (注5) pは速報値

山梨県の主要経済指標②

摘要	大型小売店販売額 (店舗調整前)		コンビニエンスストア 販売額		家電大型専門店 販売額		ドラッグストア 販売額		ホームセンター 販売額		新車登録台数(除軽自)				軽自動車 販売台数	
	金額		金額		金額		金額		金額		合計		乗用車			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
年月	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	台	%	台	%	台	%
2019年	900	2.0	928	0.1	190	1.1	541	2.8	276	1.0	21,973	△2.1	18,986	△2.9	16,378	△1.1
2020年	1,189	1.9	875	△5.6	214	12.3	578	6.9	314	13.8	19,714	△10.3	16,861	△11.2	14,915	△8.9
2021年			893	2.0	221	3.2	541	△6.5	324	3.2	20,081	1.9	16,605	△1.5	14,249	△4.5
2021.4	98	1.2	72	8.5	16	10.7	44	△7.5	30	4.6	1,650	35.2	1,383	31.1	1,275	42.8
5	104	1.5	76	8.7	20	24.4	46	△2.9	31	△1.8	1,436	40.8	1,250	42.5	1,095	98.4
6	98	△3.6	73	1.8	17	△20.5	46	△7.6	26	△7.1	1,665	18.2	1,287	7.7	1,124	△1.4
7	106	4.0	80	9.0	21	9.5	47	△4.3	28	5.7	1,897	19.3	1,545	11.4	1,110	△21.7
8	108	△2.1	80	△2.0	18	△17.6	48	△6.1	27	△8.3	1,465	16.5	1,202	12.0	924	△18.0
9	98	0.1	77	1.4	17	0.9	44	△5.9	25	4.5	1,400	△30.2	1,088	△37.6	889	△44.9
10	105	0.8	75	2.0	17	5.6	45	△4.5	27	9.7	1,270	△31.9	995	△35.8	872	△33.4
11	99	△2.1	73	△0.3	16	△5.2	45	△3.4	26	0.9	1,560	△16.2	1,291	△16.2	1,138	△17.0
12	129	△0.1	80	3.2	24	2.6	48	△6.1	34	2.4	1,533	△14.2	1,280	△15.6	1,010	△15.2
2022.1	102	△1.5	72	3.2	23	9.9	45	5.2	25	7.4	1,616	△5.8	1,286	△13.5	1,039	△18.0
2	94	△1.7	65	1.0	16	1.1	44	7.1	23	6.6	1,447	△17.9	1,140	△24.5	1,145	△24.6
3	106	3.0	75	2.9	21	14.8	46	5.3	27	5.6	2,395	△12.2	2,025	△11.5	1,557	△23.2
4	p102	3.6	p74	3.5	p17	7.4	p46	4.6	p29	△2.3	1,178	△28.6	1,019	△26.3	1,030	△19.2
出所	経済産業省									山梨県自動車販売店協会				県軽自動車協会		

全国の主要経済指標②

摘要	大型小売店販売額 (店舗調整前)		コンビニエンスストア 販売額		家電大型専門店 販売額		ドラッグストア 販売額		ホームセンター 販売額		新車登録台数(除軽自)				軽自動車 販売台数	
	金額		金額		金額		金額		金額		合計		乗用車			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	千台	%	千台	%	千台	%
年月	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	千台	%	千台	%	千台	%
2019年	193,962	△1.3	121,841	1.7	45,454	3.5	68,356	5.6	32,748	△0.3	3,308	△1.8	2,817	△2.5	1,910	△0.7
2020年	195,050	△6.6	116,423	△4.4	47,928	5.1	72,841	6.6	34,964	6.8	2,902	△12.3	1,103	△10.4	1,718	△10.1
2021年	199,071	0.6	117,601	1.3	46,867	△2.3	73,066	0.3	33,905	△3.0	2,820	△2.9	2,394	△3.2	1,653	△3.8
2021.4	15,525	15.5	9,618	8.2	3,529	14.8	6,002	△3.0	3,033	1.6	212	22.2	182	26.3	140	42.0
5	15,410	5.7	9,734	5.3	3,830	0.9	6,178	1.8	3,226	△4.8	195	30.9	166	34.1	126	78.6
6	16,421	△2.3	9,731	1.7	3,795	△19.7	6,170	0.8	2,830	△10.1	237	9.3	198	8.8	131	△1.2
7	17,137	1.3	10,484	6.1	4,422	△2.9	6,334	2.1	2,940	△2.4	249	3.2	212	2.5	130	△17.0
8	16,078	△4.7	10,191	△1.2	3,697	△18.3	6,436	0.4	2,772	△14.0	209	4.6	175	3.6	113	△12.0
9	15,564	△1.3	9,973	1.1	3,551	△3.3	6,032	3.2	2,654	△3.2	208	△29.8	169	△32.8	113	△35.9
10	16,518	0.9	9,927	△0.2	3,511	1.9	6,081	4.6	2,797	0.0	179	△29.9	150	△32.1	103	△33.2
11	17,078	1.5	9,572	△1.0	3,579	△10.6	5,909	1.1	2,708	△4.0	222	△13.1	188	△13.9	133	△16.0
12	21,392	1.4	10,596	3.8	4,728	△8.3	6,581	1.2	3,302	△4.3	221	△10.1	191	△9.1	118	△13.6
2022.1	16,767	2.6	9,537	2.9	4,235	△1.7	6,175	5.7	2,505	△2.6	209	△12.4	182	△12.6	123	△17.1
2	15,036	0.1	8,721	0.6	3,466	△0.8	5,802	4.5	2,246	△4.1	215	△18.5	184	△18.6	141	△17.0
3	17,053	1.5	9,960	1.7	4,536	2.6	6,225	4.6	2,671	△2.2	330	△14.7	284	△13.5	186	△18.9
4	p16,238	4.0	p9,873	2.7	p3,578	1.4	p6,192	3.2	p2,986	△1.5	180	△14.9	153	△16.0	121	△13.4
出所	経済産業省									日本自動車販売協会連合会				全国軽自動車協会連合会		

(注1) pは速報値

山梨県の主要経済指標 ③

摘要	家計(勤労者世帯) (注1)				現金給与総額 (規模30人以上)		所定外労働時間 (規模30人以上) (製造業)		推計常用労働者 (規模30人以上)		新規求職者数 (注2)		新規求人数 (注2)		求人倍率 (注2)		雇用保険 受給者実人員 (注2)	
	消費支出金額		同実質指数		金額	指数 前年比	時間	指数 前年比	人数	指数 前年比	人数	前年比	人数	前年比	新規	有効	人数	前年比
	金額	前年比	指数	前年比														
	年月	円	%	%	%	円	%	時間	%	人	%	人	%	人	%	倍	人	%
2019年	328,322	10.8	106.7	10.0	330,353	△3.7	18.9	△9.6	159,031	△0.8	37,380	0.7	73,715	△4.9	1.97	1.37	27,779	7.7
2020年	306,085	△6.8	100.0	△6.3	327,178	△1.0	16.5	△12.3	156,248	△1.6	36,079	△3.5	60,098	△18.5	1.67	1.01	36,914	32.9
2021年	313,311	2.4	103.1	3.1	333,746	2.2	18.5	11.5	152,400	△2.5	35,022	△2.9	70,440	17.2	2.01	1.26	29,478	△20.1
2021.4	306,985	4.2	100.9	8.4	281,106	4.1	19.2	13.6	154,795	△1.6	3,776	6.5	5,156	31.1	1.73	1.16	2,454	6.5
5	282,997	12.4	92.7	16.6	285,274	2.8	16.9	34.1	152,921	△2.3	2,753	4.2	5,183	17.4	1.96	1.19	2,589	△7.3
6	262,420	△12.3	87.0	△8.1	494,262	△5.8	18.9	31.3	153,301	△2.4	2,620	△16.7	6,274	27.8	2.23	1.22	2,721	△17.1
7	300,613	△0.9	99.4	3.6	361,889	6.8	18.7	25.5	153,673	△2.0	2,634	△12.6	5,435	13.9	2.01	1.25	2,763	△21.8
8	332,057	14.2	109.6	15.4	277,791	0.9	16.7	7.6	146,692	△6.2	2,634	△0.6	4,913	19.0	1.88	1.23	2,758	△25.5
9	291,220	△8.4	95.9	△7.7	282,453	3.7	18.6	12.1	152,177	△1.7	2,782	△4.0	6,166	20.5	2.10	1.25	2,590	△28.7
10	309,793	△13.0	102.4	△12.3	279,051	3.6	19.5	15.4	152,647	△1.9	3,065	△6.3	6,176	17.0	2.05	1.27	2,433	△29.3
11	440,864	24.3	145.2	24.4	279,500	△5.2	19.0	6.2	149,169	△4.3	2,721	5.3	5,433	9.6	2.07	1.27	2,314	△27.4
12	367,895	16.0	121.2	15.8	633,973	6.4	17.4	△6.9	148,863	△4.3	2,252	△2.3	6,052	16.9	2.22	1.28	2,298	△21.7
2022.1	355,598	27.4	116.8	27.9	276,529	0.8	16.7	△6.7	146,362	△7.2	3,386	2.7	6,664	27.9	2.02	1.31	2,206	△20.9
2	285,665	6.8	93.5	6.9	276,220	1.2	18.4	△0.9	154,341	0.1	2,980	△10.9	5,878	3.1	2.00	1.32	2,182	△18.2
3	376,699	18.4	122.7	18.1	p284,729	△1.5	p19.9	△0.2	p153,599	0.1	3,419	1.0	7,110	9.4	2.10	1.33	2,170	△17.9
4											3,650	△3.3	5,971	15.8	2.16	1.38	2,026	△17.4
出所	総務省				県統計調査課						山梨労働局							

全国の主要経済指標 ③

摘要	家計(勤労者世帯)				現金給与総額 (規模30人以上)		所定外労働時間 (規模30人以上) (製造業)		推計常用労働者 (規模30人以上)		新規求職者数 (注2)		新規求人数 (注2)		求人倍率 (注2)		完全失業者	
	消費支出金額		平均消費性向		金額	指数 前年比	時間	指数 前年比	人数	指数 前年比	人数	前年比	人数	前年比	新規	有効	失業者数	失業率
	金額	前年比 (実質)	平均消費性向	前年比														
	年月	円	%	%	ポイント	円	%	時間	%	千人	%	千人	%	千人	%	倍	万人	%
2019年	323,853	2.7	67.9	△1.4	371,507	0.6	16.7	△7.2	29,513	0.3	4,713	△2.6	11,081	△5.4	2.35	1.55	162	2.4
2020年	305,811	△5.6	38.7	△29.2	365,100	△1.7	13.4	△19.8	29,613	0.3	4,626	△1.8	8,771	△20.8	1.90	1.10	191	2.8
2021年	309,469	1.2	37.2	△1.5	368,493	0.9	15.3	14.2	29,547	△0.2	4,630	0.1	9,629	9.8	2.08	1.16	193	2.8
2021.4	338,638	11.5	77.0	6.1	313,716	1.9	15.7	17.2	29,706	△0.3	537	14.5	756	15.2	1.90	1.09	209	2.8
5	317,681	13.1	86.4	13.1	309,110	2.5	14.2	43.4	29,682	0.1	354	△0.8	686	7.7	2.15	1.10	211	3.0
6	281,173	△5.8	38.8	3.4	546,754	0.6	15.2	49.0	29,653	△0.1	373	△14.1	797	5.4	2.10	1.13	206	2.9
7	302,774	4.9	56.2	4.8	425,601	1.5	16.4	43.9	29,652	△0.1	359	△7.7	758	8.3	2.03	1.14	191	2.8
8	294,112	△3.4	65.0	△4.8	305,945	1.2	15.1	29.1	29,566	△0.3	354	3.9	729	10.0	2.00	1.15	193	2.8
9	295,779	△2.8	75.9	△3.9	304,525	1.2	14.9	13.7	29,497	△0.2	368	△0.1	808	6.6	2.05	1.15	192	2.8
10	312,658	0.1	68.2	△0.3	305,596	1.0	15.1	7.1	29,531	△0.2	387	△3.6	857	8.7	2.03	1.16	183	2.7
11	304,207	△0.4	77.2	△2.3	319,111	1.2	16.1	7.3	29,500	△0.4	354	10.0	796	12.3	2.08	1.17	182	2.8
12	344,135	3.1	37.3	△1.3	668,518	2.0	16.6	8.5	29,490	△0.4	310	2.8	810	12.2	2.19	1.17	171	2.7
2022.1	314,358	5.6	79.4	1.9	308,444	0.7	14.9	6.4	29,333	△0.4	416	6.0	902	14.6	2.16	1.20	185	2.8
2	285,289	1.6	63.3	0.3	305,157	2.4	16.6	10.7	29,103	△1.3	382	△3.9	839	9.5	2.21	1.21	180	2.7
3	343,686	△0.1	83.3	△4.2	330,619	3.3	16.8	7.0	28,888	△1.3	438	△3.8	891	7.5	2.16	1.22	180	2.6
4											518	△3.6	849	12.3	2.19	1.23	188	2.5
出所	総務省				厚生労働省										総務省			

(注1) 調査世帯数などの影響から前年比が大きく変動する場合があります。(注2) 年数値は年度計または年度平均 (注3) pは速報値

山梨県の主要経済指標④

摘要	新設住宅着工戸数						着工建築物床面積 (除く居住専用)		公共工事 保証請負額 (注1)		企業倒産				金融機関勘定(注2)			
	合計		持家		貸家		面積	前年比	金額	前年比	件数	前年比	負債総額	前年比	預金		貸出	
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比									金額	前年比	金額	前年比
	年月	戸	%	戸	%	戸	%	m ²	%	億円	%	件	%	百万円	%	億円	%	億円
2019年	4,841	7.1	3,107	8.7	1,007	△10.6	427,750	△9.2	1,439	6.2	41	△14.6	9,839	51.4	45,556	1.5	18,786	△1.0
2020年	4,101	△15.3	2,729	△12.2	815	△19.1	229,784	△46.3	1,390	△3.4	31	△24.4	6,856	△30.3	49,567	8.8	20,003	6.5
2021年	4,513	10.0	2,997	9.8	960	17.8	428,888	86.6	1,445	4.0	19	△38.7	5,681	△17.1	51,037	3.2	19,992	△0.1
2021.4	198	△36.9	142	△36.0	26	△45.8	9,803	△63.8	205	85.0	2	△50.0	1,675	360.2	49,856	9.1	19,836	5.8
5	390	25.4	251	8.2	69	60.5	26,187	65.3	89	△32.1	1	0.0	240	△16.7	50,135	6.0	19,928	4.2
6	377	24.8	249	19.7	92	33.3	87,079	529.0	159	5.1	0	-	0	-	50,775	5.8	19,892	2.8
7	573	36.4	298	13.7	201	77.9	19,721	△58.6	171	27.9	1	△75.0	68	△97.0	50,561	5.4	19,950	2.1
8	371	△2.6	295	22.9	35	△66.3	27,026	167.8	120	4.9	4	33.3	2,547	332.4	50,549	4.0	19,769	1.6
9	396	30.3	270	41.4	97	29.3	131,421	1072.9	191	2.0	1	△50.0	67	39.6	50,186	3.7	19,846	1.5
10	491	29.2	278	13.5	165	66.7	26,503	139.3	130	△11.0	4	-	482	-	50,253	3.4	19,782	0.7
11	314	△15.8	236	△14.8	32	△38.5	25,554	121.2	89	19.9	1	△50.0	65	△81.2	50,534	3.6	19,819	1.5
12	407	16.6	291	14.6	57	62.9	16,693	58.0	82	60.1	2	0.0	93	△92.8	51,037	3.2	19,992	△0.1
2022.1	310	6.9	211	△4.1	47	88.0	5,681	△43.7	31	△48.9	1	-	2,000	-	50,515	2.3	19,925	△1.1
2	407	9.1	224	3.2	119	8.2	42,059	68.2	49	△35.1	0	-	0	-	50,417	1.6	19,986	△1.3
3	375	12.6	190	△24.0	132	158.8	16,939	△28.8	129	△15.9	3	200.0	1,151	411.6	51,074	1.7	20,653	△1.4
4	340	71.7	178	25.4	47	80.8	30,242	208.5	155	△24.1	1	△50.0	20	△98.8				
出所	国土交通省						東日本建設業保証		東京商工リサーチ				日本銀行					

全国の主要経済指標④

摘要	新設住宅着工戸数						着工建築物床面積 (除く居住専用)		公共工事 保証請負額 (注1)		企業倒産				金融機関勘定(注2)			
	合計		持家		貸家		面積	前年比	金額	前年比	件数	前年比	負債総額	前年比	預金		貸出	
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比									金額	前年比	金額	前年比
	年月	百戸	%	百戸	%	百戸	%	千m ²	%	億円	%	件	%	億円	%	百億円	%	百億円
2019年	9,051	△4.0	2,887	1.9	3,423	△13.6	53,666	△4.5	150,255	1.1	8,383	1.8	14,232	△4.2	79,957	2.6	52,466	1.8
2020年	8,153	△9.9	2,611	△9.6	3,068	△10.4	47,691	△11.1	153,658	△2.5	7,773	△7.3	12,200	△14.3	87,619	9.6	55,444	5.7
2021年	8,565	5.1	2,856	9.4	3,214	4.8	51,894	8.8	140,503	△5.2	6,030	△22.4	11,507	△5.7	90,777	3.6	56,114	1.2
2021.4	745	7.1	229	8.8	288	13.6	4,505	4.7	20,940	△9.2	477	△35.8	841	△42.0	90,378	8.7	55,700	3.1
5	702	9.9	229	16.2	251	4.3	4,670	8.7	14,133	6.3	472	50.3	1,687	7.4	90,806	6.0	55,597	1.1
6	763	7.3	262	10.6	298	11.8	4,579	12.9	16,508	0.7	541	△30.6	686	△46.8	90,280	4.9	55,525	0.2
7	772	9.9	261	14.8	292	5.5	4,290	4.5	13,898	△9.9	476	△39.7	715	△29.1	90,032	4.6	55,557	0.3
8	743	7.5	251	14.5	287	3.8	3,356	△16.0	11,575	△11.0	466	△30.1	910	25.6	90,166	4.2	55,495	0.2
9	732	4.3	257	14.9	283	12.8	3,923	△12.6	12,682	△15.1	505	△10.6	909	28.4	90,008	3.9	55,667	0.6
10	780	10.4	268	16.6	298	14.5	5,761	48.6	10,767	△19.8	525	△15.9	985	25.7	90,323	4.1	55,630	0.7
11	734	3.7	253	5.5	268	1.4	3,959	9.6	7,534	△14.5	510	△10.4	941	△7.8	90,843	3.6	55,836	0.6
12	684	4.2	227	△0.4	252	3.3	4,966	33.7	6,859	△6.6	504	△9.7	932	△32.7	90,777	3.6	56,114	1.2
2022.1	597	2.1	181	△5.6	231	16.6	3,830	6.8	5,209	△17.7	452	△4.6	669	△17.8	90,994	3.6	55,977	0.9
2	646	6.3	193	△5.6	236	4.6	4,033	13.2	5,897	△9.1	459	2.9	710	5.2	91,211	3.4	56,171	0.9
3	761	6.0	202	△9.4	323	18.6	3,901	△17.6	14,499	△4.3	593	△6.5	1,697	20.0				
4	762	2.2	210	△8.1	294	2.1	5,305	17.8	20,105	△4.0	486	1.9	813	△3.4				
出所	国土交通省						東日本・西日本・北海道建設業保証		東京商工リサーチ				日本銀行					

(注1) 年数値は年度計 (注2) 年数値は年末残高

最近の話題

地理的表示 (GI) 保護制度について

2022年3月31日、身延町特産の「あけぼの大豆」が農産品では県内初となる「地理的表示保護制度」に登録されました。地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しており、これらの産品の名称として「地理的表示 (Geographical Indication)」(以下「GI」という。) を登録・指定し、知的財産として保護する制度を「地理的表示 (GI) 保護制度」と言います。今回はこの制度を紹介します。

まず国際的な大枠として、GIはWTO(世界貿易機関)協定の附属書「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」において知的財産権の一つとして位置づけられています。WTO加盟国で、各国政府により相互に保護されている権利として認知されており、現在は100ヵ国を超える国で独自の制度が導入されています。

日本においては、農林水産省が管轄し「あけぼの大豆」などの農林水産物等を対象とする制度と、国税庁が管轄し酒類を対象とする制度の2種類あります。国内でのGIは、農林水産物等で41都道府県の116産品(2022年3月31日時点)が登録されているほか、酒類で23件(2022年4月13日時点)が指定されています。

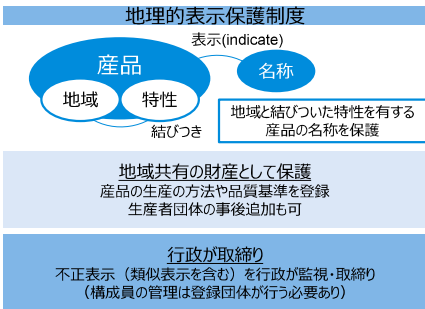
農林水産物に関しては、2015年6月施行の「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、地域と結びついた特性を有する「産品の名称」を保護します。GI申請は、生産者単独では行えず、生産・加工団体(組合・協会など)からの申請が必要です。登録される産品には品質や社会的評価などの「産品の特性」と生産地の気候や風土・土壌などの「自然的な特性」、および伝統的な製法・文化などの「人的な特性」が結びついていることが求められ、その状態で、その産品が一定期間(概ね25年)継続して生産されていることが必要です。

一方、酒類に関しては「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、地域の共有財産である「産地名」の適切な使用と産地名が有する「ブランド価値」を保護します。県内では「ぶどう酒」(2013年7月16日)と「清酒」(2021年4月28日)が指定されています。GI申請できる酒類には、①酒類の特性(品質・社会的評価)があり、それが確立している(一定期間製造されている)こと、②酒類の特性が主として酒類の産地に帰せられていること(産地の風土・ノウハウなど)、③酒類の原料・製法等が明確であることが求められます。

「地理的表示 (GI) 保護制度」のメリットは、生産者側、消費者側の双方にあります。生産者側のメリットは、①模造品の排除、②ブランド力の向上、③品質保証、④所得(収益)増加、⑤地域財産の共有、⑥日本の地域ブランド産品として海外展開に寄与、⑦生産意欲の向上、⑧地域ブランドの保護などがあります。一方、消費者側のメリットは、品質が保証されている商品を安心して購入できることです。なお、GI登録・指定されると、産品や製品に「地理的表示(産地名)」と登録標章(GIマーク)を使用することができます。

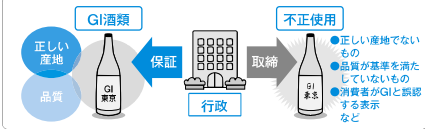
県内には、まだまだ、地域で眠っている産品や製品がありますが、この制度の活用により、他の同種品との差別化やブランド化を図ることができます。GIが広く世界に伝わることで、地域の自慢の産品や製品の価値向上や消費拡大のほか、生産者のモチベーション向上や産地の活性化などが期待されます。

【農林水産物の地理的表示保護制度】



(出典：農林水産省HP)

【酒類の地理的表示保護制度】



(出典：国税庁HP)

発行	山梨中央銀行	〒400-0031 甲府市丸の内一丁目20番8号
編集	山梨中銀経営コンサルティング	☎ (055) 224 - 1032
		山梨中央銀行 URL:
		https://www.yamanashibank.co.jp/

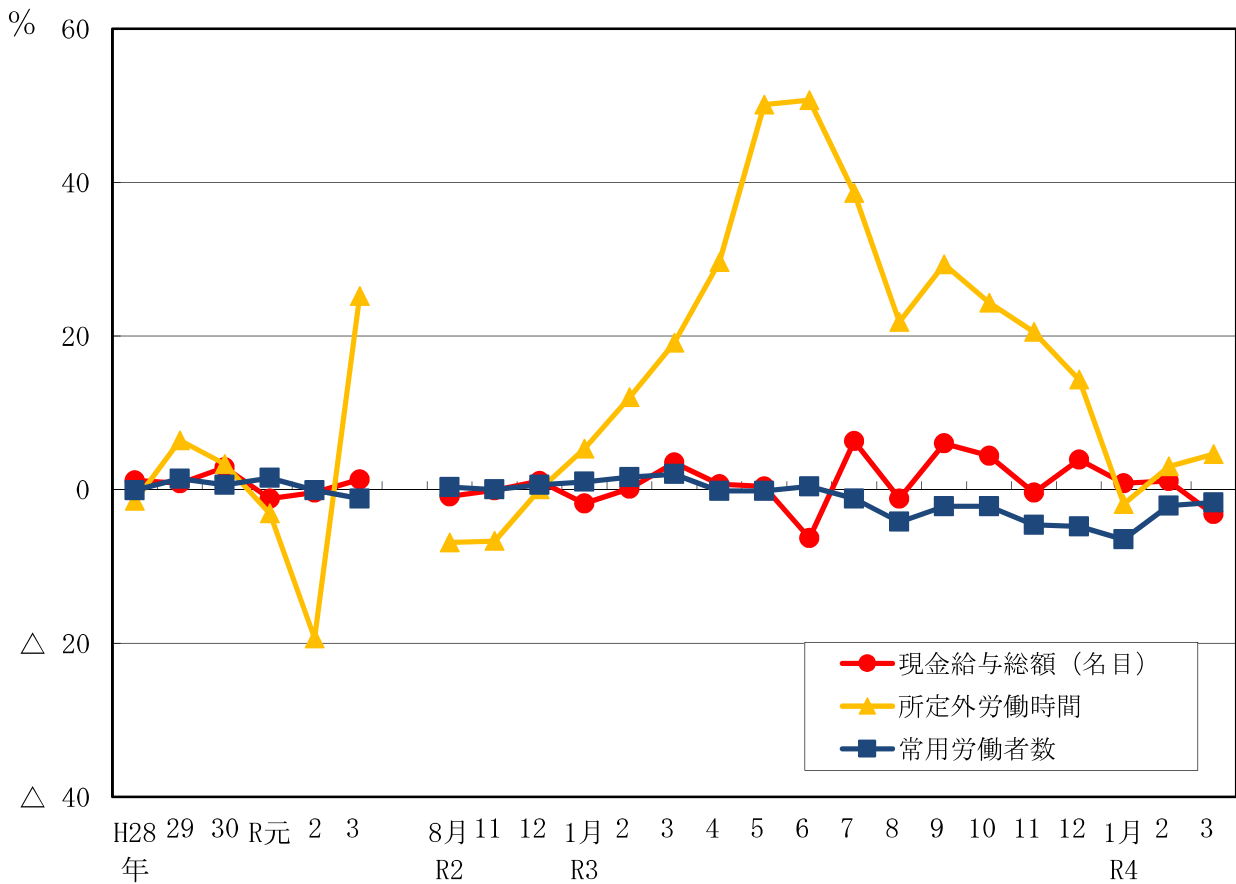


山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き

（毎月勤労統計調査地方調査結果）

令和4年3月分（速報）

現金給与総額等の前年比及び前年同月比の推移
（規模5人以上・調査産業計）



県民生活部 統計調査課

1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～	1
2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～	5
3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明	14
4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～	15

(注意)

- ①特に断りのない限り、本書に掲載する調査結果は、「調査産業計、事業所規模5人以上、性・就業形態計」のものである。
- ②本書に掲載する調査結果は、本県における数値である。
- ③本書に掲載する「前年比（又は前年差）」とは、前の年の同じ月（又は時期）と比べた場合の数値である。
- ④統計表中の符号は、次のとおり用いられている。
「△」…マイナス 「x」…秘匿 「-」…該当数値なし
- ⑤速報値は、確報で改訂される場合がある。

1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～

1. 当月の概況（事業所規模5人以上）

前年同月比でみて、

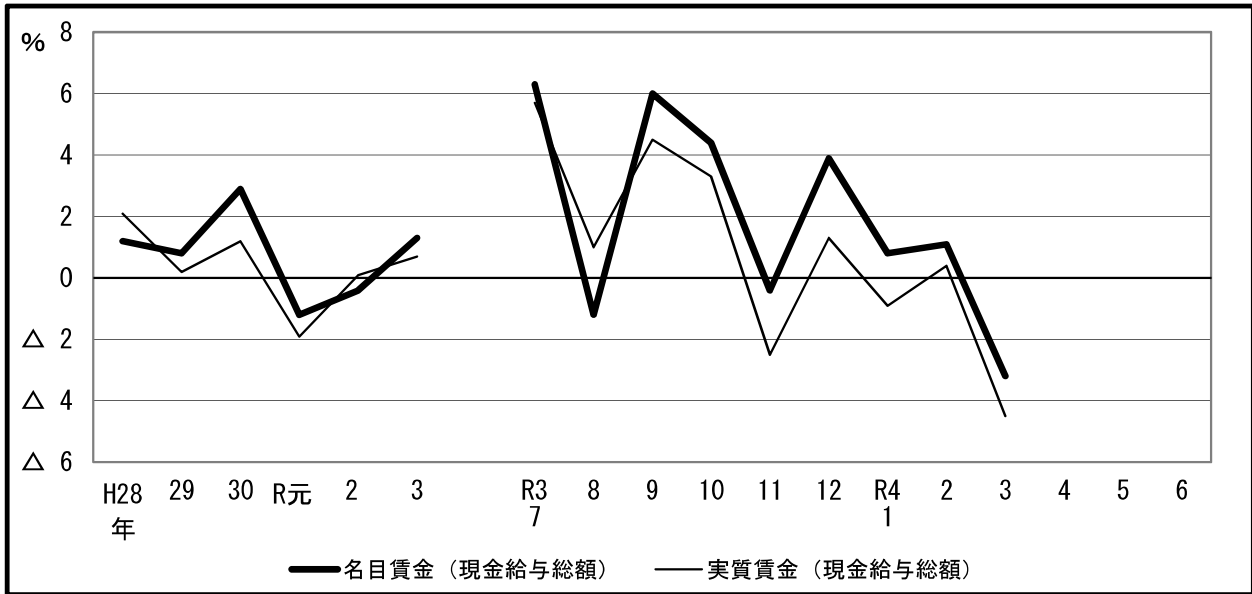
- ★ 現金給与総額は 3.2 %の減少 4 か月ぶりの減少
- ★ 所定外労働時間は 4.6 %の増加 2 か月連続の増加
- ★ 常用労働者は 1.7 %の減少 9 か月連続の減少

(令和2年平均=100)

	実数		指数		増減率（前年同月比）		
	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	
現金給与	円	円			%	%	
	現金給与総額	256,930	288,709	87.7	90.7	△ 3.2	2.0
	きまって支給する給与	243,764	267,598	100.3	102.0	△ 1.4	1.2
	所定内給与	226,103	248,491	99.9	101.4	△ 0.5	1.0
	超過労働給与	17,661	19,107	-	-	△ 11.3	4.2
	特別に支払われた給与	13,166	21,111	-	-	△ 27.8	13.9
労働時間	時間	時間			%	%	
	総実労働時間	142.5	136.7	104.6	101.2	△ 0.9	△ 1.1
	所定内労働時間	130.8	126.3	102.6	100.3	△ 1.4	△ 1.5
	所定外労働時間	11.7	10.4	134.5	113.0	4.6	3.8
	所定外労働時間（製造業）	16.4	15.1	113.1	126.9	0.4	9.8
常用雇用	人	千人			%	%	
	常用労働者	292,099	50,503	98.5	100.4	△ 1.7	0.5
	一般労働者	195,460	34,688	99.4	100.1	△ 1.4	0.2
	パートタイム労働者	96,639	15,816	91.9	101.0	△ 8.6	0.8

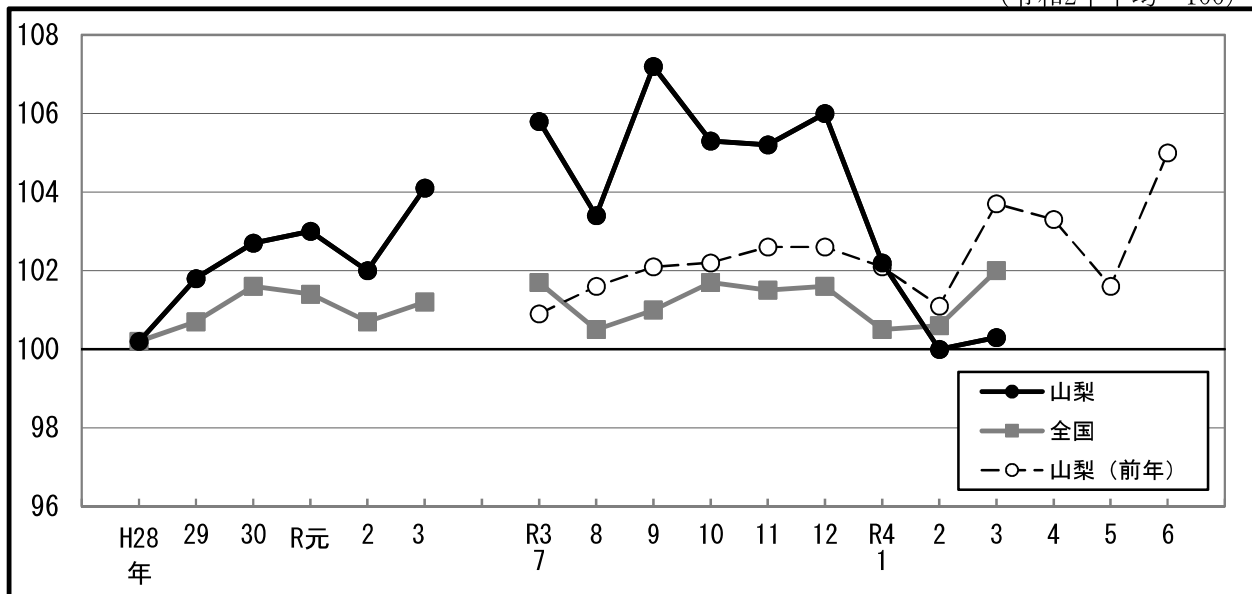
2. 賃金の動き（事業所規模5人以上）

名目賃金及び実質賃金（現金給与総額）の前年比・前年同月比の推移



きまって支給する給与の指数の推移

(令和2年平均=100)



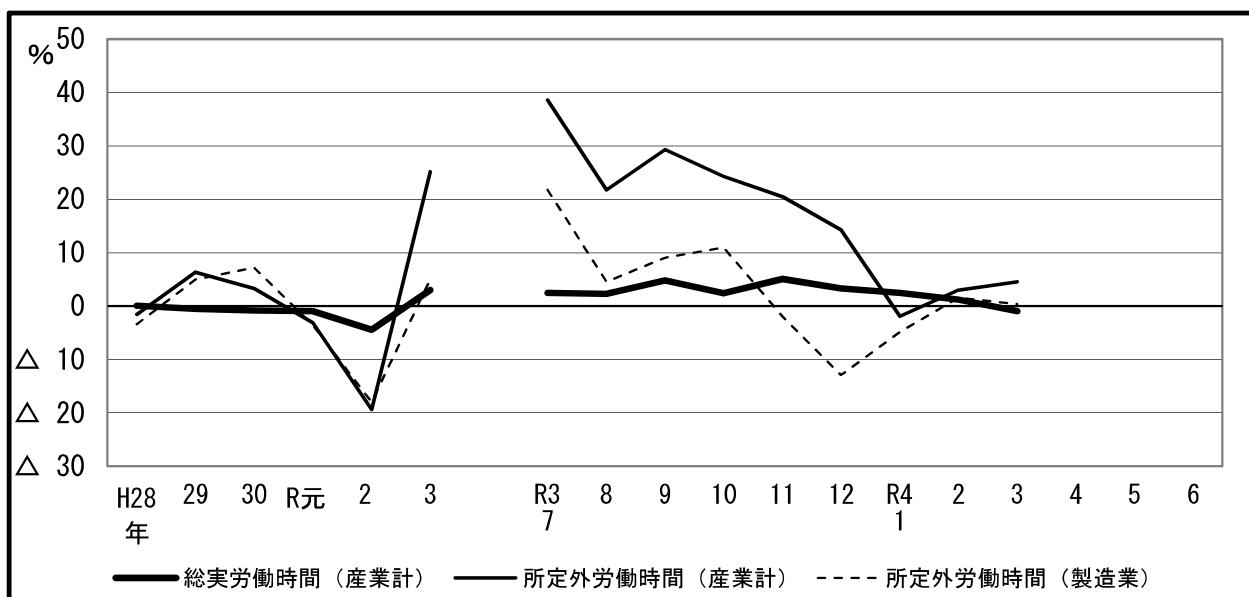
令和4年3月における労働者一人当たりの現金給与総額は、256,930円で、前年の同じ月と比べて3.2%の減少となった。これは、きまって支給する給与が243,764円で1.4%、特別に支払われた給与が13,166円で27.8%それぞれ減少したためである。

なお、きまって支給する給与のうち、所定内給与は226,103円で0.5%減少し、超過労働給与は17,661円で11.3%減少した。

物価の変動による影響を除いた実質賃金指数の現金給与総額は、4.5%の減少となった(P9 事業所規模5人以上参照)。

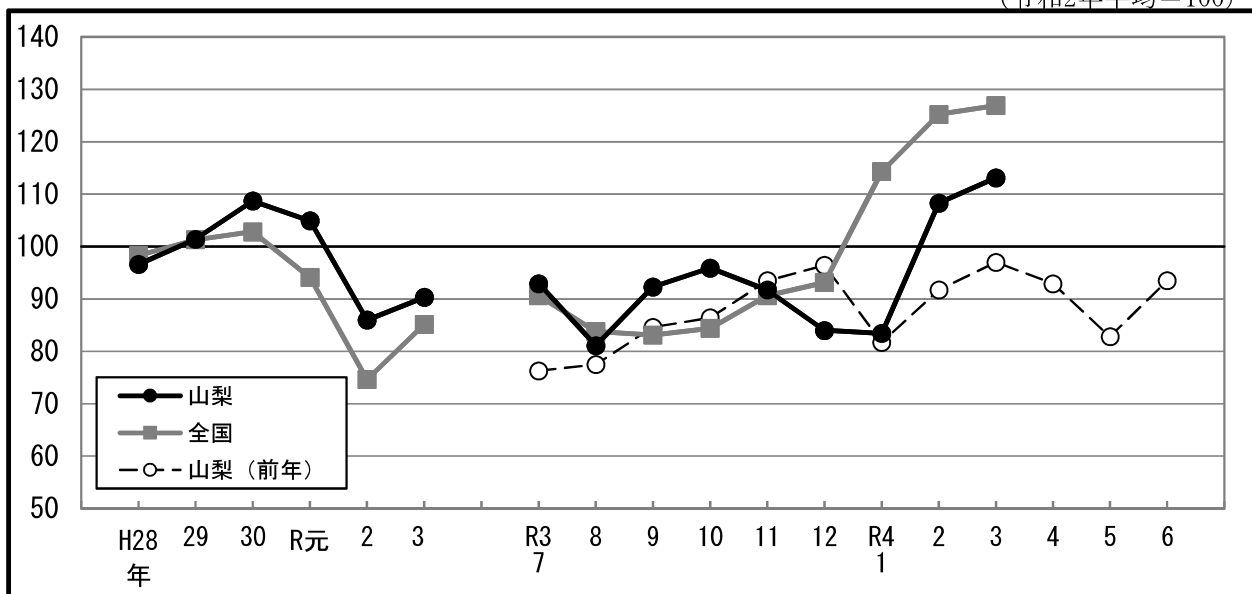
3. 労働時間の動き（事業所規模5人以上）

総実労働時間及び所定外労働時間の前年比・前年同月比の推移



所定外労働時間 (製造業) の指数の推移

(令和2年平均=100)

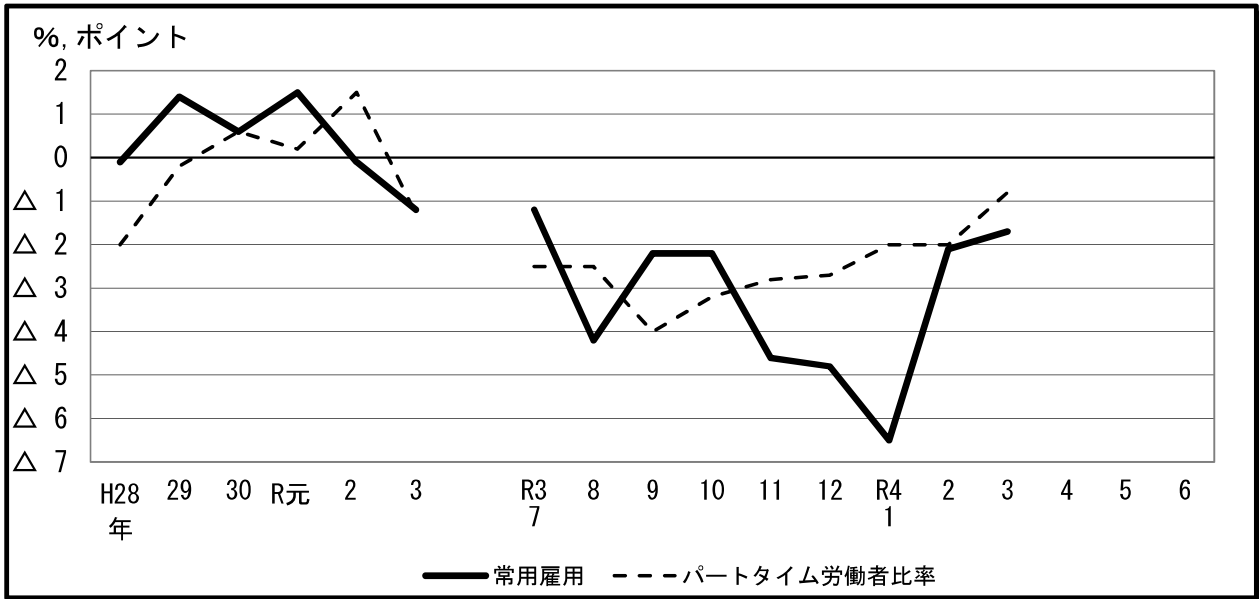


令和4年3月における労働者一人当たりの総実労働時間は、142.5時間で、前年の同じ月と比べて0.9%の減少となった。これは、所定外労働時間は11.7時間で4.6%増加したものの、所定内労働時間が130.8時間で1.4%減少したためである。

景気動向との連動性が高いとされる、製造業における労働者一人当たりの所定外労働時間は、16.4時間で、0.4%の増加となった。

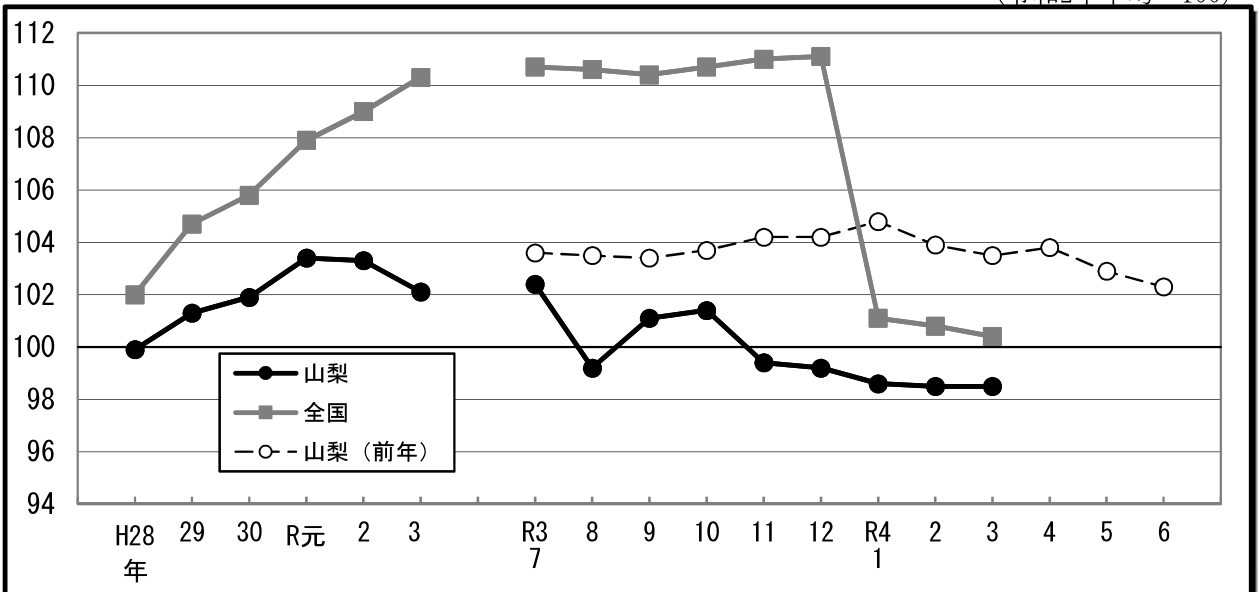
4. 雇用の動き（事業所規模5人以上）

常用労働者及びパートタイム労働者比率の前年比（差）・前年同月比（差）の推移



常用労働者の指数の推移

(令和2年平均=100)



令和4年3月末日における常用労働者は、292,099人で、前年の同じ時期と比べて1.7%の減少となった。これは、一般労働者が195,460人で1.4%、パートタイム労働者が96,639人で8.6%それぞれ減少したためである。

常用労働者全体に占めるパートタイム労働者の比率は、33.1%となり、0.8ポイント下落した（P7 事業所規模5人以上参照。）

2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～

1. 月間現金給与額

(事業所規模5人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する		所定内		超過労働	特別に
	円	%	円	%	円	%	円	円
T L 調査産業計	256,930	△ 3.2	243,764	△ 1.4	226,103	△ 0.5	17,661	13,166
D 建設業	355,211	△ 12.6	325,441	△ 1.6	286,306	△ 8.1	39,135	29,770
E 製造業	291,839	△ 6.5	280,492	△ 4.5	254,696	△ 3.4	25,796	11,347
F 電気・ガス・熱供給・水道業	536,611	38.2	536,611	38.8	473,505	35.2	63,106	0
G 情報通信業	331,419	12.2	327,487	11.5	290,705	4.1	36,782	3,932
H 運輸業、郵便業	306,684	△ 8.8	304,224	△ 8.8	267,586	△ 3.7	36,638	2,460
I 卸売業、小売業	170,889	7.3	165,472	4.5	158,493	5.5	6,979	5,417
J 金融業、保険業	323,217	5.1	311,562	3.9	293,079	2.3	18,483	11,655
K 不動産業、物品賃貸業	281,922	△ 13.4	247,980	△ 23.8	221,665	△ 20.8	26,315	33,942
L 学術研究、専門・技術サービス業	282,415	△ 4.0	279,591	△ 3.5	262,508	△ 3.1	17,083	2,824
M 宿泊業、飲食サービス業	129,967	18.1	129,778	18.3	125,679	19.3	4,099	189
N 生活関連サービス業、娯楽業	250,832	△ 20.8	235,737	△ 14.0	230,987	△ 3.0	4,750	15,095
O 教育、学習支援業	317,704	△ 6.4	317,275	△ 1.5	310,435	4.3	6,840	429
P 医療、福祉	297,607	1.9	261,348	2.5	239,359	△ 1.2	21,989	36,259
Q 複合サービス事業	357,334	19.4	291,471	9.4	283,075	11.1	8,396	65,863
R サービス業（他に分類されないもの）	210,674	△ 8.3	205,299	△ 10.3	188,246	△ 11.9	17,053	5,375
T L 調査産業計	335,808	△ 3.6	317,254	△ 1.6	292,043	△ 0.7	25,211	18,554
E 製造業	330,257	△ 6.5	317,132	△ 4.3	286,407	△ 3.1	30,725	13,125
I 卸売業、小売業	304,538	1.5	290,671	△ 2.6	274,450	△ 1.5	16,221	13,867
P 医療、福祉	345,141	1.7	301,211	2.3	273,092	△ 1.9	28,119	43,930
T L 調査産業計	96,642	△ 7.3	94,425	△ 6.5	92,107	△ 5.4	2,318	2,217
E 製造業	109,329	△ 5.4	106,430	△ 6.2	104,052	△ 5.0	2,378	2,899
I 卸売業、小売業	89,243	4.9	88,988	5.2	87,654	6.0	1,334	255
P 医療、福祉	141,253	△ 10.9	130,227	△ 8.7	128,403	△ 8.3	1,824	11,026

(事業所規模30人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する		所定内		超過労働	特別に
	円	%	円	%	円	%	円	円
T L 調査産業計	284,729	△ 1.5	270,739	△ 0.5	245,510	△ 1.2	25,229	13,990
D 建設業	429,367	10.0	343,119	△ 11.2	242,464	△ 30.4	100,655	86,248
E 製造業	319,344	△ 7.5	304,668	△ 5.0	273,404	△ 3.4	31,264	14,676
F 電気・ガス・熱供給・水道業	602,336	55.1	602,336	55.7	517,574	47.9	84,762	0
G 情報通信業	×	×	×	×	×	×	×	×
H 運輸業、郵便業	313,375	△ 3.8	308,558	△ 3.8	278,358	9.4	30,200	4,817
I 卸売業、小売業	162,000	7.1	157,791	4.9	151,115	5.1	6,676	4,209
J 金融業、保険業	323,409	△ 7.8	323,409	△ 7.7	297,558	△ 8.8	25,851	0
K 不動産業、物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究、専門・技術サービス業	311,227	△ 5.9	301,636	△ 7.1	278,312	△ 3.6	23,324	9,591
M 宿泊業、飲食サービス業	136,559	0.8	136,416	0.8	128,502	△ 0.7	7,914	143
N 生活関連サービス業、娯楽業	189,839	△ 19.9	143,568	△ 20.5	135,348	△ 19.0	8,220	46,271
O 教育、学習支援業	343,348	△ 0.6	343,229	△ 0.7	336,981	△ 0.3	6,248	119
P 医療、福祉	335,135	3.7	309,765	8.0	276,055	1.7	33,710	25,370
Q 複合サービス事業	313,228	17.2	307,960	15.1	295,828	18.0	12,132	5,268
R サービス業（他に分類されないもの）	188,227	△ 7.5	187,178	△ 7.4	171,388	△ 3.8	15,790	1,049
T L 調査産業計	355,827	0.1	337,503	1.1	303,572	0.3	33,931	18,324
E 製造業	352,356	△ 6.1	335,981	△ 3.4	300,124	△ 1.9	35,857	16,375
I 卸売業、小売業	337,174	7.8	323,436	4.4	303,666	5.2	19,770	13,738
P 医療、福祉	368,127	3.7	340,285	8.4	301,047	1.9	39,238	27,842
T L 調査産業計	101,625	△ 3.8	98,795	△ 4.3	95,976	△ 4.3	2,819	2,830
E 製造業	113,848	△ 14.9	109,748	△ 15.5	107,075	△ 13.7	2,673	4,100
I 卸売業、小売業	87,564	0.5	87,405	0.3	86,294	0.1	1,111	159
P 医療、福祉	148,840	△ 7.3	137,427	△ 8.5	134,930	△ 9.6	2,497	11,413

2. 月間労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間						出勤日数	
	前年比		前年比		前年比		日	前年差
	時間	%	時間	%	時間	%		
T L 調査産業計	142.5	△ 0.9	130.8	△ 1.4	11.7	4.6	18.5	△ 0.2
D 建設業	180.2	5.2	165.5	6.9	14.7	△ 10.7	22.8	1.9
E 製造業	158.0	0.6	141.6	0.7	16.4	0.4	19.0	0.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	165.8	△ 4.6	153.2	△ 5.2	12.6	5.3	20.3	△ 1.2
G 情報通信業	166.7	5.7	143.0	△ 1.5	23.7	87.5	18.7	△ 0.6
H 運輸業、郵便業	188.3	3.4	162.1	3.7	26.2	1.4	21.7	1.4
I 卸売業、小売業	119.9	4.7	113.9	4.2	6.0	15.8	17.2	0.0
J 金融業、保険業	143.2	△ 3.6	136.8	△ 4.1	6.4	7.1	19.3	△ 1.6
K 不動産業、物品賃貸業	158.7	△ 12.0	144.3	△ 7.0	14.4	△ 42.9	19.4	△ 0.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	141.7	△ 13.1	130.4	△ 13.6	11.3	△ 8.5	17.8	△ 2.9
M 宿泊業、飲食サービス業	100.4	23.4	97.7	24.7	2.7	△ 10.0	15.7	1.6
N 生活関連サービス業、娯楽業	152.4	△ 13.8	125.7	△ 18.4	26.7	17.9	19.1	△ 1.8
O 教育、学習支援業	152.9	△ 2.7	136.8	△ 2.0	16.1	△ 8.5	18.6	△ 0.8
P 医療、福祉	139.0	△ 6.3	132.7	△ 8.1	6.3	55.4	18.5	△ 0.9
Q 複合サービス事業	158.5	1.9	150.6	1.5	7.9	6.1	20.4	△ 0.1
R サービス業（他に分類されないもの）	135.0	△ 17.6	126.5	△ 17.9	8.5	△ 13.7	18.6	△ 2.1
T L 調査産業計	169.7	△ 1.4	153.1	△ 2.2	16.6	6.5	20.3	0.0
E 製造業	170.4	1.3	150.9	1.4	19.5	2.4	19.6	0.4
I 卸売業、小売業	168.3	△ 0.9	155.7	△ 1.3	12.6	4.7	20.5	0.6
P 医療、福祉	151.7	△ 8.3	143.7	△ 10.4	8.0	58.4	19.3	△ 1.1
T L 調査産業計	87.1	△ 2.0	85.5	△ 0.7	1.6	△ 39.8	15.0	△ 0.5
E 製造業	99.4	△ 4.2	97.5	△ 2.9	1.9	△ 44.1	16.5	0.2
I 卸売業、小売業	90.2	5.7	88.3	5.5	1.9	22.9	15.2	△ 0.6
P 医療、福祉	97.2	△ 1.7	96.3	△ 1.3	0.9	△ 27.2	15.8	△ 0.6

(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間						出勤日数	
	前年比		前年比		前年比		日	前年差
	時間	%	時間	%	時間	%		
T L 調査産業計	145.4	△ 0.6	132.4	△ 1.4	13.0	8.8	18.3	0.0
D 建設業	199.1	13.9	169.0	9.9	30.1	41.6	22.1	1.7
E 製造業	162.4	△ 0.8	142.5	△ 0.8	19.9	△ 0.2	18.9	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	166.9	△ 3.9	150.2	△ 7.1	16.7	38.8	19.9	△ 1.6
G 情報通信業	×	×	×	×	×	×	×	×
H 運輸業、郵便業	173.6	△ 4.5	148.0	△ 8.8	25.6	31.6	19.6	△ 0.4
I 卸売業、小売業	111.2	△ 0.4	106.6	△ 1.1	4.6	14.8	16.7	△ 0.2
J 金融業、保険業	138.4	△ 10.5	131.1	△ 7.7	7.3	△ 41.5	18.9	△ 1.7
K 不動産業、物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究、専門・技術サービス業	146.1	△ 9.7	133.6	△ 7.4	12.5	△ 28.8	18.2	△ 1.8
M 宿泊業、飲食サービス業	105.9	11.5	100.3	9.5	5.6	65.4	15.7	1.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	108.2	△ 19.5	102.3	△ 15.2	5.9	△ 57.4	17.0	0.5
O 教育、学習支援業	143.8	1.3	135.4	2.5	8.4	△ 16.4	18.3	0.4
P 医療、福祉	147.8	0.3	139.2	△ 3.3	8.6	130.2	18.4	△ 0.6
Q 複合サービス事業	166.6	10.9	158.5	11.6	8.1	△ 2.6	21.2	1.4
R サービス業（他に分類されないもの）	134.2	△ 8.5	124.9	△ 5.1	9.3	△ 37.7	17.9	△ 0.7
T L 調査産業計	168.4	1.0	151.2	△ 0.1	17.2	10.9	19.5	0.0
E 製造業	173.1	1.6	150.5	1.4	22.6	3.0	19.4	0.3
I 卸売業、小売業	168.3	0.1	156.6	△ 0.1	11.7	3.8	19.2	0.3
P 医療、福祉	158.7	△ 0.4	148.8	△ 4.2	9.9	130.1	19.0	△ 0.9
T L 調査産業計	86.4	△ 3.8	84.3	△ 3.8	2.1	△ 3.0	15.1	0.0
E 製造業	95.6	△ 17.2	92.9	△ 15.5	2.7	△ 50.8	15.6	△ 1.2
I 卸売業、小売業	86.9	△ 2.8	85.3	△ 3.3	1.6	48.6	15.6	△ 0.5
P 医療、福祉	86.8	0.2	85.4	△ 1.2	1.4	267.5	14.9	0.7

3. 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上)

産 業	常用労働者		一般労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者比率		入職率	離職率
	人	前年比			人	人		
			%	前年差			%	%
T L 調査産業計	292,099	△ 1.7	195,460	96,639	33.1	△ 0.8	1.33	1.53
D 建設業	12,803	△ 6.4	12,226	577	4.5	△ 5.3	1.18	0.49
E 製造業	61,372	0.2	50,660	10,712	17.5	0.2	1.19	1.10
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,608	18.7	1,570	38	2.4	△ 10.2	0.00	0.00
G 情報通信業	3,458	△ 0.6	3,267	191	5.5	△ 11.7	0.76	0.00
H 運輸業、郵便業	15,782	10.3	13,901	1,881	11.9	9.1	1.53	0.72
I 卸売業、小売業	49,690	△ 5.2	18,666	31,024	62.4	△ 3.2	1.48	1.75
J 金融業、保険業	6,600	△ 9.7	5,332	1,268	19.2	△ 3.2	0.32	0.75
K 不動産業、物品賃貸業	2,309	△ 15.1	1,313	996	43.1	39.5	0.78	0.78
L 学術研究、専門・技術サービス業	5,058	12.9	4,379	679	13.4	△ 10.5	1.70	2.59
M 宿泊業、飲食サービス業	32,227	0.0	9,678	22,549	70.0	△ 7.1	2.75	1.68
N 生活関連サービス業、娯楽業	14,718	△ 7.4	8,879	5,839	39.7	3.5	0.55	2.27
O 教育、学習支援業	21,245	△ 1.3	17,248	3,997	18.8	△ 2.9	0.60	1.66
P 医療、福祉	46,688	△ 0.8	35,815	10,873	23.3	△ 2.6	0.63	1.17
Q 複合サービス事業	3,931	△ 14.1	3,163	768	19.5	△ 5.0	1.34	7.07
R サービス業（他に分類されないもの）	14,610	△ 5.6	9,363	5,247	35.9	12.9	2.99	3.34
T L 調査産業計	195,460	△ 1.4	-	-	-	-	0.73	1.01
E 製造業	50,660	△ 5.3	-	-	-	-	0.83	0.80
I 卸売業、小売業	18,666	△ 3.5	-	-	-	-	0.31	0.61
P 医療、福祉	35,815	2.4	-	-	-	-	0.60	1.07
T L 調査産業計	96,639	△ 8.6	-	-	-	-	2.55	2.59
E 製造業	10,712	△ 11.8	-	-	-	-	2.88	2.51
I 卸売業、小売業	31,024	△ 6.2	-	-	-	-	2.21	2.46
P 医療、福祉	10,873	△ 9.7	-	-	-	-	0.75	1.50

(事業所規模30人以上)

産 業	常用労働者		一般労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者比率		入職率	離職率
	人	前年比			人	人		
			%	前年差			%	%
T L 調査産業計	153,599	0.1	110,674	42,925	27.9	1.3	1.20	1.68
D 建設業	4,404	4.6	3,942	462	10.5	8.9	0.00	0.00
E 製造業	45,466	△ 0.8	39,176	6,290	13.8	1.3	1.01	1.09
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,165	△ 17.6	1,161	4	0.3	△ 12.3	0.00	0.00
G 情報通信業	×	×	×	×	×	×	×	×
H 運輸業、郵便業	7,983	12.9	7,185	798	10.0	8.6	0.28	1.40
I 卸売業、小売業	19,314	△ 2.9	5,800	13,514	70.0	△ 1.5	1.10	2.91
J 金融業、保険業	2,939	△ 3.5	2,260	679	23.1	3.0	0.71	0.71
K 不動産業、物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,488	30.4	1,251	237	15.9	△ 1.6	0.00	1.06
M 宿泊業、飲食サービス業	11,169	6.6	3,509	7,660	68.6	7.9	3.87	2.00
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,847	14.3	2,092	2,755	56.8	18.6	1.69	1.55
O 教育、学習支援業	12,568	2.2	10,071	2,497	19.9	0.6	0.54	2.77
P 医療、福祉	28,242	△ 0.5	24,029	4,213	14.9	△ 1.7	0.86	1.30
Q 複合サービス事業	1,895	△ 29.0	1,457	438	23.1	△ 8.7	2.89	5.06
R サービス業（他に分類されないもの）	9,190	△ 5.6	6,049	3,141	34.2	△ 0.6	2.76	2.81
T L 調査産業計	110,674	△ 4.8	-	-	-	-	0.76	1.09
E 製造業	39,176	△ 8.7	-	-	-	-	0.74	0.68
I 卸売業、小売業	5,800	△ 4.2	-	-	-	-	0.52	0.94
P 医療、福祉	24,029	△ 0.6	-	-	-	-	0.90	1.04
T L 調査産業計	42,925	1.9	-	-	-	-	2.34	3.21
E 製造業	6,290	△ 16.4	-	-	-	-	2.68	3.67
I 卸売業、小売業	13,514	△ 2.4	-	-	-	-	1.35	3.73
P 医療、福祉	4,213	△ 1.8	-	-	-	-	0.65	2.76

4. 名目賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成27年	96.8	△ 0.1	96.7	3.8	98.1	△ 0.3	96.4	1.2	97.7	0.1	95.1	2.5
28年	97.9	1.2	94.7	△ 2.2	98.3	0.2	95.6	△ 0.8	98.0	0.3	94.6	△ 0.6
29年	98.7	0.8	93.4	△ 1.3	99.8	1.6	94.3	△ 1.4	99.1	1.1	92.8	△ 1.9
30年	101.6	2.9	102.9	10.1	100.7	0.9	100.0	6.0	99.8	0.7	97.8	5.4
令和元年	100.4	△ 1.2	99.2	△ 3.7	101.0	0.3	98.0	△ 1.9	100.7	1.0	96.5	△ 1.4
2年	100.0	△ 0.4	100.0	0.9	100.0	△ 1.0	100.0	2.0	100.0	△ 0.7	100.0	3.6
3年	101.2	1.3	99.0	△ 1.0	102.1	2.1	98.6	△ 1.4	101.7	1.7	98.0	△ 2.0
令和2年												
3月	87.5	1.1	83.1	6.8	100.9	△ 0.2	100.9	3.6	100.5	△ 0.1	100.1	4.9
4月	84.9	△ 1.3	80.4	3.0	101.5	△ 1.7	100.1	1.8	101.9	△ 0.7	99.5	4.0
5月	86.0	△ 2.1	79.9	1.0	98.4	△ 2.8	96.3	0.1	99.9	△ 1.4	97.4	2.1
6月	149.8	△ 1.5	159.8	△ 1.7	99.6	△ 3.0	98.1	0.2	101.3	△ 1.2	100.8	4.6
7月	105.4	△ 4.1	111.5	△ 9.4	98.9	△ 2.4	98.6	△ 1.4	99.3	△ 1.5	99.3	1.5
8月	88.2	2.7	83.0	5.4	99.6	△ 0.2	98.6	0.8	99.3	△ 0.2	99.1	2.8
9月	83.9	△ 0.3	82.2	1.6	100.1	0.2	100.8	2.9	99.6	△ 0.5	101.1	4.2
10月	83.4	△ 0.9	80.5	2.2	100.2	△ 1.1	101.7	1.9	99.7	△ 1.4	101.5	3.2
11月	88.7	△ 0.1	88.5	5.4	100.6	△ 0.8	102.8	3.2	99.6	△ 1.4	101.6	3.3
12月	174.3	1.1	193.3	△ 0.7	100.6	△ 0.5	103.6	4.4	99.7	△ 1.5	102.5	4.3
1月	84.1	△ 0.8	78.5	0.0	100.1	0.0	99.1	1.2	99.1	△ 1.0	98.3	0.8
2月	83.2	0.1	77.8	△ 2.1	99.1	△ 0.3	98.4	△ 1.9	98.4	△ 0.6	97.9	△ 1.5
令和3年												
3月	90.6	3.5	82.7	△ 0.5	101.7	0.8	98.6	△ 2.3	100.4	△ 0.1	97.2	△ 2.8
4月	85.5	0.7	83.1	3.4	101.3	△ 0.2	100.7	0.6	100.6	△ 1.2	99.7	0.2
5月	86.4	0.4	76.4	△ 4.4	99.6	1.2	94.1	△ 2.3	99.3	△ 0.6	94.0	△ 3.5
6月	140.3	△ 6.3	143.6	△ 10.1	102.9	3.3	98.2	0.1	102.8	1.4	98.4	△ 2.4
7月	112.1	6.3	111.9	0.3	103.7	4.9	97.0	△ 1.7	103.4	4.0	95.9	△ 3.4
8月	87.1	△ 1.2	82.8	△ 0.2	101.4	1.8	96.8	△ 1.9	101.1	1.9	96.6	△ 2.6
9月	88.9	6.0	83.6	1.8	105.1	5.0	99.6	△ 1.2	104.4	4.8	98.6	△ 2.5
10月	87.1	4.4	80.8	0.5	103.2	3.0	100.8	△ 0.9	103.3	3.5	99.5	△ 2.0
11月	88.4	△ 0.4	81.5	△ 7.9	103.1	2.5	99.7	△ 3.0	103.3	3.6	99.7	△ 1.9
12月	181.2	3.9	205.0	6.1	103.9	3.3	100.7	△ 2.8	103.7	4.0	100.4	△ 2.0
1月	85.1	0.8	78.1	1.6	99.8	0.1	95.0	1.8	99.0	1.4	94.9	△ 0.8
令和4年												
2月	84.1	1.1	77.2	△ 0.8	100.0	0.9	97.2	△ 1.2	99.8	1.4	97.2	△ 0.7
3月	87.7	△ 3.2	77.3	△ 6.5	100.3	△ 1.4	94.2	△ 4.5	99.9	△ 0.5	93.9	△ 3.4

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成27年	99.0	0.8	95.8	2.8	100.0	0.5	95.9	0.6	99.8	0.9	94.7	2.0
28年	100.1	1.2	94.6	△ 1.2	100.4	0.5	96.2	0.2	100.3	0.5	95.1	0.4
29年	100.9	0.8	94.5	△ 0.1	101.6	1.2	95.4	△ 0.8	100.8	0.5	93.8	△ 1.4
30年	104.8	3.9	102.9	8.9	103.0	1.4	99.9	4.7	101.5	0.7	97.8	4.2
令和元年	101.0	△ 3.7	99.6	△ 3.3	100.0	△ 3.0	98.2	△ 1.7	99.3	△ 2.2	96.7	△ 1.1
2年	100.0	△ 1.0	100.0	0.5	100.0	0.1	100.0	1.9	100.0	0.7	100.0	3.4
3年	102.2	2.2	100.8	0.8	102.7	2.7	100.0	0.0	102.3	2.3	98.9	△ 1.1
令和2年												
3月	84.9	1.5	81.5	6.2	100.0	△ 0.6	101.1	2.4	99.3	△ 0.2	99.9	3.2
4月	82.5	△ 0.2	78.4	3.0	101.0	△ 0.8	101.2	2.1	100.8	0.5	100.2	3.9
5月	84.8	△ 1.6	79.8	2.1	98.3	△ 1.8	98.3	1.4	99.5	△ 0.2	99.5	3.2
6月	160.3	△ 3.1	170.0	△ 2.5	99.1	△ 2.4	98.4	△ 0.2	100.7	0.1	101.3	4.5
7月	103.5	△ 5.7	111.2	△ 7.8	99.5	△ 1.2	98.3	△ 0.7	100.0	0.2	99.0	2.2
8月	84.1	2.0	81.0	6.1	99.9	0.2	98.6	0.9	99.9	0.8	99.2	2.6
9月	83.2	0.7	79.9	1.1	100.8	1.1	100.1	2.0	100.7	1.2	100.6	3.3
10月	82.3	1.0	77.4	1.9	101.0	0.6	100.5	1.6	100.7	0.9	100.5	3.1
11月	90.1	3.3	86.0	4.7	100.7	0.3	101.5	2.4	100.1	0.4	100.2	2.5
12月	182.2	△ 4.3	200.7	△ 2.3	101.4	1.1	102.9	4.6	100.9	0.8	101.6	4.4
1月	83.8	3.5	77.9	1.8	102.4	3.4	101.2	2.7	101.5	2.3	99.9	1.5
2月	83.4	3.2	77.2	△ 0.4	101.4	2.2	100.4	△ 0.1	101.3	2.8	99.6	△ 0.1
令和3年												
3月	88.3	4.0	83.2	2.0	102.5	2.6	100.7	△ 0.4	101.9	2.6	98.6	△ 1.2
4月	85.9	4.1	83.1	6.0	103.7	2.7	102.8	1.6	103.4	2.6	101.3	1.0
5月	87.2	2.8	75.5	△ 5.4	101.3	3.2	95.7	△ 2.6	101.5	2.0	95.3	△ 4.2
6月	151.0	△ 5.8	151.4	△ 10.9	105.3	6.4	99.0	0.6	105.4	4.7	98.7	△ 2.5
7月	110.6	6.8	113.9	2.4	102.3	2.9	97.4	△ 1.0	101.4	1.4	95.6	△ 3.4
8月	84.9	0.9	81.8	0.9	101.3	1.5	98.7	0.1	100.9	1.0	98.1	△ 1.1
9月	86.3	3.7	82.5	3.2	103.4	2.6	100.3	0.2	102.6	1.9	98.8	△ 1.8
10月	85.3	3.6	78.1	0.9	102.7	1.7	101.1	0.6	102.5	1.8	99.2	△ 1.3
11月	85.4	△ 5.2	80.7	△ 6.2	102.5	1.8	100.8	△ 0.7	102.9	2.8	100.2	0.0
12月	193.8	6.4	223.8	11.5	103.1	1.7	102.0	△ 0.9	102.8	1.9	101.0	△ 0.7
1月	86.1	0.8	77.1	△ 1.6	102.6	△ 0.4	95.8	△ 1.5	101.1	0.7	95.7	△ 0.2
令和4年												
2月	84.4	1.2	75.8	△ 1.8	102.8	1.4	98.2	△ 2.2	101.8	0.5	98.2	△ 1.4
3月	87.0	△ 1.5	77.0	△ 7.5	102.0	△ 0.5	95.7	△ 5.0	100.7	△ 1.2	95.2	△ 3.4

6. 労働時間指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成27年	106.9	△ 0.5	105.6	△ 1.1	106.1	△ 0.7	104.6	△ 2.0	118.3	1.7	116.2	5.8
28年	107.0	0.1	105.2	△ 0.4	106.4	0.2	104.5	△ 0.1	116.5	△ 1.5	112.3	△ 3.4
29年	106.5	△ 0.5	105.4	0.2	105.3	△ 1.0	104.1	△ 0.4	123.9	6.4	117.8	5.0
30年	105.6	△ 0.8	107.4	1.9	104.1	△ 1.1	105.4	1.3	128.1	3.3	126.3	7.2
令和元年	104.6	△ 0.9	104.0	△ 3.1	103.3	△ 0.8	102.2	△ 3.1	124.1	△ 3.1	121.9	△ 3.5
2年	100.0	△ 4.4	100.0	△ 3.9	100.0	△ 3.2	100.0	△ 2.1	100.0	△ 19.4	100.0	△ 18.0
3年	103.0	3.0	100.3	0.3	101.5	1.6	99.9	△ 0.1	125.1	25.2	104.9	5.0
令和2年												
3月	101.0	△ 4.3	104.2	△ 0.9	100.6	△ 3.0	103.1	0.2	108.0	△ 18.3	115.5	△ 9.2
4月	102.4	△ 6.3	106.0	△ 2.4	103.2	△ 3.6	106.5	△ 0.4	89.6	△ 36.6	101.1	△ 19.7
5月	90.1	△ 12.0	87.1	△ 10.1	91.3	△ 9.2	88.6	△ 7.6	73.5	△ 43.9	72.9	△ 32.1
6月	101.2	△ 7.0	98.3	△ 8.8	102.7	△ 4.3	99.8	△ 6.8	79.3	△ 38.9	84.6	△ 26.3
7月	103.8	△ 4.1	101.6	△ 6.8	104.4	△ 2.6	102.9	△ 3.3	95.3	△ 23.8	88.7	△ 33.5
8月	95.8	△ 5.0	90.1	△ 8.4	95.5	△ 4.3	90.1	△ 6.4	100.0	△ 13.9	90.1	△ 24.3
9月	101.0	△ 2.7	100.1	△ 5.0	100.7	△ 2.0	100.3	△ 2.9	105.6	△ 11.6	98.3	△ 21.9
10月	104.1	△ 1.0	103.9	△ 2.1	103.8	△ 0.6	104.3	△ 0.9	109.1	△ 6.9	100.4	△ 12.6
11月	102.2	△ 3.7	104.7	△ 3.3	101.4	△ 3.5	104.3	△ 1.5	112.5	△ 6.7	108.7	△ 17.3
12月	101.6	△ 2.9	104.2	△ 1.7	100.8	△ 3.3	103.4	△ 0.6	112.5	0.0	112.0	△ 11.0
1月	95.8	△ 1.8	93.0	△ 3.1	94.2	△ 2.5	92.2	△ 2.1	118.3	8.5	101.8	△ 10.8
2月	96.9	△ 2.4	97.5	△ 5.9	95.5	△ 3.4	96.6	△ 5.8	118.3	12.0	106.6	△ 6.0
令和3年												
3月	105.6	4.6	101.0	△ 3.1	104.1	3.5	99.7	△ 3.3	128.6	19.1	112.7	△ 2.4
4月	105.6	3.1	106.7	0.6	104.9	1.6	106.5	0.0	116.0	29.6	108.0	6.8
5月	97.2	7.8	91.9	5.5	96.3	5.6	91.4	3.2	110.3	50.1	96.2	32.1
6月	105.8	4.5	106.0	7.8	104.9	2.2	105.9	6.1	119.5	50.7	108.7	28.4
7月	106.4	2.5	104.6	2.9	104.6	0.2	104.3	1.3	132.1	38.6	108.0	21.8
8月	98.0	2.3	91.3	1.3	96.3	0.9	90.9	0.9	121.7	21.8	94.3	4.6
9月	105.8	4.8	101.6	1.5	103.8	3.1	101.1	0.7	136.6	29.3	107.3	9.1
10月	106.6	2.4	103.7	△ 0.2	104.5	0.7	102.9	△ 1.3	135.6	24.3	111.5	11.0
11月	107.4	5.1	104.7	0.0	105.6	4.1	104.5	0.2	135.6	20.5	106.6	△ 1.9
12月	105.0	3.3	101.8	△ 2.3	103.4	2.5	102.3	△ 1.0	128.6	14.3	97.6	△ 12.9
1月	97.2	2.5	91.8	△ 1.2	95.6	2.8	90.6	△ 0.8	120.7	△ 1.9	102.8	△ 4.8
令和4年												
2月	98.1	1.2	98.1	0.6	96.5	1.0	97.0	0.4	121.8	3.0	108.3	1.6
3月	104.6	△ 0.9	101.6	0.6	102.6	△ 1.4	100.4	0.7	134.5	4.6	113.1	0.4

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成27年	105.4	△ 1.6	104.9	△ 0.4	104.7	△ 2.0	103.7	△ 1.7	114.6	1.3	115.5	10.2
28年	105.5	0.1	104.5	△ 0.4	105.0	0.3	103.5	△ 0.2	113.0	△ 1.4	112.8	△ 2.3
29年	106.7	1.2	105.5	0.9	105.5	0.4	103.7	0.2	121.6	7.6	120.9	7.3
30年	105.6	△ 1.1	106.8	1.3	104.0	△ 1.3	104.6	0.8	124.8	2.6	126.1	4.3
令和元年	103.2	△ 2.3	103.1	△ 3.5	101.8	△ 2.2	101.8	△ 2.6	119.5	△ 4.2	113.9	△ 9.6
2年	100.0	△ 3.1	100.0	△ 3.0	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.8	100.0	△ 16.3	100.0	△ 12.3
3年	102.0	2.0	100.7	0.7	101.3	1.3	99.4	△ 0.5	110.8	10.8	111.5	11.5
令和2年												
3月	101.4	△ 1.9	103.9	△ 0.9	100.4	△ 1.0	102.5	△ 0.2	112.7	△ 11.2	114.9	△ 6.8
4月	103.7	△ 3.1	106.7	△ 0.4	104.1	△ 1.2	107.2	1.8	98.6	△ 22.9	102.2	△ 16.4
5月	92.5	△ 8.5	89.7	△ 7.5	93.7	△ 6.1	91.2	△ 5.0	77.7	△ 33.9	76.2	△ 27.2
6月	100.3	△ 5.3	99.3	△ 6.8	101.5	△ 3.2	100.7	△ 4.9	86.2	△ 27.2	87.1	△ 22.2
7月	102.7	△ 4.4	102.5	△ 4.8	103.5	△ 2.9	104.0	△ 2.5	92.8	△ 22.9	90.1	△ 22.0
8月	95.5	△ 4.6	90.5	△ 6.9	95.3	△ 3.7	90.1	△ 6.3	97.5	△ 14.9	93.8	△ 11.4
9月	99.8	△ 3.1	99.6	△ 3.9	99.7	△ 2.0	99.5	△ 3.0	101.3	△ 14.4	100.3	△ 10.8
10月	104.2	△ 1.0	104.3	△ 0.8	104.3	0.0	104.5	0.1	104.2	△ 10.6	102.2	△ 8.7
11月	101.9	△ 3.0	103.9	△ 3.0	101.6	△ 2.5	103.4	△ 2.6	106.1	△ 8.9	108.2	△ 6.3
12月	101.3	△ 1.9	103.1	0.0	100.7	△ 1.5	102.0	△ 0.2	108.0	△ 5.8	113.0	1.7
1月	97.3	△ 0.4	94.8	△ 0.8	96.6	△ 0.5	93.2	△ 1.4	106.1	1.0	108.2	4.7
2月	97.1	△ 1.9	97.9	△ 3.1	96.3	△ 1.8	96.1	△ 4.0	106.1	△ 3.4	112.5	3.4
令和3年												
3月	103.3	1.9	102.2	△ 1.6	102.5	2.1	100.1	△ 2.4	112.7	0.0	120.9	5.2
4月	107.4	3.6	108.0	1.2	107.0	2.8	107.0	△ 0.2	112.7	14.3	116.0	13.6
5月	98.2	6.2	93.3	4.0	97.8	4.4	92.2	1.0	103.3	32.9	102.2	34.1
6月	105.7	5.4	106.4	7.2	105.1	3.6	105.5	4.7	112.7	30.7	114.3	31.3
7月	104.1	1.3	105.1	2.6	103.4	△ 0.1	104.2	0.2	113.7	22.5	113.0	25.5
8月	97.3	1.9	90.9	0.5	96.4	1.2	89.7	△ 0.5	108.0	10.7	100.9	7.6
9月	101.7	1.9	100.2	0.6	100.7	1.1	98.8	△ 0.7	113.7	12.2	112.5	12.1
10月	104.3	0.1	103.4	△ 0.9	103.5	△ 0.8	101.7	△ 2.7	115.5	10.9	117.9	15.4
11月	104.9	2.9	104.7	0.8	104.1	2.5	103.5	0.1	114.6	8.0	114.9	6.2
12月	102.5	1.2	101.7	△ 1.4	101.8	1.0	101.2	△ 0.8	110.8	2.7	105.2	△ 6.9
1月	96.4	△ 0.1	91.4	△ 2.9	94.9	△ 0.1	89.8	△ 2.3	115.1	△ 1.0	105.5	△ 6.7
令和4年												
2月	95.8	△ 1.3	96.1	△ 1.8	94.3	△ 2.1	94.4	△ 1.8	115.1	8.5	111.5	△ 0.9
3月	102.7	△ 0.6	101.4	△ 0.8	101.1	△ 1.4	99.3	△ 0.8	122.6	8.8	120.6	△ 0.2

7. 常用雇用指数

(事業所規模5人以上) (令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計		前年比	
		前年比		前年比
平成27年	96.0	1.9	106.7	4.9
28年	96.7	△ 0.1	105.0	0.8
29年	98.1	1.4	103.0	△ 1.7
30年	98.6	0.6	100.7	△ 2.2
令和元年	100.1	1.5	103.5	2.8
2年	100.0	△ 0.1	100.0	△ 3.4
3年	98.8	△ 1.2	93.6	△ 6.3
令和2年 3月	98.3	△ 1.2	101.4	△ 2.3
4月	100.7	0.7	102.8	△ 2.3
5月	99.8	△ 0.4	101.8	△ 3.0
6月	98.7	△ 1.6	102.5	△ 2.8
7月	100.3	0.1	98.7	△ 4.0
8月	100.2	△ 0.2	100.2	△ 2.9
9月	100.1	△ 0.3	97.2	△ 5.4
10月	100.4	0.3	97.0	△ 5.6
11月	100.9	0.0	96.9	△ 5.1
12月	100.9	0.6	96.9	△ 3.6
1月	102.1	1.6	100.1	△ 2.1
2月	100.6	1.6	95.7	△ 6.7
令和3年 3月	100.2	2.0	95.8	△ 5.4
4月	100.5	△ 0.2	97.0	△ 5.7
5月	99.7	△ 0.2	94.6	△ 7.1
6月	99.1	0.4	94.6	△ 7.7
7月	99.2	△ 1.2	95.1	△ 3.7
8月	96.0	△ 4.2	87.1	△ 13.1
9月	97.9	△ 2.2	93.8	△ 3.5
10月	98.2	△ 2.2	93.8	△ 3.3
11月	96.2	△ 4.6	88.2	△ 8.9
12月	96.0	△ 4.8	87.9	△ 9.3
令和4年 1月	98.3	△ 6.5	95.4	△ 13.6
2月	98.5	△ 2.1	95.1	△ 0.6
3月	98.5	△ 1.7	96.0	0.2

(事業所規模30人以上) (令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計		前年比	
		前年比		前年比
平成27年	104.5	2.1	107.2	6.0
28年	104.1	△ 0.4	104.3	0.0
29年	104.3	0.2	103.1	△ 0.9
30年	102.5	△ 1.7	99.5	△ 3.5
令和元年	101.7	△ 0.8	102.2	2.7
2年	100.0	△ 1.6	100.0	△ 2.1
3年	97.5	△ 2.5	88.5	△ 11.4
令和2年 3月	99.4	△ 1.3	99.9	△ 1.6
4月	100.7	△ 1.2	101.5	△ 1.8
5月	100.1	△ 1.3	101.1	△ 2.1
6月	100.5	△ 1.5	101.0	△ 2.3
7月	100.4	△ 1.9	100.7	△ 2.0
8月	100.0	△ 2.2	100.1	△ 2.5
9月	99.1	△ 3.0	98.7	△ 3.6
10月	99.5	△ 2.5	98.7	△ 3.3
11月	99.7	△ 2.3	98.7	△ 3.0
12月	99.5	△ 2.1	98.5	△ 2.0
1月	100.9	0.2	97.3	△ 2.9
2月	98.5	△ 1.9	91.2	△ 9.6
令和3年 3月	98.0	△ 1.5	91.4	△ 8.4
4月	99.1	△ 1.6	93.1	△ 8.3
5月	97.9	△ 2.3	90.0	△ 11.0
6月	98.1	△ 2.4	89.9	△ 11.0
7月	98.4	△ 2.0	89.8	△ 10.8
8月	93.9	△ 6.2	79.8	△ 20.3
9月	97.4	△ 1.7	88.1	△ 10.7
10月	97.6	△ 1.9	88.7	△ 10.1
11月	95.4	△ 4.3	81.7	△ 17.2
12月	95.2	△ 4.3	81.5	△ 17.3
令和4年 1月	98.8	△ 7.2	91.0	△ 18.4
2月	98.6	0.1	90.7	△ 0.5
3月	98.1	0.1	90.7	△ 0.8

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について

- (注意 1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから共通事業所に限定した集計が可能となった。
- (注意 2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。
- (注意 3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列（すべての調査対象事業所のデータを用いて作成した集計）に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

賃金 (事業所規模5人以上)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和2年 4月	0.3	4.3	△ 0.3	3.3	0.7	5.2
5月	△ 1.9	1.3	△ 2.4	0.7	△ 1.0	2.9
6月	0.5	△ 5.2	△ 1.9	△ 0.6	0.0	4.1
7月	△ 4.3	△ 9.6	△ 0.8	△ 2.5	0.4	0.9
8月	0.7	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.5	0.6	1.1
9月	△ 1.0	△ 2.0	△ 0.5	△ 0.1	0.7	1.8
10月	△ 0.9	0.8	△ 1.1	0.7	△ 0.1	2.2
11月	0.8	0.5	△ 0.4	△ 0.1	0.5	0.5
12月	0.5	△ 1.7	0.8	2.0	1.6	2.3
令和3年 1月	1.1	1.3	0.6	2.0	△ 0.3	1.5
2月	△ 0.8	△ 0.3	△ 1.1	0.3	△ 0.6	1.1
3月	2.2	1.3	0.8	0.6	0.9	0.5
4月	1.6	2.0	1.5	2.1	1.4	2.2
5月	3.6	△ 1.6	1.7	2.1	1.4	0.8
6月	△ 1.4	3.0	4.3	3.0	3.2	0.3
7月	△ 0.7	3.0	1.2	5.6	0.3	3.9
8月	2.1	5.2	1.8	4.0	1.5	2.0
9月	3.5	6.9	2.4	3.8	2.3	1.5
10月	1.9	1.9	0.9	1.8	1.9	0.3
11月	△ 4.3	△ 9.0	1.3	2.0	1.6	2.8
12月	8.0	25.8	1.8	1.8	1.8	1.6
令和4年 1月	2.6	3.9	1.1	1.4	1.9	1.4
2月	1.8	1.6	2.3	1.4	2.3	2.3
3月	0.4	2.4	1.6	1.3	1.4	1.0

(事業所規模30人以上)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和2年 4月	△ 0.1	2.9	△ 0.8	1.7	0.7	3.5
5月	△ 1.0	1.1	△ 2.0	0.5	△ 0.5	2.5
6月	△ 2.1	△ 5.2	△ 2.1	△ 1.2	0.5	3.7
7月	△ 6.0	△ 7.1	△ 0.7	△ 1.2	1.1	1.8
8月	0.8	0.5	0.3	0.2	1.0	2.0
9月	0.1	△ 1.9	0.8	0.3	1.5	2.2
10月	1.1	0.9	1.0	0.8	1.5	2.4
11月	0.6	0.7	0.1	0.1	0.5	0.5
12月	△ 1.8	△ 2.3	0.6	1.9	0.8	2.1
令和3年 1月	1.0	1.3	1.0	2.3	1.3	2.1
2月	0.3	△ 0.5	△ 0.3	0.1	0.3	0.9
3月	3.0	1.3	1.7	0.4	1.8	0.1
4月	0.3	2.6	0.7	2.7	1.0	2.9
5月	4.3	△ 2.7	2.6	1.3	1.6	△ 0.2
6月	1.5	2.0	5.7	2.9	4.1	0.0
7月	3.0	△ 0.8	1.9	3.0	0.4	0.4
8月	1.3	3.7	1.9	3.3	1.1	1.4
9月	3.1	6.1	1.9	3.2	0.7	0.8
10月	3.3	1.9	1.4	1.8	0.7	0.2
11月	△ 8.2	△ 10.6	2.0	1.4	2.0	2.4
12月	14.4	27.0	1.3	0.9	0.3	0.6
令和4年 1月	3.0	1.5	2.0	1.6	2.8	1.8
2月	0.6	1.4	1.7	1.3	1.7	2.5
3月	1.7	2.3	1.5	1.2	1.4	1.2

労働時間 (事業所規模5人以上)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和2年 4月	△ 6.2	△ 0.1	△ 4.4	1.4	△ 29.8	△ 12.7
5月	△ 12.0	△ 7.2	△ 10.3	△ 4.7	△ 33.3	△ 30.0
6月	△ 5.5	△ 5.5	△ 3.7	△ 3.6	△ 30.9	△ 22.8
7月	△ 4.1	△ 5.2	△ 2.9	△ 2.1	△ 21.5	△ 30.5
8月	△ 5.7	△ 7.6	△ 4.9	△ 6.1	△ 16.7	△ 20.0
9月	△ 2.8	△ 3.9	△ 2.0	△ 2.4	△ 13.9	△ 16.8
10月	△ 0.7	△ 1.5	0.1	△ 0.1	△ 12.5	△ 13.2
11月	△ 2.5	△ 2.4	△ 2.0	△ 1.2	△ 9.3	△ 12.3
12月	△ 1.4	△ 1.9	△ 0.9	△ 1.4	△ 8.6	△ 6.1
令和3年 1月	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5	△ 1.9	1.4
2月	△ 4.9	△ 3.9	△ 4.4	△ 4.0	△ 11.0	△ 3.2
3月	△ 0.3	1.0	0.5	1.3	△ 9.9	△ 1.2
4月	2.9	2.8	2.2	2.1	11.8	9.1
5月	3.8	7.3	3.2	4.8	13.5	37.5
6月	2.6	8.7	1.7	7.0	18.7	28.0
7月	△ 1.8	3.8	△ 3.1	1.4	17.3	28.4
8月	△ 1.9	1.5	△ 2.4	△ 0.6	5.6	24.0
9月	△ 1.5	0.8	△ 2.1	△ 0.6	5.6	14.7
10月	△ 4.1	△ 3.2	△ 4.6	△ 4.6	1.8	11.0
11月	0.9	0.6	0.1	△ 0.5	11.0	11.5
12月	△ 0.2	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	5.3	△ 1.4
令和4年 1月	1.6	1.5	1.1	1.1	6.8	4.9
2月	△ 0.1	1.3	△ 0.2	1.0	1.9	4.0
3月	△ 2.1	△ 0.7	△ 2.4	△ 0.7	0.9	△ 0.6

(事業所規模30人以上)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和2年 4月	△ 2.9	0.5	△ 1.4	2.3	△ 19.4	△ 13.2
5月	△ 7.6	△ 6.6	△ 5.4	△ 3.8	△ 32.2	△ 29.7
6月	△ 3.5	△ 5.1	△ 1.8	△ 3.0	△ 23.5	△ 22.7
7月	△ 3.7	△ 3.8	△ 2.2	△ 1.6	△ 20.6	△ 21.5
8月	△ 3.3	△ 6.0	△ 2.5	△ 5.1	△ 11.2	△ 13.1
9月	△ 2.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.5	△ 12.3	△ 14.0
10月	0.3	△ 0.2	0.8	0.7	△ 6.0	△ 8.3
11月	△ 1.8	△ 1.4	△ 1.3	△ 0.6	△ 6.9	△ 8.2
12月	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.7	△ 2.6	△ 2.2
令和3年 1月	△ 1.5	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.3	1.2
2月	△ 3.5	△ 3.1	△ 3.0	△ 2.9	△ 9.1	△ 4.3
3月	1.9	1.5	2.3	1.4	△ 2.5	2.7
4月	1.0	4.2	1.0	4.0	2.2	5.6
5月	5.0	5.9	3.4	3.0	28.9	36.7
6月	3.6	6.0	2.3	4.2	22.6	23.5
7月	0.1	2.8	△ 1.1	0.5	16.5	23.9
8月	1.0	3.1	0.3	1.1	8.8	20.1
9月	0.8	2.2	△ 0.2	0.7	11.8	14.7
10月	△ 1.2	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.7	9.1	11.5
11月	2.5	2.0	1.7	1.0	11.8	11.0
12月	1.3	0.6	0.8	0.7	7.8	△ 0.6
令和4年 1月	1.3	0.9	0.8	0.4	7.5	4.8
2月	△ 0.7	0.0	△ 1.0	0.1	1.8	△ 0.5
3月	0.1	△ 1.8	0.2	△ 1.3	△ 0.9	△ 5.0

3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明

根拠	統計法（基幹統計）		
目的	山梨県における { ①賃金 ②労働時間 ③雇用 } の動きを毎月明らかにすること。		
調査対象	日本標準産業分類に定める16大産業に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から抽出された県内約550事業所。		
主要調査 事項の 定義	現金給与総額	賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対価として労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額。	
	きまって 支給する給与	労働契約・団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与も含む。	
		所定内給与	きまって支給する給与のうち、超過労働給与を除いた給与のことである。
		超過労働給与	所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
	特別に 支払われた給与	夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、3か月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与並びにあらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給事由の発生が不確定な給与等のことである。	
	総実労働時間	調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。	
	所定内労働時間	事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。	
		所定外労働時間	早出、残業、休日出勤等における実労働時間数のことである。
	出勤日数	調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。	
	常用労働者	① 期間を定めずに雇われている者 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者 のいずれかに該当する者のことである。	
一般労働者		「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことである。	
パートタイム労働者		常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者 のいずれかに該当する者のことである。	
結果の 算定	この調査による結果の数値は、調査対象事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上の調査産業に属するすべての事業所に対応するよう復元された数値である。		
名目と 実質	実質賃金指数は、物価変動による影響を除去するため、名目賃金指数を甲府市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。消費者物価指数は、令和4年1月分結果から令和2年基準を使用している。		
抽出替え	この調査は、標本調査であることから、絶えず変動する事業所の母集団の実態を正しく把握するため、標本（調査対象事業所）の入れ替えを以下の通り行っている。 事業所規模30人以上の事業所は、経済センサス基礎調査によって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団として、毎年1月分調査時に調査対象事業所の一部を入れ替えて調査を実施している。 事業所規模5～29人の事業所については、指定調査区全体を3グループに分け、各グループを半年ずつずらして18か月交替のローテーションを組んで実施している。1月分及び7月分調査において、指定調査区の3グループのうち1グループについて交替している。		

4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～

<p>指数及び指数の改訂</p>	<p>令和2年1月分確報結果から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和2年1月以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。令和3年12月分までの増減率は、平成27年基準指数で計算したものとす。したがって、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。</p> <p>また、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については、指数を作成していない。</p> <p>なお、調査時点の賃金、労働時間及び常用労働者等の実数値については、原則として改訂を行わないこととしている。</p>																																																																																																												
<p>増減率の算出</p>	<p>対前年同月比等の増減率は、原則として指数により算出している。従って、指数の改訂が行われた場合、増減率も改訂されることがある。また、指数を元に算出していることから、公表している増減率は実数値から算出した増減率と必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。</p> <p>なお、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については指数を作成していないため、実数値（ギャップ修正があった場合は指数に合わせて修正した数値）を利用して増減率を算出している。</p>																																																																																																												
<p>基準時の変更</p>	<p>指数の基準時は、原則として西暦年の末尾が0又は5の付く年としており、概ね5年ごとに基準時の更新を行っている。基準時の更新においては、作成している指数は全期間にわたって改訂を行うこととしているが、増減率については、実質賃金指数を除き、改訂は行わない。</p>																																																																																																												
<p>ギャップ修正</p>	<p>平成30年から、調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に変更された。平成30年1月分調査の部分入替え方式導入以降は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきた指数の遡及改訂（ギャップ修正）は行わない。常用雇用指数については、従来どおり、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、全国調査、地方調査ともにこれを労働者数推計のベンチマークとすることに伴うギャップ修正を実施した。</p> <p>平成29年までは、調査対象事業所が変わった場合、調査結果に時系列的な断層が生じるおそれがあることから、概ね3年ごとに行う事業所規模30人以上の調査対象事業所の入れ替え（抽出替え）に併せ、調査結果を時系列的利用に供する目的で算出する指数についてはギャップ修正を実施しており、最近では令和2年1月分調査における抽出替えに併せてギャップ修正を実施した。</p> <p>このギャップ修正により指数を改定した遡及期間は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="635 949 1182 1043"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>遡及期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金給与指数</td> <td>平成26年2月～令和3年12月</td> </tr> <tr> <td>労働時間指数</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 入職率、離職率及びパートタイム労働者比率については、抽出替えに伴うギャップ修正を行っていない。</p> <p>(※) 令和2年1月分調査におけるギャップ修正においては、指数の改訂に伴い増減率についても改訂を行った。増減率を改定した遡及期間は、指数を改定した遡及期間と同じである。</p>	項目	遡及期間	現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月	労働時間指数	〃																																																																																																						
項目	遡及期間																																																																																																												
現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月																																																																																																												
労働時間指数	〃																																																																																																												
<p>調査結果の公表及び産業分類の改訂</p>	<p>毎月勤労統計調査地方調査においては、平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行うこととしている。</p> <p>このことにより、当調査の表章産業は下表のとおり変更される。</p> <p>従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応（下表の「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応）を単純に接続させることとしている。</p> <table border="1" data-bbox="368 1341 1445 1816"> <thead> <tr> <th colspan="2">新産業分類（H22.1～）</th> <th>旧産業との接続</th> <th>公表状況</th> <th colspan="2">旧産業分類（～H21.12）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T L</td> <td>調査産業計</td> <td>○</td> <td>公表</td> <td>T L</td> <td>調査産業計</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>鉱業、採石業、砂利採取業</td> <td>◎</td> <td>非公表</td> <td>D</td> <td>鉱業</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>建設業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>E</td> <td>建設業</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>製造業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>F</td> <td>製造業</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>G</td> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>情報通信業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>H</td> <td>情報通信業</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>運輸業、郵便業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>I</td> <td>運輸業</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>卸売業、小売業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>J</td> <td>卸売・小売業</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>金融業、保険業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>K</td> <td>金融・保険業</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>L</td> <td>不動産業</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>学術研究、専門・技術サービス業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q</td> <td>サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>M</td> <td>飲食店、宿泊業</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>生活関連サービス業、娯楽業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q</td> <td>サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>教育、学習支援業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>O</td> <td>教育、学習支援業</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>医療、福祉</td> <td>○</td> <td>公表</td> <td>N</td> <td>医療、福祉</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>複合サービス事業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>P</td> <td>複合サービス事業</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>サービス業（他に分類されないもの）</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q</td> <td>サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。記号の見方は、以下のとおりである。</p> <p>◎：新旧で完全に接続 △：常用労働者の変動が1.0%以内の対応 ○：常用労働者の変動が0.1%以内の対応 ▲：常用労働者の変動が3.0%以内の対応 ×：その他の対応</p> <p>(※) 「鉱業、採石業、砂利採取業」における調査結果については、当該産業に属する事業所数が少ないため公表しないが、調査産業計には含まれている。</p>	新産業分類（H22.1～）		旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21.12）		T L	調査産業計	○	公表	T L	調査産業計	C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D	鉱業	D	建設業	◎	公表	E	建設業	E	製造業	◎	公表	F	製造業	F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G	電気・ガス・熱供給・水道業	G	情報通信業	▲	公表	H	情報通信業	H	運輸業、郵便業	▲	公表	I	運輸業	I	卸売業、小売業	▲	公表	J	卸売・小売業	J	金融業、保険業	◎	公表	K	金融・保険業	K	不動産業、物品賃貸業	×	公表	L	不動産業	L	学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）	M	宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M	飲食店、宿泊業	N	生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）	O	教育、学習支援業	▲	公表	O	教育、学習支援業	P	医療、福祉	○	公表	N	医療、福祉	Q	複合サービス事業	▲	公表	P	複合サービス事業	R	サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）
新産業分類（H22.1～）		旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21.12）																																																																																																									
T L	調査産業計	○	公表	T L	調査産業計																																																																																																								
C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D	鉱業																																																																																																								
D	建設業	◎	公表	E	建設業																																																																																																								
E	製造業	◎	公表	F	製造業																																																																																																								
F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G	電気・ガス・熱供給・水道業																																																																																																								
G	情報通信業	▲	公表	H	情報通信業																																																																																																								
H	運輸業、郵便業	▲	公表	I	運輸業																																																																																																								
I	卸売業、小売業	▲	公表	J	卸売・小売業																																																																																																								
J	金融業、保険業	◎	公表	K	金融・保険業																																																																																																								
K	不動産業、物品賃貸業	×	公表	L	不動産業																																																																																																								
L	学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）																																																																																																								
M	宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M	飲食店、宿泊業																																																																																																								
N	生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）																																																																																																								
O	教育、学習支援業	▲	公表	O	教育、学習支援業																																																																																																								
P	医療、福祉	○	公表	N	医療、福祉																																																																																																								
Q	複合サービス事業	▲	公表	P	複合サービス事業																																																																																																								
R	サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）																																																																																																								

新規学卒者の初任給の状況(山梨県)

新規学卒者の初任給額(事業所規模10人以上)

区分 年	男性							女性						
	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了	高卒		高専・短大卒		大卒		大学院修士課程修了
	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)	上昇率(%)	金額(千円)
平成24年	157.8	-6.1	170.0	-3.5	185.8	-7.1	221.9	162.1	1.1	166.0	2.7	198.1	-0.6	210.7
平成25年	160.6	1.8	172.0	1.2	192.8	3.8	213.8	145.8	-10.1	163.8	-1.3	189.3	-4.4	224.2
平成26年	166.1	3.4	173.9	1.1	197.3	2.3	219.2	162.4	11.4	185.7	13.4	197.5	4.3	201.5
平成27年	163.9	-1.3	172.2	-1.0	195.8	-0.8	229.8	153.6	-5.4	166.9	-10.1	186.5	-5.6	221.6
平成28年	164.9	0.6	173.5	0.8	204.5	4.4	232.5	154.2	0.4	181.6	8.8	190.2	2.0	220.0
平成29年	162.2	-1.6	179.8	3.6	207.1	1.3	227.8	158.1	2.5	167.3	-7.9	189.9	-0.2	227.2
平成30年	168.0	3.6	176.6	-1.8	204.7	-1.2	250.5	163.8	3.6	176.2	5.3	195.8	3.1	247.6
令和元年	170.2	1.3	184.5	4.5	204.2	-0.2	249.3	166.4	1.6	182.9	3.8	190.4	-2.8	226.0
令和2年	174.6	-	189.2	-	220.3	-	292.9	179.6	-	193.5	-	230.4	-	259.2
令和3年	177.5	1.7	214.7	1.7	201.4	-8.6	225.9	162.1	-9.7	185.3	-4.2	231.3	0.4	-
全国	181.6	1.2	199.8	-5.6	226.7	-0.2	254.1	176.3	1.0	199.8	0.4	223.9	-0.3	250.9
令和3年 東京都 令和3年	192.3	5.7	204.5	-8.9	233.4	0.7	256.9	211.7	13.4	202.4	-4.8	227.3	-0.2	253.0

資料出所：賃金構造基本統計調査(※令和元年まで：初任給額及び採用人数を調査、「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したもの」を初任給額として集計／令和2年から：「初任給額」等の調査項目が廃止され、一般労働者のうち新規学卒者に該当する者の所定内給与額(通勤手当を含む)を集計。)

学歴別平均初任給額

区分 年	高卒		専門卒		短大卒		大卒	
	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)	初任給額(円)	対前回比(%)
平成29年	164,526	1.9	174,577	1.7	175,830	2.1	193,302	0.2
平成30年	164,844	0.2	176,490	1.1	176,825	0.6	197,278	2.1
令和元年	169,042	2.5	180,229	2.1	180,353	2.0	198,260	0.5
令和2年	168,161	-0.5	177,618	-1.4	178,169	-1.2	195,459	-1.4
令和3年	169,735	0.9	179,884	1.3	181,087	1.6	200,613	2.6

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

新規学卒者の初任給(単純平均)

(単位：円)

区分 年	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
平成29年	169,283	161,500	171,440	164,000	173,000	-	201,333	201,600
平成30年	173,015	162,033	184,921	167,125	164,890	197,167	195,163	195,478
令和元年	168,930	164,500	178,581	190,000	191,288	-	206,250	230,000
令和2年	177,156	164,520	184,908	174,200	180,362	180,600	196,900	188,910
令和3年	177,387	165,370	180,215	183,125	189,125	183,500	211,313	204,702

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

令和3年 産業別初任給比較（事業所規模 10人以上）

（単位：千円）

区分		産業								
		産業計	製造業	情報通信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	宿泊業, 飲食サービス業	医療, 福祉	サービス業(他に分類されないもの)
男性	高卒	177.5	179.9	-	167.4	-	-	-	-	-
	高専・短大卒	214.7	-	199.4	-	-	-	-	215.9	-
	大卒	201.4	218.3	217.0	210.7	199.0	203.8	-	-	190.6
	大学院	225.9	209.7	-	-	219.1	-	-	-	-
女性	高卒	162.1	171.6	-	173.4	-	154.1	-	-	-
	高専・短大卒	209.1	189.4	-	-	-	-	-	189.5	-
	大卒	231.3	231.1	-	197.6	190.6	229.0	180.2	270.0	130.0
	大学院	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料出所：賃金構造基本統計調査

令和3年 業種別平均初任給額

（単位：円）

業種 区分	製造・加工業	卸・小売業	建設業	金融・保険業	サービス・飲食業	その他の業種
大学卒	202,820	202,302	189,437	232,485	194,455	194,913
短大卒	180,906	183,155	172,075	204,360	176,269	183,633
専門卒	179,466	183,660	171,324	185,450	177,573	181,390
高校卒	167,963	172,728	172,539	165,000	169,860	170,714

資料出所：甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

令和3年 従業員の規模別初任給（単純平均）

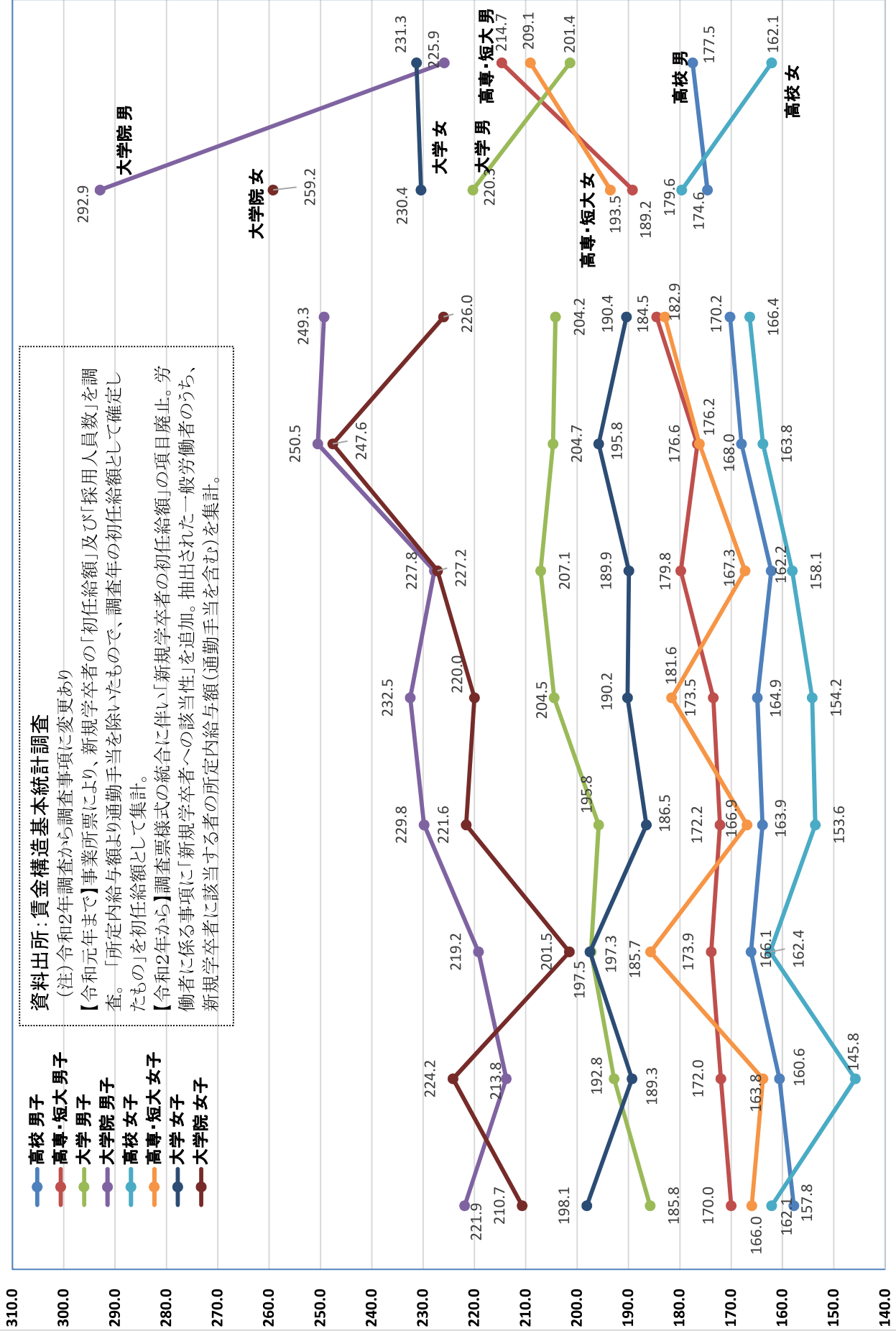
（単位：円）

区分 従業員規模	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
1～9人	154,000	-	170,000	-	-	-	-	223,987
10～29人	184,850	149,000	-	180,000	-	-	237,000	-
30～99人	176,442	167,585	194,408	184,167	198,000	190,000	213,000	197,260
100～300人	178,880	169,125	171,130	-	180,250	177,000	197,625	213,665

資料出所：山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

新規学卒者の初任給額の推移(山梨県)

単位:千円



資料出所:賃金構造基本統計調査

(注)令和2年調査から調査事項に変更あり

【令和元年まで】事業所票により、新規学卒者の「初任給額」及び「採用人員数」を調査。「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したものを初任給額として集計。

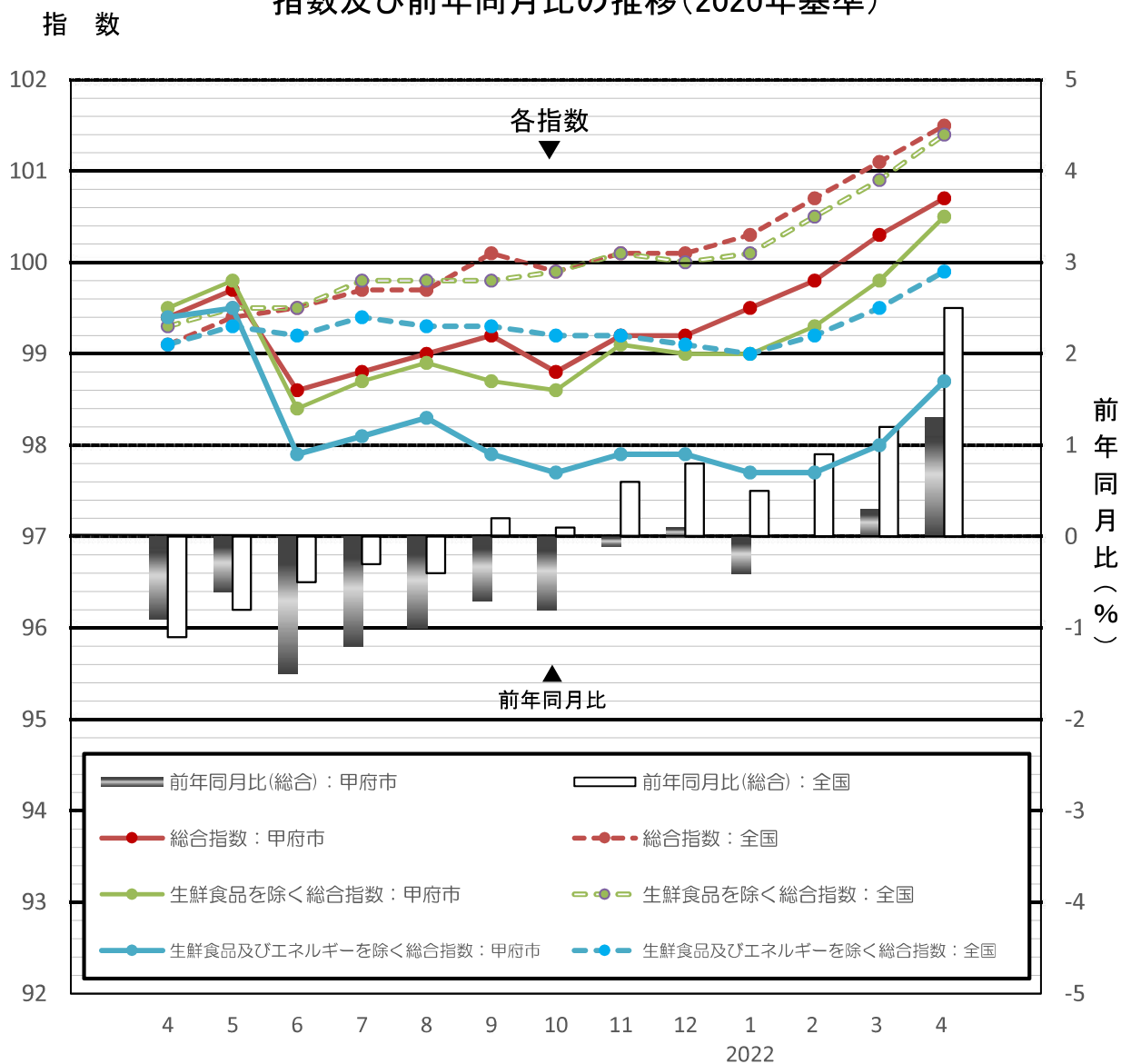
【令和2年から】調査票様式の統合に伴い「新規学卒者の初任給額」の項目廃止。労働者に係る事項に「新規学卒者への該当性」を追加。抽出された一般労働者のうち、新規学卒者に該当する者の所定内給与額(通勤手当を含む)を集計。



甲府市消費者物価指数

2022年(令和4年)4月分

指数及び前年同月比の推移(2020年基準)



山梨県 県民生活部 統計調査課

<問い合わせ先>

調査第二担当

電話 : 055-223-1345

FAX : 055-223-1347

E-Mail : toukei@pref.yamanashi.lg.jp

HP : https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/

目 次

	ページ
○10大費目の解説	1
○甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要	
1 指数の性格	2
2 指数の対象範囲	2
3 指数品目	2
4 価格	2
5 変化率	2
6 寄与度	2
○2022年(令和4年)4月分 甲府市消費者物価指数の動向	
1 概況	3
2 総合指数に寄与した主な項目	
(1)前年同月との比較	3
(2)前月との比較	3
(3)前年同月との比較(10大費目)	4
(4)前月との比較(10大費目)	5
3 消費者物価指数の推移	
(1)総合	6
(2)生鮮食品を除く総合	6
(3)生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	7
○甲府市消費者物価指数(2022年(令和4年)4月分)	8
○甲府市消費者物価10大費目指数	10
○都市階級・地方・都道府県庁所在市別10大費目指数(2022年(令和4年)4月分)	12

10大費目の解説

10大費目	中分類	品目
食料	穀類 魚介類 肉類 乳卵類 野菜・海藻 果物 油脂・調味料 菓子類 調理食品 飲料 酒類 外食	うるち米、食パン、ゆでうどん、小麦粉等 まぐろ、あじ、たらこ、ちくわ、かつお節等 牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、ソーセージ等 牛乳、粉ミルク、ヨーグルト、鶏卵等 キャベツ、ほうれんそう、はくさい、干しのり、豆腐、梅干し等 りんご、みかん、バナナ等 食用油、マーガリン、食塩、しょうゆ、みそ等 ようかん、ケーキ、せんべい、落花生等 弁当、調理パン、サラダ、豚カツ等 緑茶、インスタントコーヒー、果実ジュース等 清酒、焼酎、ビール、ワイン等 うどん、中華そば、すし、ハンバーガー等
住居	家賃 設備修繕・維持	民営家賃、公営家賃等 システムバス、給湯器、畳替え代、大工手間代等
光熱・水道	電気代 ガス代 他の光熱 上下水道料	電気代 都市ガス代、プロパンガス 灯油 水道料、下水道料
家具・家事用品	家庭用耐久財 室内装備品 寝具類 家事雑貨 家事用消耗品 家事サービス	電子レンジ、電気冷蔵庫、ルームエアコン等 照明器具、カーペット、カーテン、クッション ベッド、布団、敷布等 茶わん、皿、なべ、スポンジたわし等 ティッシュペーパー、トイレトペーパー、台所用洗剤、ラップ等 家事代行料、浄化槽清掃代等
被服及び履物	衣料 シャツ・セーター・下着類 履物類 他の被服 被服関連サービス	婦人用着物、男子用洋服、婦人用洋服、子供用洋服 ワイシャツ、ブラウス、子供用Tシャツ、下着類等 男子靴、婦人靴、子供靴、運動靴、スリッパ等 帽子、ネクタイ、マフラー、ベルト等 クリーニング代、履物修理代、被服賃借料
保健医療	医薬品・健康保持用摂取品 保健医療用品・器具 保健医療サービス	総合かぜ薬、ビタミン剤、はり薬、漢方薬等 紙おむつ(乳幼児用、大人用)、眼鏡、コンタクトレンズ等 診療代、人間ドッグ受診料、予防接種料等
交通・通信	交通 自動車等関係費 通信	鉄道運賃、高速バス代、航空運賃、有料道路料等 普通乗用車、ガソリン、自動車タイヤ、自動車免許手数料等 はがき、固定・携帯電話通信料、携帯電話機等
教育	授業料等 教科書・学習参考教材 補習教育	PTA会費(小学校、中学校)、高等学校授業料、大学授業料等 教科書、学習参考教材 補習教育(小学校、中学校、高校・予備校)
教養娯楽	教養娯楽用耐久財 教養娯楽用品 書籍・他の印刷物 教養娯楽サービス	テレビ、パソコン、カメラ、ピアノ等 ボールペン、ゴルフクラブ、家庭用ゲーム機、切り花等 新聞代、月刊誌、単行本等 宿泊料、外国パック旅行、月謝(英会話)、映画観覧料等
諸雑費	理美容サービス 理美容用品 身の回り用品 たばこ 他の諸雑費	入浴料、理髪料、エステティック料金等 電気かみそり、手洗い用石けん、整髪料、化粧水等 バッグ、指輪、腕時計、傘等 たばこ(国産品、輸入品) 傷害保険料、保育所保育料、振込手数料等

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品	生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物
エネルギー	電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン
教育関係費	教育の全品目、学校給食、男子学生服、女子学生服、通学定期、ボールペン等
情報通信関係費	固定電話通信料、携帯電話通信料、放送受信料、インターネット接続料等

甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要

1 指数の性格

甲府市消費者物価指数は、甲府市の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

2 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている。(ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は、対象から除外している。)

したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出は指数品目に含まれない。また、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの支出も指数の対象に含まれていない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。

3 指数品目

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した品目である。

4 価格

指数計算に採用する品目の価格は、原則として小売物価統計調査(基幹統計)によって得られた甲府市の品目別小売価格(実際に販売されている平常の小売価格)である。

この小売価格は、毎月の中旬(12日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の値であるが、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物をいう。以下同じ。)及び切り花については、上旬(5日を含む週の水、木、金のいずれか1日)、中旬、下旬(22日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の各調査日を含む前3日間の中値を単純平均したものである。

5 変化率

前月比、前年同月比、前年比などの変化率の計算式は、次のとおりである。

$$\text{変化率(\%)} = \frac{\text{当期の指数} - \text{前期の指数}}{\text{前期の指数}} \times 100 = \left[\frac{\text{当期の指数}}{\text{前期の指数}} - 1 \right] \times 100$$

6 寄与度

寄与度は、各項目の指数の変動が、総合指数の変化率のうち何ポイント寄与したかを示したものである。理論的には、各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率に一致するが、実際は、四捨五入の関係で各項目の合計が総合指数の変化率に一致しない場合がある。

甲 府 市 消 費 者 物 価 指 数 の 動 向

1 概 況

2020 年基準 (2020=100)

(1) 総合指数	100.7	(前年同月比 1.3%) (前月比 0.4%)	2 か月連続プラス 4 か月連続プラス
全国	101.5	(前年同月比 2.5%) (前月比 0.4%)	8 か月連続プラス 4 か月連続プラス
(2) 生鮮食品を除く 総合指数	100.5	(前年同月比 1.0%) (前月比 0.6%)	2 5 か月ぶりプラス 3 か月連続プラス
全国	101.4	(前年同月比 2.1%) (前月比 0.4%)	8 か月連続プラス 3 か月連続プラス
(3) 生鮮食品及び エネルギーを除く 総合指数	98.7	(前年同月比 -0.7%) (前月比 0.7%)	1 4 か月連続マイナス 2 か月連続プラス
全国	99.9	(前年同月比 0.8%) (前月比 0.4%)	1 3 か月ぶりプラス 3 か月連続プラス

2 総合指数に寄与した主な項目

(1) 前年同月との比較

↑上昇	寄与度(前年同月比)	↓下落	寄与度(前年同月比)
○光熱・水道 ・電気代	1.16	○住居 ・家賃 〈民営家賃、持ち家の帰属家賃など〉	-0.96
○食料 ・野菜・海藻 〈たまねぎ、キャベツなど〉	0.98	○保険医療 ・保健医療サービス 〈診療代など〉	-0.05

(2) 前月との比較

↑上昇	寄与度(前月比)	↓下落	寄与度(前月比)
○教養娯楽 ・教養娯楽サービス 〈ゴルフプレー料金など〉	0.13	○食料 ・生鮮魚介 〈ぶり、まぐろなど〉	-0.08

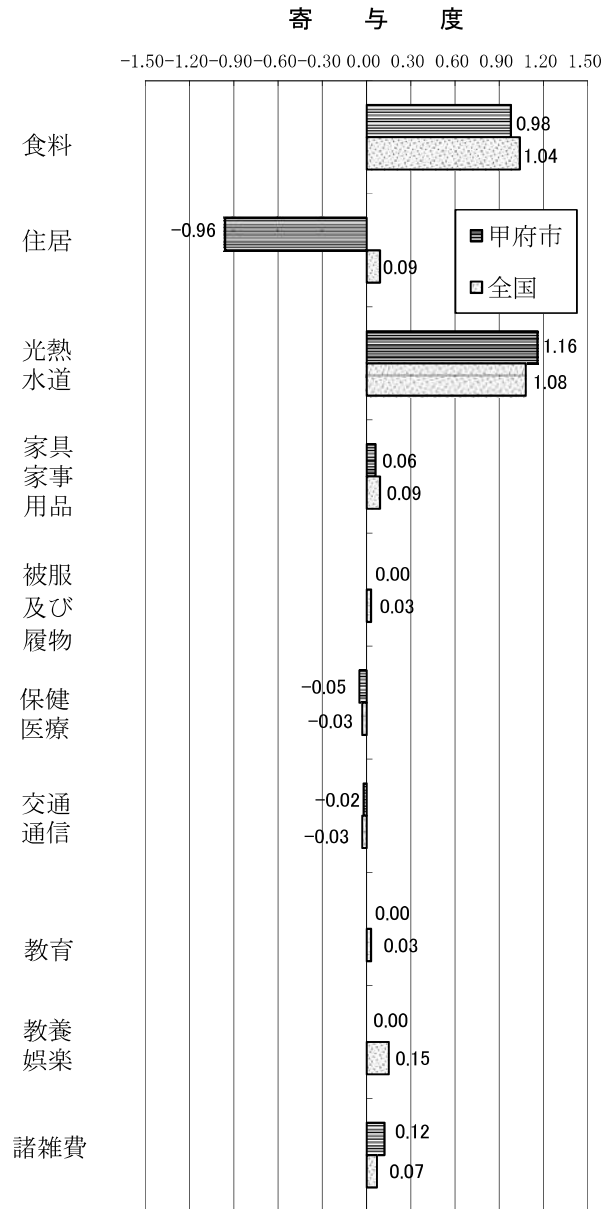
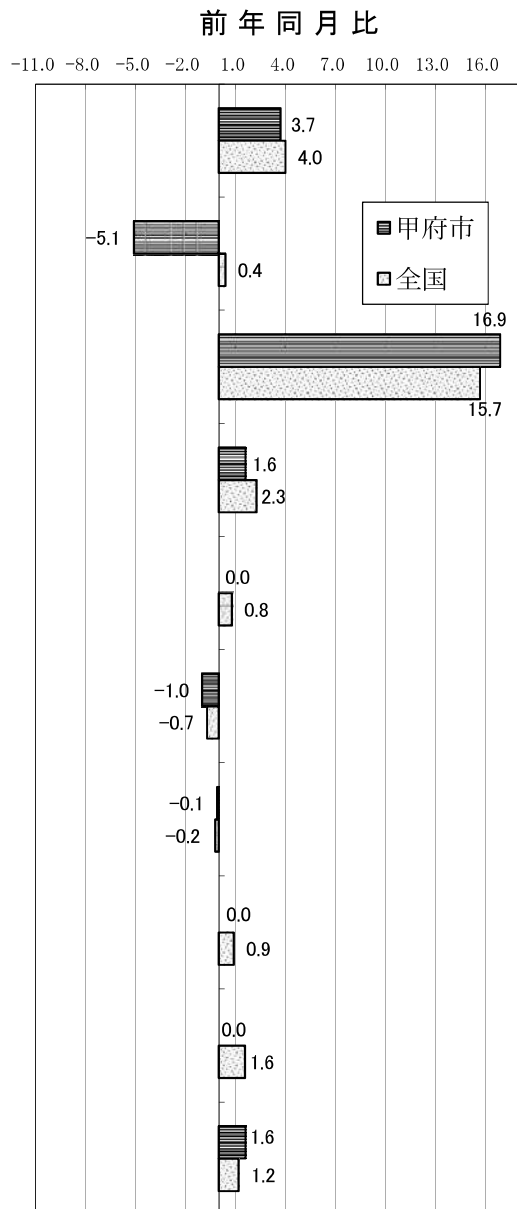
(3) 前年同月との比較（10大費目）

甲府市の総合指数の前年同月比が1.3%の上昇となった内訳を寄与度^{*}でみると、光熱・水道、食料などの上昇が要因となっている。

全国の総合指数の前年同月比が2.5%の上昇となった内訳を寄与度でみると、光熱・水道、食料などの上昇が要因となっている。

※P2参照

		総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726
指 数	甲府市	100.7	100.5	98.7	103.1	106.8	96.4	114.1	105.0	101.3	99.6	93.9	100.2	102.0	102.4
	全国	101.5	101.4	99.9	102.9	105.9	101.0	114.3	103.7	102.4	98.9	93.0	101.1	103.1	102.1
前年同月比 (%)	甲府市	1.3	1.0	-0.7	3.7	9.4	-5.1	16.9	1.6	0.0	-1.0	-0.1	0.0	0.0	1.6
	全国	2.5	2.1	0.8	4.0	12.2	0.4	15.7	2.3	0.8	-0.7	-0.2	0.9	1.6	1.2
寄与度	甲府市	1.28	0.92	-0.39	0.98	0.36	-0.96	1.16	0.06	0.00	-0.05	-0.02	0.00	0.00	0.12
	全国		2.06	0.67	1.04	0.46	0.09	1.08	0.09	0.03	-0.03	-0.03	0.03	0.15	0.07

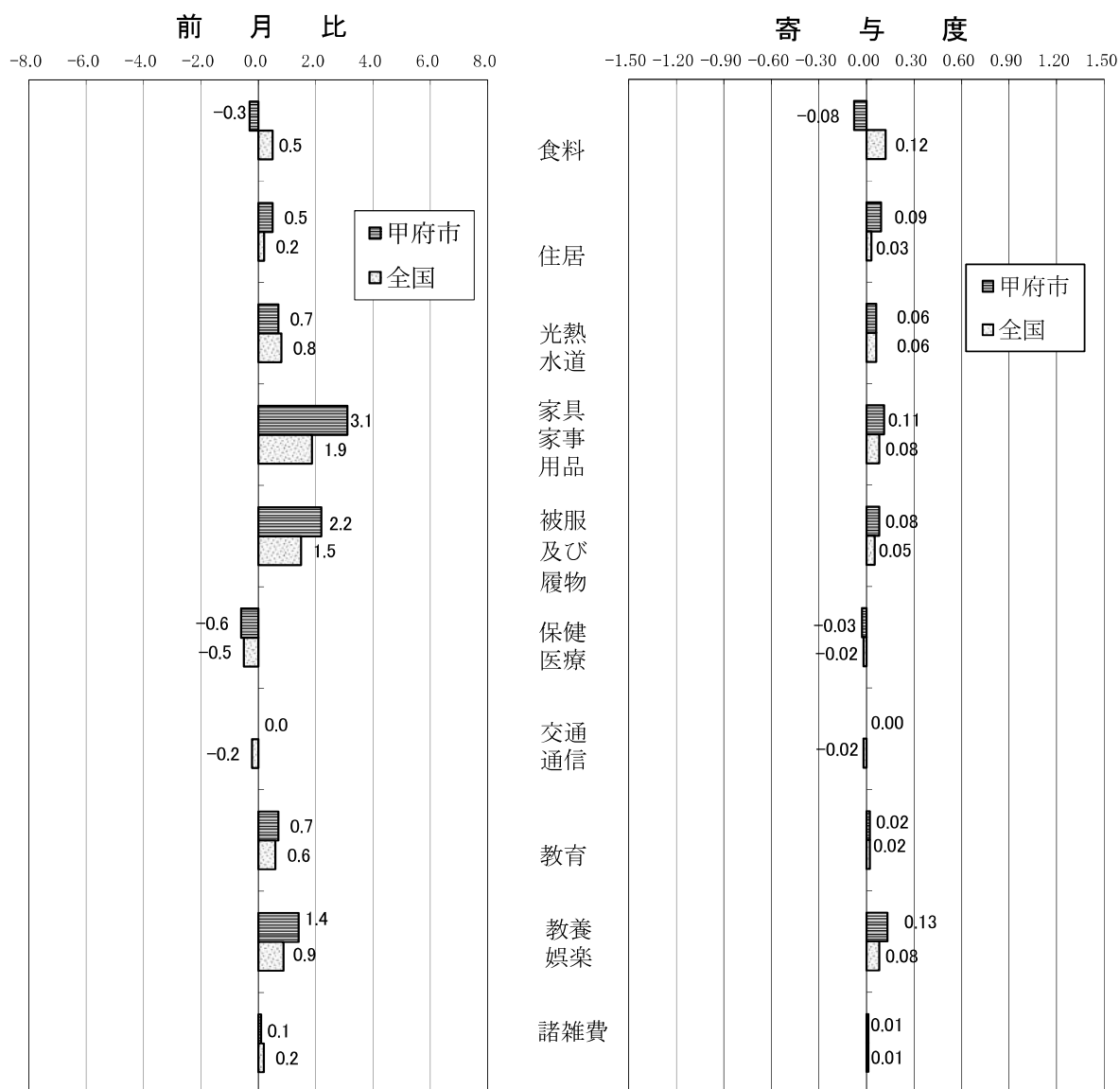


(4) 前月との比較（10大費目）

甲府市の総合指数の前月比が0.4%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**教養娯楽、家具・家事用品**などの上昇が要因となっている。

全国の総合指数の前月比が0.4%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料、家具・家事用品、教養娯楽**などの上昇が要因となっている。

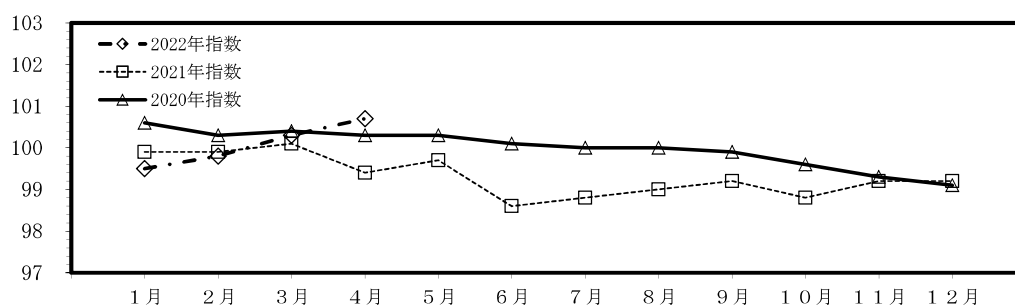
	総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料		住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
					生鮮食品										
ウエイト	10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726	
指数	甲府市	100.7	100.5	98.7	103.1	106.8	96.4	114.1	105.0	101.3	99.6	93.9	100.2	102.0	102.4
	全国	101.5	101.4	99.9	102.9	105.9	101.0	114.3	103.7	102.4	98.9	93.0	101.1	103.1	102.1
前月比 (%)	甲府市	0.4	0.6	0.7	-0.3	-4.9	0.5	0.7	3.1	2.2	-0.6	0.0	0.7	1.4	0.1
	全国	0.4	0.4	0.4	0.5	0.0	0.2	0.8	1.9	1.5	-0.5	-0.2	0.6	0.9	0.2
寄与度	甲府市	0.39	0.60	0.01	-0.08	-0.21	0.09	0.06	0.11	0.08	-0.03	0.00	0.02	0.13	0.01
	全国		0.41	0.37	0.12	0.00	0.03	0.06	0.08	0.05	-0.02	-0.02	0.02	0.08	0.01



3 消費者物価指数の推移

(1) 総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	99.5	99.8	100.3	100.7								
2021年指数	99.9	99.9	100.1	99.4	99.7	98.6	98.8	99.0	99.2	98.8	99.2	99.2
2020年指数	100.6	100.3	100.4	100.3	100.3	100.1	100.0	100.0	99.9	99.6	99.3	99.1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	-0.4	0.0	0.3	1.3								
前月比	0.3	0.3	0.5	0.4								

<参考：全国>

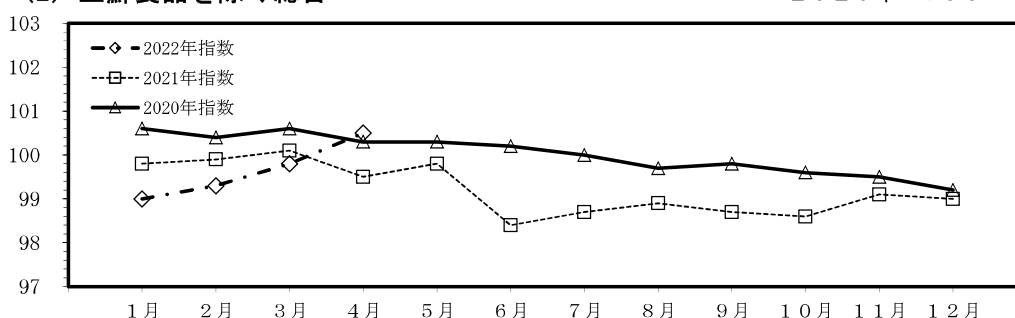
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	100.3	100.7	101.1	101.5								
2021年指数	99.8	99.8	99.9	99.1	99.4	99.5	99.7	99.7	100.1	99.9	100.1	100.1
2020年指数	100.5	100.3	100.3	100.2	100.1	99.9	100.0	100.1	99.9	99.8	99.5	99.3

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	0.5	0.9	1.2	2.5								
前月比	0.3	0.4	0.4	0.4								

※指数と前月比等は端数処理の関係で一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 生鮮食品を除く総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	99.0	99.3	99.8	100.5								
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.5	99.8	98.4	98.7	98.9	98.7	98.6	99.1	99.0
2020年指数	100.6	100.4	100.6	100.3	100.3	100.2	100.0	99.7	99.8	99.6	99.5	99.2

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	-0.8	-0.6	-0.3	1.0								
前月比	0.0	0.3	0.5	0.6								

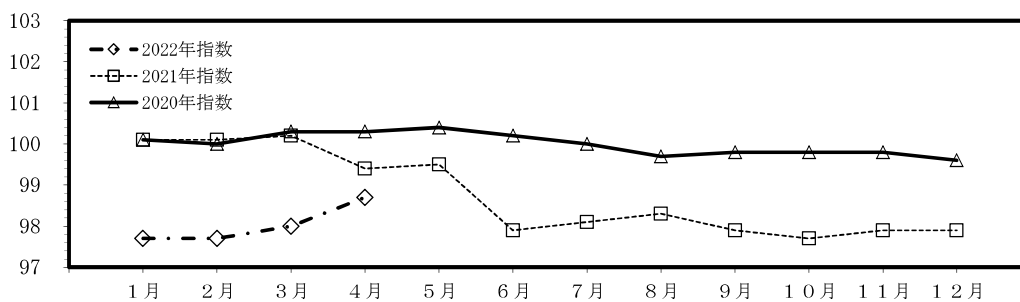
<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	100.1	100.5	100.9	101.4								
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.3	99.5	99.5	99.8	99.8	99.8	99.9	100.1	100.0
2020年指数	100.5	100.4	100.5	100.1	100.1	100.0	100.0	99.8	99.7	99.7	99.6	99.6

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	0.2	0.6	0.8	2.1								
前月比	0.0	0.4	0.5	0.4								

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	97.7	97.7	98.0	98.7								
2021年指数	100.1	100.1	100.2	99.4	99.5	97.9	98.1	98.3	97.9	97.7	97.9	97.9
2020年指数	100.1	100.0	100.3	100.3	100.4	100.2	100.0	99.7	99.8	99.8	99.8	99.6

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	-2.4	-2.4	-2.2	-0.7								
前月比	-0.1	0.0	0.3	0.7								

<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	99.0	99.2	99.5	99.9								
2021年指数	100.2	100.1	100.2	99.1	99.3	99.2	99.4	99.3	99.3	99.2	99.2	99.1
2020年指数	100.2	100.1	100.2	100.1	100.2	100.0	100.0	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	-1.1	-1.0	-0.7	0.8								
前月比	-0.1	0.1	0.3	0.4								

甲府市消費者物価指数 (2022年(令和4年)4月分)

2020年=100

大 分 類	ウエイト	全国 当月 指数	甲 府 市				
			当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
総 合	10,000	101.5	100.7	100.3	99.4	0.4	1.3
生 鮮 食 品 を 除 く 総 合	9,611	101.4	100.5	99.8	99.5	0.6	1.0
生 鮮 食 品 及 び エ ネ ル ギ ー を 除 く 総 合	8,854	99.9	98.7	98.0	99.4	0.7	-0.7
食 料	2,673	102.9	103.1	103.4	99.4	-0.3	3.7
生 鮮 食 品	389	105.9	106.8	112.3	97.6	-4.9	9.4
生 鮮 食 品 を 除 く 食 料	2,283	102.4	102.4	101.8	99.7	0.6	2.7
穀 類	208	101.7	104.2	103.6	100.1	0.6	4.1
魚 介 類	197	107.2	106.5	111.6	102.2	-4.6	4.1
生 鮮 魚 介	102	109.6	106.9	119.5	103.3	-10.5	3.5
肉 類	231	102.8	101.5	102.2	100.9	-0.7	0.6
乳 卵 類	122	100.5	100.9	101.4	100.8	-0.5	0.1
野 菜 ・ 海 藻	277	103.7	104.0	106.0	96.2	-1.9	8.2
生 鮮 野 菜	188	104.8	105.4	108.3	94.5	-2.6	11.6
果 物	108	102.8	108.4	111.0	97.7	-2.4	11.0
生 鮮 果 物	100	103.5	109.3	112.5	97.8	-2.9	11.8
油 脂 ・ 調 味 料	117	105.0	105.4	104.0	98.8	1.3	6.7
菓 子 類	237	103.3	105.8	104.1	99.6	1.7	6.3
調 理 食 品	393	103.2	101.3	100.8	99.1	0.5	2.2
飲 料	165	102.7	104.6	103.3	99.4	1.3	5.3
酒 類	134	99.5	98.6	98.9	99.6	-0.3	-1.0
外 食	483	102.0	101.1	100.6	99.6	0.5	1.5
住 居	1,828	101.0	96.4	96.0	101.7	0.5	-5.1
家 賃	1,467	100.1	92.6	92.5	100.0	0.2	-7.4
設 備 修 繕 ・ 維 持	360	106.0	112.0	110.2	108.2	1.6	3.5
光 熱 ・ 水 道	698	114.3	114.1	113.3	97.6	0.7	16.9
電 気 代	334	116.4	119.7	118.2	95.2	1.3	25.8
ガ ス 代	156	114.8	111.3	110.7	98.4	0.6	13.2
他 の 光 熱	35	139.9	141.4	142.7	105.4	-0.9	34.1
上 下 水 道 料	172	103.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
家 具 ・ 家 事 用 品	361	103.7	105.0	101.8	103.3	3.1	1.6
家 庭 用 耐 久 財	111	106.1	108.1	98.4	103.6	9.8	4.3
室 内 装 備 品	26	102.7	111.7	110.2	104.8	1.4	6.6
寝 具 類	18	100.8	97.4	97.4	103.2	0.0	-5.6
家 事 雑 貨	76	102.0	104.7	104.7	102.4	0.0	2.3
家 事 用 消 耗 品	112	103.9	102.4	102.1	103.8	0.3	-1.4
家 事 サ ー ビ ス	17	100.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

大 分 類	ウエイト	全国 当月 指数	甲 府 市				
			当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
被 服 及 び 履 物	366	102.4	101.3	99.1	101.3	2.2	0.0
衣 料	162	103.7	101.1	100.5	102.3	0.7	-1.1
和 服	8	100.6	98.0	96.9	98.8	1.1	-0.8
洋 服	154	103.8	101.3	100.7	102.4	0.6	-1.1
シャツ・セーター・下着類	112	102.6	104.4	97.2	102.0	7.4	2.3
シャツ・セーター類	75	103.7	104.1	92.7	101.4	12.2	2.6
下 着 類	37	100.5	105.0	106.2	103.2	-1.1	1.8
履 物 類	47	98.8	91.4	93.9	97.4	-2.6	-6.1
他 の 被 服	32	99.9	105.1	105.1	102.1	0.0	2.9
被服関連サービス	14	103.9	102.7	102.7	96.5	0.0	6.4
保 健 医 療	443	98.9	99.6	100.2	100.7	-0.6	-1.0
医薬品・健康保持用摂取品	115	101.6	101.5	100.4	100.0	1.1	1.5
保健医療用品・器具	89	98.5	101.9	102.9	104.5	-1.0	-2.5
保健医療サービス	239	97.8	97.9	99.1	99.5	-1.2	-1.6
交 通 ・ 通 信	1,697	93.0	93.9	93.9	94.0	0.0	-0.1
交 通	98	100.4	100.0	100.7	99.4	-0.7	0.7
自動車等関係費	1,136	105.0	104.7	104.6	101.7	0.1	3.0
通 信	462	66.2	66.1	66.2	74.2	-0.2	-10.9
教 育	233	101.1	100.2	99.5	100.1	0.7	0.0
授 業 料 等	169	100.1	99.7	98.9	99.9	0.8	-0.2
教科書・学習参考教材	5	104.1	103.5	103.1	100.0	0.5	3.5
補 習 教 育	59	103.4	101.1	100.7	100.7	0.5	0.5
教 養 娛 楽	977	103.1	102.0	100.6	101.9	1.4	0.0
教養娯楽用耐久財	78	102.0	102.1	101.2	97.8	0.8	4.4
教養娯楽用品	225	99.7	94.8	95.4	101.4	-0.6	-6.5
書籍・他の印刷物	113	104.0	102.8	102.6	100.6	0.2	2.2
教養娯楽サービス	561	104.4	104.7	102.2	103.0	2.5	1.6
諸 雑 費	726	102.1	102.4	102.3	100.8	0.1	1.6
理美容サービス	115	100.7	102.5	102.5	100.7	0.0	1.8
理美容用品	161	100.0	100.3	100.1	100.0	0.2	0.4
身の回り用品	67	105.0	106.7	106.4	98.9	0.2	7.8
たばこ	48	113.5	113.5	113.5	106.8	0.0	6.3
他の諸雑費	335	101.6	101.0	101.0	100.8	0.0	0.1
《別掲》							
エ ネ ル ギ ー	756	120.1	121.4	121.2	101.1	0.1	20.0
教 育 関 係 費	312	101.2	99.8	99.3	99.9	0.5	0.0
教養娯楽関係費	1,008	103.0	101.9	100.7	101.8	1.3	0.1
情報通信関係費	539	71.3	72.1	71.9	79.4	0.3	-9.2

甲府市消費者物価10大費目指数

費目	総合			生鮮食品を除く総合			生鮮食品及びエネルギーを除く総合			食料		住居		光熱・水道	
ウエイト	10,000			9,611			8,854			2,673		1,828		698	
年	指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
		%			%			%			%		%		%
2010年	94.9	-1.0		95.5	-1.3		-	-		88.7	-1.1	101.0	-0.1	86.5	-0.1
2011年	94.4	-0.5		95.1	-0.4		-	-		87.4	-1.4	100.2	-0.8	89.2	3.2
2012年	94.6	0.1		95.2	0.1		-	-		87.6	0.2	99.3	-0.9	93.8	5.2
2013年	95.1	0.6		95.8	0.7		-	-		87.6	0.1	98.9	-0.4	99.1	5.7
2014年	97.7	2.7		98.2	2.5		-	-		90.7	3.4	99.8	0.9	104.4	5.3
2015年	98.4	0.7		98.7	0.5		98.4	-		94.0	3.7	99.2	-0.6	101.1	-3.1
2016年	98.0	-0.4		98.1	-0.6		98.7	0.3		95.6	1.6	99.2	0.0	93.3	-7.7
2017年	98.3	0.3		98.3	0.3		98.5	-0.2		96.4	0.9	98.4	-0.8	96.0	2.9
2018年	99.8	1.5		99.7	1.4		99.4	0.9		98.4	2.0	98.8	0.4	100.2	4.4
2019年	100.5	0.7		100.5	0.8		100.1	0.7		99.0	0.6	99.0	0.3	103.2	3.0
2020年	100.0	-0.5		100.0	-0.5		100.0	-0.1		100.0	1.0	100.0	1.0	100.0	-3.1
2021年	99.3	-0.7		99.2	-0.8		98.8	-1.2		100.0	0.0	98.3	-1.7	100.3	0.3
年・月	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比
		%	%		%	%		%	%		%		%		%
2021年5月分	99.7	0.3	-0.6	99.8	0.3	-0.5	99.5	0.1	-0.9	99.5	-0.9	101.7	1.4	99.6	-1.8
2021年6月分	98.6	-1.1	-1.5	98.4	-1.3	-1.7	97.9	-1.6	-2.3	99.9	-0.3	96.0	-4.3	100.2	-1.0
2021年7月分	98.8	0.3	-1.2	98.7	0.3	-1.3	98.1	0.2	-1.9	99.8	-0.6	96.1	-4.2	100.9	0.2
2021年8月分	99.0	0.1	-1.0	98.9	0.1	-0.9	98.3	0.1	-1.5	100.5	-0.4	96.2	-4.2	101.0	0.8
2021年9月分	99.2	0.2	-0.7	98.7	-0.2	-1.1	97.9	-0.4	-1.9	101.2	1.1	96.1	-4.2	102.1	3.6
2021年10月分	98.8	-0.3	-0.8	98.6	0.0	-0.9	97.7	-0.2	-2.0	99.9	-0.2	96.0	-3.4	103.3	6.0
2021年11月分	99.2	0.4	-0.1	99.1	0.5	-0.3	97.9	0.2	-1.8	100.1	0.9	96.0	-3.5	105.5	9.4
2021年12月分	99.2	0.0	0.1	99.0	-0.1	-0.2	97.9	-0.1	-1.7	101.1	2.0	95.9	-3.3	106.4	11.6
2022年1月分	99.5	0.3	-0.4	99.0	0.0	-0.8	97.7	-0.1	-2.4	102.8	3.0	95.8	-5.6	107.4	12.9
2022年2月分	99.8	0.3	0.0	99.3	0.3	-0.6	97.7	0.0	-2.4	102.7	3.5	96.0	-5.0	110.4	15.7
2022年3月分	100.3	0.5	0.3	99.8	0.5	-0.3	98.0	0.3	-2.2	103.4	4.4	96.0	-5.4	113.3	17.5
2022年4月分	100.7	0.4	1.3	100.5	0.6	1.0	98.7	0.7	-0.7	103.1	3.7	96.4	-5.1	114.1	16.9

2020年=100

家具・家事用品		被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		費目
361		366		443		1,697		233		977		726		ウエイト
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	年
96.2	-1.8	94.1	-1.4	95.8	0.3	98.2	1.8	107.2	-15.3	96.7	-2.2	100.1	1.6	2010年
94.1	-2.2	93.1	-1.0	95.9	0.1	100.0	1.8	104.0	-3.0	94.1	-2.7	103.2	3.1	2011年
90.9	-3.4	94.7	1.7	95.5	-0.4	101.1	1.1	104.7	0.7	92.1	-2.1	102.8	-0.4	2012年
89.1	-1.9	94.4	-0.3	94.4	-1.1	103.2	2.1	104.5	-0.2	92.3	0.2	103.7	0.9	2013年
93.2	4.6	96.0	1.7	95.0	0.7	105.8	2.5	106.9	2.4	94.5	2.3	107.1	3.3	2014年
95.7	2.7	98.5	2.7	95.4	0.4	102.4	-3.2	109.4	2.3	96.2	1.8	107.1	0.0	2015年
93.4	-2.4	97.6	-1.0	96.3	1.0	100.3	-2.1	110.5	1.0	96.7	0.5	107.6	0.5	2016年
92.6	-0.9	96.7	-0.8	97.6	1.3	99.9	-0.4	111.2	0.6	97.1	0.4	107.9	0.2	2017年
92.7	0.1	97.3	0.5	99.4	1.9	101.7	1.8	111.4	0.2	98.7	1.6	108.4	0.4	2018年
95.3	2.8	98.5	1.3	100.2	0.7	101.3	-0.4	109.4	-1.7	100.7	2.0	106.7	-1.5	2019年
100.0	4.9	100.0	1.5	100.0	-0.2	100.0	-1.3	100.0	-8.6	100.0	-0.7	100.0	-6.3	2020年
102.6	2.6	100.3	0.3	100.4	0.4	95.8	-4.2	99.4	-0.6	101.2	1.2	101.3	1.3	2021年
指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	年・月
102.6	4.2	101.6	0.4	100.8	1.0	94.3	-3.9	100.4	0.2	102.6	-0.7	100.9	1.1	2021年5月分
102.0	2.8	100.5	-0.1	100.3	-0.2	94.4	-4.4	99.4	0.4	101.0	-0.7	101.2	1.5	2021年6月分
103.4	3.3	98.9	0.7	100.4	-0.3	95.7	-4.0	99.4	0.4	101.1	1.4	101.2	1.5	2021年7月分
103.4	3.4	96.2	-0.6	100.5	0.6	94.8	-5.2	99.4	0.4	102.0	3.5	102.3	2.4	2021年8月分
103.7	2.3	101.8	-0.7	100.5	0.6	94.5	-5.4	99.4	0.4	100.5	2.9	101.2	1.2	2021年9月分
102.4	0.5	101.6	-0.2	100.0	0.5	93.5	-6.2	99.4	0.4	102.0	3.7	101.7	1.1	2021年10月分
103.3	1.1	103.0	2.0	100.0	-0.2	94.0	-5.5	99.4	0.4	102.1	3.8	102.0	1.4	2021年11月分
102.3	0.4	100.4	0.7	99.9	0.8	93.2	-6.5	99.4	0.4	101.3	2.9	102.1	1.7	2021年12月分
102.5	1.4	99.9	0.6	99.9	-0.4	93.5	-6.5	99.4	0.4	99.2	-0.7	102.3	1.8	2022年1月分
101.4	-0.4	97.5	-1.3	100.1	-0.3	93.9	-6.8	99.4	0.4	100.2	0.4	102.3	1.4	2022年2月分
101.8	-0.2	99.1	-0.8	100.2	-0.4	93.9	-6.7	99.5	0.3	100.6	-0.1	102.3	1.5	2022年3月分
105.0	1.6	101.3	0.0	99.6	-1.0	93.9	-0.1	100.2	0.0	102.0	0.0	102.4	1.6	2022年4月分

都市階級・地方・都道府県庁所在市別10大費目指数(2022年(令和4年)4月分)

2020年=100

地域	総合	前月比 (%)	前年同 月比 (%)	生鮮食 品を除 く総合	持家 の備品 を除く 総合	生鮮食 品及び エネルギー を除く 総合	食料(酒 類を除く) 及びエ ネルギー を除く 総合	食料	住居	光熱 水道	家具・ 家事用 品	被服及 履物	保健 医療	交通 通信	教育	教 養 娯 楽	諸 雑 費	
																		全 国
地 方	大 都 市	101.4	0.4	2.4	101.2	101.7	100.0	99.2	102.9	100.7	114.3	104.1	102.4	98.9	91.5	101.1	103.3	102.1
	中 都 市	101.4	0.4	2.5	101.3	101.7	99.8	98.9	102.9	100.7	113.9	103.4	102.3	98.9	93.1	101.1	103.0	102.1
	小 都 市 A	101.7	0.4	2.6	101.5	101.9	99.9	99.0	102.9	101.4	113.9	103.8	102.4	99.0	93.7	101.4	103.2	102.1
	小 都 市 B・町 村	101.9	0.3	2.6	101.7	102.1	99.8	98.9	102.9	101.7	115.2	103.6	102.5	98.9	94.2	100.7	102.9	102.4
	北 海 道	102.5	0.6	3.2	102.1	102.8	99.6	98.7	103.8	101.0	118.3	103.7	105.1	98.0	93.1	99.9	103.0	103.0
	東 北 道	102.2	0.3	3.0	102.0	102.6	99.7	98.6	103.3	101.1	116.5	102.9	102.7	99.0	94.2	99.9	103.2	102.2
	関 東 区	101.6	0.4	2.6	101.4	101.9	100.0	99.3	102.8	100.9	115.1	104.3	101.9	98.8	92.8	101.4	103.3	102.1
	北 陸 道	101.5	0.4	2.7	101.3	101.8	99.6	98.6	103.1	100.5	112.4	103.2	104.0	98.8	94.1	100.4	103.1	102.1
	東 海 道	101.8	0.5	2.6	101.6	102.0	100.0	99.2	102.8	101.0	115.9	104.3	102.3	99.0	94.3	101.7	103.7	101.9
	近 畿 道	101.3	0.4	2.3	101.1	101.6	100.0	99.1	103.1	100.9	112.4	103.8	102.5	99.0	91.3	100.5	102.8	102.0
	中 国 道	101.4	0.3	2.3	101.2	101.6	99.5	98.5	103.1	101.3	113.0	101.9	101.5	99.3	93.8	100.8	102.5	101.8
	四 国 道	101.0	0.4	2.2	100.8	101.1	99.1	98.1	102.4	100.8	111.5	102.3	104.0	99.3	92.1	101.1	102.8	102.2
	九 州 道	101.0	0.3	2.1	101.0	101.1	99.7	98.7	102.5	101.5	109.8	102.8	102.7	99.1	93.0	100.9	102.7	102.5
沖 縄 県	101.9	0.6	2.9	101.9	102.2	99.8	98.4	103.5	100.9	115.6	102.6	103.2	100.8	91.8	100.2	102.6	102.5	
都 道 府 県 庁 所 在 市	札 幌 市	102.2	0.7	3.0	101.8	102.7	99.6	98.6	104.2	100.1	118.6	104.2	105.4	98.2	91.8	101.7	103.4	103.1
	青 森 市	102.7	0.5	5.5	102.5	103.3	100.0	98.6	104.2	101.0	120.5	105.4	100.0	97.2	92.6	99.3	101.9	102.0
	盛 岡 市	101.8	0.4	2.3	101.8	102.1	99.9	98.4	103.4	100.9	114.8	100.8	101.9	98.4	93.5	101.9	102.0	102.1
	仙 台 市	102.2	0.2	2.7	102.0	102.2	100.3	99.5	102.7	102.0	116.3	101.5	104.4	99.6	92.3	100.6	104.2	101.6
	秋 田 市	103.2	0.3	3.7	102.9	103.6	100.7	99.8	104.1	103.2	117.8	105.7	104.4	99.3	93.5	100.1	104.9	102.2
	山 形 市	101.8	0.6	2.6	101.6	101.8	99.5	98.6	102.8	103.0	114.7	103.2	102.0	99.6	93.1	98.6	101.8	101.5
	福 島 市	101.6	0.5	2.9	101.5	102.0	99.6	98.4	102.7	100.1	114.5	102.5	102.9	99.5	93.6	101.7	103.8	101.4
	水 戸 市	101.5	0.3	2.5	101.3	101.7	99.7	98.5	103.5	100.4	113.6	105.8	101.4	99.7	92.4	101.8	103.3	102.7
	宇 都 宮 市	101.3	0.4	2.5	101.4	101.6	99.8	98.7	102.7	100.1	113.2	106.8	101.8	99.9	94.1	101.2	102.0	102.2
	前 橋 市	101.4	0.4	2.5	101.2	101.6	99.6	98.4	103.4	100.8	113.3	100.2	96.2	98.7	95.1	100.8	103.4	102.9
	さい たま 市	101.2	0.5	2.4	101.0	101.7	99.8	99.2	102.5	100.2	114.3	102.6	102.0	98.4	94.8	100.9	102.8	100.5
千 葉 市	101.0	0.4	2.4	100.8	101.2	99.4	98.9	102.1	101.3	114.2	101.3	100.1	96.5	92.1	102.7	103.6	102.8	
東 京 都 区 部	101.5	0.5	2.4	101.3	101.9	100.2	99.7	103.0	100.8	115.1	105.2	101.9	98.7	89.8	101.6	103.8	102.3	
横 浜 市	101.5	0.4	2.5	101.3	101.9	100.2	99.5	103.1	100.3	116.2	107.6	102.8	99.3	91.1	100.4	103.4	101.9	
都 道 府 県 庁 所 在 市	新 潟 市	101.3	0.4	3.0	101.0	102.0	99.3	98.1	103.6	98.6	113.7	99.6	106.5	99.7	94.0	99.6	103.2	102.4
	富 山 市	101.8	0.5	2.8	101.6	101.6	100.0	99.0	103.4	103.0	110.3	105.0	100.1	98.5	94.2	100.0	102.6	102.0
	金 沢 市	101.3	0.3	2.0	101.3	101.5	99.9	99.1	102.5	101.0	111.9	104.2	104.9	97.8	93.7	100.0	104.0	101.8
	福 井 市	100.8	0.3	2.2	100.6	100.9	99.2	98.3	102.4	100.9	109.3	103.4	98.0	100.7	91.7	102.4	101.5	100.6
	甲 府 市	100.7	0.4	1.3	100.5	102.0	98.7	97.4	103.1	96.4	114.1	105.0	101.3	99.6	93.9	100.2	102.0	102.4
	長 野 市	102.2	0.5	3.0	102.1	102.5	100.2	99.1	103.6	100.9	115.1	99.7	105.3	99.4	95.0	100.3	103.9	102.0
	岐 阜 市	101.5	0.6	2.3	101.4	101.7	99.8	99.3	102.0	101.6	114.6	105.9	103.3	98.7	93.6	101.1	102.8	102.9
	静 岡 市	100.7	0.4	2.4	100.6	101.0	99.0	98.2	101.6	99.5	115.4	99.7	101.5	98.6	92.4	101.2	102.7	102.8
	名 古 屋 市	101.6	0.6	2.4	101.4	101.8	100.0	99.2	102.8	100.4	116.0	105.2	103.6	98.9	92.6	102.5	103.8	101.6
	津 市	101.5	0.7	2.2	101.6	101.9	100.1	99.4	101.6	100.4	119.6	102.7	100.7	99.3	95.5	101.7	104.4	101.6
	大 津 市	100.9	0.7	2.2	100.7	101.0	99.5	98.8	102.6	101.4	109.4	102.3	101.5	97.4	93.7	100.1	102.4	102.3
	京 都 市	101.7	0.6	2.6	101.4	101.9	100.4	99.6	103.3	101.8	110.4	108.2	102.0	99.3	90.9	99.7	103.3	101.8
	大 阪 市	101.0	0.4	2.4	100.8	101.1	99.8	99.2	102.2	101.7	113.2	104.5	102.0	99.1	86.4	100.6	103.1	101.6
	大 神 戸 市	100.7	0.4	2.1	100.5	101.1	99.5	98.4	103.2	99.0	110.8	101.3	104.4	99.3	90.9	98.4	102.7	102.5
	奈 良 市	101.7	0.5	2.7	101.5	102.0	100.4	99.5	103.9	101.8	111.2	104.9	99.9	98.6	93.1	99.1	103.7	102.7
	和 歌 山 市	100.4	0.3	1.7	100.4	100.8	99.2	97.8	103.0	99.1	109.5	104.0	101.3	96.9	90.7	100.1	102.7	100.9
	鳥 取 市	101.1	0.5	2.3	100.9	101.2	98.9	98.0	102.1	100.3	114.1	102.0	101.8	96.7	94.8	100.1	103.0	102.8
	岡 江 市	101.2	0.3	1.9	101.1	101.6	99.3	98.0	103.4	100.2	112.3	98.9	104.7	99.1	93.6	100.3	101.6	102.1
	松 山 市	101.0	0.3	1.6	100.8	101.1	99.3	98.2	103.1	100.7	112.6	101.5	100.8	99.9	92.3	102.7	101.7	101.4
	広 島 市	101.3	0.5	2.2	101.0	101.6	99.6	98.4	103.9	100.1	112.6	101.9	101.5	98.3	92.9	100.6	103.0	101.9
	山 口 市	102.0	0.5	2.6	101.8	102.2	100.1	99.2	103.4	102.4	112.2	108.8	100.7	100.6	95.3	100.0	102.2	101.5
	徳 島 市	101.3	0.2	2.0	101.1	101.6	99.5	98.4	103.0	101.1	111.8	101.3	99.6	98.3	94.1	102.3	101.8	102.5
	高 松 市	101.2	0.4	2.3	101.0	101.4	99.4	98.5	102.9	100.1	111.8	103.8	105.3	100.0	93.1	100.6	103.4	102.1
	松 山 市	100.6	0.1	1.7	100.4	100.7	99.0	98.3	102.0	100.4	109.8	102.1	105.6	99.1	92.1	100.4	102.5	101.2
	高 知 市	100.9	0.4	1.9	100.8	101.0	99.4	98.8	101.4	101.9	111.3	102.3	104.5	99.2	91.5	103.3	102.0	102.2
	福 岡 市	100.8	0.4	1.9	100.7	101.0	99.7	98.6	103.2	99.3	109.0	104.5	102.6	99.2	93.3	102.5	102.5	101.9
	佐 賀 市	101.2	0.8	2.5	101.0	101.3	99.9	99.2	102.5	102.8	108.0	101.6	104.0	99.5	91.8	99.4	104.1	101.8
	長 崎 市	101.4	0.5	2.3	101.1	101.2	100.0	99.3	102.9	103.1	108.5	98.8	104.1	99.6	91.8	99.9	103.3	101.9
	熊 本 市	100.8	0.3	2.0	100.7	100.7	99.4	98.7	101.6	103.5	108.9	101.3	100.2	99.8	91.7	100.0	103.0	103.2
	大 分 市	100.4	0.2	1.5	100.4	100.7	99.2	98.1	102.1	99.7	108.7	107.9	101.8	98.6	91.7	100.6	101.9	102.1
	宮 崎 市	101.0	0.3	2.4	100.9	101.1	99.6	98.9	101.8	102.6	109.9	103.1	103.2	98.8	93			

山梨労働局発表
令和4年7月1日

山梨県の労働市場の動き（令和4年5月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は1.39倍で、前月に比べて0.01ポイント上昇。
○新規求人倍率（季節調整値）は2.12倍で、前月に比べて0.04ポイント低下。
○正社員有効求人倍率は0.94倍で、前年同月に比べて0.19ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は18,420人となり、前月に比べ3.0%(530人)増加し、有効求職者（同値）は13,225人で前月に比べ1.8%(237人)増加しました。（※2-1, 10-2参照）

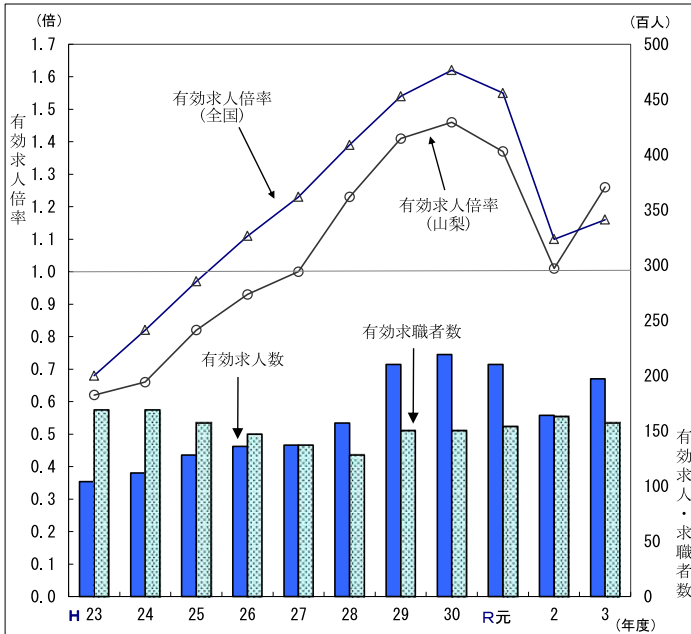
新規求人（原数値）は5,953人となり、前年同月と比較すると14.9%(770人)増加しました。

これを主な産業別でみると、建設業4.0%(20人)、製造業24.5%(191人)、卸売業、小売業19.9%(127人)、学術研究、専門・技術サービス業8.1%(6人)、宿泊業、飲食サービス業149.7%(235人)、生活関連サービス業、娯楽業6.2%(14人)、教育、学習支援業48.6%(36人)、医療、福祉5.6%(63人)、サービス業8.6%(73人)は増加となりました。一方、情報通信業▲7.3%(3人)、運輸業、郵便業▲2.2%(6人)は減少しました。

（※3参照）

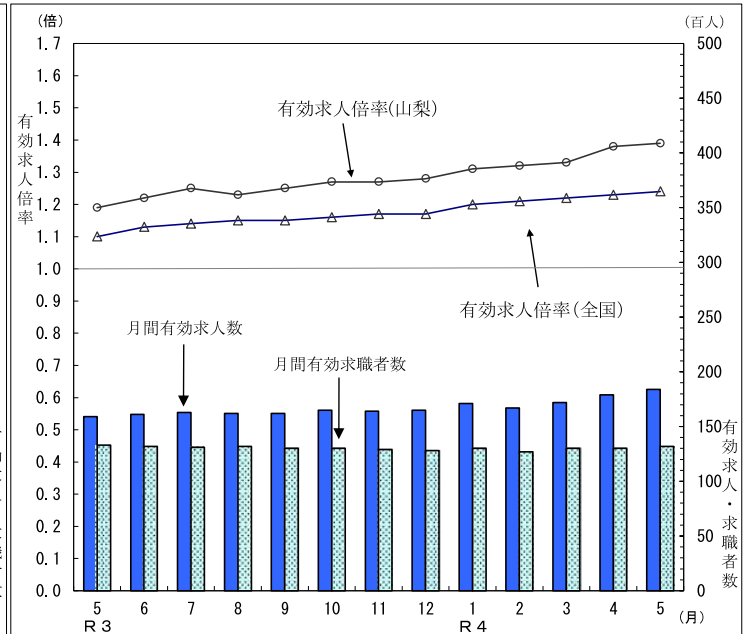
新規求職者（原数値）は2,961人となり、前年同月と比較すると7.6%(208人)増加しました。雇用形態別でみると、常用（パートを除く）は1,705人で5.2%(85人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は195人で▲0.5%(1人)減少し、自己都合離職者は655人で4.5%(28人)増加しました。

（※2-1, 4参照）



有効求人倍率（年度平均）

年度	平成	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	元	2	3
県	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26		
全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16		



有効求人倍率（季節調整値）

月	R 3	5	6	7	8	9	10	11	12	R 4	1	2	3	4	5
県	1.19	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39		
全国	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24		

（注）1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。

2. 季節調整法は、センサス局法II (X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。

4. ▲は減少である。

5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。								
(P:ポイント)								
項 目	年月	4年5月	4年4月 (前月)	3年5月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	13,771	13,801	13,786	-	-	▲ 0.1	▲ 15
	季節調整値	13,225	12,988	13,341	1.8	237	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,961	3,650	2,753	-	-	7.6	208
	季節調整値	2,958	2,942	2,897	0.5	16	-	-
3	月間有効求人数(人)	17,880	17,507	15,330	-	-	16.6	2,550
	季節調整値	18,420	17,890	15,939	3.0	530	-	-
4	新規求人数(人)	5,953	5,971	5,183	-	-	14.9	770
	季節調整値	6,258	6,363	5,692	▲ 1.7	▲ 105	-	-
5	就職件数(件)	961	1,012	897	-	-	7.1	64
6	紹介件数(件)	2,850	3,045	3,098	-	-	▲ 8.0	▲ 248
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1.30	1.27	1.11	-	-	-	0.19
	季節調整値	1.39	1.38	1.19	-	0.01	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	2.01	1.64	1.88	-	-	-	0.13
	季節調整値	2.12	2.16	1.96	-	▲ 0.04	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	32.5	27.7	32.6	-	-	▲ 0.1
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	16.1	16.9	17.3	-	-	▲ 1.2

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
 - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
 - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
 - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
 - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
 - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
 - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。

産業別新規求人数の推移

■令和4年5月の新規求人数(原数値)は5,953人となり、前年同月比で見ると、14.9%(770人)増加となりました。

主な産業別で見ると、同比で建設業、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業は増加となりました。一方、情報通信業、運輸業、郵便業は減少しました。

また、県内の主要産業である製造業においては同比24.5%(191人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業10.2%(13人)、はん用機械器具製造業36.6%(15人)、生産用機械器具製造業10.3%(7人)、業務用機械器具製造業65.4%(17人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業81.6%(31人)、電気機械器具製造業39.4%(43人)、輸送用機械器具製造業21.7%(10人)は増加となりましたが、金属製品製造業▲18.9%(10人)は減少しました。

産業名	項目	人(全数) R4.5	前年同月数 (R3.5)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		157	(130)	20.8	27
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		4	(4)	0.0	0
D 建設業(06~08)		521	(501)	4.0	20
(06 総合工事業)		363	(338)	7.4	25
E 製造業(09~32)		972	(781)	24.5	191
09 食料品製造業		140	(127)	10.2	13
10 飲料・たばこ・飼料製造業		31	(35)	▲ 11.4	▲ 4
11 繊維工業		27	(25)	8.0	2
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		3	(2)	50.0	1
13 家具・装備品製造業		10	(11)	▲ 9.1	▲ 1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		21	(14)	50.0	7
15 印刷・同関連業		11	(7)	57.1	4
16 化学工業		13	(10)	30.0	3
17 石油製品・石炭製品製造業		0	(0)	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		61	(35)	74.3	26
19 ゴム製品製造業		3	(1)	200.0	2
21 窯業・土石製品製造業		40	(41)	▲ 2.4	▲ 1
22 鉄鋼業		9	(5)	80.0	4
23 非鉄金属製造業		13	(10)	30.0	3
24 金属製品製造業		43	(53)	▲ 18.9	▲ 10
25 はん用機械器具製造業		56	(41)	36.6	15
26 生産用機械器具製造業		75	(68)	10.3	7
27 業務用機械器具製造業		43	(26)	65.4	17
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		69	(38)	81.6	31
29 電気機械器具製造業		152	(109)	39.4	43
30 情報通信機械器具製造業		28	(36)	▲ 22.2	▲ 8
31 輸送用機械器具製造業		56	(46)	21.7	10
20,32 その他の製造業		68	(41)	65.9	27
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		5	(1)	400.0	4
G 情報通信業(37~41)		38	(41)	▲ 7.3	▲ 3
H 運輸業,郵便業(42~49)		269	(275)	▲ 2.2	▲ 6
I 卸売業,小売業(50~61)		764	(637)	19.9	127
J 金融業,保険業(62~67)		13	(28)	▲ 53.6	▲ 15
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		50	(62)	▲ 19.4	▲ 12
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		80	(74)	8.1	6
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		392	(157)	149.7	235
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		239	(225)	6.2	14
O 教育,学習支援業(81,82)		110	(74)	48.6	36
P 医療,福祉(83~85)		1,195	(1,132)	5.6	63
Q 複合サービス事業(86,87)		47	(65)	▲ 27.7	▲ 18
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		925	(852)	8.6	73
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		172	(144)	19.4	28
合計		5,953	(5,183)	14.9	770
29人以下		3,761	(3,320)	13.3	441
30~99人		1,494	(1,162)	28.6	332
100~299人		501	(440)	13.9	61
300~499人		80	(160)	▲ 50.0	▲ 80
500~999人		61	(42)	45.2	19
1,000人以上		56	(59)	▲ 5.1	▲ 3

(注) ① 新規卒卒者を除きパートタイムを含みます。

② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。

③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(63.2%)、30~99人(25.1%)、100~299人(8.4%)、300~499人(1.3%)、500~999人(1.0%)、1,000人以上(0.9%)です。

企 業 整 備 状 況

令和4年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 者 数
	件 数	対前年増減率	人 員	対前年増減率	人 員 整 理		倒 産		29人以下	30～99人	100～499人	500人以上	
					件数	人員	件数	人員					
平成27年度	50 (4.2)		968 (▲ 43.1)		37	490	13	478	27	15	8	0	486
平成28年度	30 (▲ 40.0)		497 (▲ 48.7)		26	366	4	131	19	7	3	1	256
平成29年度	27 (▲ 10.0)		767 (54.3)		24	574	3	193	17	5	3	2	520
平成30年度	23 (▲ 14.8)		446 (▲ 41.9)		19	394	4	52	10	8	3	2	276
令和元年度	36 (56.5)		494 (10.8)		34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和2年度	74 (105.6)		1163 (135.4)		72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令和3年度	31 (▲ 58.1)		475 (▲ 59.2)		28	430	3	45	19	8	3	1	309
令和4年度	4 (▲ 87.1)		33 (▲ 93.1)		4	33	0	0	3	0	1	0	25
令 和 3 年 度	4月	2 (▲ 66.7)	21 (▲ 86.8)		2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2 (▲ 88.2)	26 (▲ 86.9)		2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3 (▲ 66.7)	60 (▲ 53.1)		2	49	1	11	2	0	1	0	50
	7月	3 (▲ 40.0)	36 (▲ 41.0)		2	22	1	14	2	1	0	0	22
	8月	3 (0.0)	35 (9.4)		3	35	0	0	2	0	0	1	29
	9月	4 (▲ 20.0)	42 (▲ 52.3)		3	22	1	20	2	2	0	0	28
	10月	2 (▲ 66.7)	16 (▲ 83.5)		2	16	0	0	2	0	0	0	15
	11月	5 (▲ 16.7)	91 (▲ 37.2)		5	91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2 (▲ 33.3)	25 (▲ 7.4)		2	25	0	0	2	0	0	0	5
	1月	0 (-)	0 (-)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4 (▲ 50.0)	110 (▲ 14.7)		4	110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1 (▲ 66.7)	13 (▲ 61.8)		1	13	0	0	0	1	0	0	10
令 和 4 年 度	4月	3 (50.0)	26 (23.8)		3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (▲ 50.0)	7 (▲ 73.1)		1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (-)	0 (-)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和4年度の数値は、令和5年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和3年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差で見ると、件数は1件(50.0%)減少、企業整備人員は19人(73.1%)減少となりました。
企業整備人員7人のうち、男性が0人(0%)、女性が7人(100.0%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は5人(71.4%)です。

山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

昭和55年5月23日

改正 平成 5年3月22日

改正 平成13年8月 3日

改正 令和 4年●月 ●日

第1条 本会は、山梨地方最低賃金審議会運営小委員会（以下、「小委員会」という。）という。

第2条 小委員会は、山梨地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）に係る運営等全般にわたり、効率的な審議を図るため協議することを目的とする。

第3条 小委員会の委員は、公益代表、労働者代表及び使用者代表の各側委員2名ずつ合計6名とし、審議会の委員のなかから各側委員の互選によって選出された委員より、会長が指名する。

第4条 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理をおく。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

第5条 小委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

第6条 小委員会の会議は、全委員の出席により開催する。やむを得ない場合であっても、各側委員が少なくとも1名出席しなければ会議を開催することができないこととする。

2 小委員会の委員は、委員長が必要であると認めるときは、WEB会議システム等（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

3 前項における会議への出席は、第1項の出席に含めるものとする。

第7条 小委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち1名は当初指名された小委員会の委員でなければならない。

第8条 委員長は、必要と認めたときは、本小委員会の委員以外の委員の出席を求めることができる。

第9条 小委員会における協議の結果は、委員長が審議会に報告する。

第10条 小委員会に関するその他の運営は、最低賃金専門部会の運営に準ずるものとする。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決により行う。

付則 この規程は、最低賃金審議会令第8条の規程により定め、平成5年3月22日から施行する。

附則 この規程は、平成13年8月3日より施行する。

附則 この規程は、令和●年●月●日より施行する。

労使からの意見 聴取について(案)

従来は…（令和元年度まで）

第2回専門部会において「**事業場視察**」を実施した際に、当該事業場の労使から意見聴取を併せて実施。



令和2・3年度は…

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、事業場を訪問して視察を行い、併せて、会議室等をお借りして話を聴くことは困難。

代替策として…

事務局（労働局）が事業場を訪問し、アンケート調査を実施

- ①アンケート用紙を持参して訪問 → 記載を要請
- ②再度訪問し、アンケート用紙を回収。必要に応じて追加ヒアリングを実施。
- ③結果を取りまとめ、第1回専門部会及び第2回本審において報告

対象事業場は…

製造業（食料品製造業）及び非製造業（社会福祉施設）の2つの事業場

選定基準は…

- ①県内に本社を置いていること
- ②特賃ではなく、地賃が適用される事業場
- ③労働者数50人～100人程度の規模
- ④非正規労働者を一定程度雇用していること 等

聴取した相手は…

①使用者側

総務（賃金）関係を総括・担当する役職者

→ 具体的には、総務課長・施設長

②労働者側

36協定の労働者代表

聴取項目は…

①使用者側

事業の概要、労働者数（内訳・近年の推移）、賃金額、企業内最賃、最近の景況感、賃金（初任給含む）をどのように決定しているか、賃金の改定はどのように行うか、最低賃金について（制度、金額、見直し、現在の金額に対する感想）、行政及び審議会への要望等

②労働者側

最低賃金について（制度、金額、見直し、現在の金額に対する感想）、近年の給与改定の状況、今後の給与改定の要望、行政及び審議会への要望

今年度の実施方法は…

- ①令和4年3月に開催した運営小委員会において、実施方法を検討 → 会長に一任
- ②令和4年5月時点において、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえると、今年度も「事業場視察形式」の実施は困難。
- ③労働者側、使用者側の委員にも御意見を聴いた上で、昨年度と同様の方式で行うことに。
- ④製造業と非製造業からそれぞれ1社（合計2社）を選定。うち、非製造業はコロナ禍の影響を受けている業種として宿泊業（ホテル）を選定。

最低賃金に関するアンケート（使用者用）

1 会社概要

(1) 事業の概要

(2) 労働者数

全社_____名（男_____名・女_____名）

内 正社員_____名（男_____名・女_____名）

パート_____名（男_____名・女_____名）

外国人_____名、障がい者_____名

(3) 賃金額

正社員の最も低い賃金額 月給 ・ 日給 ・ 時給_____円

職種（ _____ ）

パート社員の最も低い賃金額 月給 ・ 日給 ・ 時給_____円

職種（ _____ ）

(4) 労働時間・休日

所定労働時間

正社員：1日_____時間_____分、 週_____時間_____分

パート：1日_____時間_____分、 週_____時間_____分

所定休日

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、経営に与えた影響について

3 最近の景況感及び今後の見込み

4 近年の労働者数の推移（全体数の変化、年齢構成の変化、正規・非正規の比率の変化等）

5 新卒、中途採用及び非正規社員等の初任給を決定する際に参考とする事項

6 正規社員及び非正規社員の給与を改定する際に参考とする事項等

7 コロナ禍における昨年及び今年の賃金改定状況（予定を含む）について

8 山梨県最低賃金について

（1）最低賃金が定められていることを知っていますか？

a 知っている b 知らない

（2）最低賃金は毎年改定されていることを知っていますか？

a 知っている b 知らない

（3）山梨県最低賃金額を普段意識していますか？

a 意識している b 意識していない

その理由は何ですか？

()

（4）現在の山梨県最低賃金額（1時間866円）に対する感想・意見

（5）近年の最低賃金の改定状況に対する感想・意見（引き上げ額 H29:25円、H30:26円、R元:27円、R2:1円、R3:28円）

9 最低賃金額が法律で定められていることによる企業経営への影響の有無（有・無）
有りの場合、その具体的な内容（非正規社員を雇いにくい、コストアップにつながる等）

10 最低賃金に関する行政及び審議会への意見・要望等

（今年度の最低賃金の改正に関する意見・要望も御記入ください。）

11 回答内容の公開の可否（※いずれの場合も回答者の氏名は非公開）

a 社名も含めて公開可

b 社名を匿名にすれば公開可

c 公開不可

（回答者の職氏名）

--

最低賃金に関するアンケート（労働者用）

- 1 最低賃金が定められていることを知っていますか？
 - a 知っている
 - b 知らない →（以下5の質問へ）

- 2 最低賃金は罰則付きの法律（最低賃金法）で定められていることを知っていますか？
 - a 知っている
 - b 知らない

- 3 山梨県における最低賃金がいくらか、具体的な金額を知っていますか？
 - a 知っている
 - b 知らない

- 4 最低賃金は毎年見直しが行われていることを知っていますか？
 - a 知っている
 - b 知らない

- 5 令和2年以降のコロナ禍で賃金等の労働条件や職場環境等に何か変化はありましたか。

- 6 最低賃金は、H29年に25円、H30年に26円、R元年に27円、R2年に1円、R3年に28円の引き上げがなされていますが、このことについて、どのように思いますか？

- 7 山梨県最低賃金は、現在、1時間866円ですが、この金額についてどのように感じますか？
 - a 安い
 - b 高い
 - c 適正である

8 最低賃金が法律で定められていることについて、どのように思いますか？

(例 賃金が安くなりすぎないのでよい、賃金は採用時に労使で自由に決めればよいので不要である 等)

9 近年の給料の改定状況及び今後の給料改定に関する要望

10 最低賃金に関する行政等への意見・要望

(今年度の最低賃金の改正に関する意見・要望も御記入ください。)

労使からの意見聴取 結果について

山梨労働局労働基準部賃金室

【事例1】

- 会社名：A社（匿名希望）
- 事業の概要：食料品製造業(仕出し弁当の製造販売)
- 労働者数：全社372名（男70名、女302名）
正社員47名（男30名、女17名）
パート292名（男38名、女254名）
外国人28名、障がい者5名

※県内に3拠点、東京・
神奈川にそれぞれ1拠点
あり。
神奈川では、学校給食
も行う。

※職種は、事務、営業、製造、配送

昨年よりも、正社員1名減、パート13名減の合計14名減。コロナによる人員削減ではなく、自己都合退職による自然減。募集しても人が集まらず、また、配達食数が減ったこともあり、人員減の影響は業務効率化により吸収した。

事例 1 - 1

使用者側からの意見聴取
対象者：総務課長

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日5時間15分、週26時間15分 等

所定休日：土・日・祝日（事務系）、製造現場は
ローテーション

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給182,000円
（職種：営業事務）

※前年と
変わらず

パート社員の最も低い賃金額：時給860円
（職種：調理補助・盛付等）

新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

○この1年間の状況

企業向けの産業給食の受注減により売上が8%程度減少し、大きな影響を受けた。

ノロウイルス対策等を元々行っており、コロナの感染対策による業務負荷は特になかった。

○最近の景況感及び今後の見込み

売上は回復して来ており、緩やかな回復基調の兆しは若干感じているが、「働き方」が変わっており、コロナが収束しても、コロナ前の売上には戻らないと認識。業務委託により、温かい食材を企業に提供するなど、新たな仕事を増やして、売上増につなげたいと考えている。また、配達する弁当に、パンなど1品プラスαの販売を行う工夫も行っている。

コロナ禍において賃金の改定をどのように行ったか

○昨年度

売上減の業績を踏まえ、昇給はせず。

(企業内最低賃金は860円で、最低賃金引き上げの影響はなかった。)

賞与は、夏が例年の半額、冬は例年どおり支給。

○今年度

昇給をどうするかは、売上が回復していない状況及び最低賃金の改正の状況を踏まえて、今後検討したい。

最低賃金に係る認識

○最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。

○パート社員の時給額を見直す必要があるため、山梨県最低賃金額を普段から意識しており、改定額にも注目している。

○山梨県最低賃金額1時間838円は妥当な金額
コロナ禍においては、雇用の維持が最優先であり、
今年の「+1円」は妥当。

○更なる人口減少に伴う深刻な労働力不足を考えると、山梨県の最低賃金も1,000円に近づけないと労働力不足の解消は難しい。

最低賃金が定められていることによる企業経営への影響は

○パート社員の割合が約9割のため、最低賃金が引き上げられると、約9割の労働者の時給額を見直す必要がある、人件費増加の負担が大きく、生産性向上のための設備投資等に影響が出る。

最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

- 政府方針の「全国加重平均1,000円」は理解
- 企業も設備投資等により生産性の向上を図り、業務効率化を図る必要がある。
- ただし、過度な引上げではなく、段階的な引上げをお願いしたい。
- 加えて、公的金融支援及び設備投資支援の拡充もお願いしたい。
- 企業内最低賃金である860円までは実質的な影響がないので最低賃金の引上げを許容できる。それ以上の引上げは、人件費増に直結し、売上増を模索している会社の現状では厳しく、許容できない。

事例 1 - 2

労働者からの意見聴取

対象者：事務リーダー

(昨年度の36協定の労働者代表)

勤続25年の月給者（約22万円）
営業事務担当で、受注や配達手配を行っている。
6～7年前にパートから正社員になった。

コロナ禍における労働条件や職場環境等の変化

- 昨年の5月～12月と今年の3月～4月に月2回ローテーションによる休業があった。
- 昨年の5月から配達食数がかなり落ちた。売上が1割弱減少し、配達コースを削減した。
- 食品を扱う会社で、元々ノロウイルス対策等を徹底していたので、コロナの感染防止対策による業務の負担はなかった。ただし、配達員は、配達先で入場する際の手間（検温等）が増えた。

最低賃金に係る認識

- 最低賃金制度については承知している。
- 最低賃金が定められていることにより、最低限の生活ができるという前提であれば、最低賃金は必要であると思うが、実際には、今の最低賃金で一人だけで生活するのは難しいのでは。
- 山梨県最低賃金が昨年度は1円の引上げにとどまったことについては、自分の会社の状況（どう頑張ってもコロナ前には売上が戻らない状況）を考えてみると仕方がないと思う。

近年の賃金の改定状況及び今後の賃金改定に係る会社への要望

- 昨年度は、夏の賞与が半分になった。昇給は元々ない（正社員）。ただ、今年初めて、「決算賞与」として、社員一律5万円の一時金が出た。
- コロナ後、業績が回復した場合には、社員ごとの貢献に見合う定期昇給を行ってほしい（我慢した分、給料を上げてほしい。）。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 社会全体のことを考えると、生活が大変な人も多いので最低賃金を引き上げるべきだとは思う。
ただ、自分が働いている会社のことを考えると、たとえ10円でも賃金が上がると、人件費が上がり、業績が回復していない会社の経営がさらに苦しくなるので、最低賃金上がることは望んでいない。
- 最低賃金について、地域ごとの設定は不要に感じることがある。東京や神奈川と、山梨の最低賃金との差は何なのかわからない。理由を知りたい。

【事例2】

- 会社名：B法人（匿名希望）
- 事業の概要：社会福祉施設（特別介護老人ホーム・
デイサービス・居宅介護支援・グループ
ホーム）
- 労働者数：全社68名（男18名、女50名）
正社員43名（男15名、女28名）
パート25名（男3名、女22名）
外国人0名、障がい者0名
派遣労働者 5名

正社員3名、
パート2名の
合計5名増加

派遣労働者は3名減

事例2-1

使用者側からの意見聴取
対象者：施設長

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日4時間～8時間

所定休日：週休2日（ローテーションによる）

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給158,000円

（職種：介護職）

パート社員の最も低い賃金額：時給840円

（職種：調理・介護補助）

近年の労働者数の推移

○ハローワークからの応募が少なくなっている。

応募した者を正規職員として採用することで何とか人材を確保できた。

○現在いる60歳以上のスタッフに継続勤務をお願いしており、スタッフの高齢化が進んでいる。

○昨年度に派遣労働者を削減した。派遣会社間の人材確保競争により、派遣労働者の賃金は高騰しており、負担が大きく、派遣労働者は使いづらい。

新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

○この1年間の状況

マスク・消毒液・手袋の単価がアップし、経費増に。
施設内入所者と外部の交流を全てストップ。入所者との面会は、感染が収まっている時期に、短時間・予約制で実施。

利用を自主的にやめる人がおり、また、施設側も利用制限をかけていたため、利用者が減り、収入が10%弱の減少となった。一方、経費は増大し、その結果、利益が減少。

新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

○最近の景況感及び今後の見込み

本年5月に職員1名がコロナに感染。入所者1名にも感染したが、クラスターにはならず。コロナの感染が発生したことから、感染対策はより厳しくなり、一行為一交換で、手袋・マスク・フェイスシールド・ガウンを交換せねばならず、使用量が5倍に増え、経費が増大した。

全職員がPCR検査を何度も受け、また、感染対策の業務も増えたため、職員は疲弊している。

感染を乗り越え、ようやく「平時」に戻ったばかりであり、コロナ後のことはまだ考えられない。

年度初めのスタートでつまづき、この先不安。

コロナ禍において賃金の改定をどのように行ったか

○昨年度

賃金テーブルに基づき、昇給を例年通り実施。

賞与も例年どおり支給。

企業内最低賃金が840円のため、昨年度の最低賃金
引上げによる影響はなかった（最賃引上げに連動した
時給の引上げはなし。）。

○今年度

コロナの感染が発生し、クラスターになれば、サー
ビス提供が不可能に。コロナ禍では、感染防止が第一
で、賃金改定のこととは考えられない。

最低賃金に係る認識

○最低賃金が定められていること、毎年改定され
ることは承知しており、非正規職員の時給の見直
しに連動することから、普段から最低賃金額は意
識している。

○最低賃金の大幅な引上げなど無理だと思ってい
たが、一昨年まで実際に毎年20数円も上がってみ
ると、山梨の最低賃金は850円ぐらいが妥当だ
と思う。（現在の最低賃金は838円のため、企業
内最低賃金は840円としている。）

最低賃金が法律で決められている
ことによる企業経営への影響

- 過去5年間に最低賃金は大幅にアップしたが、5年前に850円ぐらいの時給であった職員について、この間の最低賃金の引上げに見合う昇給ができていない。最低賃金の引上げに伴い、一律に全体的な底上げをしたかったが、経営的に厳しい。
- 最低賃金が上がり、それに連動して時給を上げても、パート労働者は扶養の範囲内で働くために労働時間を調整するので、結局人手不足になり、新たに人を雇わねばならなくなる。

最低賃金に関する行政及び
審議会への意見・要望

- 行政や審議会には頑張っている。
- コロナ禍では、最低賃金を大きく変更することには反対。雇用の確保が第一。
- 「早期に1,000円」はとても無理。経営がもたないところが多く発生してしまう。
- 850円までの引上げならば可能である。

事例2-2

労働者からの意見聴取

対象者：生活相談員

(一昨年度の36協定の労働者代表)

勤続19年の生活相談員（月給30万円弱）本年4月に
介護職から生活相談員に職種変更。

入所者の家族との対応、ケアマネとの対応、入所者から
の相談対応及び現場の統括等を行う。

コロナ禍における労働条件や職場環境等の変化

○感染対策のため、一つ一つの業務の負担が増えた。職員は、感染対策のストレスがたまり、皆ピリピリしており、職場の空気感が変わってしまった。

○自分自身は、介護職から生活相談員に職種が変わり、夜勤や時間外労働がなくなり、休日も取りやすくなったが、その分、手当が支払われなくなり、給料は減った。

○現場の職員の数は、世代交替で高齢の職員が辞めた一方、新しい人が入らずに減った。

最低賃金に係る認識 1

- 最低賃金が定められていることは知っている。
- 罰則付きの法律で定められていることや、毎年見直されていることは知らなかった。
- 現在の山梨県の最低賃金額は知っている。
(テレビで東京の最低賃金について報じていたため、気になって、山梨県の最低賃金をインターネットで調べたことがあった。)

最低賃金に係る認識 2

- 山梨県の最低賃金が、昨年度は1円の引上げにとどまったことについては、コロナ禍では仕方がないことだと思う。
- 1時間838円の金額については、賃金からは税金等控除されるものも多く、安いと思う。自分だったら、この金額では働かない。ただ、年齢や家族の有無や家庭内での立場により、最低賃金額に対する受け止め方は違うと思う。

近年の賃金の改定状況及び今後の賃金改定に係る会社への要望

- 賃金テーブルに基づく、1号棒の昇給は昨年度も行われた。
- 現状は会社に対して、賃金についての要望はない。望むことばかり望んでも仕方がない。
- 現状、感染対策として、一部屋空けている（感染者が出た場合の収容用）。コロナが収束して、施設を満床にすることができれば、会社の利益も上がるので、そのようにコロナ前に戻った際には従業員にも利益を賃金として還元してほしい。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 本年度の最低賃金の引上げについては、自分自身が最低賃金で働いているわけではないので何とも言えない。
ただ、自分がもし、現状の838円で雇われているとしたら、安いと感じると思う。

2022年6月28日

山梨労働局長様
山梨地方最低賃金審議会長様

山梨県労働組合総連
議長

甲府市徳行4-3-

平和と労働会館

Tel 055-287-6116

「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出いたします。中央最低賃金審議会長・厚生労働大臣・内閣総理大臣に対しても要請項目に基づき上申して頂きますようお願い致します。

■ 要請趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。山梨地方の最低賃金を、今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、時給1,500円以上必要との結果が出されています。

そのためにも、山梨県の地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を速やかに行うよう要請すること。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを早急に整備するよう国及び県に要請すること。

■ 要請項目 ■

1. 山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現するよう、国・県へ要請すること。

■ 集約数 ■ 1237人

■ 提出日 ■ 2022年6月28日



以上

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・
機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

導入前 **導入後** **さらなる工夫**

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務管理システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

導入前 **導入後** **さらなる工夫**

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかける時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
 （締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
 また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「製造業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。



○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業 等	計5事業場
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	計3事業場
パン発酵機	パン・菓子製造業	計2事業場

包装機

【生産性向上の効果】

○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていた。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シュリンク包装機	印刷・同関連業 化学工業	計2事業場
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	1事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	計3事業場
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経理システム 工程管理システム 生産管理システム 等	外衣・シャツ製造業 金属製品製造業 等	計22事業場
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	豆腐・油揚製造業 はん用機械器具製造業 等	計4事業場
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製造業	計4事業場
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業 製茶業 等	計3事業場
マシン	繊維製品製造業 等	計3事業場

業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図るための制度です。
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「卸売業・小売業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売業 等	計8事業場
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等 小売、 一般食品小売	計5事業場

フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

【生産性向上の効果】

○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。



○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
フォークリフト	農業機械・自動車部 品卸売業、 建設資材卸売業	計2事業場
運搬用冷凍車	食肉卸売業	1事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
ミキサー	菓子・パン小売業 等	計3事業場
焙煎機	自家焙煎コーヒー豆販売	1事業場
食品裁断機	菓子・パン小売業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食品卸売システム、 会計・仕入・販売システム、 顧客管理システム等	食肉卸売業、 農産物資材卸売業、 食料品小売業 等	計36事業場
受発注機能付きホームページ	花・植木小売業、 珈琲喫茶店 等	計4事業場
経営コンサルタント	中古機器販売、 自動車小売	計2事業場
人材育成・教育訓練	調剤薬局 等	計2事業場
真空包装機	茶類小売業	1事業場

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動釣銭機 券売機	飲食店	計4事業場

洗浄機（食器洗浄機）

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食器を洗浄していたため、作業効率が悪く時間がかかっていた。



○導入後

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食器洗浄機	飲食業 配達飲食サービス業 ホテル業 ラーメン店 等	計11事業場
全自動鉄板洗い機	飲食業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
管理システム、 オーダーシステム 給与システム 等	飲食店	計24事業場
業務用冷凍庫 業務用冷蔵庫 温蔵庫 等	そば店 中華料理店 フレンチ料理店 日本料理店 等	計10事業場
改修等による レイアウト変更	飲食店 旅館業 等	計6事業場
人材育成	飲食業	1事業場
ベルトコンベア	飲食サービス業	1事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「生活関連サービス業・娯楽業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

美容器具・施術器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の機械では仕上がりにムラがあり、施術時間が長くなっていた。



○導入後

施術時間の短縮に加え、高品質なサービスを提供でき、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
脱毛器	理容業 美容業 エステティック業	計7事業場
デジタルパーマ スチーマー類	美容業	計3事業場
育毛器	美容業	1事業場

シャンプーユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の体勢の調節作業が非効率的であるだけでなく、ユニットの台数が少なく待ち時間も生じてしまい、施術時間が長くなっていた。



○導入後

状況に応じて高さ調節や角度調節などが可能になり、ユニットの台数も増え、施術時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シャンプーユニット （調節機能付）	理容業 美容業	計10事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

洗濯するものによって乾燥に要する時間が異なるため、作業時間が長くなっていた。



○導入後

乾燥後の仕上がりが良く、作業時間が短縮したことで、全体の作業効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
業務用乾燥機	美容業 クリーニング業 洗濯業	計3事業場
業務用洗濯乾燥機	美容業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経営ソフト 顧客管理システム オーダーシステム 等	美容業 エステティック業 カラオケボックス店 等	計16事業場
POSレジシステム	美容業	計4事業場
教育研修費用	美容業	計2事業場
集球設備	ゴルフ練習場	1事業場
平型包装機	クリーニング業	1事業場

業務改善助成金業種別事例集（医療・福祉編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「医療・福祉」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

福祉車両

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	計9事業場
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	計6事業場
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	計2事業場

歯科用チェアユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

給水管などの清掃に時間がかかり、場合によっては設備の分解や診察毎に清掃を行っていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

自動清掃機能などにより、給水管などの清掃時間が短縮され、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
チェアユニット (清掃機能付など)	歯科診療所	計9事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	計6事業場
ウォーターベッド型 マッサージ器	通所介護事業 整骨院	計4事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	計23事業場
食器洗浄機 治療器具洗浄機	保育園 歯科診療所	計6事業場
POSレジシステム 自動釣銭機	歯科診療所 整骨院 等	計6事業場
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	計5事業場
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサービス	計4事業場

業務改善助成金活用事例（人材育成・教育訓練）

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。機械設備の他、**コンサルティング導入**や**人材育成・教育訓練**に係る費用も助成対象となります。

令和3年10月から人材育成・教育訓練に関する要件が緩和されました。詳しくはHPをご覧ください！



導入事例

 **業務改善助成金** [検索](#)

事業内容	内容	導入の効果
飲食店	多機能レジスターの導入及びIT研修	手作業で行っていたレジ作業や集計作業の効率化及び従業員のスキルアップにより、作業時間の短縮と充実したサービス提供が可能となった。
	接客等研修の実施、業務マニュアルの作成	指示系統及び業務分担の明確化、標準化とともに接客サービスの向上により、業績向上につながった。
宿泊業	コンサルティング、社員研修の実施	コロナ禍においても安全かつ効率的に受け入れられるよう、専門家のコンサルティングにより、施設の整備とともに、接客等の社員研修を実施し、接客サービス向上を図った。
理美容業	団体が実施する教育研修の受講	団体が実施する研修を受講、美容に関する専門技能を習得するとともに、施術時間の短縮にもつながった。
建設業	経営コンサルタントによる社員教育及び社内研修の実施	経営コンサルタントによる社員教育、社内研修を実施した結果、スキルアップによる作業内容の改善と作業員の意識改善により、労働能率を改善することができた。
学習塾	外部研修の導入及びマニュアル作成	研修を外部に委託することで、これまで研修に要していた時間を大幅に削減、その他の業務に充てる時間を作り出すことができた。また、マニュアル化することでコーチングスキルや指導のコツなどを社内でも共有、指導内容の向上につながった。
保育施設	人材育成教育訓練及び経営コンサルティングの実施	外部講師を招いて保育実践研修を行うことにより、保育スキルの全体的な向上とともに均一化が図られた。また、保育計画の管理などの負担も軽減され、業務時間の短縮にもつながった。

(R3.10.1)

業務改善助成金の活用事例

～コロナ禍における効果的な取組のご案内～

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。

このリーフレットでは、コロナ禍における効果的な取組について紹介します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



導入前の状況

事例1: 飲食店

コロナ禍でデリバリーやテイクアウトを強化したものの、店内の設備や構造がテイクアウト対応となっていなかったため、受注から提供までの時間が大幅に増加するなど、作業効率が悪い状態であった。



導入の効果

デリバリー用3輪バイクの導入で配達時間が大幅に減少するとともに、一度に複数力所の配達が可能となった。

オンライン受注システムの導入により、電話対応の時間が大幅に削減。オーダーミスもなくなった。

レイアウト変更（作業スペース、資材保管棚等の増設及び配置換え）により、店内の接客対応とデリバリー・テイクアウト対応のそれぞれの準備作業を効率よく行うことが可能となり、受注から提供までの時間を短縮することができた。

事例2: 介護事業

新型コロナウイルスの施設内での感染を防ぐため、施設入り口に職員を配置し、来所者一人一人に対して検温を行っていた。

非接触型自動検温器を導入

し、検温に要していた時間を削減するとともに、対人接触による職員の不安を払拭することで介護業務に専念することができた。



事例3: 製造業

商談や打ち合わせの際は毎回取引先に足を運んでいたため、移動時間に業務の大半を費やしていた。

WEB会議システムの導入

により、営業担当の移動時間削減とともに、製造担当が直接取引先の要望を聞くことが可能となり、サービスの向上につなげることができた。



山梨地方最低賃金審議会
追加配付資料

(第1回本審議会)

令和4年7月5日

令和4年度 第1回審議会(7/5)

1	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画 工程表(関係部分抜粋)	1
2	経済財政運営と改革の基本方針2022(関係部分抜粋)	15
3	企業短期経済観測調査(2022年7月1日、日本銀行甲府支店)	21
4	足元の経済状況等に関する補足資料(令和4年度中央最低賃金審議会目安に関する小 委員会(第1回)資料)	33

【参考資料】

1	最低賃金に関する調査研究(令和4年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第 1回)資料)	61
---	---	----

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）・
新しい資本主義実行計画工程表

<関係部分抜粋>

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

（1）賃金引き上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

¹ 基礎資料 P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料 P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金引上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金引上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金引上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i)生活関連商品の製造・販売、ii)部品・完成品のものづくり、iii)サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製

³ 基礎資料 P3：春闘結果の推移

品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し

介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(2) 付加価値創造とオープンイノベーション

既存企業について、売上重視から、新たな付加価値を創造する視点への転換を図る。

優良企業が成長率を維持することは簡単ではないが、最近の実証分析によると、旧来技術を用いてきた既存企業でもスタートアップが持ち込む新技術を導入した場合、持続的に存続可能であることが分かってきた³²。

既存企業がスタートアップ等と連携するオープンイノベーションを後押しするために、経営不振の事業から撤退し、経営資源を成長性、収益性の見込める事業に投入して、新陳代謝を進めていくことが重要である。

①事業再構築のための私的整理法制的整備

日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している³³。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる³⁴。

コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があるかと答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと(45.2%)、手続が簡潔で長期間を要しないこと(30.9%)、が重視されている³⁵。

欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更(金融債

³² 基礎資料 P34：旧来技術を用いる企業の持続的存続可能性

³³ 基礎資料 P35：コロナ禍の企業債務への影響

³⁴ 基礎資料 P36：債務による企業の事業再構築の取組への影響

³⁵ 基礎資料 P37：企業が事業再生の際に重視する点

務の減額等)を行う制度も存在する³⁶。

コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。

②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある³⁷。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない³⁸。

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

また、投資家保護に配慮しつつ、M&Aを目的とする公募増資の円滑化に向け、来年の夏までに公募増資ルールの見直しを図る。すなわち、上場企業がM&Aを目的として公募増資を行う場合、原則1年以内にM&Aを実行することや、実行されなかった場合の代替用途を公表することが日本証券業協会の自主規制において求められている。こうした自主規制がM&Aを実行するための公募増資を制限しているとの指摘がある。

③企業経営改革（マークアップ率向上、国際競争力向上）

労働生産性は、売値マイナスコストを基礎とするため、コストが高い場合だけでなく、売値が低くても、生産性は低くなる。製造コストの何倍の価格で販売できているかを示すマークアップ率をみると、日本はG7諸国の中で最も低い。コストカットにより、いかに安く売るかではなく、新製品や新サービスを投入し、付加価値をつけて適正な価格で売る、という価値観を国内に広める。

日本企業のマークアップ率と国際競争力の向上に向けて、経営改革を加速するため、新興国企業との連携を通じた新製品・新サービスの創出による現地の社会的課題解決と日本への逆輸入（リバースイノベーション）を進める。

④長期的視点で投資ができる企業環境の整備

新しい資本主義への変革の中で、価格競争による過当競争で短期的な収益を得ようとする企業行動から脱却する。このため、320兆円ある企業の現預金を活用して、重要分野への集中的な投資や研究開発を進めることで長期的な企業価値の向上を達成できる日本企業を目指す。引き続き企業統治改革を進めるとともに、投資家とのコミュニケ

³⁶ 基礎資料 P38：海外における私的整理・事業再生制度の概要

³⁷ 基礎資料 P39：事業会社によるスタートアップへの投資額の国際比較

³⁸ 基礎資料 P40：スタートアップに対するM&A件数の国際比較

ーションの円滑化を図るため、開示制度の充実を進める。

⑤ディープテック系スタートアップとのオープンイノベーションの促進

技術力はあるが実績がないスタートアップにとって、国による支援は実績作りのみならず、大企業とのオープンイノベーションの促進にも有効である（NEDO等）。このような取組をディープテック系スタートアップ等で進めていく。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

2022年度		2023年度	2024年度	2025～2027年度
今夏	年末	通商国会		
予算編成 税制改正要望	秋～年末			
賃金引上げの推進				
<p>6月 最低賃金の政府方針決定</p> <p>7月 中央最低賃金審議会</p> <p>8月 地方最低賃金審議会</p> <p>8月 春闘の集計結果確定</p> <p>こ教年低下していた賃金引上げ水準のV字回復を期待。業績の回復している企業では3%を超える賃金引上げを期待</p> <p>春ものづくり補助金、持続化補助金について、赤字でも賃金引上げを行う中小企業への補助率を引き上げる特別枠を措置</p> <p>政府調達において、賃金引上げを行う企業への加点を実施</p>	<p>10月 地域別最低賃金の発効</p> <p>官民連携して、新しい資本主義にふさわしい賃金引上げの社会的雰囲気醸成</p> <p>夏～冬 賃金引上げを行う中小企業への補助率引上げ等の措置を講ずる予算事業について検討を行う。</p>	<p>夏～冬 2024年度以降の賃上げ税制の在り方について検討し、12月に結論を得る。</p>		
<p>4月～12月 22業種10万社程度を対象とした優越的地位の濫用に関する調査の実施</p> <p>5月～ 道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定。下請法の調査において、重点的に立ち入りを実施。上記以外でも法違反が多く認められる業種は事業者団体に法遵守状況の自主点検を要請。</p>	<p>夏～冬 緊急調査の結果を踏まえ、サブプライチエーンにおける取引の適正化についての優越的地位の濫用に関するガイドラインの検討</p> <p>秋～冬 同ガイドライン案のハバコメ、策定</p>	<p>1月～夏 緊急調査の結果を踏まえ、サブプライチエーンにおける取引の適正化についての優越的地位の濫用に関するガイドラインの検討</p> <p>秋～冬 同ガイドライン案のハバコメ、策定</p>	<p>中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、コストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備</p>	
<p>夏～ パートナーシップ構築宣言の実行状況のフォローアップ</p>	<p>春 2023年度の重点立入業種を選定。下請法の執行を強化</p>			
<p>介護・障害福祉職員、保育士等については、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討</p> <p>看護師の今後の処遇改善については、コロナ対応等を担っている方への引上げ措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討</p>				

最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す

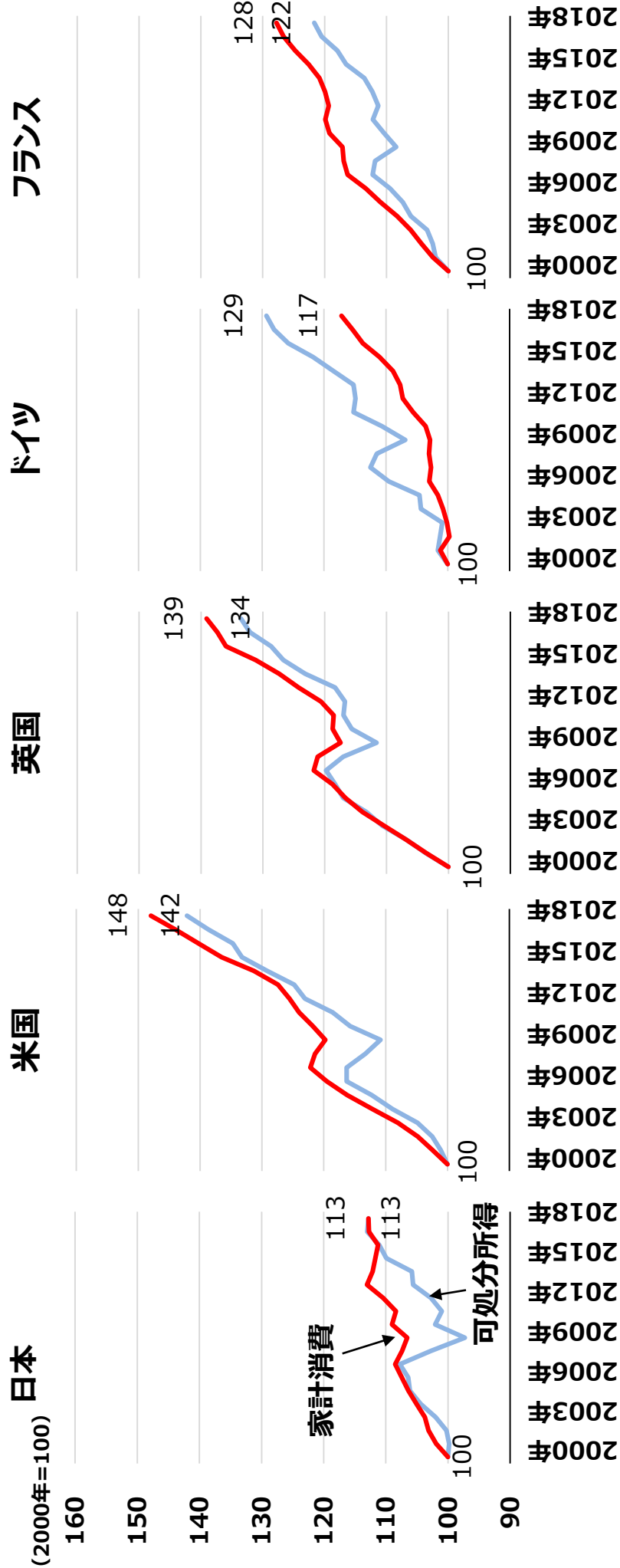
新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 基礎資料集

令和4年6月7日

家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

- 先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。
- 日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である。

家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較（2000年=100）



(注) 家計消費：2015年を基準とした現地通貨ベースの家計最終消費支出 (Final consumption expenditure of households)

○ 可処分所得：2015年を基準とした現地通貨ベースの純可処分所得 (Net national disposable income)

(出所) OECD Statを基に作成。

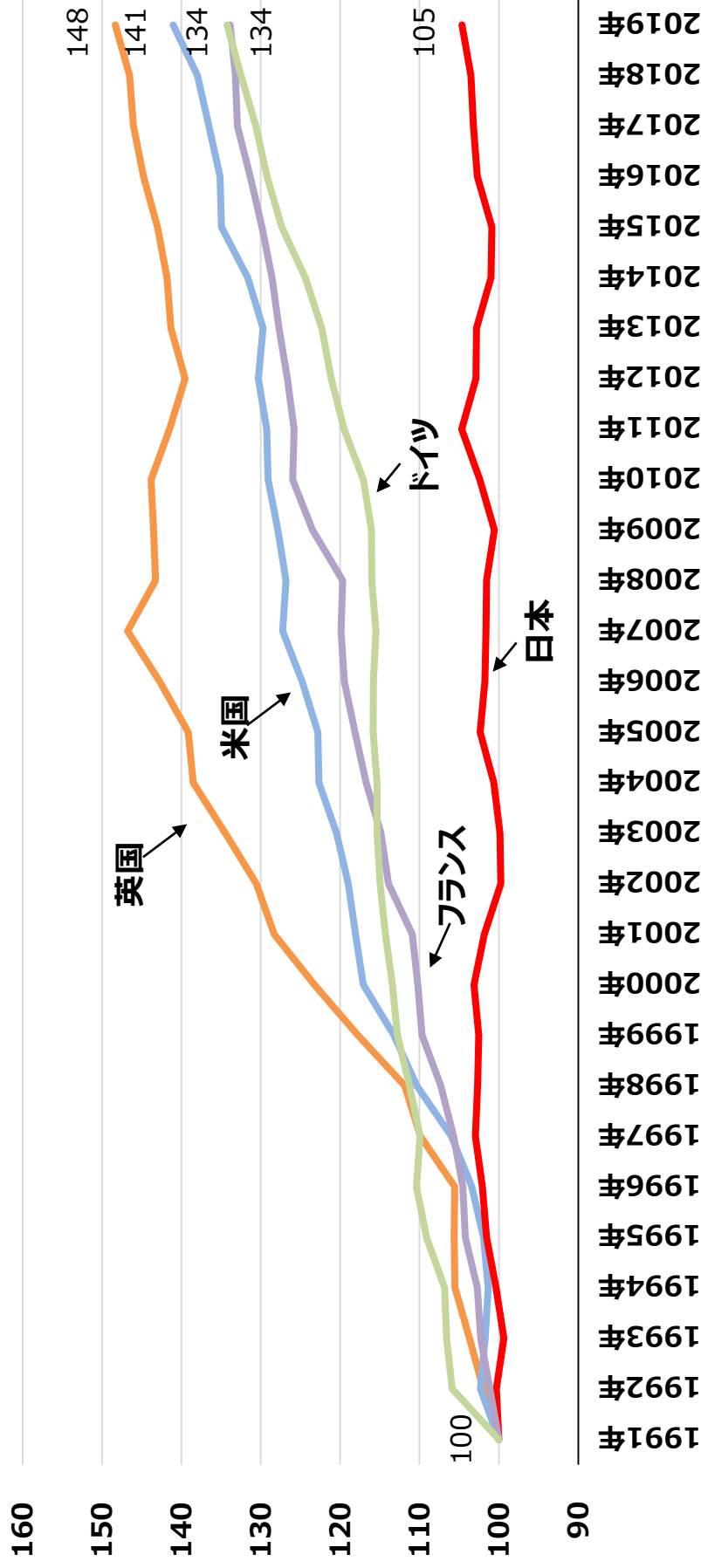
1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

○ 先進国の1人あたり実質賃金の推移を見ると、1991年から2019年にかけて、英国は1.48倍、英国は1.48倍、米国は1.41倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍にとどまる。

1人当たり
実質賃金

(1991年=100)

1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較 (1991年=100)



(注) 2019年の米ドル(購買力平価ベース)により実質化した値。

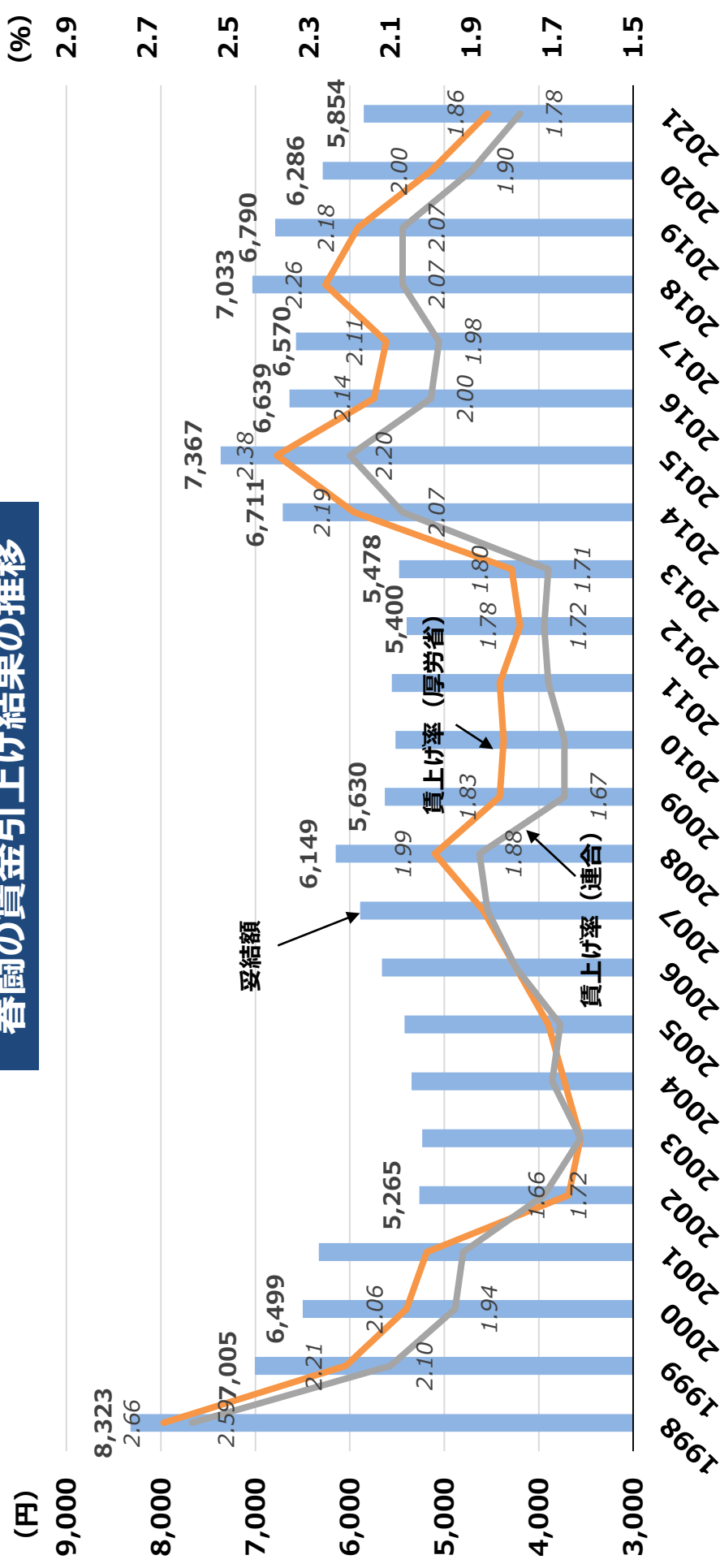
国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。

9 (出所) OECD.Statを基に作成。

春闘結果の推移

- 春闘では、2.18%（2019年）、2.00%（2020年）、1.86%（2021年）と2%程度の賃金引上げを実現しているものの、賃上げ率は低下傾向。

春闘の賃金引上げ結果の推移



(注) 1) 厚生労働省の2003年以前の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業、2004年以降は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業（加重平均）。

2) 連合の集計組合は規模計であり、299人以下の中小組合を含む。

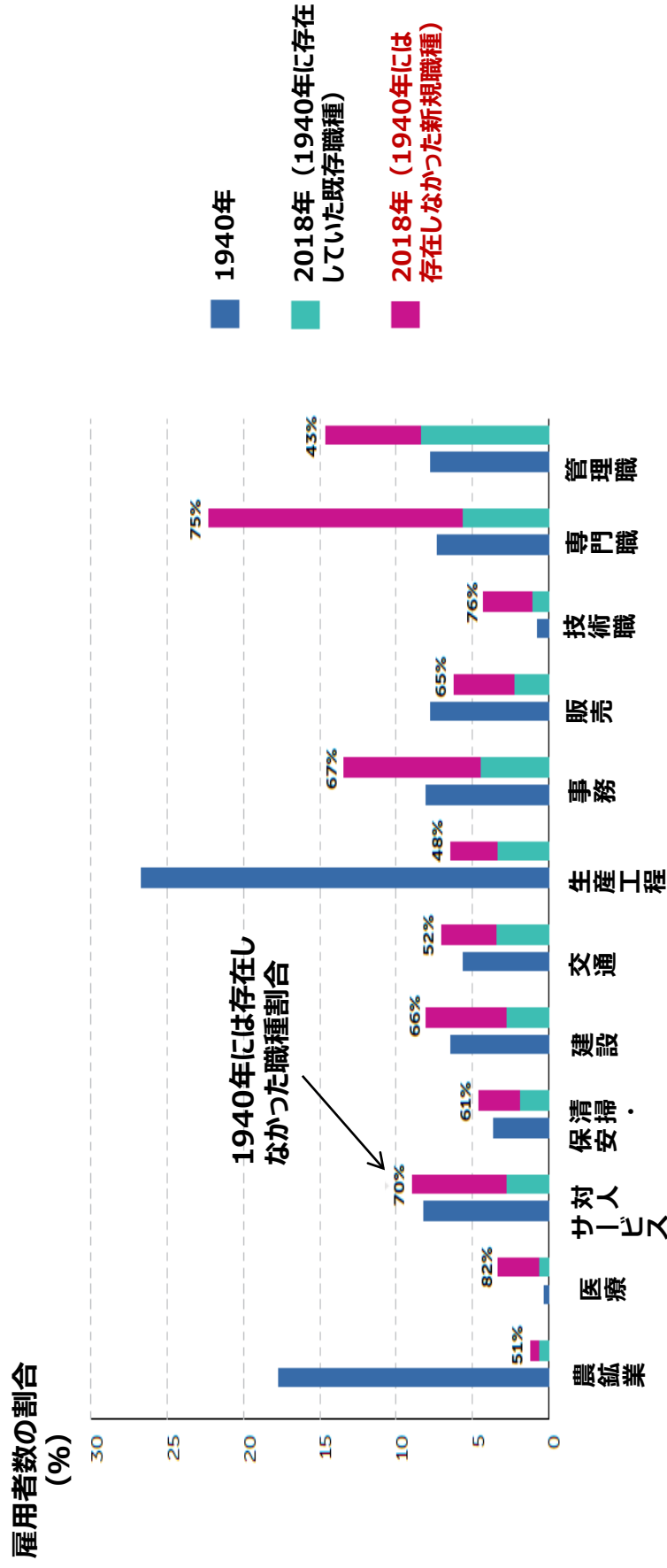
(世所) 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」

日本労働組合総連合会「春季生活闘争最終回答集計結果」

新しい職種による雇用の増加

- 2018年の雇用の6割を、1940年には存在しなかった新しい職種が占めている。
- 職種は新しいものに入れ替わるので、スキルアップのための不断的人的投資が不可欠。

1940年と2018年の職業別雇用者数割合

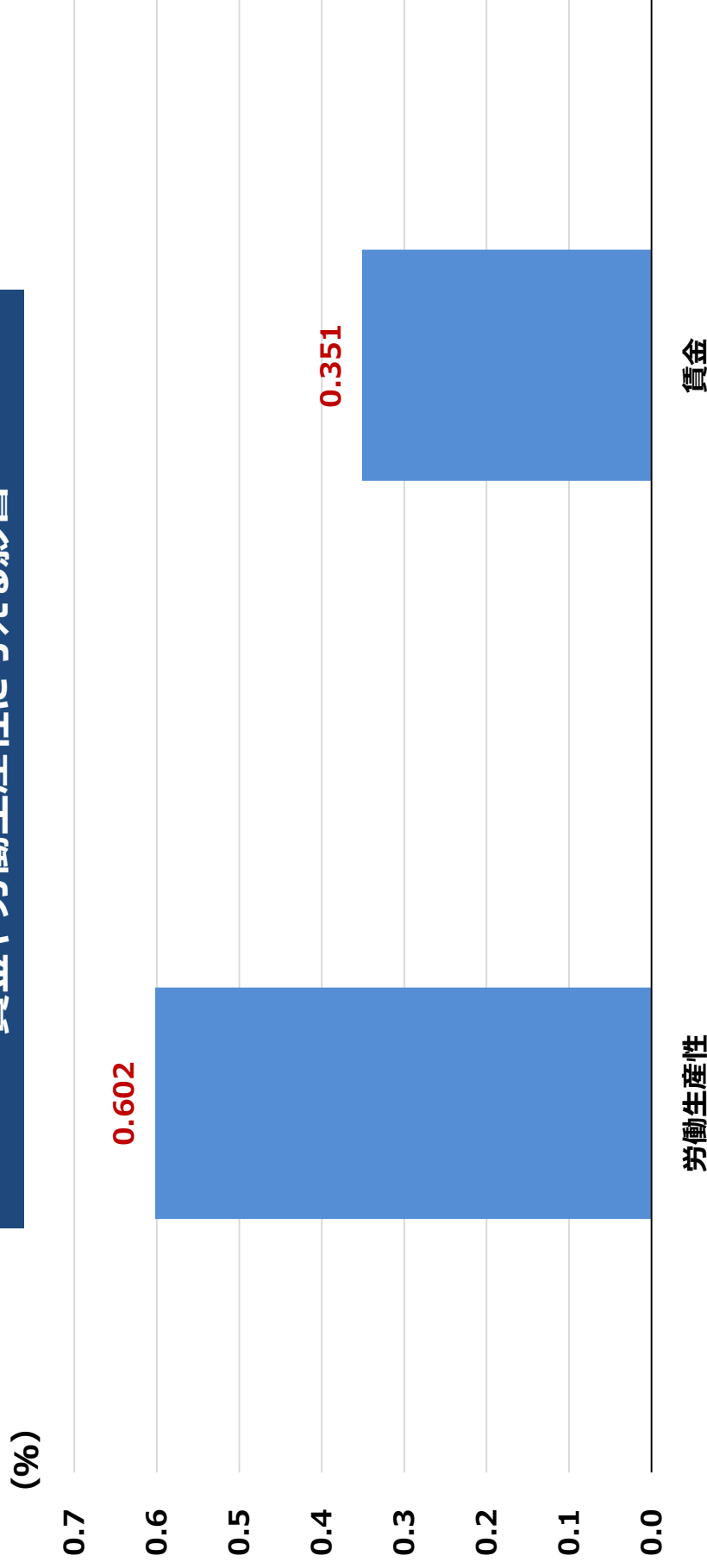


(注) 1940年と2018年の主要職種間の雇用分布を比較するとともに、2018年の雇用者数について、1940年から2018年の間に追加された職種と1940年に存在した職種の区別をしている。U.S. Census Bureauによる1940年から2018年までの職業分類 (Census Alphabetical Index of Occupations) 等に基づく。
(出所) David Autor, David Mindell and Elisabeth Reynolds. 2020. "The work of the future: building better jobs in an age of intelligent machines" The MIT Task Force on the Work of the Future

教育訓練の効果

- 英国の経済学者の分析によると、産業内で教育訓練を受けた従業員の割合が1%ポイント増加すると、同じ産業内で労働者一人当たりの労働生産性が0.6%、労働者一人当たりの平均賃金が0.35%上昇する効果がある。

教育訓練を受けた従業員数の1%ポイントの増加が賃金や労働生産性に与える影響



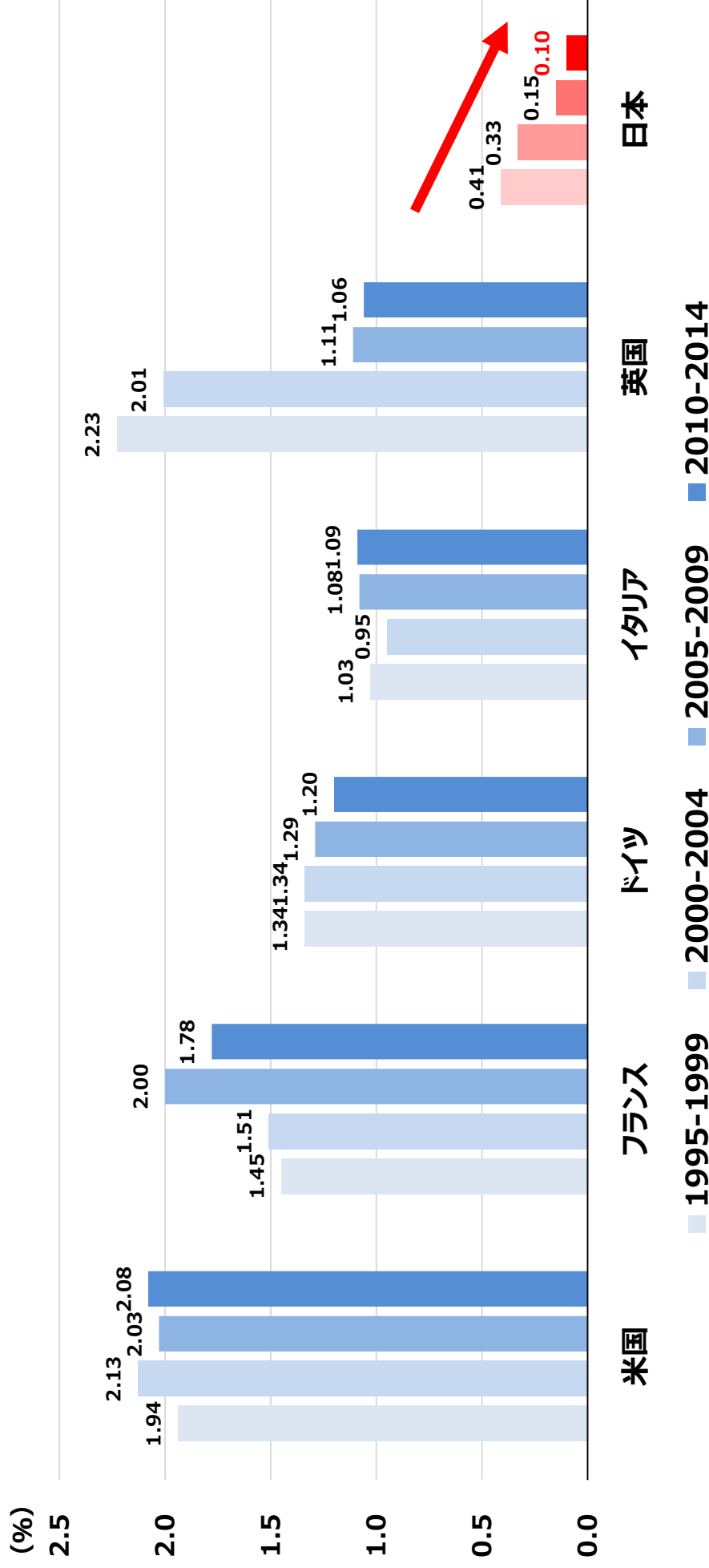
(注) Annual Census of Productionによる1984年から1996年までのサービス業を除く業種（小分類）別の資本ストック、労働力、産出量のデータを用いている。教育訓練の情報については、UK Labour Force Surveyにおいて、「過去4週間のうちに、現在就いている仕事又は将来就く予定の仕事に関する教育訓練を受けたことがある」と回答した業種別の労働者の割合を用いている。

(出所) Dearden, L., Reed, H., Van Reenen, J., 2006. The Impact of Training on Productivity and Wages: Evidence from British Panel Data. Oxford Bulletin of Economics and Statistics 68 (4), 397-421.

企業の人的投資の国際比較

○ 日本企業の人的投資（OJTを除くOFF-JTの研修費用）は、2010-2014年に対GDP比で0.1%にとどまり、米国（2.08%）やフランス（1.78%）など先進国に比べて低い水準にある。かつ、近年更に低下傾向にある。

企業の人的投資（OJT以外）の国際比較（対GDP比）



経済財政運営と改革の基本方針 2022

(令和4年6月7日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

(人的資本投資)

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。

企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む。また、政府からの特に大規模な支援を受ける際には、人的資本投資などを通じ、中長期的な価値創造にコミットすることを企業に求める。

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する³。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼

³ 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）に基づく。

業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。あわせて、同一労働同一賃金の徹底等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善や正規化に取り組む。

少子化対策・こども政策は、包摂社会の実現に向けて重要であるだけでなく、「人への投資」としても重要であり、強力に進める。

(多様な働き方の推進)

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント⁴と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

こうした観点から、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む。専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。裁量労働制を含めた労働時間制度の在り方について、裁量労働制の実態調査の結果やデジタル化による働き方の変化等を踏まえ、更なる検討を進める。フリーランスについて、事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する。

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

国家公務員について、既存業務の廃止・効率化、職場のデジタル環境整備、勤務形態の柔軟化などを通じた働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大やデジタル人材を含めた中途採用の円滑化、リスキリングなど人材の確保・育成策に戦略的に取り組む。

(質の高い教育の実現)

⁴ 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する⁵ こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在 35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合について OECD 諸国で最も高い水準である 5 割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後 5～10 年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。また、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する。

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している⁶。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検

⁵ 法制的な位置付けの検討を含む。

⁶ 2022 年 4 月の消費者物価上昇率（総合）は前年同月比 2.5%の上昇。

討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

2. 社会課題の解決に向けた取組

（3）多極化・地域活性化の推進

（中堅・中小企業の活力向上）

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の実業性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力的に推進⁷⁶する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。さらに、地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内

⁷⁶ 価格交渉・価格転嫁の促進、2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力的に推進する。

外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。

企業短期経済観測調査(山梨県)

2022年6月

業況判断DI(全産業): 15 (前回調査比 20ポイント改善)

目次			
業況判断	2ページ	製商品・サービス需給、在庫、価格	7ページ
売上高	3 "	雇用	8 "
経常利益	4 "	企業金融	9 "
設備投資(1)	5 "	業況判断 長期時系列データ	10 "
設備投資(2)	6 "	参考データ	11 "

(注)調査対象企業の定例見直しに伴い、特に断りのない限り、21年12月調査以降の判断項目(DI)および21年度以降の売上高、経常利益、設備投資については、新ベースのデータを記載しております。

回答期間 22年5月30日～6月30日
対象企業 製造業 52社 非製造業 66社 計 118社
有効回答率 99.2%

業況判断



「良い」-「悪い」、社数構成比：%ポイント

業況判断DI	21年12月	22年3月		6月（今回調査）	
		最近	先行き	最近	先行き
県内計	4	▲ 5	0	15	7
製造業	17	15	25	25	13
非製造業	▲ 6	▲ 21	▲ 19	6	1
全国計	2	0	▲ 3	2	▲ 1
製造業	6	2	0	1	▲ 1
非製造業	0	▲ 2	▲ 5	4	0

売上高



前年度(前年同期)比: %

売上高	20年度実績	21年度実績		前回比修正率		22年度計画		前回比修正率			
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期		
県内計	▲ 1.2	15.8	18.4	13.6	0.4	10.2	12.7	8.0	2.8	0.2	5.4
製造業	2.6	24.0	24.8	23.2	0.0	13.8	16.9	11.1	3.5	0.0	6.9
非製造業	▲ 8.0	▲ 0.3	5.1	▲ 4.7	1.2	1.3	2.3	0.3	1.1	0.7	1.5

全国計	▲ 7.8	4.3	5.9	2.9	0.0	4.3	5.9	3.0	2.3	2.5	2.1
製造業	▲ 7.6	9.7	14.3	5.7	0.2	6.3	7.0	5.6	3.5	3.2	3.7
非製造業	▲ 7.9	1.6	1.8	1.5	▲ 0.1	3.3	5.3	1.6	1.6	2.1	1.2

県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)

経常利益



前年度(前年同期)比: %

経常利益	20年度実績	21年度実績		前回比修正率		22年度計画		前回比修正率				
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期			
県内計	12.0	91.9	109.2	79.0	1.1	2.1	9.7	12.1	7.6	17.1	5.7	29.8
製造業	36.1	103.5	103.6	103.3	0.9	1.6	9.1	10.4	7.9	20.2	6.5	35.7
非製造業	▲ 43.5	29.3	174.8	▲ 10.8	2.6	6.8	14.5	26.5	4.4	▲ 3.1	0.1	▲ 6.2

全国計	▲ 20.1	42.7	70.4	24.1	8.1	16.4	▲ 3.6	▲ 1.5	▲ 5.6	5.1	1.5	8.9
製造業	▲ 3.8	50.7	106.3	18.0	7.9	18.4	▲ 7.9	▲ 10.8	▲ 5.0	2.2	▲ 5.8	11.2
非製造業	▲ 30.4	35.8	43.5	30.0	8.4	14.8	0.5	8.6	▲ 6.2	7.9	8.9	6.9

県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)

設備投資(1)



設備投資	前年度比: %	
	22年度 計画	前 回 比 修正率
県内計	17.4	9.7
製造業	23.3	0.6
非製造業	0.3	61.2

設備投資	前年度比: %	
	21年度 実績	前 回 比 修正率
県内計	19.4	4.9
製造業	9.7	▲ 3.3
非製造業	60.3	39.1

設備投資	前年度比: %	
	20年度 実績	前 回 比 修正率
県内計	▲ 18.1	4.9
製造業	▲ 23.8	▲ 3.3
非製造業	18.7	39.1

設備投資	前年度比: %	
	20年度 実績	前 回 比 修正率
全国計	▲ 8.5	▲ 5.1
製造業	▲ 10.0	▲ 6.1
非製造業	▲ 7.5	▲ 4.6

設備投資	前年度比: %	
	22年度 計画	前 回 比 修正率
全国計	14.1	7.4
製造業	20.5	3.8
非製造業	10.5	9.8

「過剰」ー「不足」、社数構成比: %ポイント

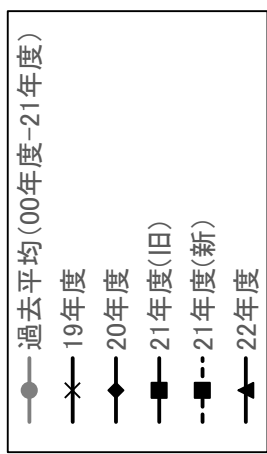
設備投資	22年3月		6月 (今回調査)	
	最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備 判断DI				
県内計	3	▲ 3	0	▲ 3
製造業	11	0	3	3
非製造業	▲ 4	▲ 5	▲ 3	▲ 8
全国計	0	▲ 2	0	▲ 3

設備投資: 県内は社数調整後単純集計(欠測値補完ベース)、全国は母集団推計(欠測値補完ベース)

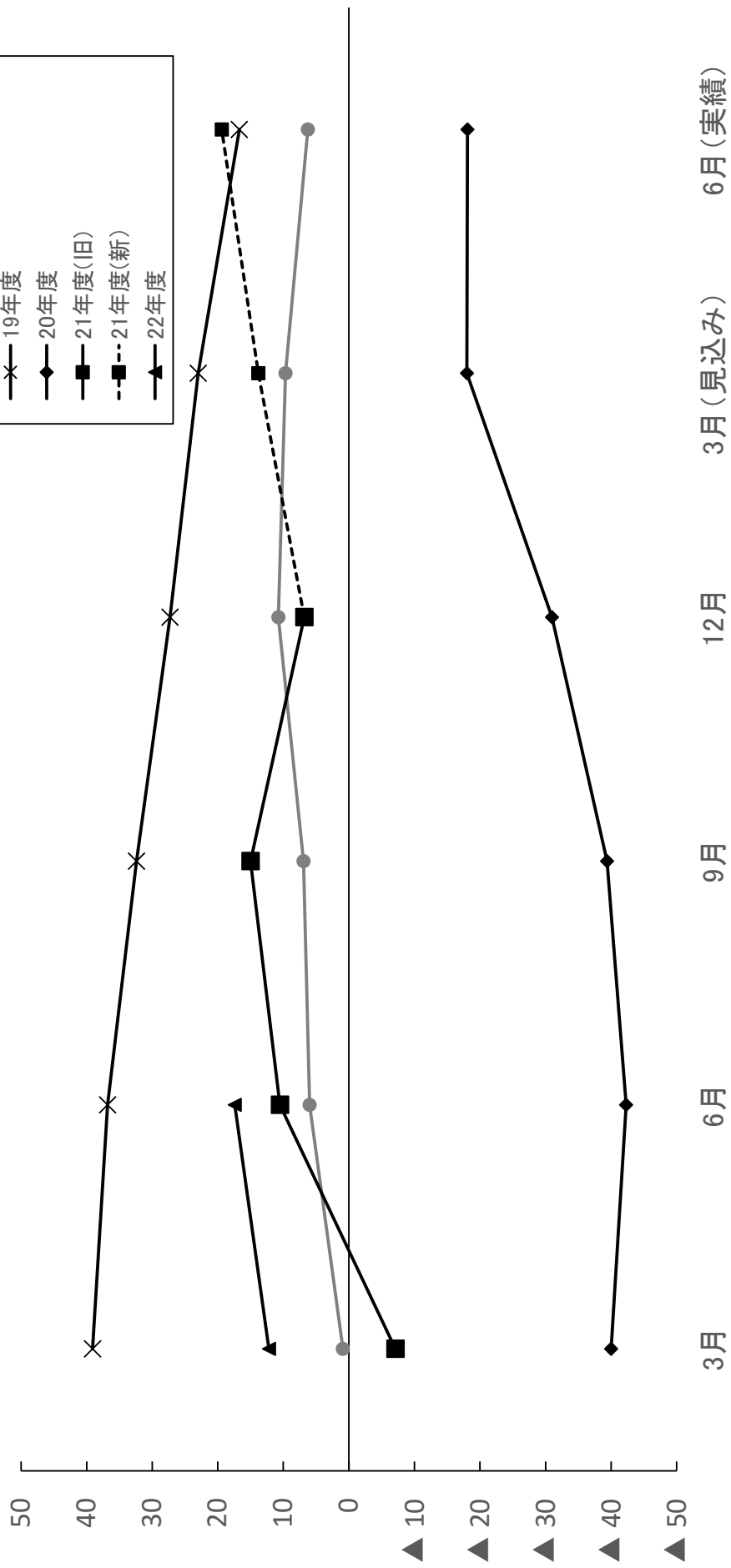
設備投資(2)



設備投資計画の修正状況(全産業)



(前年度比、%)



製商品・サービス需給、在庫、価格



社数構成比：%ポイント

	21年12月	22年3月		6月（今回調査）	
		最近	先行き	最近	先行き
製商品・サービス需給判断DI 「需要超過」-「供給超過」	▲ 8	2	▲ 2	▲ 8	▲ 10
	▲ 12	▲ 8	▲ 2	▲ 8	▲ 2

製商品在庫水準判断DI 「過大」-「不足」	4	4	-	14	-
--------------------------	---	---	---	----	---

販売価格判断DI 「上昇」-「下落」	9	19	19	29	36
	12	22	33	32	48

仕入価格判断DI 「上昇」-「下落」	48	65	69	79	73
	48	51	59	63	68

「過剰」-「不足」、社数構成比：%ポイント

雇用人員判断DI	21年12月	22年3月		6月（今回調査）	
		最近	先行き	最近	先行き
県内計	▲ 20	▲ 17	▲ 19	▲ 18	▲ 26
製造業	▲ 17	▲ 21	▲ 27	▲ 23	▲ 27
非製造業	▲ 21	▲ 14	▲ 13	▲ 12	▲ 25
全国計	▲ 22	▲ 24	▲ 26	▲ 24	▲ 28
製造業	▲ 14	▲ 17	▲ 19	▲ 15	▲ 20
非製造業	▲ 26	▲ 28	▲ 32	▲ 30	▲ 35

「楽である」-「苦しい」、社数構成比：%ポイント

	21年12月	22年3月	6月 (今回調査)
資金繰り判断DI			
県内計	9	7	6
製造業	12	14	10
非製造業	7	1	4
全国計	12	10	12

「緩い」-「厳しい」、社数構成比：%ポイント

	21年12月	22年3月	6月 (今回調査)
金融機関の 貸出態度判断DI			
県内計	17	18	15
製造業	21	25	21
非製造業	14	13	11
全国計	19	17	18

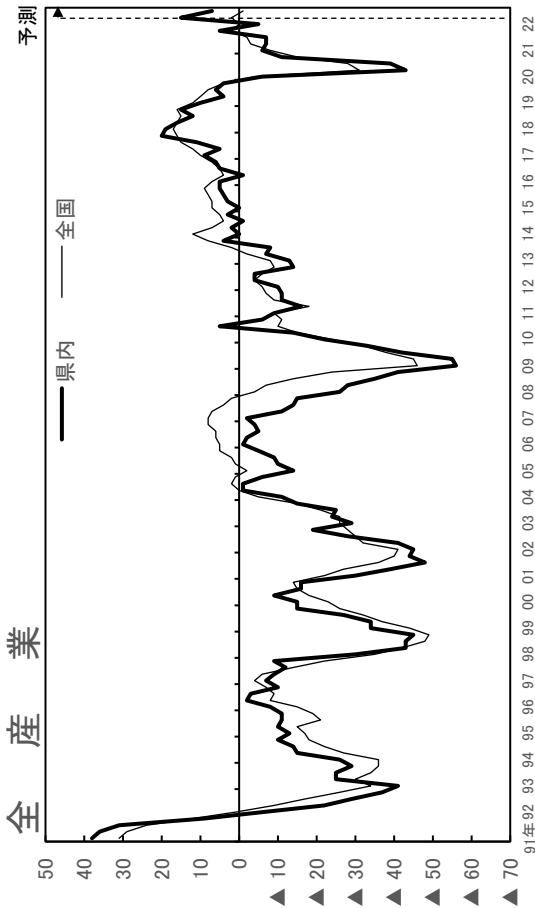
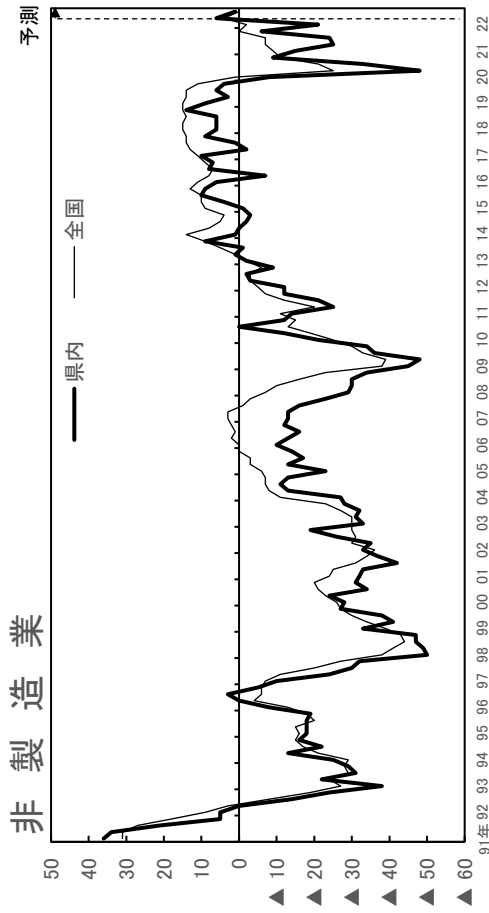
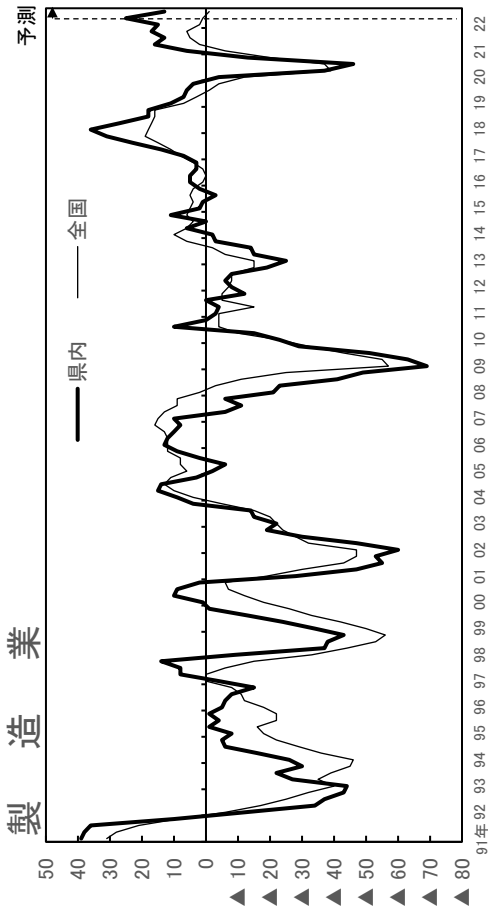
「上昇」-「低下」、社数構成比：%ポイント

	21年12月	22年3月		6月 (今回調査)	
		最近	先行き	最近	先行き
借入金利水準判断DI					
県内	▲1	0	6	▲1	10
全国	0	3	11	5	13

業況判断 長期時系列データ

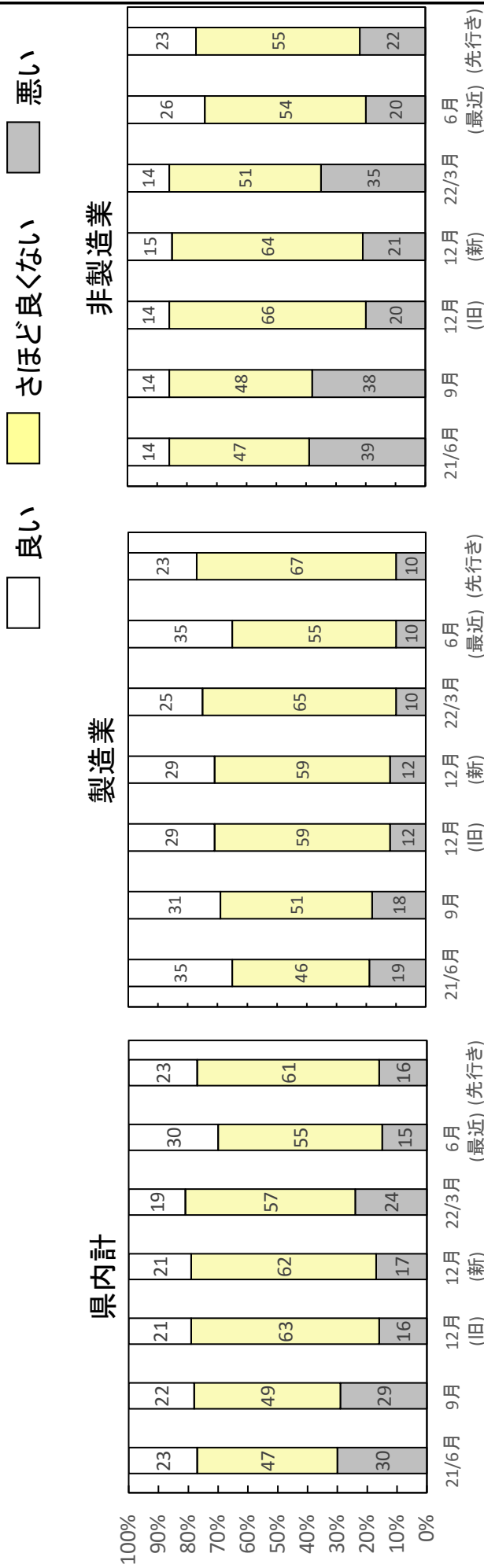


「良い」「悪い」—「悪い」—「良い」—、社数構成比：%ポイント



(注)22/3月調査以降は調査対象企業見直し後の新ベースのデータを使用

(参考) 県内業況判断DIの選択肢別構成比(%)



*判断項目の集計方法

各項目毎に3つの選択肢のそれぞれに対する回答社数を単純集計し、全社数に対する百分比(回答社数構成比)を算出。上記計数をもとに、DI(デیفュージョン・インデックス)を、以下により算出。

(例) 業況判断DI = 「良い」と回答した企業の構成比(%) - 「悪い」と回答した企業の構成比(%)

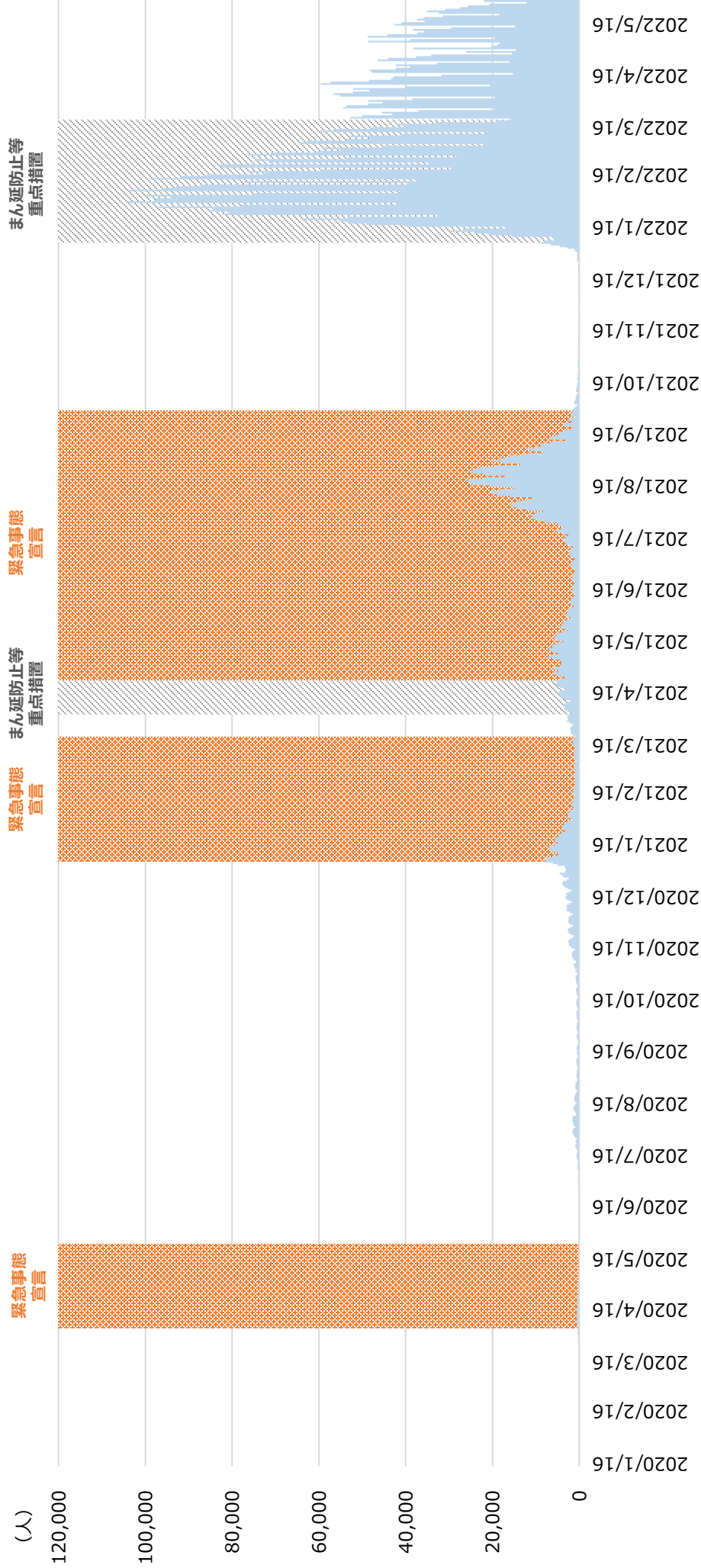
足下の経済状況等に関する補足資料

(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移（日別）

- 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移をみると、2022年に入って感染者数が急増したが、3月以降減少傾向が続いており、まん延防止等重点措置は3月21日に解除されている。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移（日別）



内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2022年1月～6月)

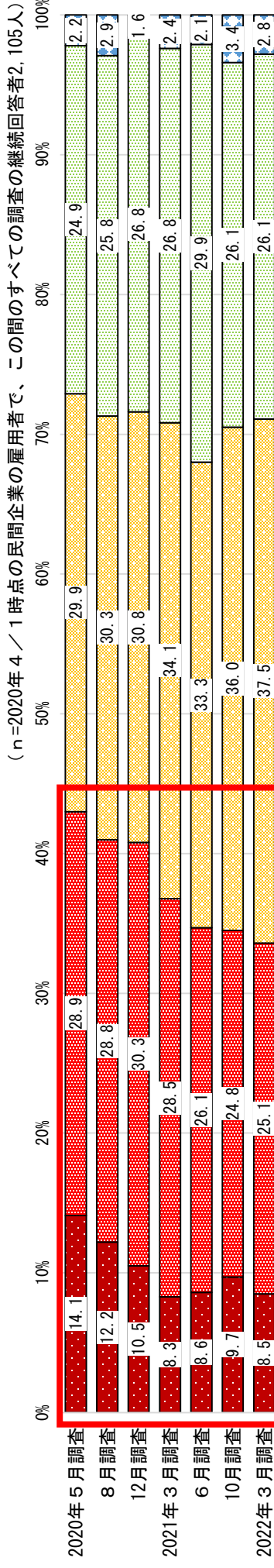
○ 2022年6月の月例経済報告では、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。	感染症の影響が残る中で、引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	底堅さがみられる
2 月月例	景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等も注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で、引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	底堅さがみられる
3 月月例	景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で、引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で、引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	持ち直しの動きがみられる	このところ上昇している
6 月月例	景気は、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。	持ち直しの動きがみられる	このところ上昇している

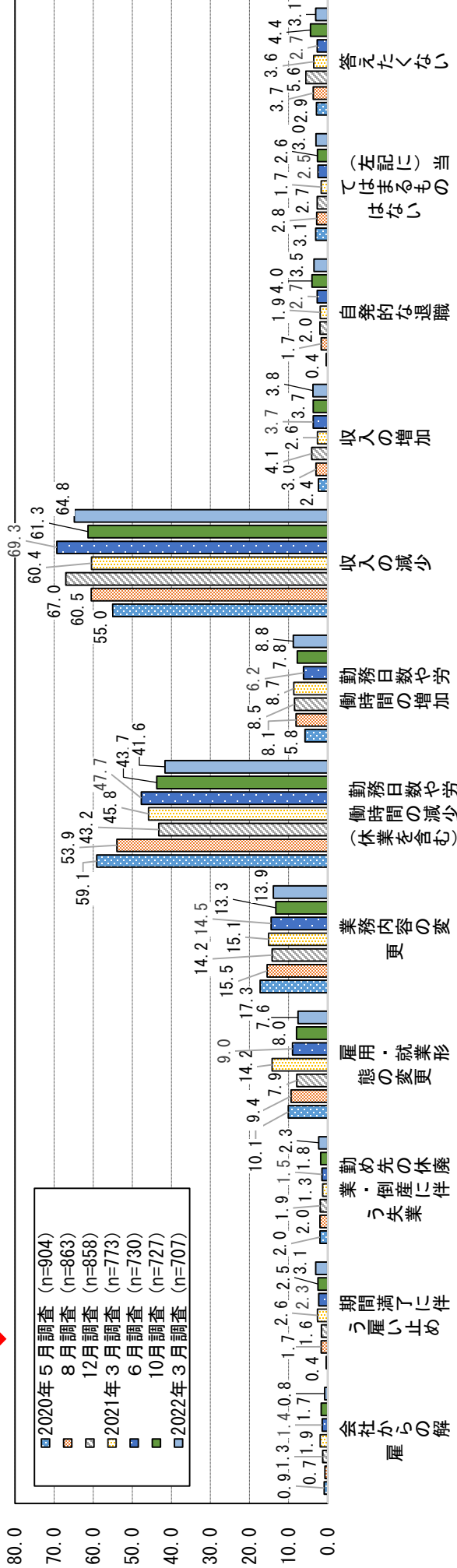
新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響

- 新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響をみると、影響があったとする割合は低下傾向ある。
- 影響の内容をみると、「収入の減少」が最も多く、次いで「勤務日数や労働時間の減少」が多くなっている。

新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかわる影響についての回答推移（パネル集計）



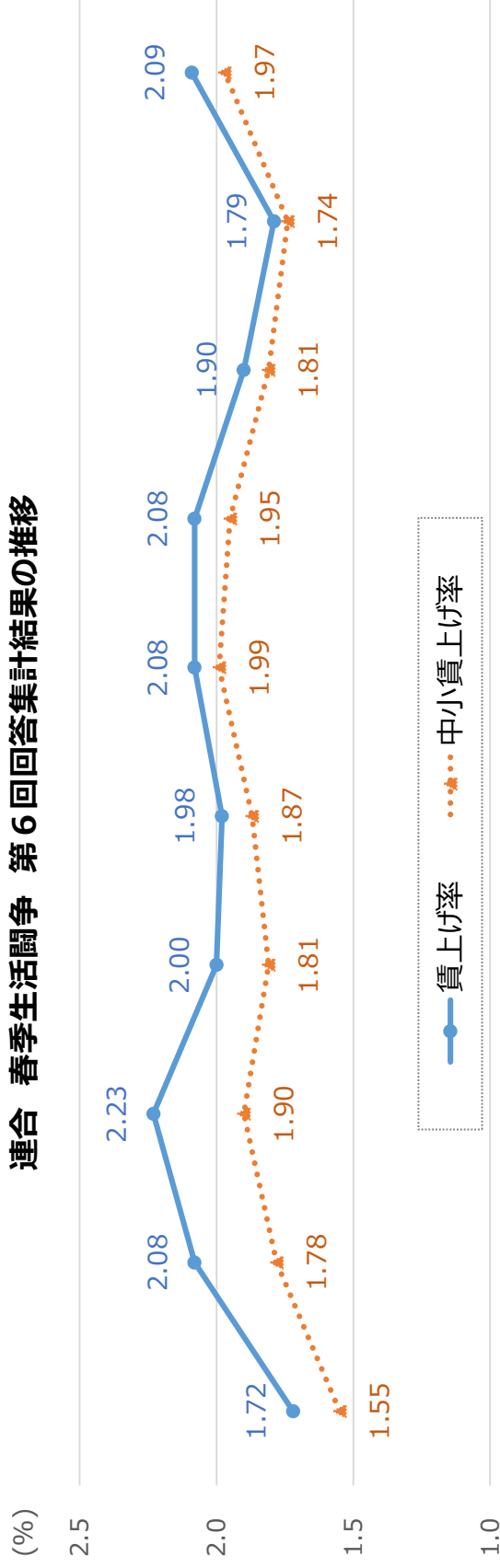
影響の内容（「大いに影響があった」又は「ある程度影響があった」と回答した者、複数回答）



連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の連合 春季生活闘争 第6回回答集計結果(2022年6月3日公表)では、賃上げ率は2.09%(中小賃上げ率は1.97%)となっている。

連合 春季生活闘争 第6回回答集計結果の推移

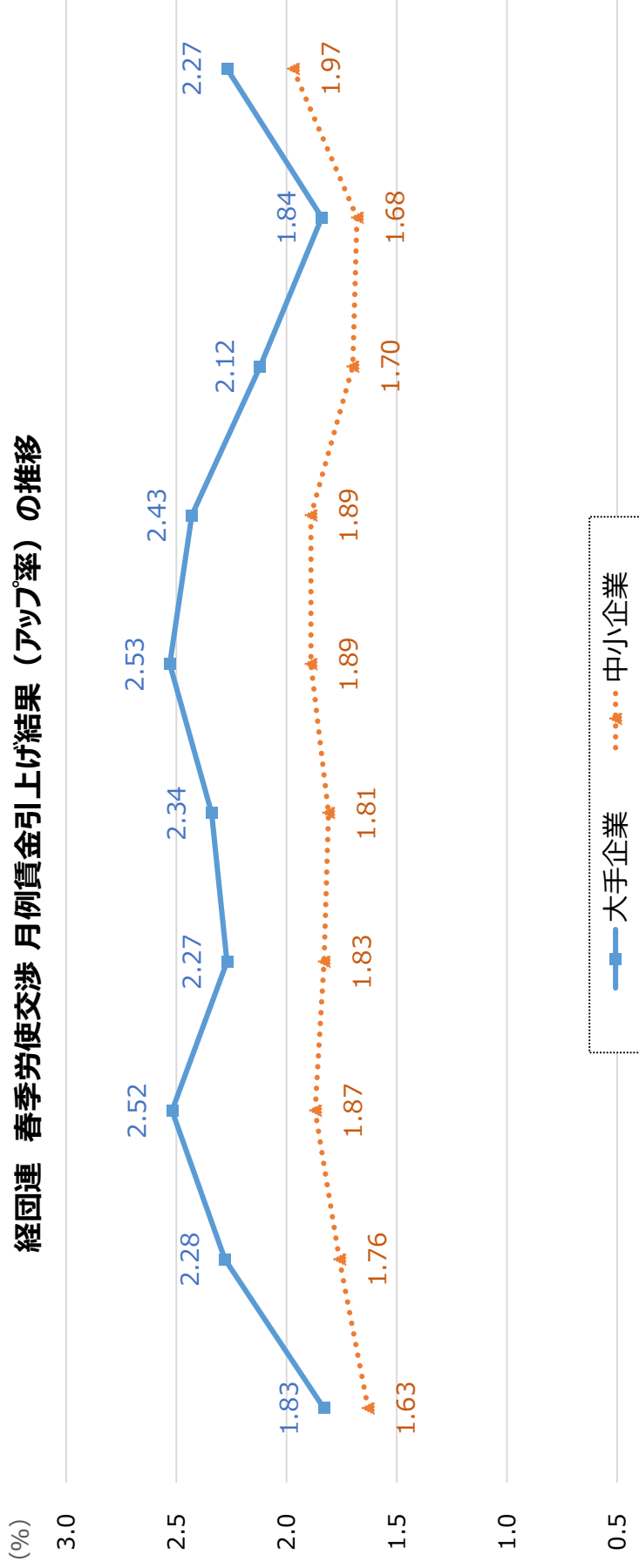


	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の経団連 春季労使交渉 大手企業回答状況の第1回集計(2022年5月20日)では、アップ率は2.27%となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果 (アップ率) の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.97

(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2022年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもち、厚生労働省労働基準局において作成。

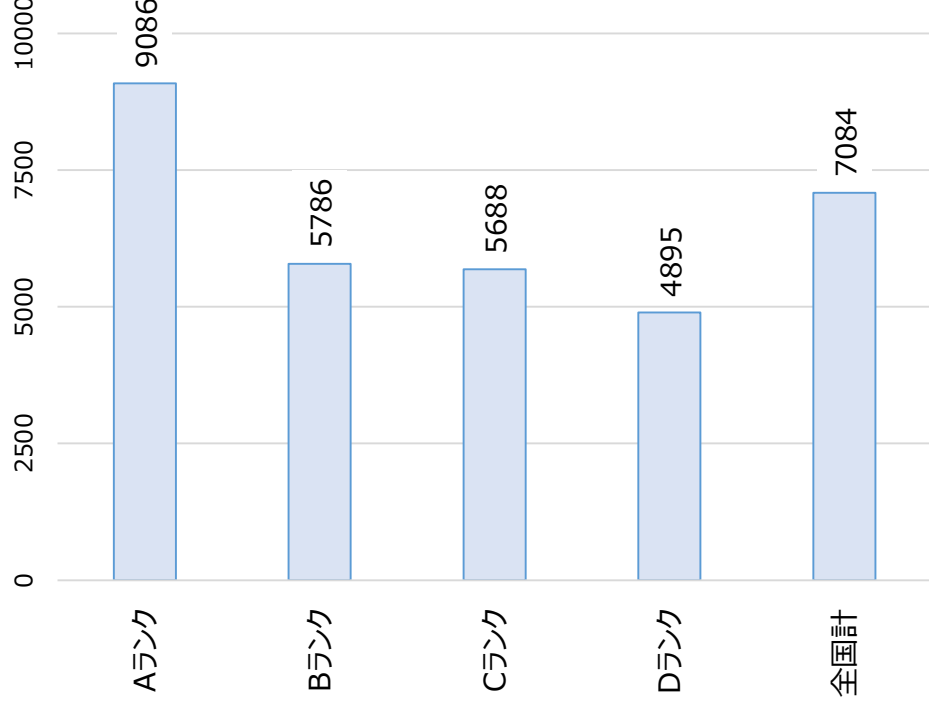
(注) 2021年までは最終集計結果、2022年は第1回集計結果

地域別の状況

新型コロナウイルス感染症の都道府県別感染者数(累積)

○ 新型コロナウイルス感染症の人口10万人当たりの都道府県別累積感染者数(令和4年6月2日時点)をみると、沖縄県を除き、Aランク地域で感染者数が多くなっている。

人口10万人当たりの累計陽性者数(人)



陽性者数の累計(令和4年6月2日時点)(人)		人口10万人当たりの累計陽性者数(人)		
東京都	1,545,058	11,099	A ランク	
大阪府	977,328	11,095		
神奈川県	755,870	8,218		
埼玉県	552,030	7,511		
千葉県	450,848	7,203		
愛知県	542,408	7,182		
Aランク計	4,823,542	9,086		
京都府	203,864	7,893		B ランク
兵庫県	425,644	7,787		
滋賀県	91,149	6,446		
広島県	157,735	5,625		
茨城県	159,208	5,567		
栃木県	91,257	4,719		
静岡県	171,117	4,696		
三重県	82,684	4,643		
山梨県	32,764	4,040		
長野県	73,916	3,607		
富山県	37,536	3,595	C ランク	
Bランク計	1,526,874	5,786		
福岡県	427,521	8,376		
奈良県	92,906	6,985		
北海道	361,224	6,880		
岡山県	98,915	5,234		
岐阜県	102,099	5,138		
香川県	48,433	5,066		
石川県	56,248	4,943		
Cランク計	8,874,058	4,943		
群馬県	94,709	4,877	D ランク	
福井県	35,541	4,628		
和歌山県	42,294	4,572		
宮城県	87,469	3,793		
山口県	45,174	3,327		
新潟県	72,361	3,255		
徳島県	22,341	3,069		
Cランク計	1,587,235	5,688		
沖縄県	218,094	15,010		
佐賀県	52,639	6,459		
熊本県	99,172	5,673		
鹿児島県	83,744	5,227		
宮崎県	53,546	4,990		
大分県	54,631	4,813		
青森県	56,980	4,573		
長崎県	59,325	4,471		
高知県	27,808	3,984		
福島県	63,741	3,453		
秋田県	30,589	3,167		
愛媛県	39,981	2,986		
岩手県	35,084	2,859		
鳥取県	15,206	2,735		
山形県	28,676	2,660		
島根県	17,042	2,528		
Dランク計	936,258	4,985		
Dランク計	8,874,058	7,034		

(資料出所) 厚生労働省「データからわかる - 新型コロナウイルス感染症情報 -」(https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html) (令和4年6月3日取得)、総務省「人口推計」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 人口は令和3年10月1日現在のものを用いている。

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、足下では一時期に比べて改善している。

ランク別完全失業率の推移



ランク	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
Aランク	4.5%	4.0%	3.6%	3.4%	3.2%	2.8%	2.5%	2.3%	2.9%	3.0%	2.4%	2.2%	2.2%	2.4%	2.3%	2.4%	3.0%	3.4%	2.9%	3.3%	3.1%	2.7%	2.7%
Bランク	3.9%	3.6%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	2.1%	2.4%	2.5%	2.2%	1.9%	2.2%	2.3%	2.3%	2.4%	2.5%	2.4%	2.6%	2.7%	2.4%	2.3%	2.4%
Cランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%	2.2%	2.5%	2.6%	2.3%	2.0%	2.2%	2.3%	2.3%	2.5%	2.6%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.4%	2.5%
Dランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.3%	2.8%	2.5%	2.2%	2.1%	2.5%	2.5%	2.3%	2.0%	2.1%	2.4%	2.2%	2.6%	2.4%	2.6%	2.7%	2.7%	2.3%	2.1%	2.4%

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

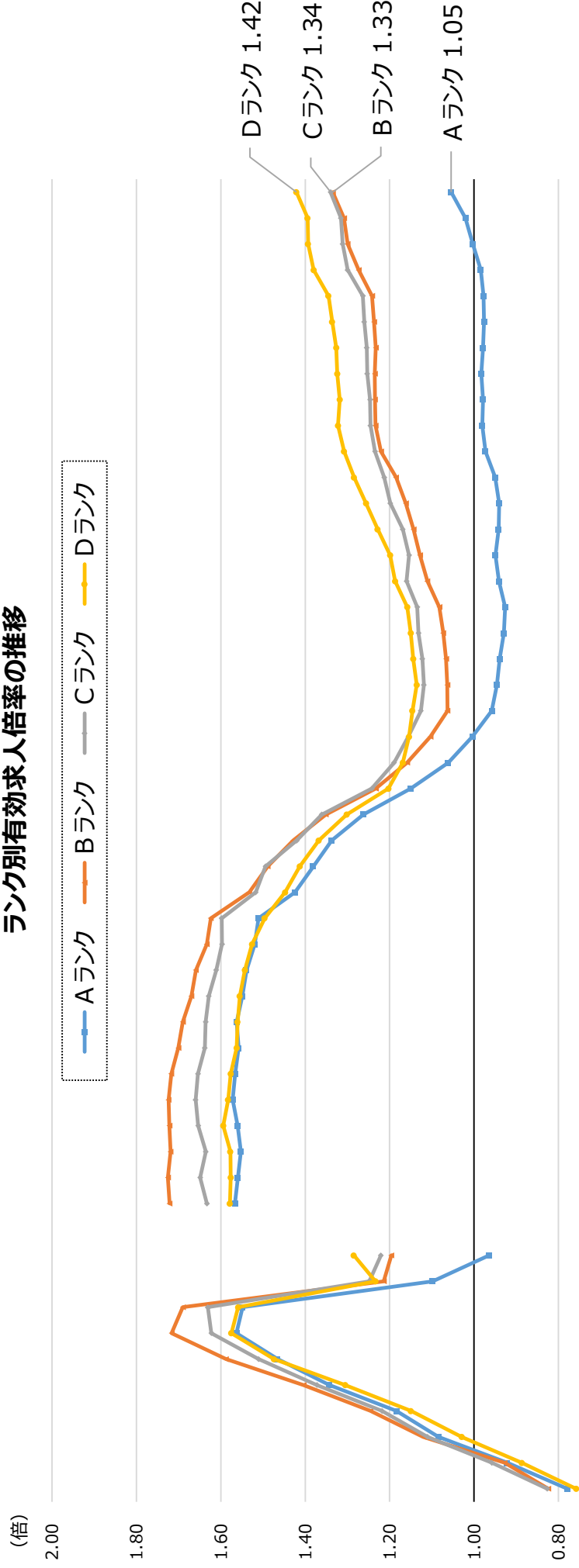
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。

ランク別有効求人倍率の推移



2019年				2020年				2021年				2022年			
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21						
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

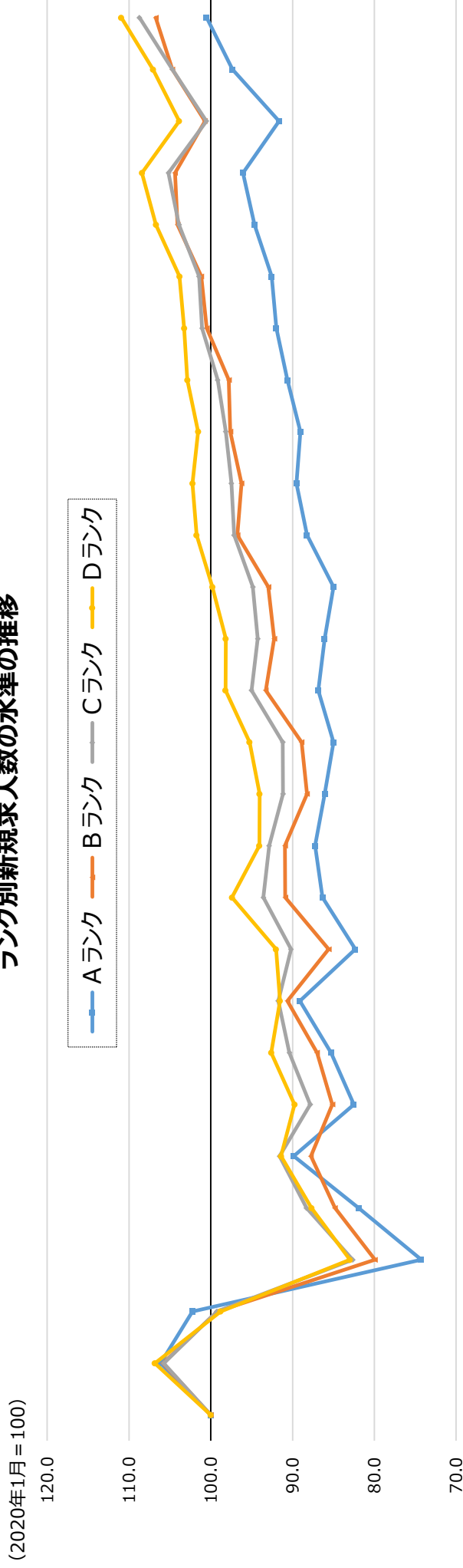
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2022年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の水準の推移



月	2020年												2021年												2022年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

産業別の状況

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年			2020年			2021年			2022年						
								1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月				
全産業(除く金融保険業)	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
製造業	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.5
非製造業	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.4
農林水産業	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	24.6	24.4
建設業	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	7.9
電気業	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5
ガス・熱供給・水道業	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	8.6
情報通信業	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	9.0
運輸業、郵便業	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	2.8
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.2
サービス業	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	9.0
宿泊業、飲食サービス業	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	▲4.5
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	19.9
教育、学習支援業	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8
医療、福祉業	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	3.2
職業紹介・労働者派遣業	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.5
その他のサービス業	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

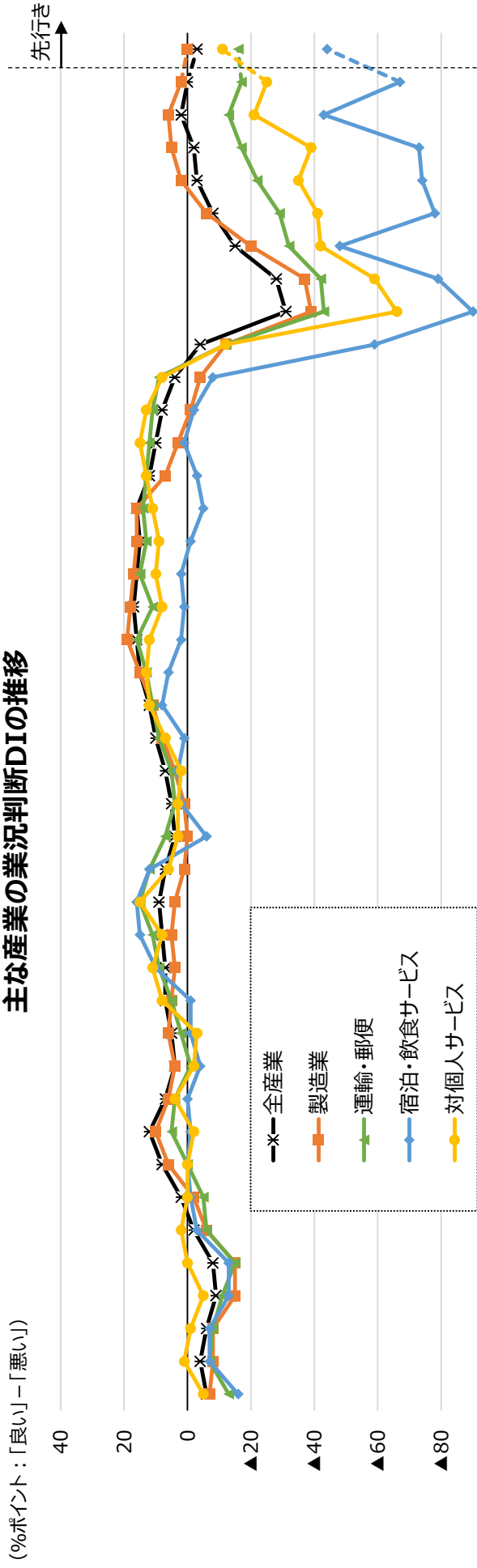
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2012年			2013年			2014年			2015年			2016年			2017年			2018年			2019年			2020年			2021年			2022年													
	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6														
全産業	▲6	▲4	▲6	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	8	9	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲3	▲2	▲1	▲8	▲3	▲2	2	0	▲3		
製造業	▲7	▲8	▲8	▲1	▲1	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲1	▲3	▲3	▲2	▲6	2	5	6	2	0		
運輸・郵便	▲1	▲7	▲8	▲1	▲1	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲1	▲4	▲4	▲3	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
宿泊・飲食サービス	▲1	▲7	▲7	▲1	▲1	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲5	▲9	▲7	▲4	▲7	▲4	▲7	▲7	▲7	▲4	▲6	▲4	
対個人サービス	▲5	1	▲1	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲1	▲6	▲5	▲4	▲4	▲3	▲3	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

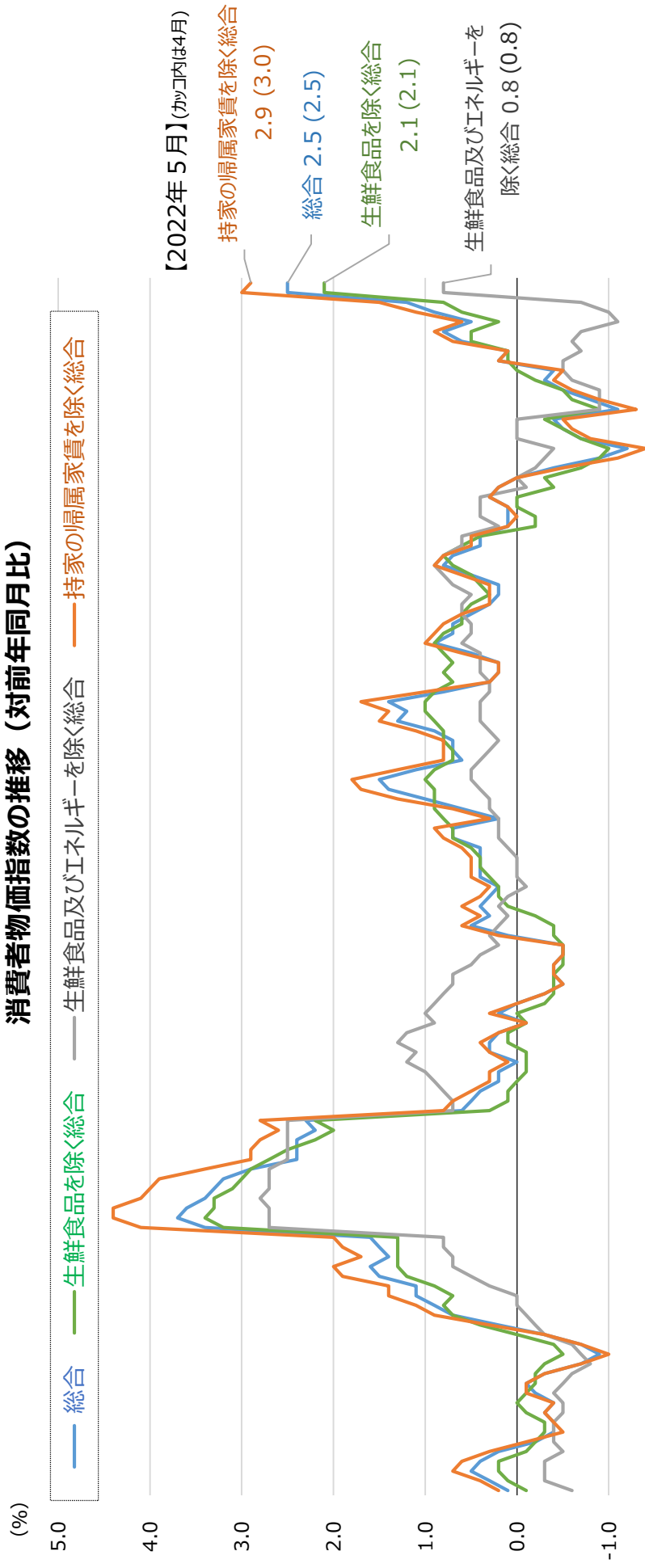
○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2022年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.5%、「生鮮食品を除く総合」は+2.1%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+0.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)

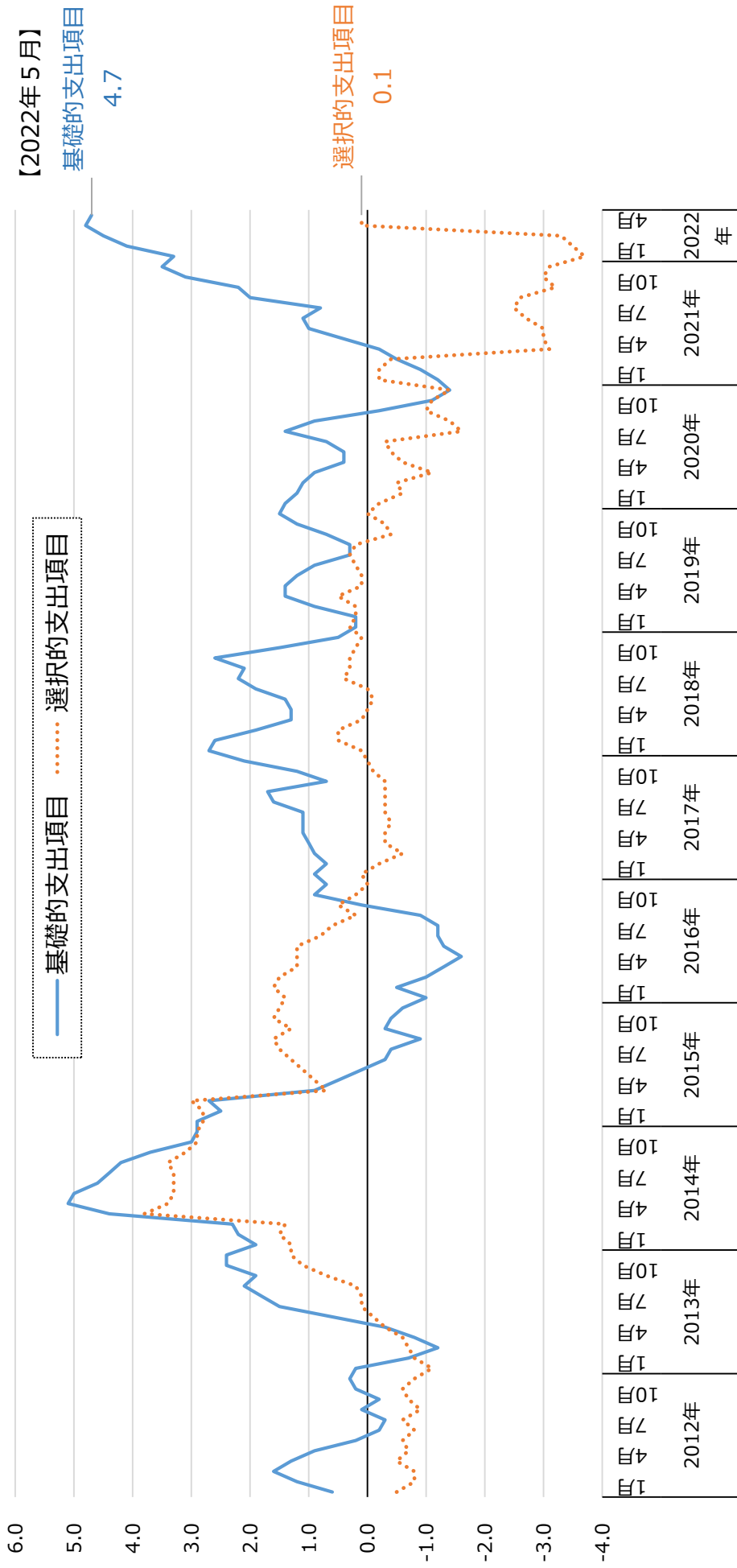


年	10月	7月	4月	1月
2012年	1月	4月	7月	10月
2013年	1月	4月	7月	10月
2014年	1月	4月	7月	10月
2015年	1月	4月	7月	10月
2016年	1月	4月	7月	10月
2017年	1月	4月	7月	10月
2018年	1月	4月	7月	10月
2019年	1月	4月	7月	10月
2020年	1月	4月	7月	10月
2021年	1月	4月	7月	10月
2022年	1月	4月	7月	10月

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2022年5月では、「基礎的支出項目」は+4.7%である一方、「選択的支出項目」は+0.1%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



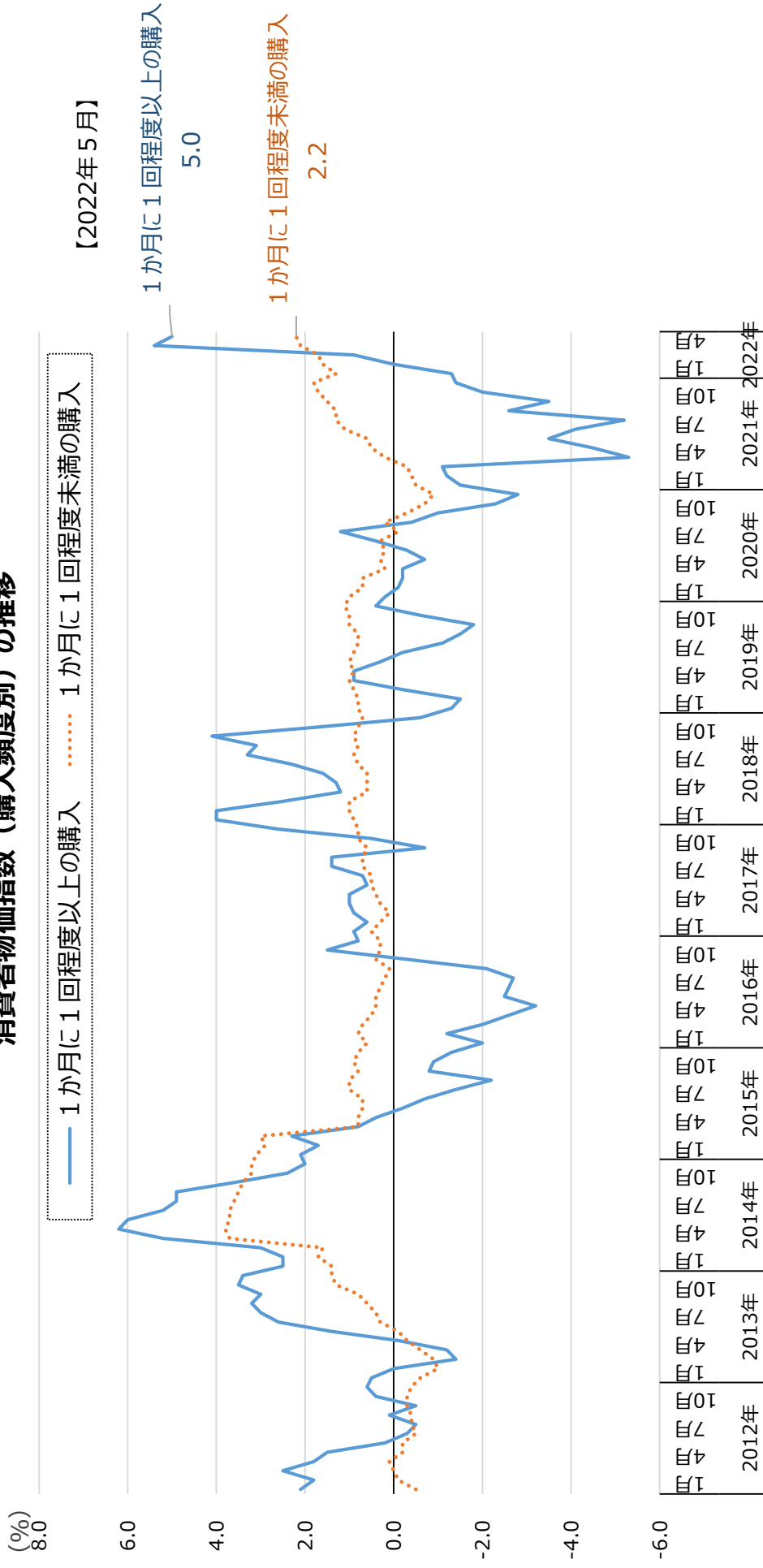
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の附属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2022年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.0%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.2%となっている。

消費者物価指数（購入頻度別）の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものの。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

経済対策・中小企業への支援策

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)

○ 令和3年11月に、新型コロナウイルス対策に万全を期し、コロナ禍で厳しい影響を受けた方々に寄り添って万全の支援を行うとともに、成長戦略と分配戦略による新しい資本主義を起動するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

令和3年11月19日閣議決定

- ◆ 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。この機を捉え、本経済対策を契機として、**「新しい資本主義」**を起動し、成長と分配の好循環を実現して、**経済を自律的な成長軌道に乗せる。**
- ◆ こうした成長に向けた機運を適切に捉え、感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期すとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気不振に十分に注意し経済の底割れを防ぐ。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等
 - ◆ 医療提供体制の強化：公立公称病院の専用病床化、感染拡大時の確保病床8割以上の確実な稼働体制の構築、地域の医療機関等と連携した自宅・宿泊療養者に対する対策の徹底
 - ◆ ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保
 - ◆ ワクチンの追加接種の無料実施、治療薬（中和抗体薬・経口薬）の確保・投与体制の構築
 - ◆ 感染防止の徹底：地方自治体交付金（移動回線等による感染防止対策）、公称園・保育園・学校等の感染防止策
2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援
 - ◆ 事業者への支援：地域・業種を限定しない事業規模に応じた給付金（事業復活支援金）、実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長、地方創生臨時交付金（時短等要請時の協力金等）
 - ◆ 生活・暮らしへの支援：住民税非課税世帯（1世帯当たり10万円給付）や厳しい状況にある学生などお困りの方々への支援、雇用調整助成金等の特例措置延長、孤立・孤立化を防ぐ方々への支援
 - ◆ エネルギー価格高騰対策

II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開
 - ◆ ワクチン、検査パッケージの活用：電子ワクチン接種証明の年内発行、予約不要・無料のPCR・抗原定性検査の実施
 - ◆ 社会経済活動の再開：安全・安心を確保したGoToトラベル等による需要喚起、イベントの開催・キャンセル費用等への支援
2. 感染症有事対応の抜本的強化
 - ◆ ワクチン、治療薬等の国内開発：ワクチン、治療薬等の研究開発から実用化まで支援し生産、安定供給を確保できる体制を整備、緊急時にワクチン製造に転用可能なデュアルユース生産設備の整備支援
 - ◆ 感染症の収束に向けた国際協力等：COVAXフロンティアを通じて途上国への支援、アジア・大洋州地域におけるコロナ対策、社会経済活動再開支援、海外との往來の正常化
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

成長戦略

1. 科学技術立国の実現
 - ◆ 科学技術：10兆円規模の大学ファンドの年度内設置、若手研究者の人材育成、デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙、海洋分野など先端科学技術の研究開発
 - ◆ グリーンエネルギー：自動車の電動化推進、蓄電池・半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資促進、太陽光発電設備の整備支援等による再生可能エネルギーの導入拡大
 - ◆ スタートアップ支援：イノベーション・エコシステムの機能強化、オープンイノベーション促進税制
 - ◆ 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」
 - ◆ デジタル実装：ローカル5G等のデジタルインフラの整備、交付金の大規模展開によるテレワーク・ドローン宅配などデジタル実装の推進、デジタル推進委員の全国展開などデジタルバイド対策
 - ◆ DXの推進：デジタル庁を司令塔として準公共分野（健康・医療・介護、教育等）のデータ利活用の推進、行政手続きのオンライン化、一人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与
 - ◆ 農業・観光・文化・農林水産業の輸出力・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地政公共交通支援、文化芸術復興
 - ◆ 中小企業：事業再構築・生産性向上支援、私的整理等ガイドラインの整備等による事業再生推進
3. 経済安全保障
 - ◆ 先端半導体の生産拠点を国内立地し、先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成

分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援
 - ◆ 賃上げの推進：賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制強化、最低賃金引上げに向けた事業者への助成の拡充
 - ◆ 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進：3年間で4,000億円の施策パッケージ・職業訓練と再就職支援の組み合わせによる労働移動やステップアップの支援、デジタル人材育成の強化等の実施、リカレント教育や職業訓練の拡充
 - ◆ 働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援：テレワークの定着や兼業・副業の促進、女性や就職氷河期世代の支援、非正規雇用労働者の待遇改善
2. 公的部門における分配機能の強化等
 - ◆ 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等：公的価格の在り方の抜本的見直し、民間部門における賃上げ議論に先じた措置の検討実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援
 - ◆ 「子ども・子育て支援」の推進：新型コロナウイルスの影響が長期化する中で子育て世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付、早期の待機児童解消を目指すための保育の受け皿整備、子育て世帯の住宅取得支援

IV. 防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靭化の推進：5か年加速化対策等に基づく防災・減災、国土強靭化の強化
2. 自然災害からの復旧・復興の加速：東電福島第一原子力発電所の廃行・汚染水・処理水対策、自然災害による被災者の生活・生業の再建と復旧・復興
3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心：自衛隊の増強による国際情勢への即時的な対応、戦略的海上保安体制の構築等の推進

本対策の規模	I		II		III		IV		合計	本対策の効果	GDPの下支え・押し上げ効果
	財政支出	事業規模	財政支出	事業規模	財政支出	事業規模	財政支出	事業規模			
	2.2兆円程度	3.5兆円程度	9.2兆円程度	10.7兆円程度	19.8兆円程度	28.2兆円程度	4.6兆円程度	5.0兆円程度	55.7兆円程度		5.6%程度
									78.9兆円程度		

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策における主な経済支援策の執行状況

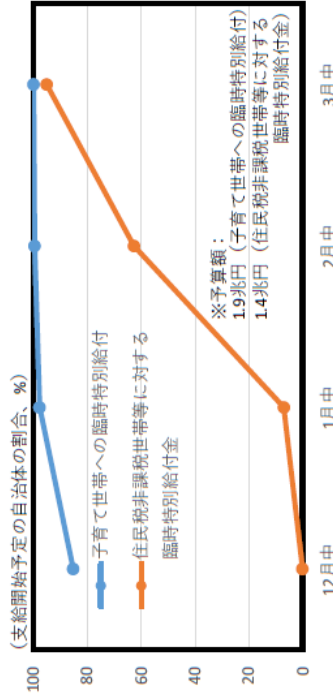
○ 緊急小口資金等の特例貸付(家計支援)の支給決定件数、雇用調整助成金(雇用支援)の支給額は大幅に減少しており、公庫へのコロナ融資(事業者支援)の申込数は平時並みとなっている。

主な経済支援策の執行状況

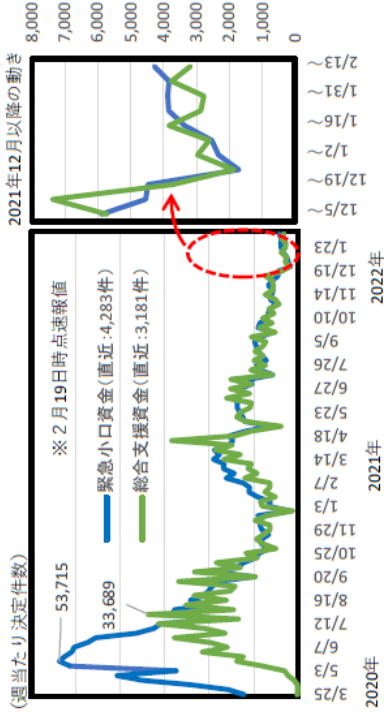
令和4年3月3日 経済財政諮問会議資料
「経済対策のフォローアップについて」

- 家計支援：子育て世帯への給付については令和4年1月末までにほとんど全ての自治体で支給開始、住民税非課税世帯等に対する給付についても3月末までにほとんど全ての自治体で支給開始予定であるなど、執行が進捗。緊急小口資金等の特例貸付については、ピーク時は週7万件を越える支給決定件数があったが、直近では週7,000件程度まで縮小。
- 雇用支援：雇用調整助成金については、ピーク時週1,600億円の支給額が、直近では190億円まで減少。休業支援金・給付金についても支給額は減少傾向。
- 事業者支援：事業復活支援金は1/31に申請受付開始、2/7には支給を開始(P.6参照)。公庫へのコロナ関係融資の申込数は、ピーク時週72,000件が、現在は週4,000件程度と落ち着いている。

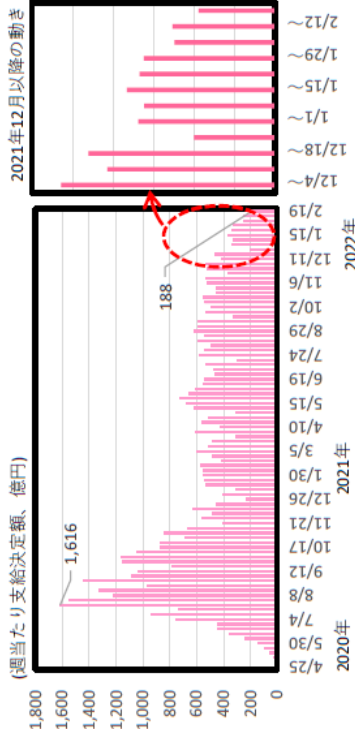
図表1 子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給開始時期



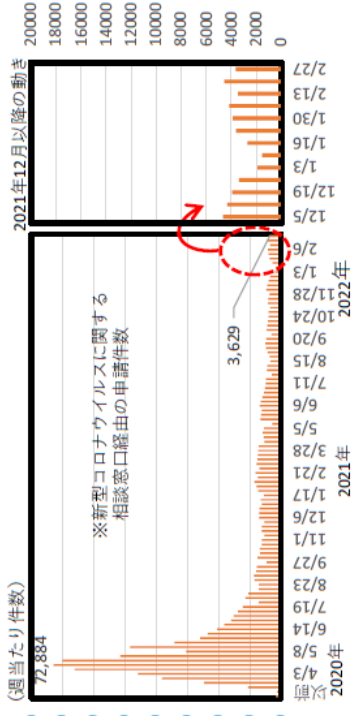
図表2 緊急小口資金等の特例貸付の支給決定件数



図表3 雇用調整助成金等の支給決定額



図表4 日本公庫(国民・中小)のコロナ融資申込件数



コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日決定)

○ 令和4年4月に、現下の物価高騰等に対応し、①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③中小企業対策(賃上げ・価格転嫁対策、資金繰り支援)、④生活困窮者等への支援などを内容とする「総合緊急対策」を決定。

令和4年4月26日 原価高騰・物価高騰等に関する取組の概要

我が国経済は、原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料、原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況。◆このため、直面上の物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定。◆本年6月までに新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめ、物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す。

I. 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策
 - ◆燃料油に対する激変緩和事業(延長・拡充)(注)：
 - ・基準価格を1772円から168円に引き下げ
 - ・支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
 - ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
 - ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討
2. 業種別対策
 - ◆漁業：漁業経営セーフティネット構築事業等による原油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
 - ◆農林業：施設園芸等原油価格高騰対策等による原油価格が上昇した場合の補てん金交付等
 - ◆運輸業：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
 - ◆生活衛生関係営業：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
 - ◆その他：持続化補助金を活用した、LPGガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 賃上げ・価格転嫁対策
 - ◆賃上げを行う企業への支援の強化：
 - ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
 - ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ等
 - ◆「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」：
 - ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備等
2. 資金繰り支援等：
 - ◆政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化：
 - ・ウクライナ情勢等による影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の更なる金利引下げ
 - ・新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
 - ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化等

V. 今後への備え VI. 公共事業の前置し VII. その他

- ◆予備費の確保：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、|新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(仮称)|として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等
- ◆公共事業の前置し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底

本対策の規模	I		II		III		IV		V		合計
	国費(備考)	事業規模	1. 5兆円程度	0. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	2. 兆円程度	
事業規模	1. 5兆円程度	1. 5兆円程度	2. 4兆円程度	2. 4兆円程度	6. 5兆円程度	6. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	1. 3兆円程度	6. 2兆円程度
											1. 3兆円程度

(備考) 国費のうち、一般予備費の使用額は、0. 4兆円程度(Ⅰ：0. 3兆円程度、Ⅱ：0. 1兆円程度)、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1. 1兆円程度(Ⅱ：90億円程度、Ⅲ：0. 1兆円程度、Ⅳ：1. 0兆円程度)。補正予算額は、2. 7兆円程度(Ⅰ：1. 2兆円程度、Ⅴ：1. 5兆円程度)。

(注) 激変緩和策(本年5～9月)によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価(総合)は0. 5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。|新型コロナウイルス感染症対策予備費等|は0. 5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。|新型コロナウイルス感染症対策予備費等|は0. 5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。|新型コロナウイルス感染症対策予備費等|は0. 5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。|新型コロナウイルス感染症対策予備費等|は0. 5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,001億円>

(独)中小企業基盤整備機構が中小企業の生産性向上を継続的に支援。さらに、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組も支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

(補助額：100万～3,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3)
… 革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

(補助額：～200万円、補助率：2/3等)
… 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4)
… バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

(補助額：150万～600万円、補助率：1/2～2/3)
… 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

よるず支援拠点等の支援体制の充実 | 40.0億円(40.9億円) | <17.1億円>

各都道府県に設置したよるず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 | 1,000億円 ※令和4年度予算規模 | <6,123億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業 | 10.2億円(新規) |

複数の中小企業等が連携し、連携体として新たな付加価値創造や生産性向上、新分野、業態展開、革新的な製品・サービス開発等を行う取組を最大2年間支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.9億円(10.8億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業 | 2.5億円(5億円) |

既存の複数のITツールを連携・組み合わせさせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 11.9億円(11.9億円) | <135億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 66.0億円(65.4億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 43.8億円(66.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 839億円(739億円) | <251億円>

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

17.5億円(7.6億円) |

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.5億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 243億円の内数(258億円の内数) |

生産管理、IoT、クラウドの活用、等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備を通じて、雇用管理改善に取り組み、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。(※新規の計画受付休止中)

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 19.4億円(28.2億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.7億円(令和4年度新規事業) |

令和4年4月より新たに行動計画策定等が義務づけられた常時雇用労働者数101人以上300人以下の中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援

生活衛生業関連施策

・ **日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用**

… 事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に特別利率を適用

・ **生産性向上推進事業 <2.0億円>**

… デジタル化の好事例の展開等、生活衛生関係営業者のデジタル化推進を支援

・ **生活衛生関係営業収益力向上事業 | 0.9億円(0.6億円) |**

… 最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

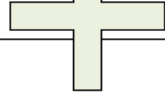
名称	令和3年度実績（件） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	10,185件
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	44,757件
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	30,825件
中小企業等事業再構築促進事業	35,183件
業務改善助成金	3,859件
働き方改革推進支援助成金	6,614件
キャリアアップ助成金	76,992件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	31,142件
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	2,409件 (テレワークコースは、令和3年4月～ 令和4年2月時点)

取引適正化に向けた取組

- 昨年末の「転嫁円滑化施策パッケージ」に加え、価格交渉の促進や約束手形の利用廃止、知財取引の適正化に向けた「取引適正化に向けた5つの取組」を実施。

「転嫁円滑化施策パッケージ」(2021年12月27日閣議了解)に関連し、以下の取組を推進。

- ① **転嫁円滑化スキームの創設・下請法の執行強化**
 - ・ 下請法等の執行に関する報告書を公表(6月目途)
 - ・ 重点業種の指定→立入検査の強化
- ② **下請Gメンの体制強化**
 - ・ 下請Gメン倍増(120名⇒248名)(4月)
→年間4千件⇒1万件以上の生声を聴取
- ③ **パートナーシップ構築宣言の拡大、実効性強化**
 - ・ 宣言企業数：12月末 4600者(大企業450者)
⇒5月上旬**9000者(大企業700者)**
 - ・ 宣言した内容の実施状況を全社調査



「取引適正化に向けた5つの取組」(2022年2月10日第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)に基づく取組を推進。

① 価格交渉促進月間の実施

- ・ 3月「価格交渉促進月間」実施
→**フォローアップ調査(4万者⇒15万者に増加)をとりまとめ(6月)**
→**下請振興法に基づく「指導・助言」を実施(7～8月)**

② 約束手形の2026年の利用廃止に向けた取組

- ・ **業界団体ごとに、ロードマップ作成を要請**
- ・ **金融業界に、手形交換所における手形等の取扱い廃止に向けた検討を要請**
(秋にフォローアップ)

③ 知財取引の適正化に向けた取組

- ・ 「**知財Gメン**」の立上げ(4月)
- ・ 特許庁INPITとの連携協定締結
→個別企業における実態調査の推進



これらの取組を裏付け、下支えすべく、下請振興法の「**振興基準**」を改定(7月目途)。

最低賃金に関する調査研究

最低賃金に関する報告書(概要)

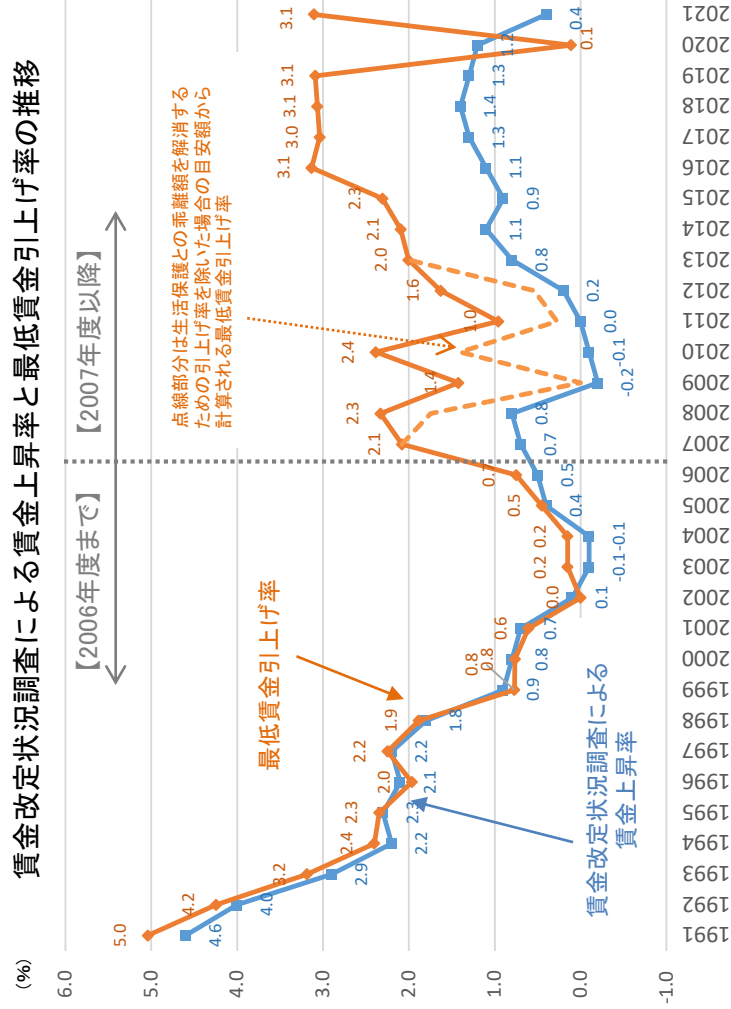
はじめに・第1章 最低賃金制度の全体像

○ 最低賃金の引上げ率(左図)は、2006年度までは賃金改定状況調査(常用労働者数30人未満の企業が対象)による賃金上昇率に近い水準で推移していたが、2007年度以降、最低賃金法の改正や政府方針への配慮等もあり、これを大きく上回る水準で推移している(2020年度を除く)。その結果、最低賃金の影響率(右図)は高まり、労働者の賃金への影響が大きくなってきているだけでなく、労働市場や企業活動等にも一定の影響を及ぼしているものとなっている。また、イギリス、ドイツ等の諸外国でも、最低賃金引上げの影響について記述統計や実証研究等により検証し、報告書を作成している。

○ このような国内外の動向を踏まえ、日本の最低賃金の影響を分析・検証し、エビデンス・ベースでの検討に資することを目的として、2021年度「最低賃金に関する調査研究等事業」により本報告書を作成(委託先:三菱総合研究所)。

※ 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。

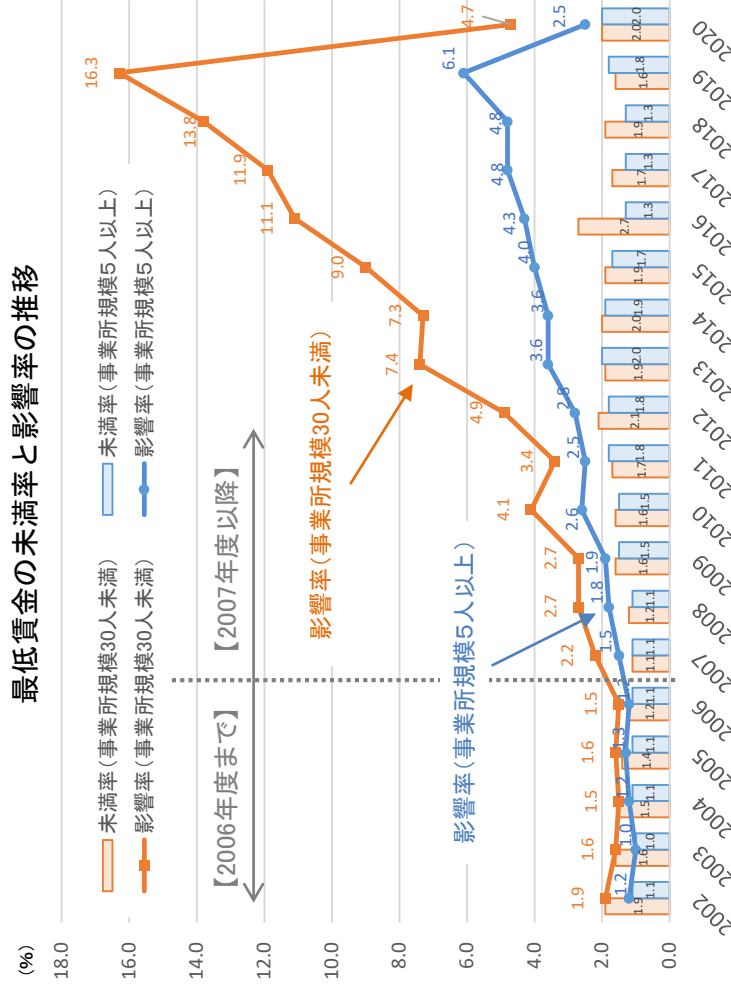
賃金改定状況調査による賃金上昇率と最低賃金引上げ率の推移



(資料出所)厚生労働省「賃金改定状況調査」

(注) 1. 賃金改定状況調査結果第4表は、常用労働者数30人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査した結果に基づき、時間当たり所定内賃金の上昇率を示したものの。
2. 最低賃金引上げ率は、地域別最低賃金額(時間額)全国加重平均の上昇率。

最低賃金の未満率と影響率の推移



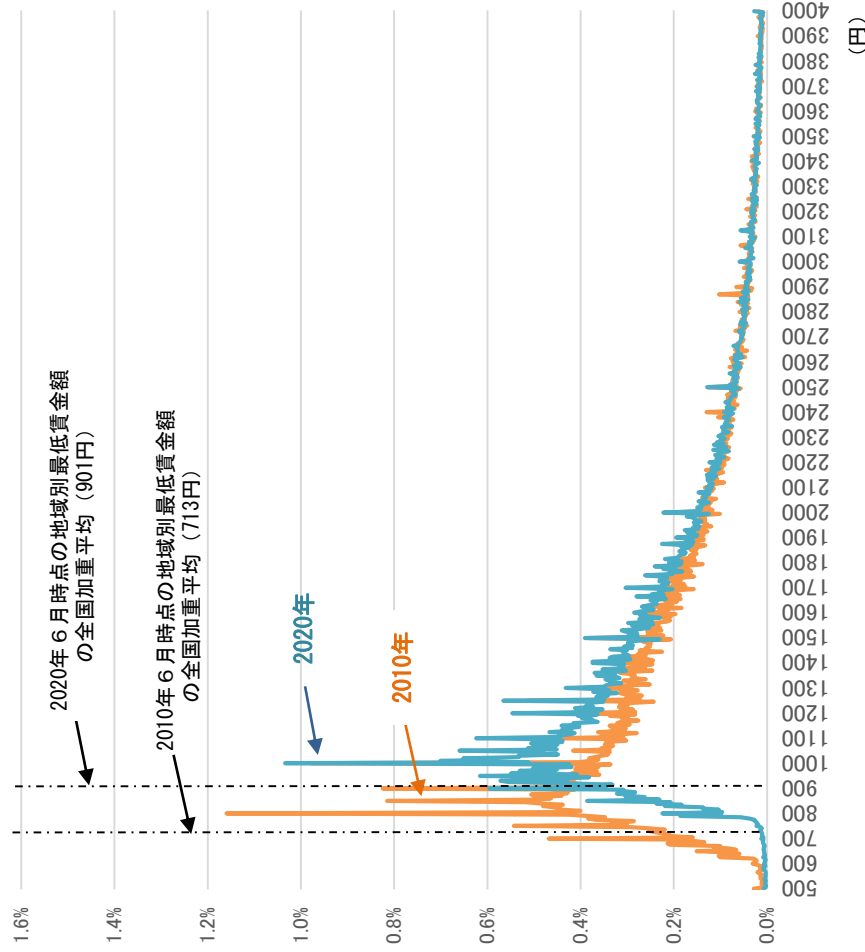
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」「賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1. 「最低賃金に関する基礎調査」は、事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としており、「賃金構造基本統計調査」は、事業所規模5人以上を対象としている。賃金構造基本統計調査では、2020年からの調査事項や集計方法が変更されたため、2015～2020年の数値は、時系列比較を行うために2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものであり、2014年以前とは連続しない。
2. 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合であり、「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。

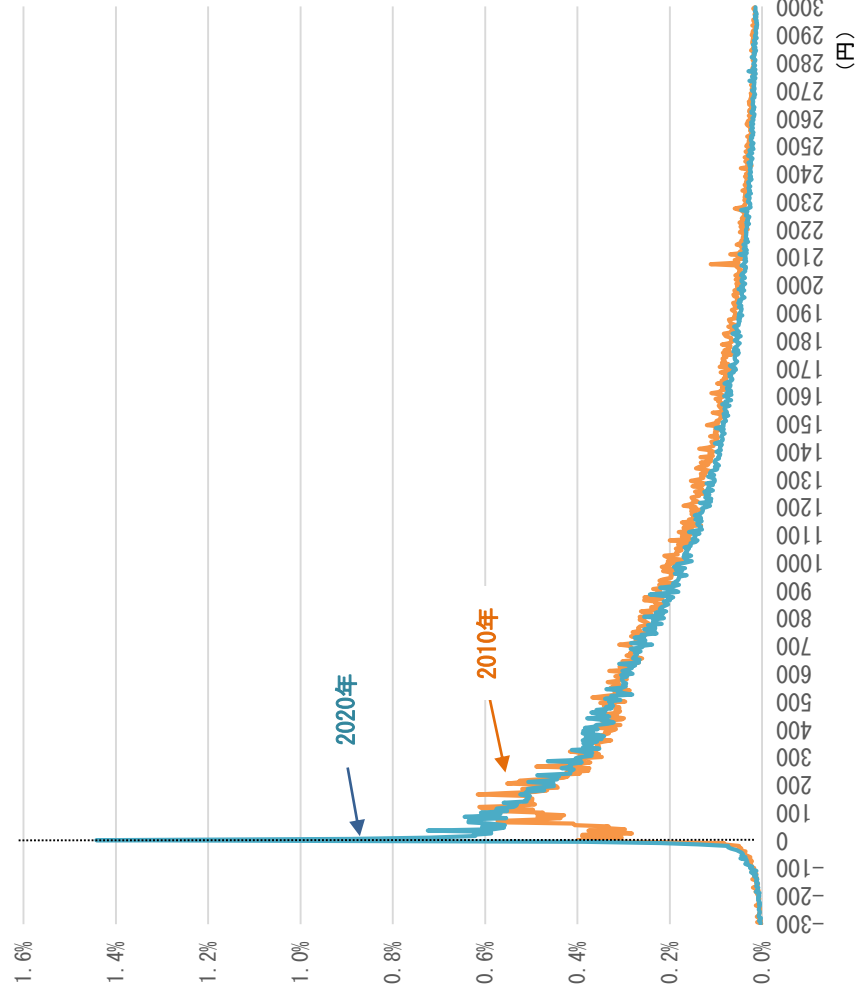
第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活 1. 賃金への影響①

- 最低賃金引上げによる賃金分布への影響については、先行研究では、賃金分布の左裾に「こぶ」(スパイク)を生じさせる「賃金分布の圧縮」、最低賃金額よりも高い水準の賃金も上昇させる「波及効果」が示されている。どの程度まで波及するか等は研究により異なる。
- 時間当たり所定内給与額の分布(左図)をみると、2020年は2010年と比較して、低賃金層を中心に右方にシフトしている。また、都道府県ごとに最低賃金額が異なるため、時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布(右図)をみると、2020年は2010年と比較して、最低賃金額に張り付き労働者が増えている。10年前と比べ、最低賃金引上げによる賃金分布への影響が大きくなってきている。

時間当たり所定内給与額の分布(常用労働者)



時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布(常用労働者)



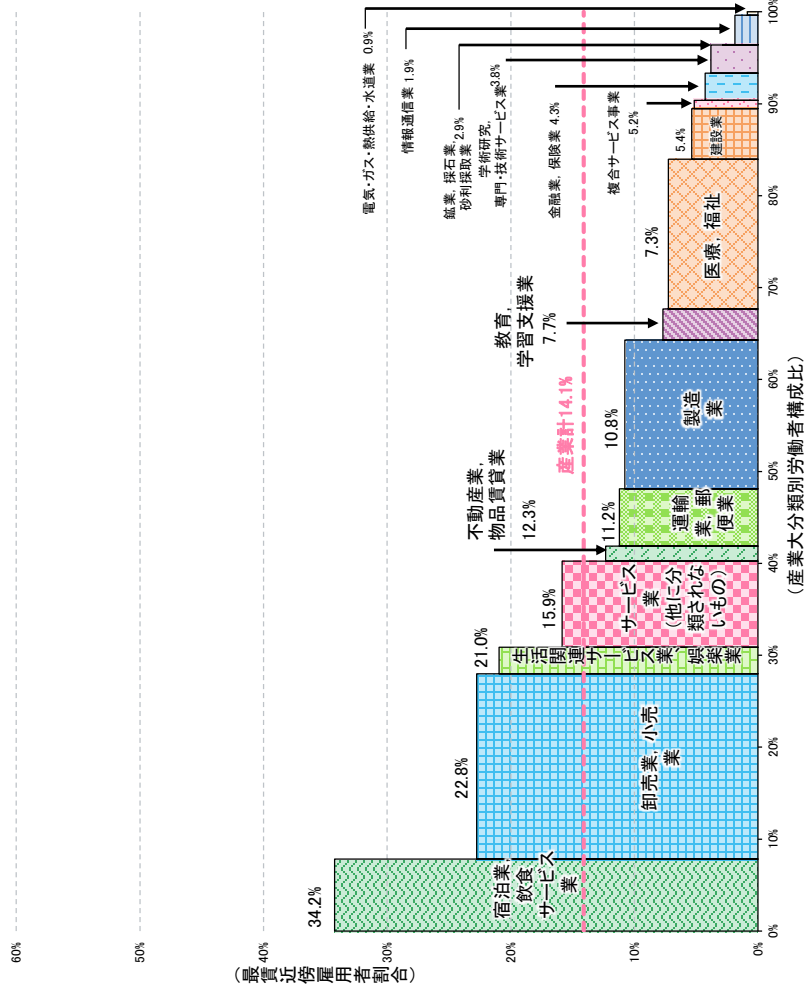
(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。

- (注)
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数の数値。
 2. 1時間当たり所定内給与額は、6月所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、家族手当、精進手当を含む。
 3. 右図の横軸は、1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2010年の数値は、2020年調査の集計範囲、還元方法に合わせて集計している。

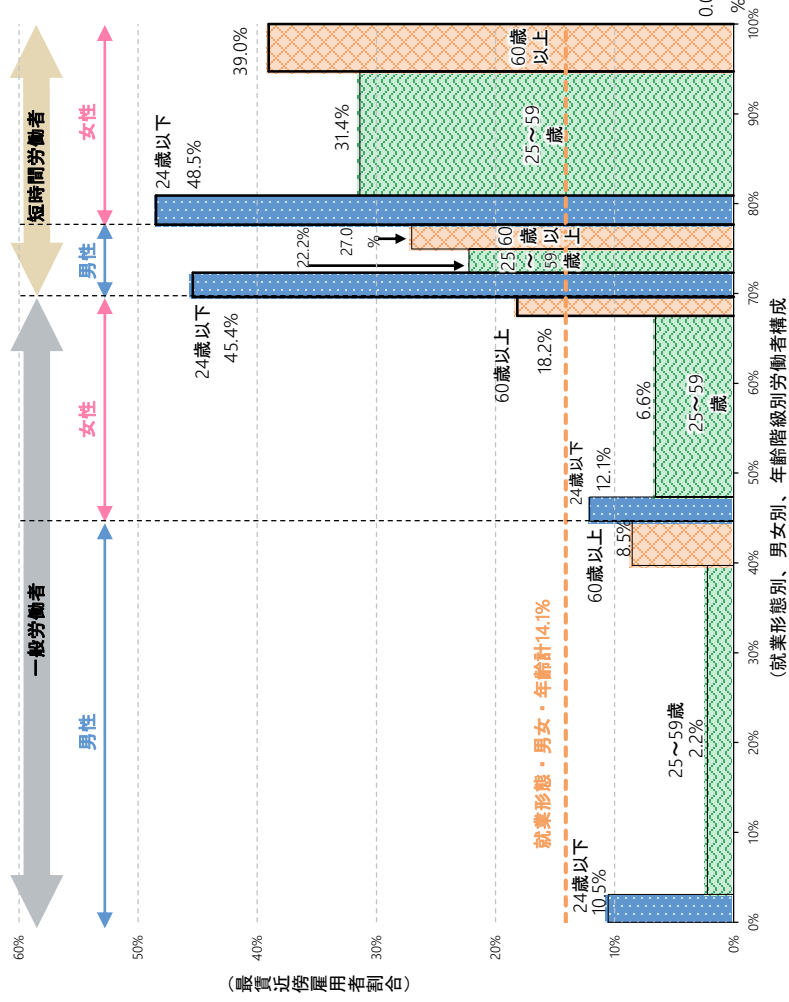
第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活 1. 賃金への影響②

○どのような労働者が最低賃金引上げの影響を受けるか確認するため、属性別に「最賃近傍雇用者」(地域別最低賃金額×1.1倍の賃金の雇用者の割合をみると、産業別(左図)では「宿泊業、飲食サービス業」卸売業、小売業」等で、企業規模別では小規模ほど、職業別では「運搬・清掃・包装等従事者」「販売従事者」「販売従事者」等で高い。また、労働者個人の属性については(右図)、男女別では女性で、年齢階級別では若年層と高齢層で、就業形態別では短時間労働者で、学歴別では学歴が低いほど割合が高い(これらの傾向は先行研究と同様)。

産業別の最賃近傍雇用者割合



就業形態別、男女別、年齢階級別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
 (注)1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。
 2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、縦軸の「最賃近傍雇用者割合」は、常用労働者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
 3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」「就業形態別、男女別、年齢階級別労働者構成比」は、常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
 4. 各区分の長方形の面積は、最賃近傍雇用者のボリューム(産業計の常用労働者に占める比率)を示している。

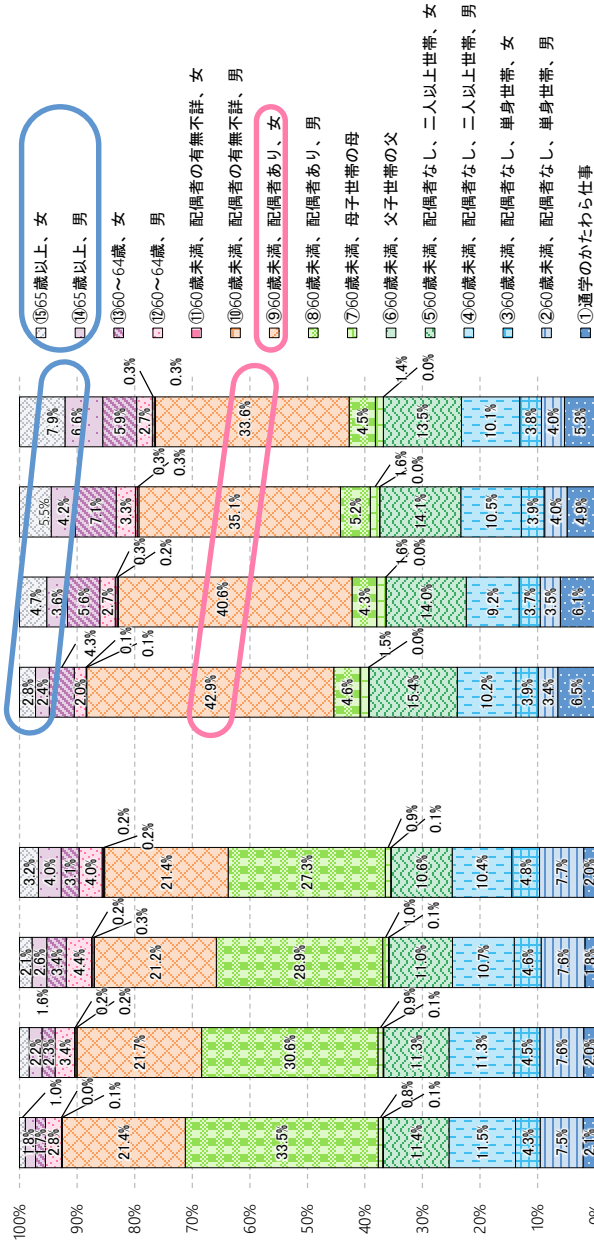
第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活 2. 最賃近傍雇用者の世帯所得・暮らしの状況

○ 最賃近傍雇用者を世帯属性別(左図)にみると、「60歳未満で配偶者のある女性」が直近で約1/3と最も多くを占めるが、減少傾向にある。また、「60歳未満で配偶者のない者」も約1/3を占めるが、その多くが二人以上世帯に属する。さらに、高齢化に伴い、「60歳以上の者」の割合も直近で2割以上を占め、特に「65歳以上の者」は増加傾向にある。このほか、「通学のかたわら仕事」が5%前後、「母子家庭の母」が1%台半ばとなっている。こうした最賃近傍雇用者のうち世帯の最多所得者である者の割合をみると、全体の約1/3で推移しており、必ずしも世帯の最多所得者というわけではない。

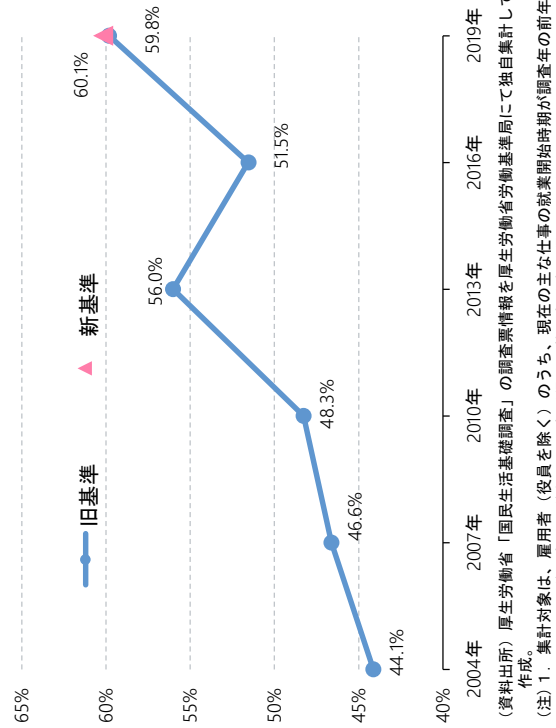
○ 他方で、最賃近傍雇用者には世帯所得が低く経済的に厳しい者もいるほか、世帯所得が高くとも経済的に独立できない者もいると考えられ、例えば、60歳未満の男性の最賃近傍雇用者では、雇用者全体と比べ配偶者や子のいる者の割合が低くなっている。

また、貧困線(全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額)未満の世帯に属する雇用者に占める最賃近傍雇用者の割合(右図)は、最低賃金引上げに連れ最低賃金額に張り付く労働者が増えてきたことに伴い、上昇傾向にある。最低賃金引上げが貧困線未満世帯の雇用者の所得・生活水準の改善に果たす役割が、増してきているといえる。

最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移



等価可処分所得が貧困線未満の世帯に属する雇用者に占める最賃近傍雇用者の割合の推移



(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報を用いた最賃近傍雇用者世帯の独自集計による。
 (注) 1. 集計対象は、雇用者(役員を除く)のうち、現在の主な仕事の就業開始時期が調査年の前年の1月以前であり、前年の雇用者所得に記載のある者に限定している。
 2. 調査年の前年の雇用者所得/50週/調査年の5月の特定の1週間の就業時間により時間当たり賃金を推計し、これが調査年の前年の秋より適用されている居住地の地域別最低賃金額×1.1より低い者を最賃近傍雇用者としている。
 3. 等価可処分所得は、OECDの新基準に基づき可処分所得(世帯の総所得から次の額を控除したものを)を世帯人員の平方根で除して算出。新基準:税金(所得税、住民税、固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税、自動車重量税)、社会保険料、企業年金掛金、仕送り。旧基準:税金(所得税、住民税、固定資産税・都市計画税)、社会保険料。
 4. 貧困線は、全世帯の全世帯員の等価可処分所得の中央値の半分であり、国民生活基礎調査の公表値を用いている。
 5. 等価可処分所得が不詳の者は除いて集計している。

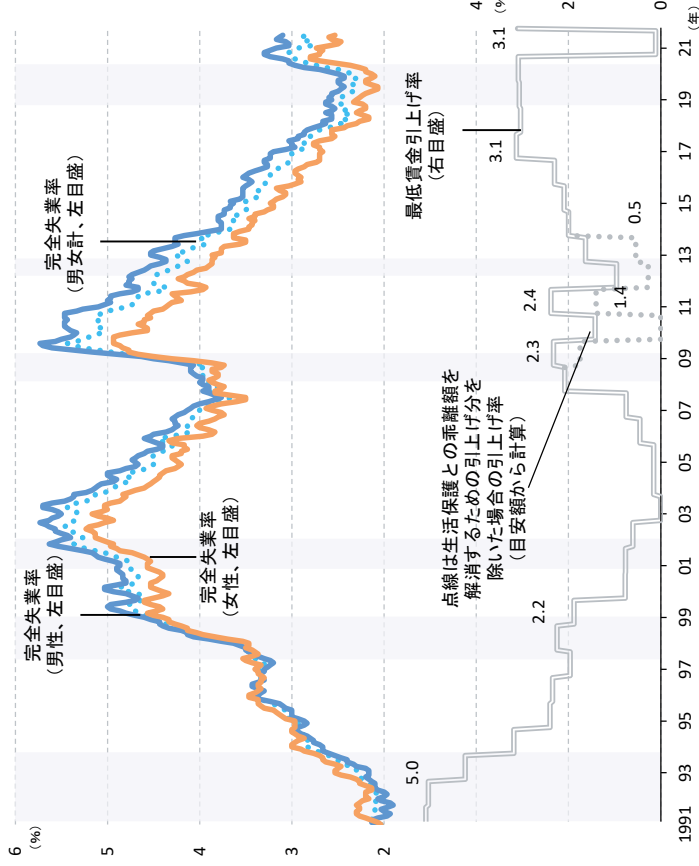
(参考) 雇用者全体

(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を用いた最賃近傍雇用者世帯の独自集計による。
 (注) 1. 「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得/50週/主な仕事の週間の労働時間/居住地の地域別最低賃金額/調査年の前年秋より適用されたもの×1.1である雇用者として定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各プロット内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
 2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

第3章 最低賃金と労働市場(雇用や労働時間への影響)

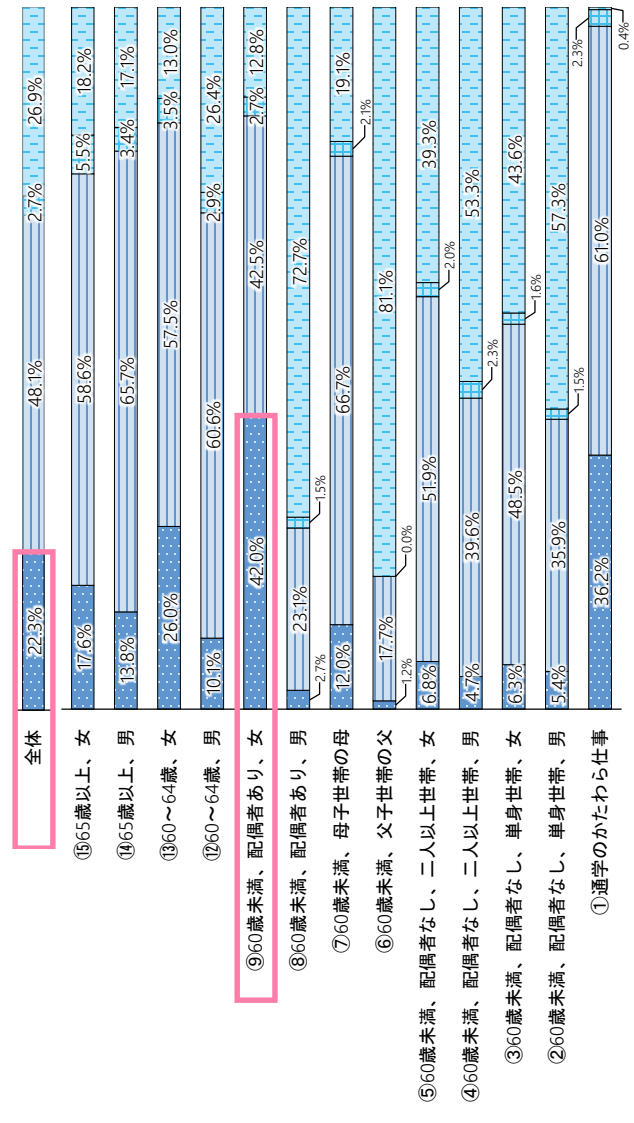
- 最低賃金引上げによる雇用への影響については、完全失業率(左図)や産業別等の雇用者数等の推移をみる限りでは、明確な影響を読み取ることができなかつた。最低賃金の引上げ幅を決定する際には経済・雇用情勢等が勘案されるため雇用情勢が良い時期ほど引上げ幅が大きくなりやすく、最低賃金と雇用には双方向の関係が想定されることから、こうした記述統計の分析によって因果関係を特定することは困難であり、国内外で実証研究が進められている。
- 日本では、最低賃金引上げにより、若年者・女性・教育水準の低い労働者の雇用を減らす影響を示唆する研究がある一方で、そうでない研究もある。また、景気後退期には雇用減の影響が強まることや、労働市場の弛緩期(人員過剰期)には求人数を減らし求職数を増やす影響がある一方、逼迫期(人手不足期)にはその影響が大幅に弱まることを示唆する研究もあるが、定まった結論は得られていない。
- 最低賃金引上げによる労働時間への影響については、先行研究では労働者全体の労働時間への影響はほとんどみられないことなどが示されているが定まった結論は得られていない。一方、最賃近傍雇用者の2割程度は就業調整を行っており(右図)、最低賃金の引上げに伴い賃金が上昇した際、一部の労働者が社会保障制度や税制、企業の賃金制度等を意識して労働時間を減らす可能性もある。

完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移



(資料出所)総務省「労働力調査」
 ① 完全失業率は、月次季節調整値を季移動平均した。
 ② ナイト有一部分は景気後退期、2018年10月の景気の山及び2020年5月の谷は暫定。
 ③ 最低賃金引上げ率は最低賃金の全国加重平均から計算、各年10月から改定後の最低賃金が適用されたものとした。

最賃近傍雇用者の就業調整の有無別内訳

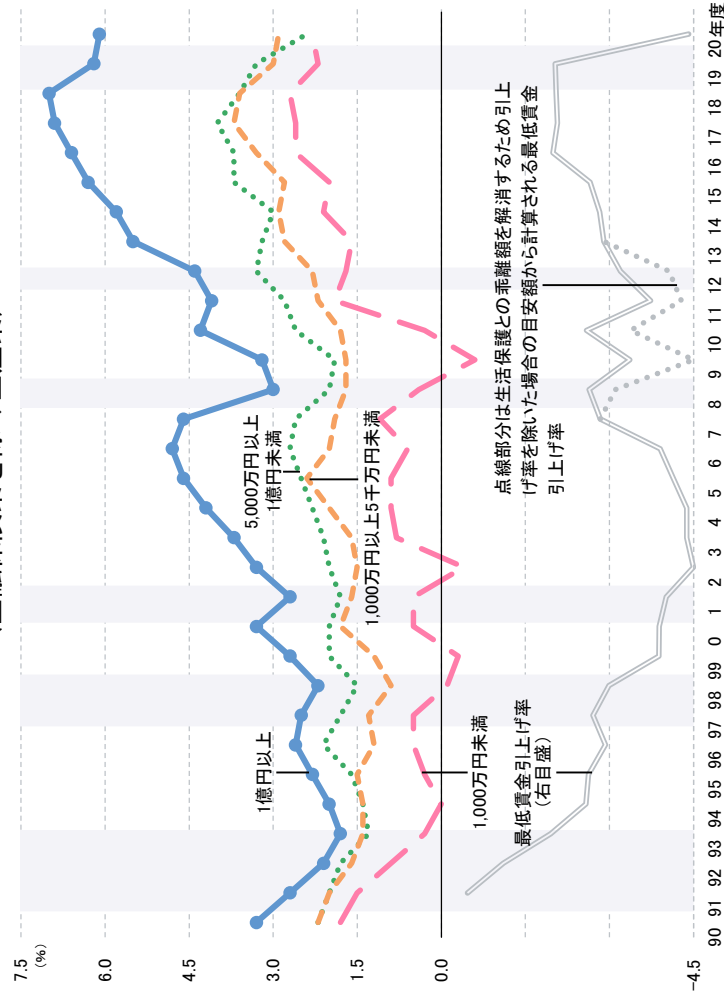


(資料出所)総務省「平成29年就業構造基本調査」の調査票情報(厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成)「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得/500未満/主な仕事の週の労働時間<居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの)×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロッック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
 ② 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

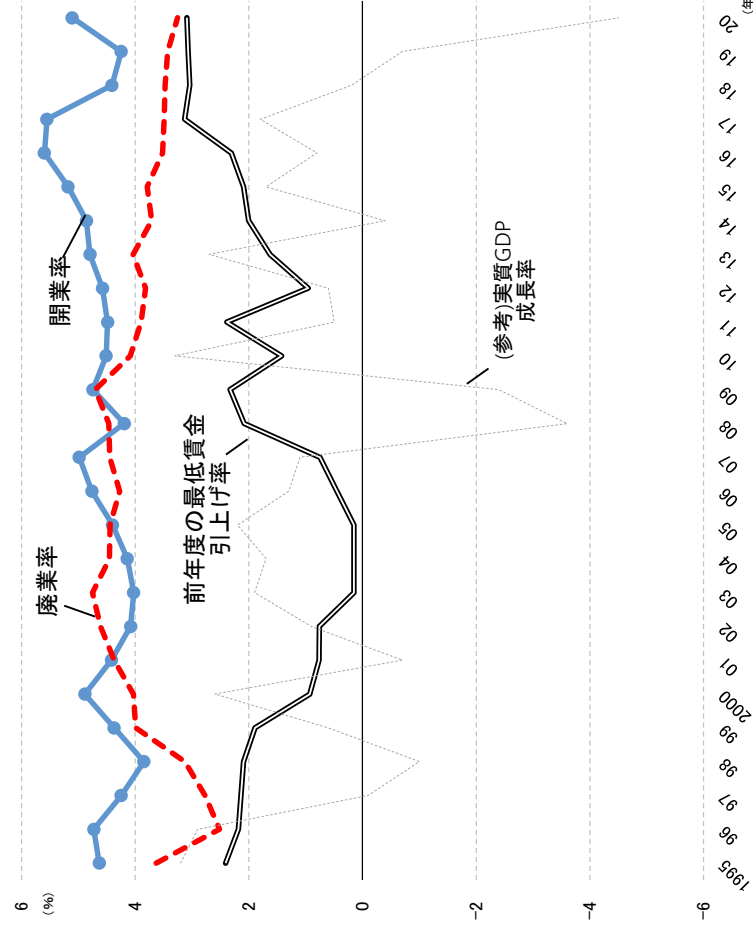
第4章 最低賃金と生産性、企業の対応

- 最低賃金と生産性については、先行研究では、①最低賃金上昇によるコスト増に対処するため、企業が生産性の向上に努めるという「内部効果」と、②生産性の低い企業が規模の縮小や市場からの退出を行い、生産性の高い企業がシェアを拡大するという「再分配効果」が指摘されている。日本でも、例えば、最低賃金引上げに伴い内部効果による生産性の向上はみられないとする研究や、業種によっては低下する又は上昇するとする研究もあり、最低賃金と生産性の関係について定まった結論は得られていない。
- 最低賃金引上げによる企業への影響、企業の対応については、売上高経常利益率の推移(左図)をみると、景気後退期に低下し景気拡大期に上昇しているが、最低賃金が3%程度と高い引上げ率と高い引上げ率となった時期(2016～2019年)にも、上昇傾向にあり、最低賃金引上げと売上高経常利益率との関係は明らかではない。また、開業率・廃業率の推移(右図)をみても、最低賃金引上げとの関係は明らかではない。企業の対応に関する国内の先行研究の蓄積は十分とはいえず、今後の企業調査等の結果にも注視したい。

資本金階級別売上高経常利益率と最低賃金額の推移
(金融保険業を除く全産業)



雇用保険適用事業所でみた開業率・廃業率と最低賃金引上げ率



(資料出所)財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

(注)1.最低賃金引上げ率は、各年度の秋より適用された地域別最低賃金の全国加重平均のもの。

2.シャドー部分は景気後退期、2018年10月の景気の山及び2020年5月の谷は断定。

3.図表の横軸は各年度とも四半期で作成(景気の部分も含む)しており、各データは各年度の第3四半期に表示している。

(資料出所)厚生労働省「雇用保険事業統計」、内閣府「国民経済計算」

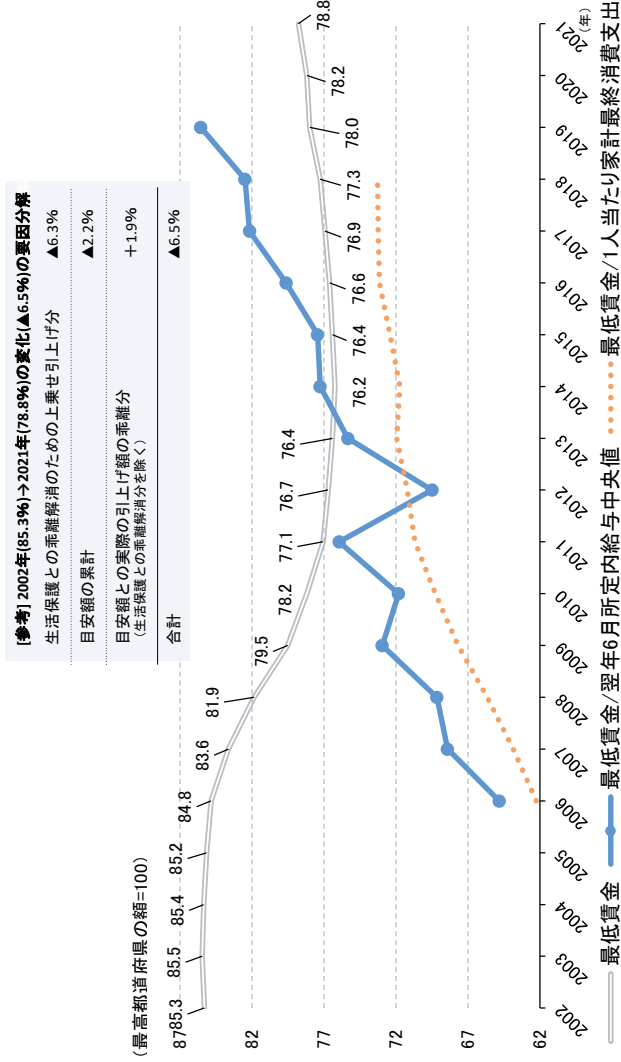
(注)開業率は、年度中に開業した事業所(新設適用事業所)の数を前年度末適用事業所数で除して得た割合、

廃業率は、年度中に廃業した事業所(廃止事業所)の数を前年度末適用事業所数で除して得た割合。

第5章 最低賃金と地域 1. 最低賃金の地域差

- 最低賃金の地域差について、地域別最低賃金額の最高額に対する最低額の割合(左図)をみると、2014年まで低下した後、2015年から上昇傾向にあり、地域差は縮小傾向にある。2002年から2014年までの地域差の拡大を要因分解すると、生活保護との乖離解消のための都市部を中心とした最低賃金引上げ(2008年～2014年)が主な要因であると考えられる。
- また、国内の先行研究では、各都道府県の賃金水準、消費支出等の経済実態を考慮して実質化した最低賃金により、地域差を分析するものがあるが、各都道府県の「最低賃金/所定内給与中央値」や「最低賃金/1人当たり家計最終消費支出」の最高値に対する最低値の割合の推移をみると、ここ10年以上、上昇傾向にあり、実質化した最低賃金の地域差は縮小傾向にある(左図)。
- 都道府県別の最高額に対する最低額の割合を、最低賃金額(名目値)だけでなく、賃金分布の特性値(下位5%目、25%目、50%目、75%目)についてもみると(右図)、最低賃金額で最も大きく、賃金分布の上位の特性値ほど小さくなっていく。これは、賃金の地域差は高賃金層ほど大きく、低賃金層ほど小さくなっており、この中で最低賃金の地域差が最も小さいことを示している。最低賃金があることにより、特に低賃金層の賃金の地域差が一定の範囲に抑えられている可能性が示唆される。

地域別最低賃金等の最高額を100としたときの最低額の推移



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(調査票情報と厚生労働省労働基準局にて独自集計)、内閣府「県民経済計算」(注) 2002年、2021年とも最高額は東京都であり、2002年、2021年とも最低額は沖縄県のみであることから、2002年の東京都の最低賃金額をX、沖縄県の最低賃金額をY、2002年から2021年にかけての各要因による最低賃金の引上げ額を東京都についてa、b、c、沖縄県についてp、q、rとして、下記の式により要因分解。

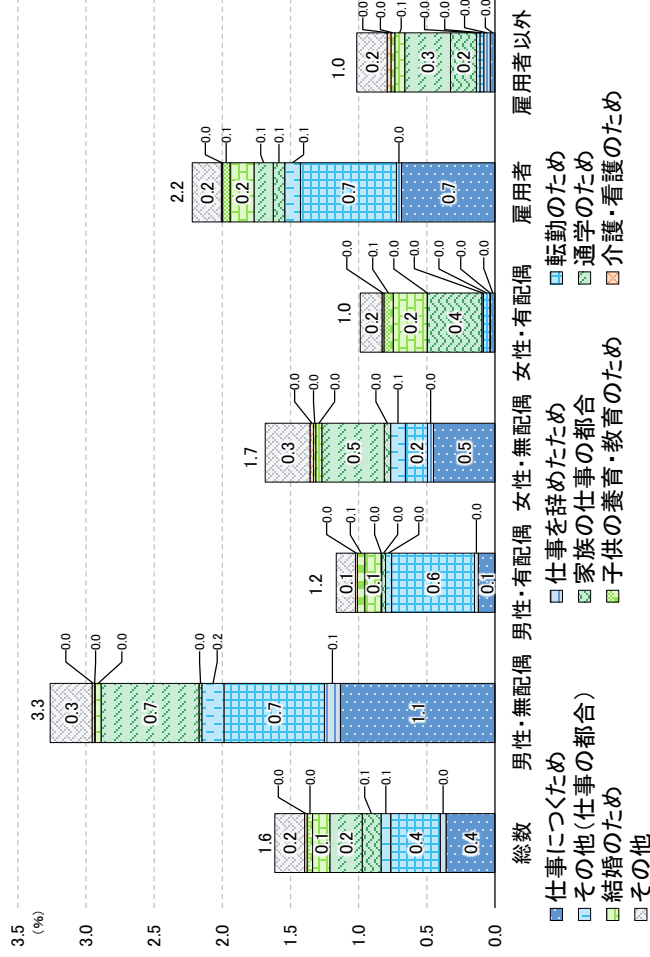
$$\frac{\text{最高額に対する最低額の比率の変化}}{Y+P+Q+R} = \frac{Y}{X+A+B+C} \times \frac{Y}{X+A+B+C} + \frac{P}{X+A+B+C} + \frac{Q}{X+A+B+C} + \frac{R}{X+A+B+C} + \frac{R-X}{X+A+B+C}$$

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省労働基準局にて再集計)
 (注) 1) 最低賃金額は、2019年に決定されたもの。
 2) 第1、2十分位数～平均値は、2020年6月時点(2019年に決定された最低賃金が適用)の1時間当たり所定内賃金による。

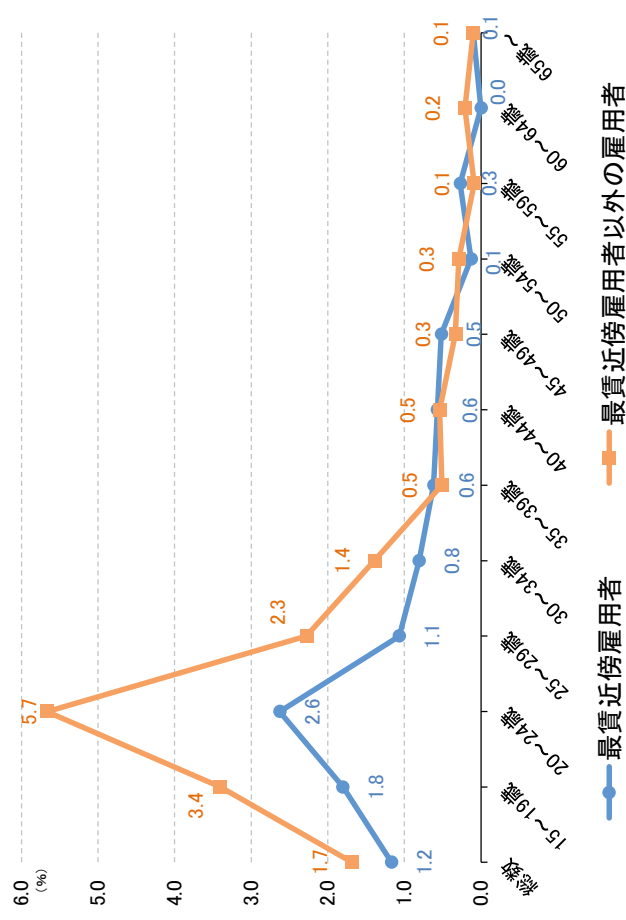
第5章 最低賃金と地域 2. 最低賃金と地域間移動

- 最低賃金と労働者の地域間移動の関係については、国内の実証研究はあまり蓄積がない(米国では、最低賃金の上昇により低賃金層の雇用機会が減少することを通じて、最低賃金が高い地域から低い地域に人口移動が生じるとする研究がある)。
- 県間移動率と移動理由の内訳について男女別・配偶関係別、雇用形態別、雇用形態別、雇用形態別の理由は、「仕事につくため」のほか、家族の仕事の都合、通学、結婚等の様々な理由がある。このうち、「仕事につくため」の割合をみると、男女ともに有配偶者では低く(男性0.1%、女性0.0%)、無配偶者の方が高い(男性1.1%、女性0.5%)。
- 仕事につくために移動する者が相対的に多い無配偶の雇用者に着目し、「仕事につくため」を理由とした県間移動率をみると(右図)、若年層で他の年齢層よりも高く、若年層では最賃近傍雇用者よりもそれ以外の雇用者の方で高い。仕事につくために移動する者が相対的に多い無配偶者・若年者の中でも、最賃近傍雇用者は、それ以外の雇用者に比べて、仕事につくために移動する者は少ないことが分かる。

過去1年間の県間移動率と移動理由の内訳



無配偶雇用者の過去1年間における「仕事につくため」を理由とした県間移動率



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得<50万円/主な仕事の週の労働時間<居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの)×11である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一律に分布していると仮定して集計を行っている。
2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が頻期的でない雇用者は含まれていない。

- 本報告書では、各章における分析を通じて日本の最低賃金の現状や影響について一定程度、事実を明らかにすることができた。他方で、最低賃金の分析の難しさにより、今回の検証では必ずしも明らかとはならず、今後の更なる検証が必要なる論点も見出された。特に、最低賃金が賃金や雇用に影響するのみならず賃金や雇用の状況が最低賃金にも影響するほか、労働市場・企業活動も最低賃金以外の多様な要因から様々な影響を受ける可能性があるため、最低賃金の影響のみを取り出すことが難しいことが背景にある。また、こうした事情に加え、分析に利用できるデータに制約があることなどから実証研究によっても分析結果に相違があり、定説が得られなかったテーマも多い。こうした限界を超えるべく、更なる学術研究の蓄積が期待されよう。
- 最低賃金に関する実証研究の蓄積には一定の時間を要し、また、分析に用いる政府統計の実施頻度にも限りがあるため、本書と同様の報告書を毎年作成することは必ずしも現実的ではない。しかしながら、社会や地域での健全な議論と合意を形成し、合理的な根拠に基づく最低賃金政策を進めるに当たっては、今後とも、定期的に最低賃金の影響について体系的な分析・検証を行い、その成果を関係者と共有していくことがますます望まれる。

<本報告書について>

- 本報告書は、厚生労働省の2021年度委託事業「最低賃金に関する調査研究等事業」により、受託者である株式会社三菱総合研究所が作成。本文中のデータや図表の一部については、厚生労働省労働基準局が提供。
- 本事業では、下記の学識経験者からなる「最低賃金に関する研究会」を開催し、助言・指導を受けた。

【最低賃金に関する研究会】

<委員> ※所属は2022年3月時点、氏名50音順、○は座長

太田 聰一	慶應義塾大学経済学部	教授
川口 大司	東京大学公共政策大学院	教授
神吉 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科	准教授
○玄田 有史	東京大学社会科学研究所	教授
森川 正之	一橋大学経済研究所	教授
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部	教授

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2021年)の概要(速報)

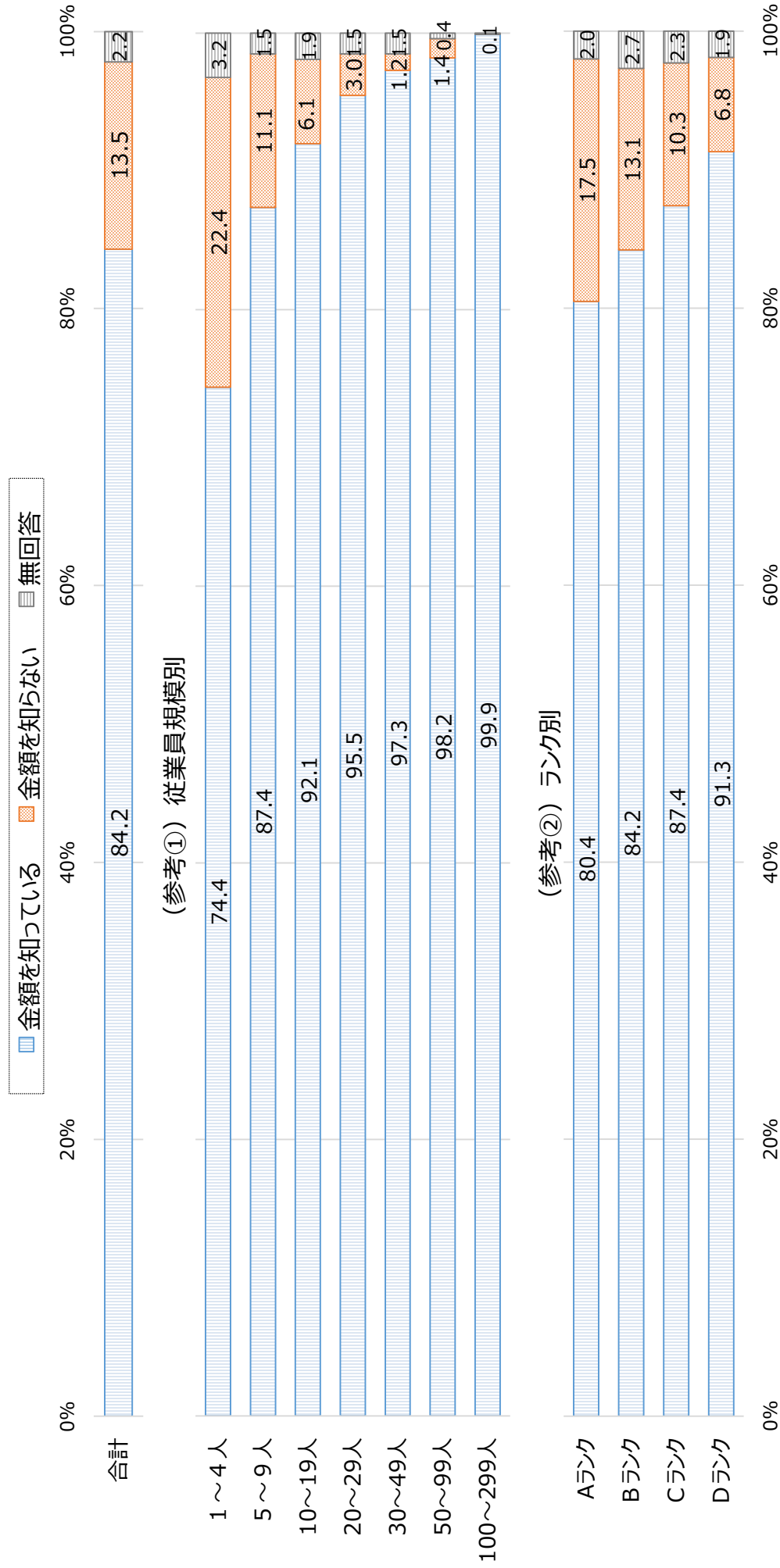
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の概要(速報)

<p>調査の概要</p>	<p>調査の実施機関 労働政策研究・研修機構 (JILPT)</p>	<p>今後の最低賃金に関する検討に資するため、2016年以降の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。</p> <p>従業員規模 1人以上300人未満の全国の企業20,000社 (官公営、非営利法人除く)。 ※民間調査会社が保有する企業データベースから、都道府県のグループ (中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Dの4ランク区分) ごと、産業 (15区分) ×従業員規模 (7区分) 別に層化無作為抽出。</p> <p>郵送による配布・回収</p> <p>2021年11月5日～26日 (12月上旬までに到着した調査票を集計)</p>																																																			
<p>有効回答数・率</p>	<p>有効回答数：6,590社 有効回答率：33.0%</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>有効回答数</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1422</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>1646</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>1617</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>Dランク</td> <td>1905</td> <td>28.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>有効回答数</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2009</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1535</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1269</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>559</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>546</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>429</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>243</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	有効回答数	構成比 (%)	Aランク	1422	21.6	Bランク	1646	25.0	Cランク	1617	24.5	Dランク	1905	28.9	従業員数	有効回答数	構成比 (%)	1～4人	2009	30.5	5～9人	1535	23.3	10～19人	1269	19.3	20～29人	559	8.5	30～49人	546	8.3	50～99人	429	6.5	100～299人	243	3.7												
ランク	有効回答数	構成比 (%)																																																			
Aランク	1422	21.6																																																			
Bランク	1646	25.0																																																			
Cランク	1617	24.5																																																			
Dランク	1905	28.9																																																			
従業員数	有効回答数	構成比 (%)																																																			
1～4人	2009	30.5																																																			
5～9人	1535	23.3																																																			
10～19人	1269	19.3																																																			
20～29人	559	8.5																																																			
30～49人	546	8.3																																																			
50～99人	429	6.5																																																			
100～299人	243	3.7																																																			
<p>有効回答数の等</p>	<p>有効回答企業の主な属性</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>有効回答数</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1436</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1171</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>132</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>266</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>617</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>957</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>74</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>216</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>81</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>312</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>150</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>53</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>85</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>329</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>678</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>33</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	業種	有効回答数	構成比 (%)	建設業	1436	21.8	製造業	1171	17.8	情報通信業	132	2.0	運輸業	266	4.0	卸売業	617	9.4	小売業	957	14.5	金融業、保険業	74	1.1	不動産業、物品賃貸業	216	3.3	宿泊業	81	1.2	飲食サービス業	312	4.7	生活関連サービス業	150	2.3	娯楽業	53	0.8	教育、学習支援業	85	1.3	医療、福祉	329	5.0	上記以外のサービス業	678	10.3	その他	33	0.5
業種	有効回答数	構成比 (%)																																																			
建設業	1436	21.8																																																			
製造業	1171	17.8																																																			
情報通信業	132	2.0																																																			
運輸業	266	4.0																																																			
卸売業	617	9.4																																																			
小売業	957	14.5																																																			
金融業、保険業	74	1.1																																																			
不動産業、物品賃貸業	216	3.3																																																			
宿泊業	81	1.2																																																			
飲食サービス業	312	4.7																																																			
生活関連サービス業	150	2.3																																																			
娯楽業	53	0.8																																																			
教育、学習支援業	85	1.3																																																			
医療、福祉	329	5.0																																																			
上記以外のサービス業	678	10.3																																																			
その他	33	0.5																																																			
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理(ウェイトバック)を行っている。 																																																				

地域別最低賃金額の認知の有無

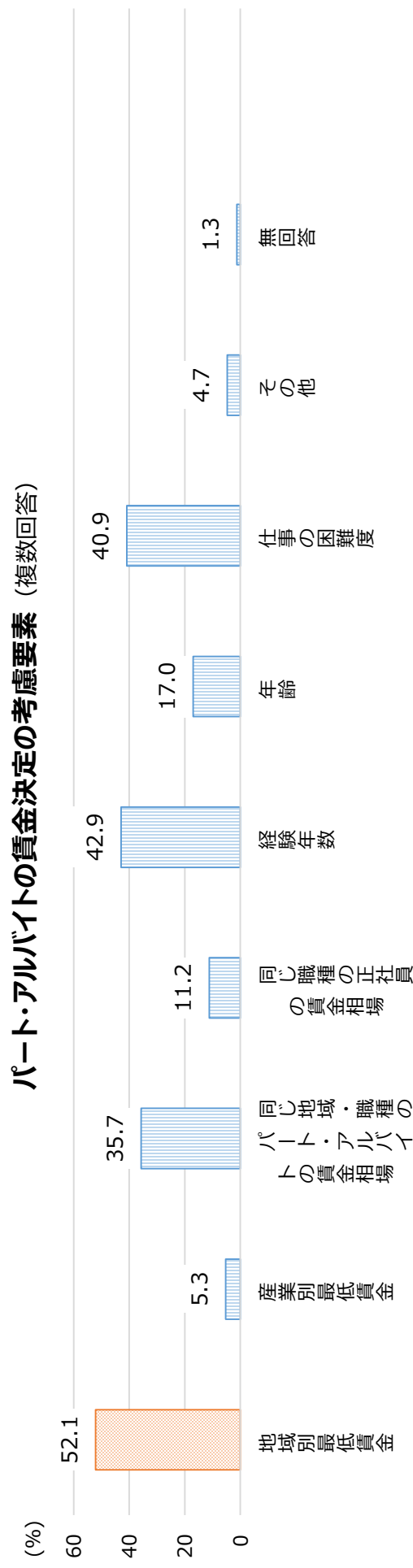
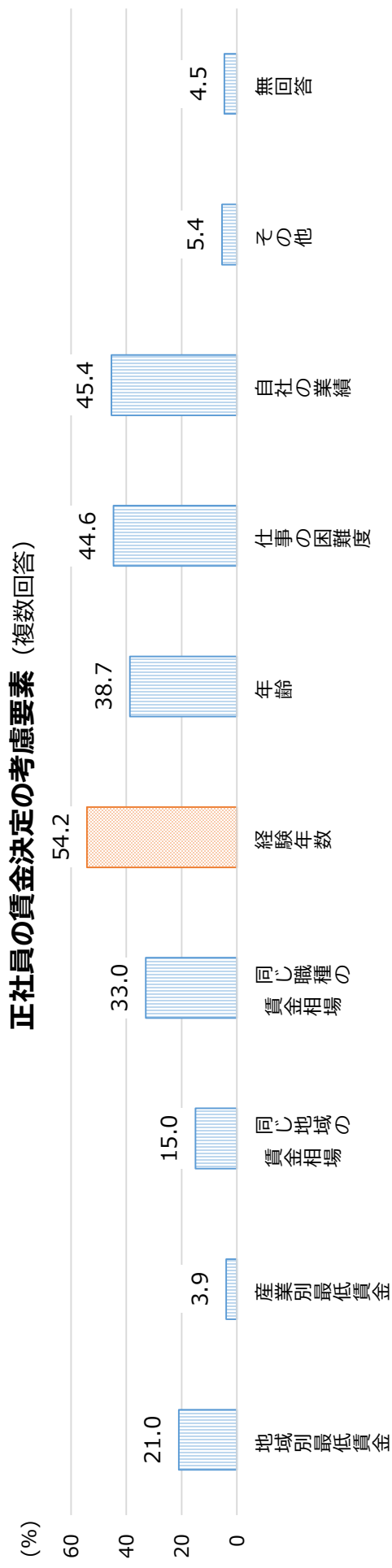
○ 立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金の額を知っている中小企業の割合は84.2%、知らない割合は13.5%となっており、従業員規模別ではD、C、B、Aランクの順に、知っている企業の割合が多い。

本社が立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金の額の認知の有無



正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

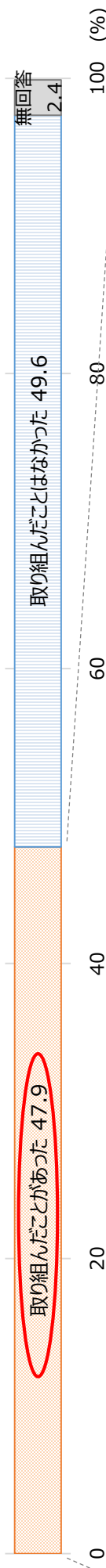
○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「経験年数」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



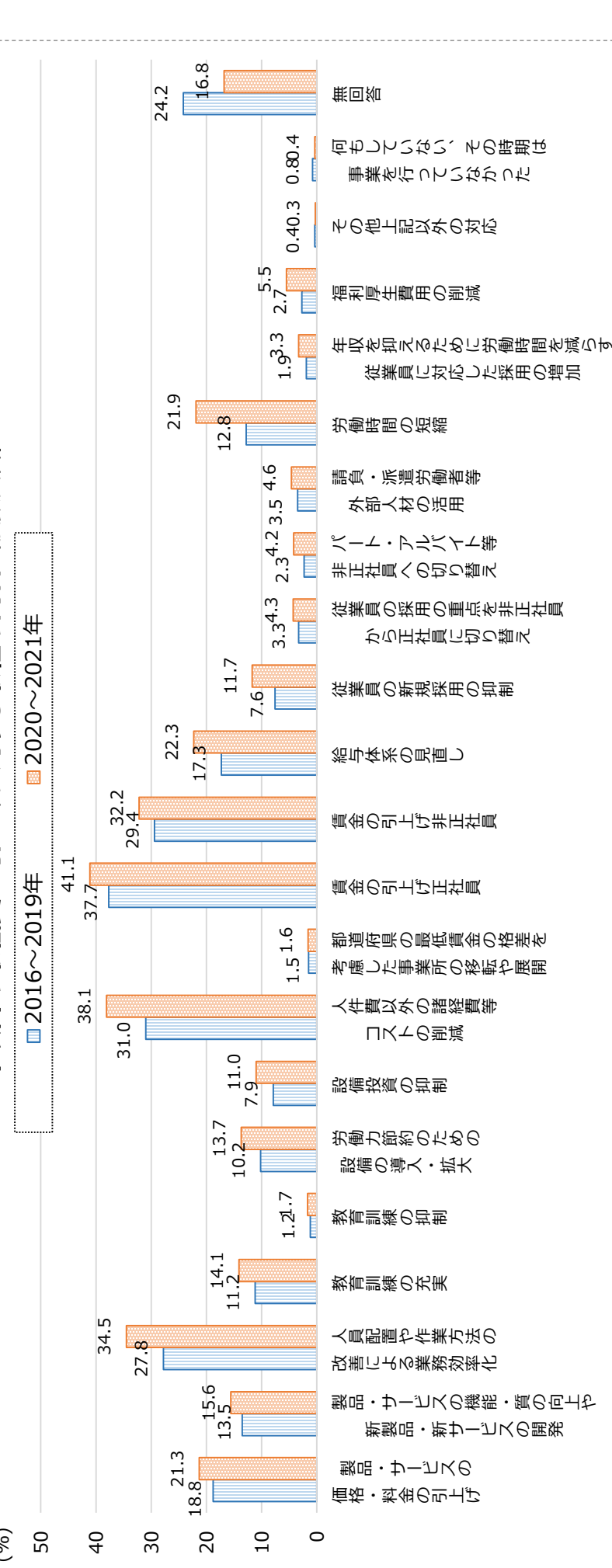
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は47.9%となっており、2016～2019年、2020～2021年ともに、取組の内容(賃金の引上げを除く)として最も多いのは「人件費以外の諸経費等コストの削減」、次いで「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」となっている。

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組の有無



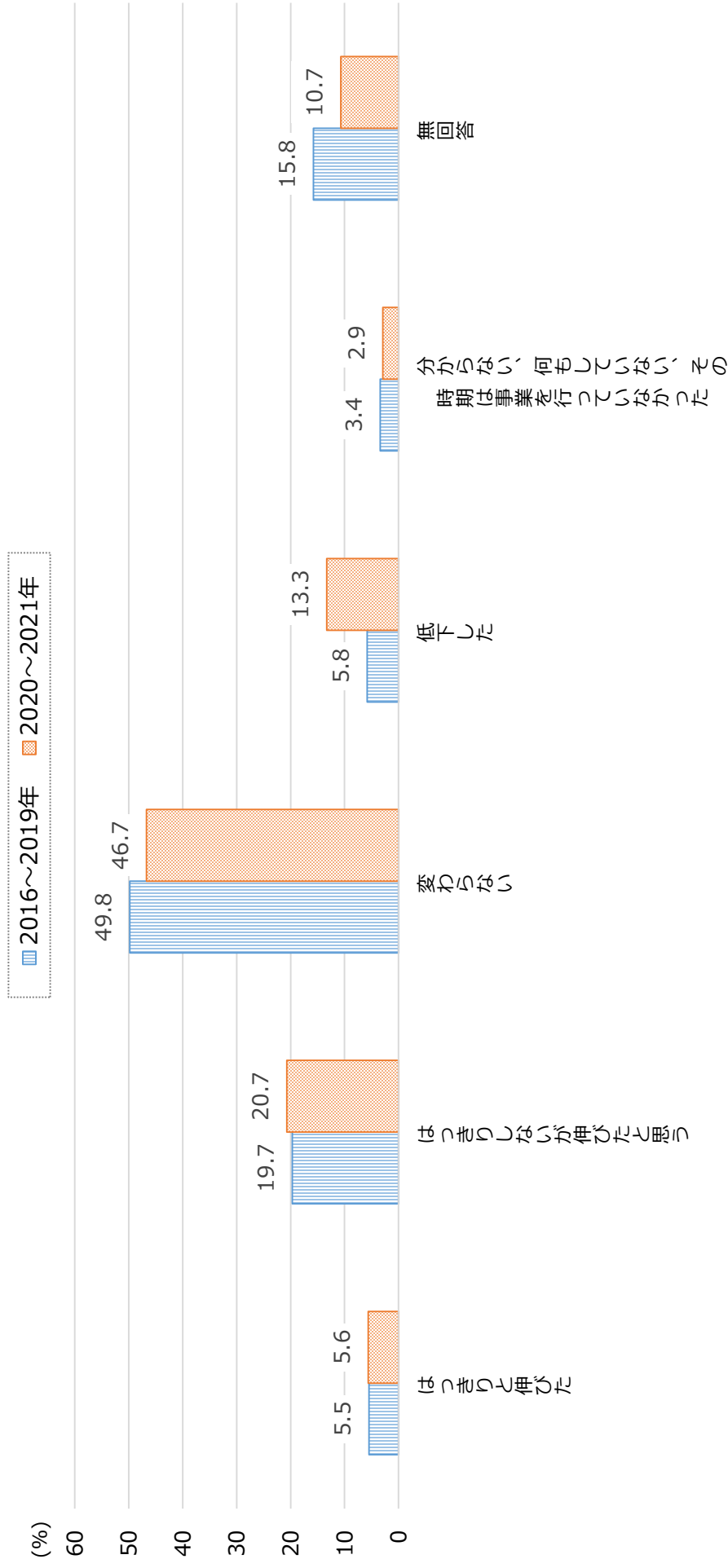
2016年以降の最低賃金引上げに対する取組の内容 (複数回答)



最低賃金引上げに対する取組による労働生産性の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、事業が効率化し、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年ともに「変わらない」が最も多く、半数程度を占めている。

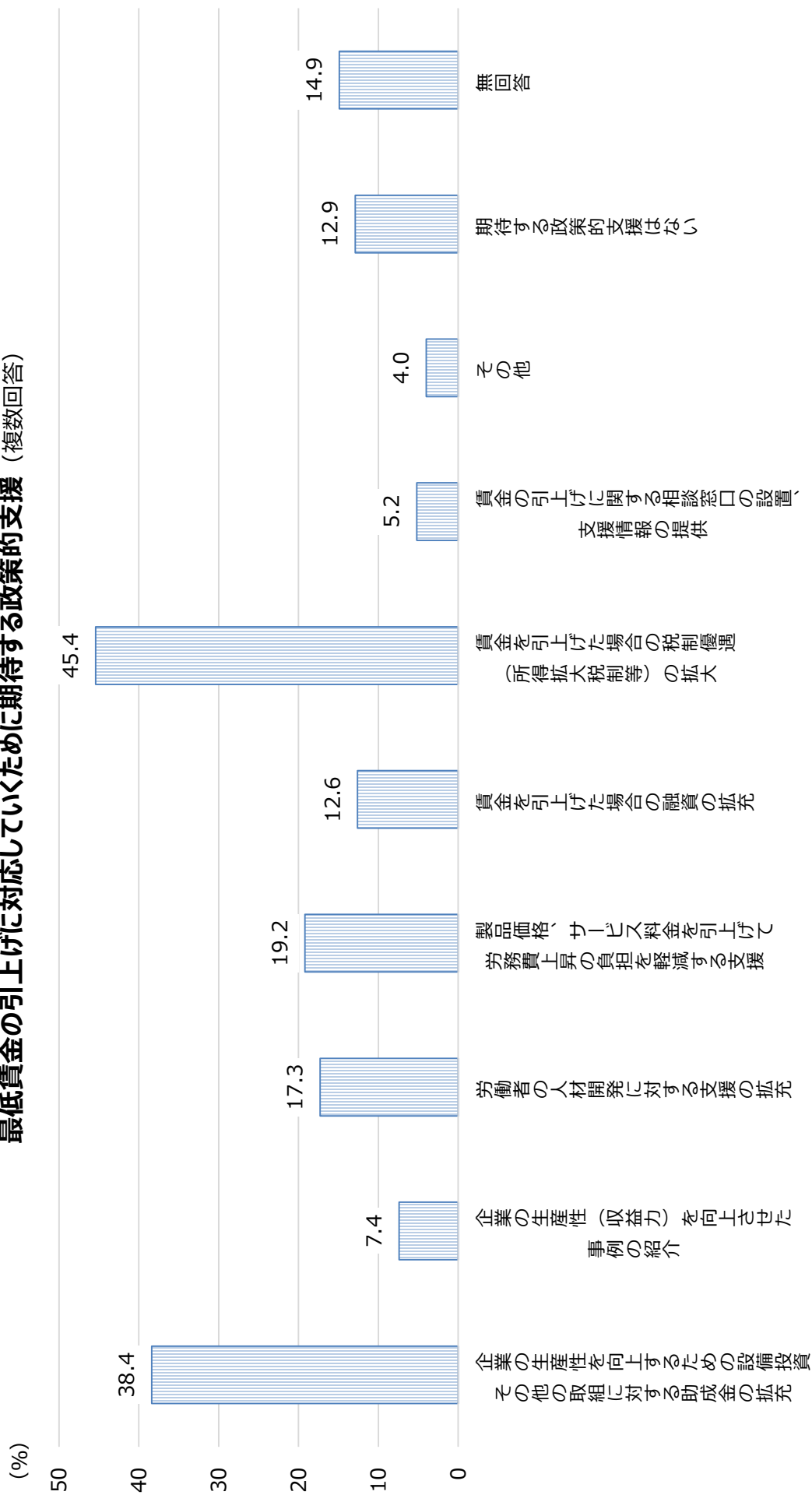
最低賃金の引上げに対する取組の結果、事業が効率化し、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に
関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

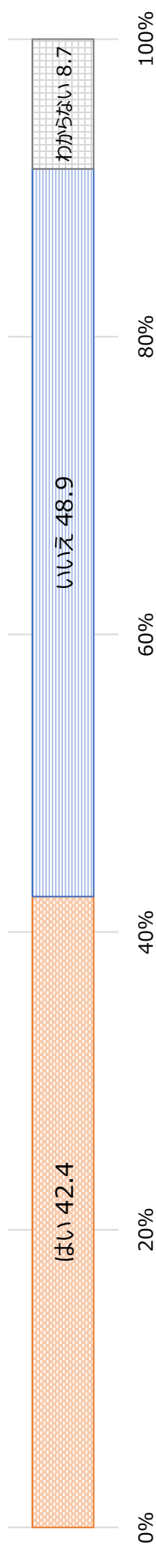
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

<p>調査の概要</p>	<p>調査事業の委託先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）</p> <p>調査の目的 今後の最低賃金に関する検討に資するため、2021年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。</p> <p>調査の対象 時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</p> <p>調査方法 WEB上でのモニター調査</p> <p>調査期間 2022年5月13日～18日</p>																												
<p>有効回答数等</p>	<p>有効回答数：2,895人</p> <p>【性別】</p> <table border="1" data-bbox="811 1052 932 1394"> <tr><td>男性</td><td>601人</td></tr> <tr><td>女性</td><td>2,294人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,895人</td></tr> </table> <p>【年齢階級】</p> <table border="1" data-bbox="811 598 1053 940"> <tr><td>～29歳</td><td>533人</td></tr> <tr><td>30～39歳</td><td>314人</td></tr> <tr><td>40～49歳</td><td>568人</td></tr> <tr><td>50～59歳</td><td>552人</td></tr> <tr><td>60歳以上</td><td>928人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,895人</td></tr> </table> <p>【勤務地の地域区分】</p> <table border="1" data-bbox="811 167 1011 509"> <tr><td>Aランク</td><td>1,429人</td></tr> <tr><td>Bランク</td><td>550人</td></tr> <tr><td>Cランク</td><td>567人</td></tr> <tr><td>Dランク</td><td>349人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,895人</td></tr> </table> <p>有効回答者の属性</p> <p>※ 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 20代男性のみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、20代男性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p> <p>備考 本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業」（2022年）の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</p>	男性	601人	女性	2,294人	合計	2,895人	～29歳	533人	30～39歳	314人	40～49歳	568人	50～59歳	552人	60歳以上	928人	合計	2,895人	Aランク	1,429人	Bランク	550人	Cランク	567人	Dランク	349人	合計	2,895人
男性	601人																												
女性	2,294人																												
合計	2,895人																												
～29歳	533人																												
30～39歳	314人																												
40～49歳	568人																												
50～59歳	552人																												
60歳以上	928人																												
合計	2,895人																												
Aランク	1,429人																												
Bランク	550人																												
Cランク	567人																												
Dランク	349人																												
合計	2,895人																												

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは42.4%であり、賃金上昇額は「20～29円」(25.9%)、「10～19円」(25.2%)、「30～39円」(15.9%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



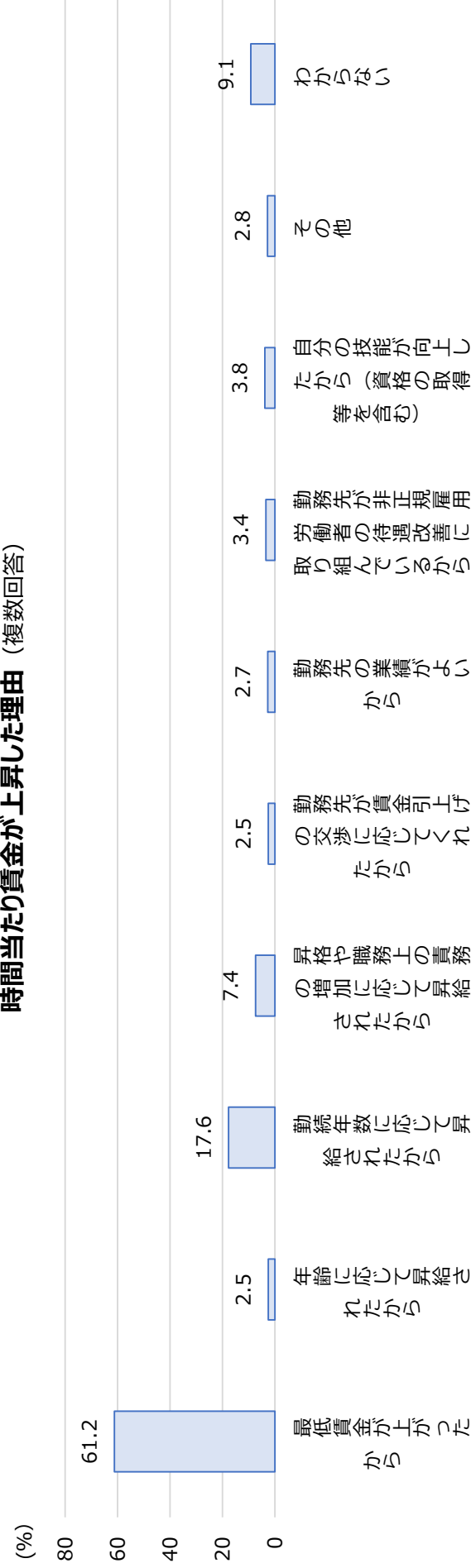
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が増した時期は、「2021年10月」(28.7%)が最も多く、「2022年4月」(17.3%)が次いで多い。時間当たり賃金が増した理由は、「最低賃金が増したから」(61.2%)が最も多く、「2022年4月」(17.3%)が次いで多い。

賃金が増した時期 (複数回答)



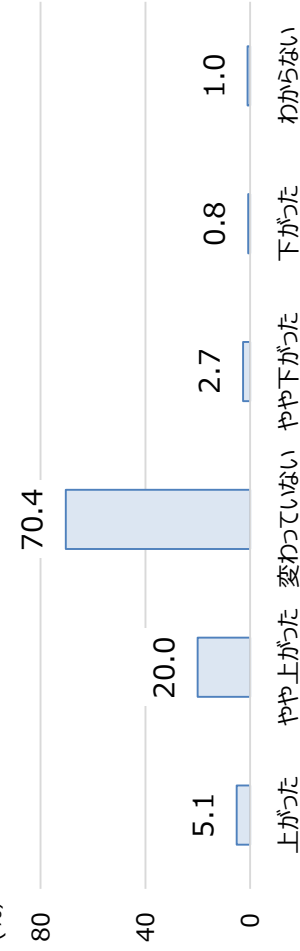
時間当たり賃金が増した理由 (複数回答)



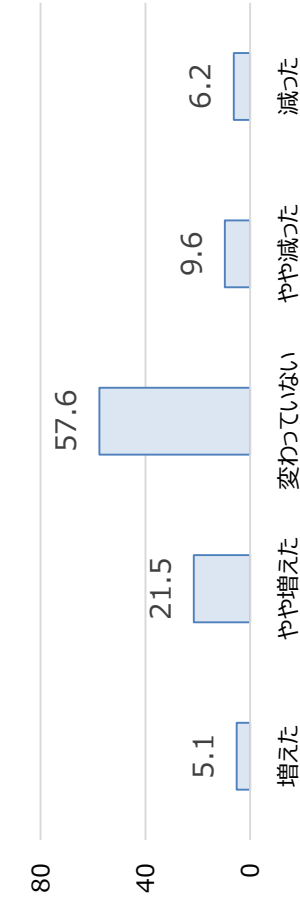
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者のモチベーション、暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、仕事のモチベーションへの影響を尋ねたところ、「変わっていない」が70.4%、「上がった」が25.1%となっている(図1)。また、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を尋ねたところ、「変わっていない」が57.6%、「増えた」が26.6%、「やや増えた」が15.8%となっている(図2)。さらに、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が72.3%、「やや苦しくなった」が20.2%、「苦しくなった」が7.5%となっている(図3)。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」が計59.0%となっている(図4)。

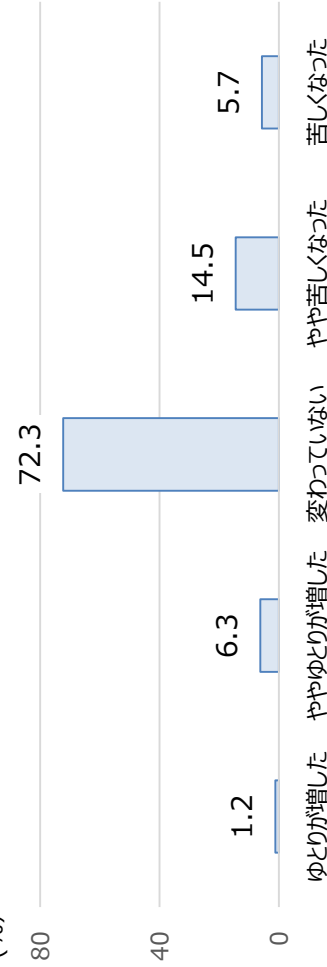
賃金上昇による仕事のモチベーションへの影響 (図1)



主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減 (図2)



1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化 (図3)



増えた賃金の使途 (図4)

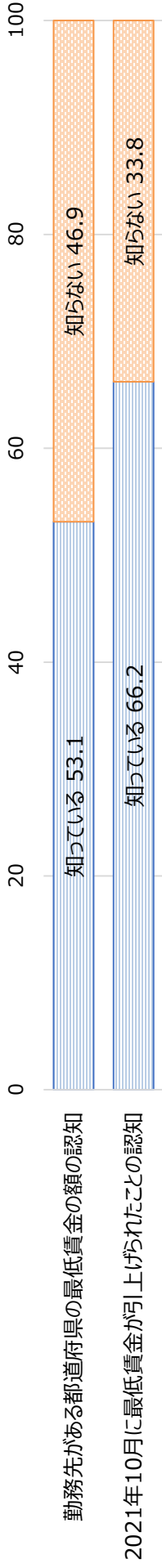


(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(753人)について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(357人)について集計。

(参考)最低賃金額及び2021年10月の引上げの認知の有無、知った経緯・方法

○ ①勤務先がある都道府県の最低賃金の額と、②2021年10月に最低賃金が引き上げられたことについて「知っている」者は最賃近傍雇用者のうち、それぞれ53.1%、66.2%となっており、知った経緯・方法としては、「テレビで知った」がいずれも最も多くなっている。

勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことの認知の有無 (%)



勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法 (複数回答)

□ 勤務先がある都道府県の最低賃金の額を知った経緯・方法 □ 2021年10月に最低賃金が引上げられたことを知った経緯・方法



注) 勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことの認知の有無については、有効回答者(2,895人)について集計。
 勤務先がある都道府県の最低賃金の額を知った経緯・方法については、額を「知っている」と回答した者(1,536人)、2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法については、引き上げられたことを「知っている」と回答した者(1,918人)について集計。

最低賃金審議会に係る基本的事項

《目次》

最低賃金制度の概要	
1 最低賃金法の変遷	1
2 最賃法の概要	2
最低賃金の改定の概要	
1 地域別最低賃金	3
2 特定最低賃金	4
目安制度	
1 目安制度の変遷	5
2 ランク区分と目安	6

《参考資料》

1 山梨地方最低賃金審議会の構成図	7
2 最低賃金決定の仕組み	8
3 山梨県最低賃金額と目安額の状況	9
4 最低賃金審議会の運営に通常使用される基本的用語	10

令和4年度

山梨労働局労働基準部賃金室

最低賃金制度の概要

1 最低賃金法の変遷

(1) 最低賃金法の成立

最低賃金に関する規定は、昭和22年施行の労働基準法（法律第49号）第28条から第31条に定められていたが、最低賃金の決定は時期尚早であるとの連合軍総司令部の考えや、インフレ進行下での最低賃金制実現は困難であることから、実際の最低賃金の決定は行われていなかった。

しかし、各界から最低賃金制導入のための単独立法化要望が強まり、昭和34年4月15日、最低賃金法（法律第137号。以下「最賃法」という。）が公布され、同年7月に施行された。

当時の最賃法は、決定方式として、業者間協定に基づく最低賃金（第9条）、業者間協定に基づく地域的最低賃金（第10条）、労働協約に基づく地域的最低賃金（第11条）、最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（第16条）の4方式が規定されていた。

最賃法施行当初は、法に対する認識が十分でなかったことにより、中小企業経営者を中心に最低賃金の決定を危惧する者も少なくなかったが、行政の啓発・普及活動により、すでに業者間協定を結んでいた業者団体から決定申請への動きが出て、昭和34年8月に静岡県で水産加工業の連合会から決定申請が提出され、我が国初の最低賃金が決定された。

(2) 昭和43年の法改正

昭和43年9月には「より効率的な最低賃金制に進むため（昭和42年中央最低賃金審議会答申）」と、ILO第26号（最低賃金の創設に関する条約）・第131号（開発途上国にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約）の各条約の批准により、最賃法が改正され、業者間協定による最低賃金の決定方式が廃止され、「労働協約に基づく地域的最低賃金」と「労働大臣又は都道府県労働基準局長（現労働局長）が必要であると認めたときは、最低賃金審議会に対し調査審議を求めることができる」という2方式とされた。

これにより労使が対等の立場で参与した審議会による最低賃金の決定方式が急速に普及することとなった。

その後、昭和45年の中央最低賃金審議会の答申を受け、昭和46年度～昭和50年度にかけて実施した「最低賃金の年次推進計画」により地域別最低賃金の普及促進が図られ、昭和51年1月の宮城県での決定を最後に、全国に地域別最低賃金が設定された。

産業別最低賃金は、昭和34年の最賃法施行当初の「業者間協定による決

定方式」により全国各地に誕生した産業別業者間協定、地域別業者間協定などが、昭和43年の改正で廃止されたことに伴い、審議会方式による関係労・使の「申出」による最低賃金の決定に移行した。

また、昭和61年の「新産別最低賃金への転換」により、地域別最低賃金を下回る産業別最低賃金については、順次廃止されることとされた。

(3) 平成19年の法改正(平成19年12月5日公布。平成20年7月1日施行)

ア この改正では、地域別最低賃金は、すべての労働者について、最低限度の賃金水準を保障する役割を担うというセーフティーネットとして位置付けられ、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められることとなり、労働者の生計費を考慮する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、新たに生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされた。

また、罰則について、罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられた。

イ 特定最低賃金については、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を要件として決定できるものとなり、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回らなければならないこととされた。

なお、特定最低賃金の不払いについて、最低賃金法の罰則は適用されなくなっただものの、賃金の全額払違反(労働基準法第24条違反)になることから、これに係る罰則である上限30万円の罰金が適用されることになった。

2 最賃法の概要

(1) 最賃法の目的

最賃法第1条では、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

(2) 最低賃金の効力

ア 最賃法第4条では、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」と規定され、パートタイム労働者を含むすべての労働者を最低賃金額未満の賃金で雇用することが禁止されている。

なお、最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効

とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

イ 最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用される。

特定最低賃金の不払いには最低賃金法の罰則は適用されないが、労働基準法の賃金全額払い違反の罰則である30万円以下の罰金が適用される。

ウ 派遣労働者について、最賃法第13条及び同第18条により、派遣先の地域（業種）の最低賃金が適用される。

エ 最賃法第7条では、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は、労働局長の許可を得れば、減額して適用することができるかと規定されている。

最低賃金の改定の概要

1 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、都道府県毎に定められた最低賃金で、昭和34年の最低賃金法施行以来、昭和51年1月の決定県を最後に全国47都道府県全てで決定され、現行最賃法では、「地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない」と規定されている。

地域別最低賃金の審議は、局長の諮問に始まり地方審議会の答申をもって終了するが、地方審議会の答申を尊重した局長の決定から30日間の官報公示期間を経て最低賃金の効力が発生することとされている。

地域別最低賃金の決定基準等について、平成19年の改正により、地域別最低賃金は、地域における、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされているが、それぞれの基準等は以下のとおりである。

労働者の生計費

当該地域の労働者の生活のために必要な費用

労働者の賃金

当該の労働者全体あるいは低賃金労働者の賃金水準等

通常の事業の賃金支払能力

当該業種において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のこと。

個々の企業の支払能力ではない。

また、地域における3要素の順位は付け難く、総合勘案して最低賃金を決定すべきものとされている。

なお、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、「労働者が健康で文

化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされている。

2 特定最低賃金

最低賃金法施行当初の決定方式であった「業者間協定」から発展した産業別最低賃金は、昭和61年の「新産別最低賃金」への転換により、「地域別最低賃金より高い水準の最低賃金の設定の必要性のある関係労使からの申出により、審議会がその必要性を認めたものについて設定する」とこととされてきたが、平成20年度からは、特定最低賃金の決定については、関係労使のイニシアティブ（主導性）により決定されるものと整理されたので、関係労使の申出を受けた労働局長が地方審議会の意見を聴いて決定できるものとなった。

また、特定最低賃金は、すべての労働者のセーフティーネットである地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないこととされている（法第16条）。

特定最低賃金の審議は、関係労使の決定及び改正等の申出を受け、必要性審議を経て局長の諮問に始まり答申をもって終了するが、答申を尊重した局長の決定から30日間の官報公示を経て最低賃金の効力が発生する点は、地域別最低賃金と同様である。

特定最低賃金の改正の申出には、以下の種類があり、申出を行おうとする関係労使は、審議会の年間スケジュールの調整及び特定最低賃金に係る資料となる基礎調査集計上の必要から、おおむね前年度末（3月）を目途に地方審議会又は労働局長に対して申出提出の意向を表明することとされている。

（1）労働協約ケース

ア 最低賃金の決定等を行おうとする産業の基幹的労働者の相当数に、労働協約が締結されている場合に申し出るもの。

イ 申出の要件 = 同種の基幹的労働者の1/2以上（改正又は廃止の場合は1/3以上）について最低賃金に関する労働協約が適用されていること。

（2）公正競争ケース

ア 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合申し出るもの。

イ 申出の要件 = 事実上の要件として、同種の基幹的労働者の1/3以上（改正又は廃止の場合も1/3以上）の合意がなされていること。

目安制度

1 目安制度の変遷

地域別最低賃金は昭和51年1月までに全国で設定されたが、昭和50年3月25日、当時の野党4党が、「全国一律最低賃金に関する最低賃金法案」を国会に提出し、時を同じくして、労働4団体が「全国一律最低賃金制度の確立」を要求しゼネラルストライキを（昭和50年3月27日）を構えた。

この事態を收拾するため、政府は「中央最低賃金審議会（以下、「中賃」という。）に全国一律最低賃金制度の問題を含め、今後の最低賃金制度のあり方について諮問する」旨の回答を行い、直前の同年3月26日ゼネ・ストは回避されるに至った。

政府から、上記諮問を受けた中賃は、小委員会を設置して検討し、

地域別最低賃金の決定方式について何らかの改善が必要。

最低賃金決定において、中賃の積極的機能を発揮する方向で検討との結論を出し（昭和51年3月22日）、これを基に、昭和52年12月15日、「今後の最低賃金制のあり方について」答申した。

要旨は、

「都道府県審議会における現行の最低賃金決定方式は、地域特殊性を持つ低賃金の改善に有効である。しかし、現行の最賃決定方式は全国的な整合性を常に確保する保証に欠ける面がある。

そこで、当面最低賃金制のあり方としては、地方審議会が決定することを基本とし、その適切な機能発揮のため、全国的な整合性の確保に資する見地から、中賃の指導性を強化するため次の措置を講ずる。

最低賃金決定の基本となる次の事項について、中賃がその考え方を整理して提示する。

- ・ 地域別と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担
- ・ 高齢者の扱い、その他適用労働者の範囲
- ・ 最低賃金額の表示単位期間の取り方

最低賃金額の改訂について、中賃は次により目安を作成し地方に提示する。

- ・ 中賃は毎年、47都道府県をランク別（4つのランクに分けている）に目安を提示する
- ・ 目安は一定時期までに示す
- ・ 目安の提示は53年度より行う

このようにして、昭和53年度より発足した目安制度は、53年度～55

年度までの3年間は全会一致で目安を作成したが、昭和56年度以降は、労使の主張の隔たりが大きく、中賃としての全会一致意見が取りまとめられずに、中賃公益委員の考え方を「公益委員見解」として各地方審議会に提示している。

2 ランク区分と目安

各ランクの区分については、概ね5年に一度見直しが行われ、「所得と消費に関する5指標、給与に関する10指標、企業経営に関する5指標」の計20指標について総合的に指標化して決定されてきた。

平成29年度からは、統計調査の新設・改廃の状況をふまえ「所得・消費に関する5指標、給与に関する9指標、企業経営に関する5指標」の計19指標に見直され、諸指標による総合指数に基づき決定された新しいランクが適用されることとなり、山梨はCランクからBランクに変更となった。

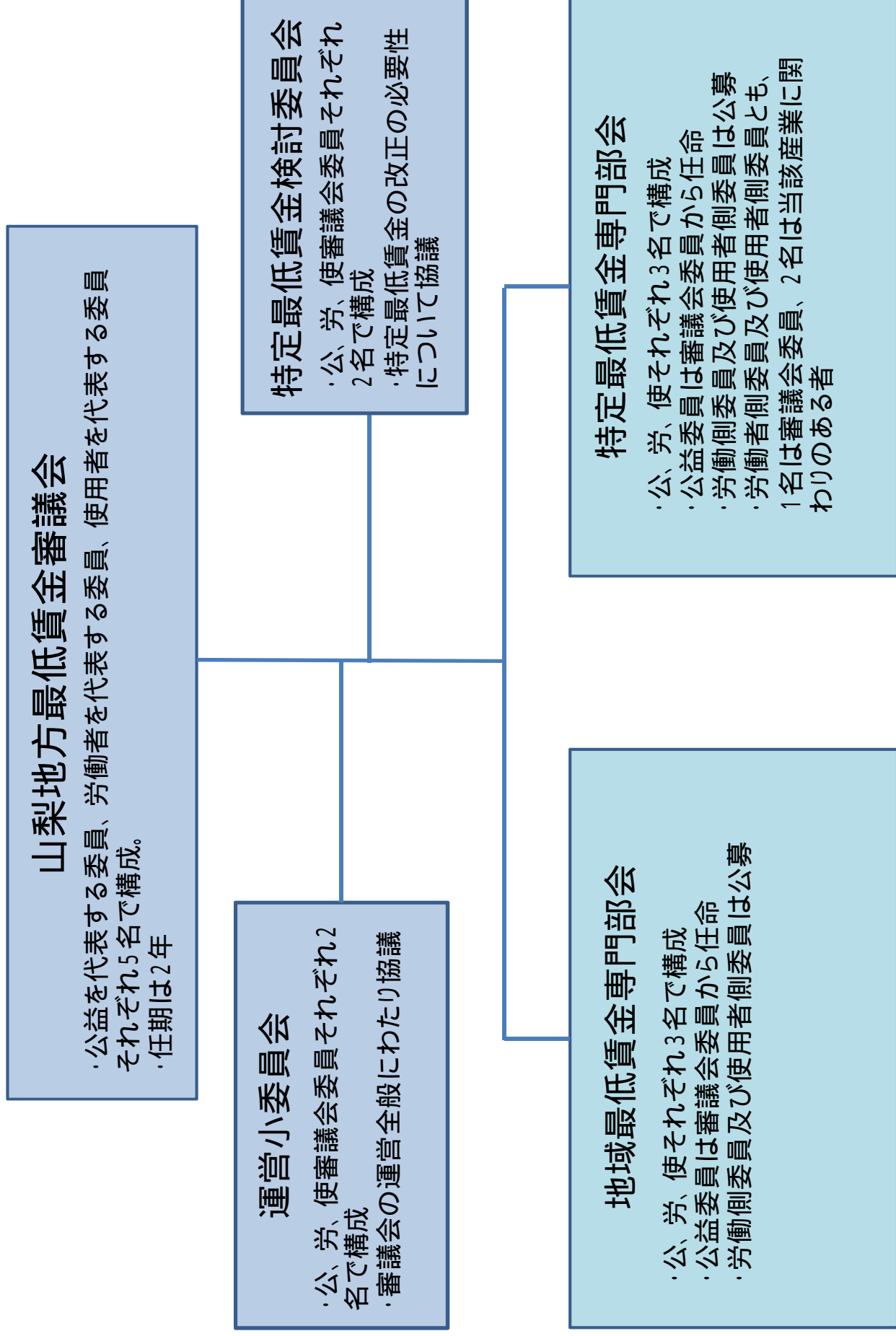
なお、昭和53年度・54年度については、ランクごとに引上げ率が異なっていたが、55年度以降については「引上げ額」は異なっているものの、各ランク同率の「引上げ率」で提示しており、平成14年度と16年度については「目安額」は示されなかった。

平成19年度の目安については、当時の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議を求める諮問がなされたことにより、諸般の事情を総合的に勘案した結果、各ランク同率の引上げ率に基づく「引上げ額の目安」の提示ではなく、各ランクそれぞれの「引上げ額の目安」の提示となり、また、Cランク及びDランクは、それぞれ9～10円、6～7円というこれまでにはなかった幅を持った提示となった。

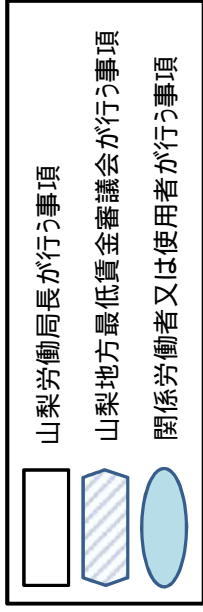
また、平成25年度以降は、「日本再興戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針」等への配慮から、全てのランクで2桁の目安額が示され、さらに、平成28年度以降は、全てのランクについて20円台の目安額が示され、その額は、令和元年度まで年々過去最高を更新していた。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済情勢、雇用情勢等への影響等を踏まえて目安額は示されなかったが、令和3年度については、A～Dランク全てにおいて28円の提示となった。

山梨地方最低賃金審議会の構成図

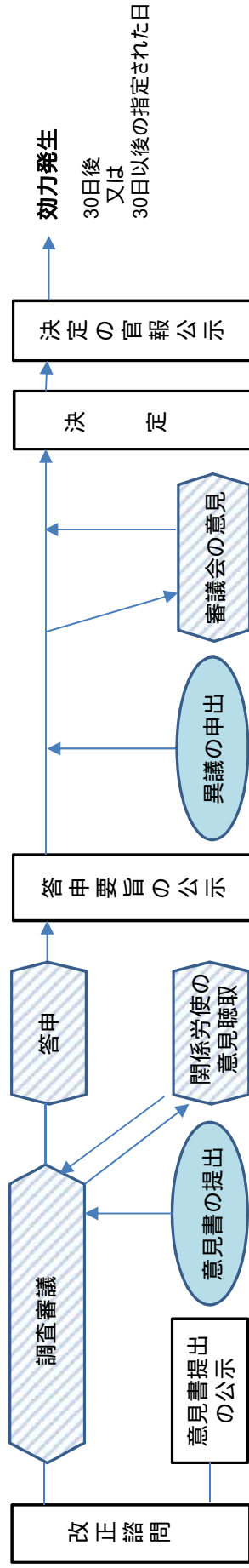


最低賃金決定の仕組み

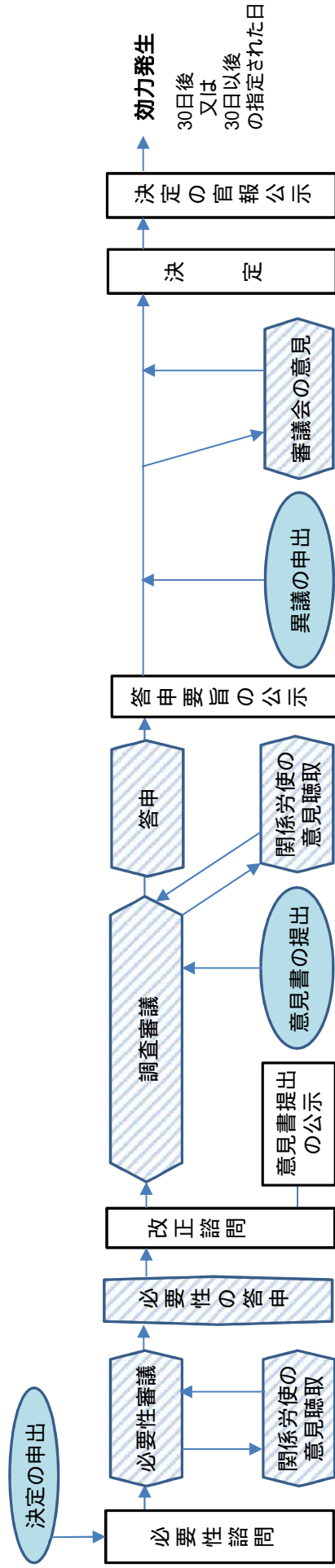


審議会方式による最低賃金

1 地域別最低賃金



2 特定最低賃金



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行われることとされている。

山梨県最低賃金と目安額の状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目安額(円)	+1	+4	+10	+14	+16	+22	+25	+26	+27	-	+28
引き上げ額(円)	+1	+5	+11	+15	+16	+22	+25	+26	+27	+1	+28
目安額に対する 引上額の差(円)	±0	+1	+1	+1	±0	±0	±0	±0	±0	-	±0
山梨県最低賃金 (円)	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866

最低賃金審議会の運営に通常使用される基本的用語

1 共通事項

用語	解説
最低賃金制度	最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。なお、一定の労働者について、減額特例許可を受ければ、最低賃金未満の賃金で雇用することができる。
最低賃金決定の3要素	最低賃金額を決定する際、法第9条により、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決定することとされている。特に、労働者の生計費を考慮するに当たっては、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という文言を引用して「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」とされている。
中賃	中央最低賃金審議会の略称。中賃審ともいう。
審議会方式	最低賃金の決定方式の一つ。公・労・使同数の委員で構成された審議会による調査審議に基づく最低賃金決定方式のことで、局長が必要と認めるときに審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を尊重して決定するもの。現在設定されている山梨県最低賃金、特定最低賃金の決定方式は審議会方式である。
地賃	地域別最低賃金の略称。地域別最低賃金は、賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして位置付けられ、最低賃金の決定の3要素を考慮して定めることとなる。特に、平成20年の法改正により、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされた。
特定最低賃金	都道府県ごとに、一定の事業又は職業ごとに設けられた最低賃金のこと。山梨県の場合は、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」、「自動車・同附属品製造業」の2つが設定されている。業種は、日本標準産業分類によって区分されている。平成20年の法改正以前には、産業別最低賃金と呼ばれていた。
時間額	最低賃金額の表示単位の一つ。平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告により、わかりやすさの観点から、全国すべての最低賃金について、「時間額単独表示」とされ、従来あった日額、週額又は月額表示は廃止された。なお、日額、月額で定められた賃金額は、1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較することとされている。
未満率	最低賃金に関する基礎調査結果に対し、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合。
影響率	最低賃金に関する基礎調査結果に対し、最低賃金額を改正した場合に改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合。
減額特例（最低賃金の減額特例）	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 試の使用期間中の者 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者 軽易な業務に従事する者 断続的労働に従事する者 について、使用者が、労働能力その他の事情を考慮して減額した額について労働局長の許可を受けたときは、許可を受けた金額により最低賃金の効力の規定を適用することができるという制度。

2 審議会関係

用語	解説
本審	山梨地方最低賃金審議会の略称。
諮問	労働局長が、地方最低賃金審議会に対して調査審議を求めること。
専門部会	地域別・特定最低賃金専門部会がある。法第10条又は第12条による最低賃金及び第15条第2項による特定最低賃金の決定又は改正及び廃止について調査審議を求められたときに設置されるもので、運営規程等により任務終了後（答申後で異議申し出期間満了後）に廃止される。毎年、本審において決定される「最低賃金改正等の推進について」により公・労・使各側3名の計9名で組織されており、特定最賃については、関係労使を主体に委員を構成することとされている。
検小・運小	検討小委員会、運営小委員会の略称。公・労・使各側2から3名の委員で構成され、審議会に任意に設けられる協議の場。山梨においては、「最低賃金改正等の推進について」により、「特定最低賃金検討委員会」と「最低賃金運営小委員会」が設置され、各側2名の委員で構成されている。
6条5項の適用	最低賃金審議会令第6条第5項のこと。本審において、あらかじめ議決することにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる制度。山梨では、特定最賃専門部会に適用している。なお、山梨では、決議は全会一致の場合に限られ、全会一致とならない場合は本審を開催し決議することとなる。
定足数	審議会を開催し、議決することができる最低限の出席委員の数。委員の2/3以上又は公・労・使各側それぞれ1/3以上の出席が要件とされている。この規定は、各専門部会についても準用されている。
採決	表決ともいう。審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされている（審議会令第5条第3項）ただし、安易な早期結審による多数決は避けるべきであるとされている。
全会一致	審議会決議の基本である公・労・使の出席委員による一致した決定のこと。特定最低賃金の必要性審議においては、昭和57年中央最低賃金審議会の答申により「全会一致の議決に至るよう努力するものとする。」とされており事実上、全会一致の原則が適用されている。
結審	本審・専門部会等において一定の結論を得るに至り、審議を終了すること。
答申	審議会として、労働局長の諮問事項に対して述べる意見のこと。
法定発効	官報公示の日から起算して30日を経過した日に効力が発生すること。指定日を定めない限り、この日が効力発生日となる。
指定日発効	最低賃金の効力発生日を特定する必要がある場合に、発効日を具体的に定めること。地賃など全国的に一致した効力発生日にしたい場合や複数の特定最賃審議について、異なっている発効日を同一にする場合等の決定に指定日発効とすることがある。
全協	全員協議会の略称。一定のテーマについて、委員全員が自由な議論を行うため、審議会に任意に設けられる協議の場。（中賃全協など）
平場	通常は使用していない言葉。公式な審議の場のこと。本審、専門部会、全協、運小等が含まれる。